

Local Government of Australia and New Zealand

オーストラリアと ニュージーランドの地方自治

令和5年度（2023年度）改訂版



一般財団法人

自治体国際化協会

この冊子は、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として作成されたものです。

「海外の地方自治」の発刊について

当協会では、海外事務所の所管国における地方自治制度をまとめた「各国の地方自治」シリーズを発行しています。

このシリーズは、所管国における政治・社会・経済情勢や、地方行財政等に関わる海外の情報を紹介し、地方自治行政の参考に資することを目的として、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として発行しております。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail:kikaku@clair.or.jp

はじめに

当協会では、各国の地方自治制度や地方行政に関わる個別施策等の調査研究を、海外事務所を通じて行っている。その成果は各種の刊行物等によって日本の地方自治体や地方自治関係者に紹介している。オーストラリアとニュージーランドの地方自治制度の全体的な解説としては、2005年3月に刊行した「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」があった。その後、両国の政治、社会、経済状況の変遷とともに、地方自治制度においても様々な改革・制度変更が行われたこと等を踏まえ、2015年3月及び2018年3月にそれぞれ改訂版を発行した。

今回は、2018年版の構成を基本的に踏襲しつつ、できる限り最新のデータ更新に努めたほか、自治体行政の最新情勢の反映を行うとともに、公営企業や地方自治体の財政運営等日本の地方自治体関係者に興味の高い内容の新設・拡充を行った。

調査にはこの間の統計データの変更・廃止やオーストラリアにおける各州の違い等様々な制約があったが、両国における地方自治の包括的な概説書として、関係者の方々に御活用いただき、また不適切な部分については御指摘・御教示いただければ幸いである。

本書の作成にあたり、両国の地方自治関係者から、説明や情報提供等の御協力をいただいた。オーストラリアにおける地方自治体の財政の作成にあたっては、成城大学の花井清人教授に様々な御教示をいただいた。また、過去29年間にわたる当協会シドニー事務所の諸先輩が行った幅広い調査が、その基盤になっていることはいままでもない。

この場を借りて深く感謝の意を表したい。

2024年3月

一般財団法人自治体国際化協会 シドニー事務所長

■ 目 次 ■

はじめに

第1編 オーストラリアの地方自治

第1章 オーストラリア及びその政府構造の概要

第1節 オーストラリアの概要	1
第2節 オーストラリアの政府構造	7

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数	10
第2節 地方自治体合併	12
1 各州における地方自治体合併の変遷	12
2 2016年ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体合併	14
(1) 地方自治体合併の概要	14
(2) 合併の目的及び手順	14
(3) 合併へのインセンティブ	15
(4) 合併の一時停止	15
(5) 地方自治体合併を巡るその後の動向	15
第3節 地方自治体の権限及び事務	19
1 地方自治体の権限	19
2 地方自治体の事務	20
第4節 地方自治体の組織	23
1 組織の基本構造	23
2 議会	23
(1) 役割	23
(2) 議長(市町村長)	24
(3) 議員	25
第5節 地方自治体の州組織・全国組織	27
1 地方自治体協会	27
2 地方自治体専門家協会	27
3 国家内閣	27
第6節 地方自治体の選挙制度	28
1 被選挙権	28
2 選挙権	28
3 投票義務	29

第7節 住民の地方自治への直接参加	38
1 直接参政制度	38
(1) 連邦における国民投票	38
ア 憲法改正手続における国民投票 (Referendum)	38
イ 諮問型国民投票 (Plebiscite)	39
(2) 州における州民投票	39
(3) 地方自治体における住民投票	41
ア 州憲法上の住民投票 (Constitutional Referendum)	41
イ 地方自治体による諮問型住民投票 (Council Poll)	41
(4) その他の直接参政権	42
2 請願	43
3 パブリック・コンサルテーション	43
(1) 地方自治体の長期計画策定における連携	43
(2) その他の事案における連携	43
4 情報公開	44
第3章 地方自治体の財政	
第1節 地方自治体の財政構造	45
1 全政府における地方自治体の相対的規模	45
2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較	46
3 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較	47
第2節 地方自治体の財源	50
1 資産税	50
2 交付金	50
3 手数料及び罰金	50
4 公営企業純益	50
5 その他	51
第3節 資産税 (ニュー・サウス・ウェールズ州の場合)	51
1 資産税の種類	51
2 資産税に関わる土地の評価	51
3 税率の決定	53
4 納税義務者と納税方法	53
5 非課税特例制度	54
6 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮	54
7 レイト・ペギング制度	55
第4節 交付金	56
1 州への交付金	56
(1) 政府間の財政協定	56

(2) 一般歳入助成金 (General Revenue Assistance)	57
(3) 特定目的助成金 (Payments for Specific Purposes)	58
2 地方自治体への交付金	60
(1) 連邦から地方自治体への交付金	60
(2) 州から地方自治体への交付金	61
第5節 借入制度	63
1 州による借入	63
2 地方自治体による借入	65
3 州及び地方自治体の借入の状況	66
第6節 健全な財政運営	67
1 地方自治体の財政に関する計画	67
(1) 長期財政計画 (Long-Term Financial Plan)	68
(2) 人員管理計画 (Workforce Management Planning)	68
(3) 資産管理 (総合) 計画 (Asset Management Planning)	68
2 地方自治体の財政に関する報告	71
(1) 予算審査報告書	71
(2) 財務報告	71
ア 事業成績率	71
イ 自主財源比率	72
ウ 流動比率	72
エ 債務負担率	72
オ 資産税・使用料残高比率	72
カ 現金支出準備率	72
3 地方自治体の財政運営への州政府の関与	75
第7節 州の公営企業	76
1 オーストラリアにおける州公社	76
2 ニュー・サウス・ウェールズ州における州公社	76
(1) 州公社の特徴	76
(2) 州公社の種類及び根拠法	77
(3) 出資大臣と担当大臣の関係	78
(4) ニュー・サウス・ウェールズ州政府と州公社との関わり	78
ア 州公社のガバナンス及び説明責任	78
イ 出資大臣の役割	79
ウ 担当大臣の役割	80
3 ハンターウォーター公社について	80
(1) 事業概要	80
(2) 運営体制及びコーポレートガバナンスのフレームワーク	81
ア 取締役会	83

イ 取締役委員会	83
ウ 情報開示方針	84
エ 財務諸表に関する報告	84
(3) 財務状況	85
第8節 地方自治体の公営企業	86
1 地方自治体の公営企業（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）	86
2 地方自治体の公営企業の例 （ケンプシー・シャイア・カウンシルの上下水道事業体）	86
第4章 地方自治体公務員制度	
第1節 地方自治体の職員数	88
1 概況	88
2 職員数の変化	88
3 地方自治体職員の年齢構成	90
第2節 法的基礎	91
1 職員制度に関する法令	91
(1) 通則	91
(2) 地方自治体職員に適用される裁定	91
2 上席職員制度	91
(1) 概要	91
(2) ジェネラル・マネージャー	92
ア 地方自治体の常勤最高位職	92
イ 権限	93
ウ 任用	93
3 給与	94
4 定数、組織・職の改廃	96
第3節 任用（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）	96
1 任用原則－雇用機会均等	96
2 任用方法	96
第4節 任用後	98
1 人事異動	98
2 昇任	98
3 退職	98
(1) 解雇	98
ア 上席職員の解雇	98
イ 一般職員の解雇	98
(2) 定年制度	99
第5節 勤務条件	99

第2編 ニュージーランドの地方自治

第1章 ニュージーランド及びその政府構造の概要

第1節 ニュージーランドの概要	103
第2節 ニュージーランドの政府構造	108

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数	112
第2節 地方自治体の権限及び事務	116
1 地方自治体の権限及び事務	116
2 政府間の事務配分	117
3 地域自治体の事務	119
4 広域自治体の事務	120
5 統合自治体の事務	121
6 地域自治体と広域自治体の連携	121
第3節 地方自治体の組織	122
1 組織の基本構造	122
2 議会及び市長	123
(1) 役割	123
(2) 選出方法	123
(3) 報酬	125
(4) 議会の運営	126
(5) 地方自治大臣による議会の執行停止	127
3 首席行政職員	127
4 コミュニティ委員会 (Community Board)	128
5 企業の活動を行うための組織	129
(1) ビジネス・ユニット	130
(2) 公律企業 (Council-Controlled Organisation)	130
第4節 地方自治体の活動例	131
1 地域自治体 (ハミルトン市)	131
2 広域自治体 (ワイカト広域自治体)	133
3 統合自治体 (オークランド市)	135
(1) 市長	135
(2) 議会	135
(3) 地域委員会	136
(4) 首席行政職員	136
(5) 公律企業	136
(6) 法定マオリ独立委員会	137

(7) 諮問委員会	137
第5節 地方自治体の全国組織	140
1 地方自治体協会	140
2 地方自治体管理者協会	140
第3章 地方自治体の財政	
第1節 地方自治体の財政構造	141
1 全政府における地方自治体の相対的規模	141
2 中央政府及び地方自治体の歳入内訳	142
3 中央政府及び地方自治体の歳出内訳	143
第2節 地方自治体の財源	145
1 資産税制度	145
(1) 資産税制度の概要	145
(2) 資産税の種類と課税客体	146
ア 普通資産税	146
イ 統一年間使用料	146
ウ 目的別資産税	147
エ 水道供給目的資産税	147
(3) 課税客体の評価	150
(4) 非課税客体と減免措置	151
(5) 資産税の徴収	152
(6) その他	153
ア 縦覧制度	153
イ 不服申立て	154
ウ 税額の更正	154
エ 少額資産税の不徴収	154
2 借入制度	155
(1) 借入制度の概要	155
(2) 地方自治体金融機構からの借入	155
(3) 借入の制限とその指標	157
ア 借入負担指標 (Debt Affordability Benchmark)	157
イ 借入利息指標 (Debt Servicing Benchmark)	157
ウ 借入管理指標 (Debt Control Benchmark)	157
(4) 地方自治体の借入の状況	158
3 使用料及び手数料等	159
第3節 地方自治体の健全な財政運営	162
1 地方自治体の財政に関する計画	162
(1) 財政戦略 (Financial strategy)	162

(2) インフラ戦略 (Infrastructure strategy)	163
(3) 資金調達・財務方針 (Funding and financial policies)	163
ア 歳入・資金調達方針 (Revenue and financing policy)	163
イ 債務管理方針 (Liability management policy)	163
ウ 投資方針 (Investment policy)	164
2 地方自治体の財政に関する計画	164
(1) 資産税支払能力指標 (Rates Affordability Benchmark)	164
(2) 均衡予算指標 (Balanced Budget Benchmark)	164
(3) 必須サービス指標 (Essential Services Benchmark)	165
(4) 運営管理指標 (Operations Control Benchmark)	165
3 地方自治体の財政の監査	165
第4章 地方自治体公務員制度	
第1節 地方自治体の職員数	166
第2節 地方自治体職員に関する法令	167
第3節 職員との雇用契約	168
第4節 勤務条件	168
第5節 任用	173
第6節 退職	175
第5章 最近の地方行政の動き	
第1節 2010年地方自治法改正	176
第2節 Better Local Government (2012、2014年地方自治法改正)	177
1 地方自治体の改革方針	177
2 2012年地方自治法改正	177
(1) 地方自治体の目的の見直し	178
(2) 財政責任に対する要件を導入	178
(3) 地方自治体のガバナンスの強化	178
ア 市長の権限の拡大	178
イ 地方自治体が策定する報酬及び雇用計画 (Remuneration and Employment Policy)	179
ウ 地方自治大臣の地方自治体支援 (関与) の強化	179
(4) 地方自治体の再編手続の合理化	179
3 2014年地方自治法改正	180
(1) 開発負担金の見直し	180
(2) オークランド市以外での地域委員会の設置	180
(3) 地方自治体の効率的な公共サービスの提供とガバナンス	181
(4) 住民との協議、意思決定、長期計画及び年次計画	181

(5) インフラ戦略及び資産運用	181
第3節 2019年地方自治法改正	182
1 2019年5月地方自治法改正	182
(1) 地方自治体の目的の見直し	182
(2) 開発負担金の見直し	182
2 2019年10月地方自治法改正	182
(1) 地方自治体の再編手続の見直し	183
(2) 公律企業に関する規定の改正	183

参考文献リスト

第1編 オーストラリアの地方自治

第1章 オーストラリア及びその政府構造の概要

第1節 オーストラリアの概要

オーストラリアは1つの大陸全体を主な国土としており、その面積は約769万km²におよぶ。これは、アラスカを除いた米国とほぼ同じ大きさであり、ロシア、カナダ、米国、中国、ブラジルに次いで世界第6位である。

人口は約2,540万人で、日本の約5分の1に過ぎない。また、西部台地と中央低地の大部分は乾燥地帯であるため人口は一部の地域に集中しており、大陸の沿岸部、特に南東部に占める割合が大きく、6つの州及び2つの特別地域（北部特別地域、首都特別地域）の州都地域に65%以上が居住している¹。

1770年、英国人探検家ジェームズ・クックがオーストラリア大陸に上陸し、英国領とすることを宣言した。その後、1788年1月に英国の犯罪者流刑植民地としてシドニーの植民が始まり、1803年のタスマニアから1859年のクイーンズランドに至るまで、50年以上かけて現在の6州の基礎となる6つの植民地（居留地）が設置された²。英国の犯罪者の移送は1868年まで続いた。

これらの6つの植民地はそれぞれ英国から自治権を与えられていたが、1900年7月、英国でオーストラリア連邦憲法が可決され、1901年1月に発効された。これにより、植民地はオーストラリアの州となり、新しいオーストラリア連邦議会が結成された。

連邦発足同年の12月、連邦議会は「移民制限法」（Immigration Restriction Act 1901）を制定し、この法に基づいた制限的な移民政策は、「白豪主義政策」と呼ばれた。

しかし、その後の政府は、経済上の必要性から移民政策の制限を徐々にゆるめざるを得なくなった。特に第二次世界大戦後の経済復興と急速な経済発展の時期には、海外からの労働力を必要とし、移住者を奨励した。第二次世界大戦の直後は、移民の約4分の3がイギリスやアイルランドの出身であったが、1960年代半ばまでには、この割合が40%まで減少し、代わりにその他のヨーロッパ（主に南ヨーロッパ）からの移民が同程度の割合を占めるようになった。また、1950年代と1960年代には、多くのアジア人、教会及びその他のグループな

¹ Australian Bureau of Statistics (ABS), *2021 Census*,

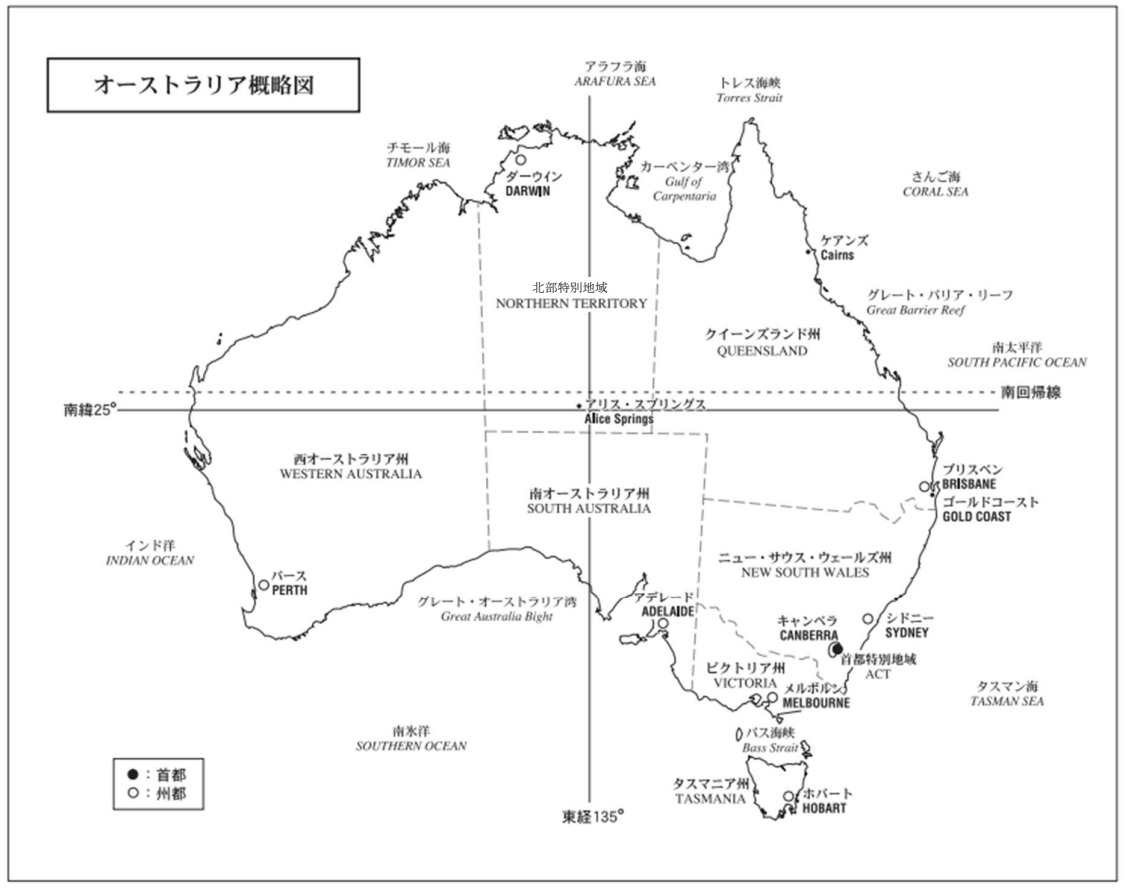
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/population-census/2021>> (Accessed 2024-1-31).

² ビクトリア植民地とクイーンズランド植民地は、それぞれ1851年と1859年にニュー・サウス・ウェールズ植民地より分離

どが「白豪主義政策」の撤廃に向けて抗議を行った。1966年、一部の非ヨーロッパ系と技能を有するアジア系の移民に門戸を開いた。やがてオーストラリア中で人々は移民受入計画に全ての国を含めることの価値を認識するようになり、1973年、白豪主義政策は廃止された。

こうして、オーストラリアは多くの移民を受け入れ、多民族・多文化国家が形成されていた(図表1-3参照)。また、この移民政策と戦後のベビーブーム等により、人口は1947年から1988年にかけて倍増し、1,600万人に達した。オーストラリアの現人口約2,540万人のうち約29%が海外生まれの移民であり、その二世を含めると約50%になる¹。

図表1-1 オーストラリア概略図³



³ シドニー日本商工会議所「オーストラリア概要 2023/2024年版」

図表1-2 日豪の地理的・人口統計的データの比較

	豪 州		日 本
	全国	ニュー・サウス・ウェールズ州	
面積	769 万 km ² ※世界第6位、日本の約20倍	80 万 km ²	38 万 km ²
位置	東経 113～154 度 南緯 10～ 44 度 キャンベラ：東経 149 度 南緯 36 度	東経 143～154 度 南緯 28～ 38 度 シドニー：東経 151 度 南緯 34 度 ⁴	東経 123～154 度 北緯 20～ 46 度 東京：東経 139 度 北緯 36 度
気 候	熱帯性気候から温帯性気候 まで多様 (国土の4割弱が熱帯性)	【シドニー】(2023年) ⁵ 平均気温 夏 22.8 度 (1月) 冬 14.7 度 (7月) 年間降雨量：988mm	【東京】(2023年) ⁶ 平均気温 夏 28.7 度 (7月) 冬 5.7 度 (1月) 年間降雨量：1,396.5mm
人 口 ⁷	2,542 万人 (2021年6月)	807 万人 (豪州の32%) (2021年6月) ※シドニー地域 523 万人 ※シドニー市 21 万人 (2021年6月)	1 億 2,486 万人 (2023年5月)
人口密度	3.3 人/km ²	10.10 人/km ²	330.32 人/km ²

⁴ 緯度の数値は、愛媛県新居浜市（北緯 33.57、東経 133.15）とほぼ同じ。The Times, *The Index-Gazetter of the World*, 1965.

⁵ 気象庁「地点別データ・グラフ（世界の天候データツール）シドニー オーストラリア」
<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/graph_mkhtml.php?&n=94767&p=24&s=1&r=1&y=2023&m=12&e=0&k=0&d=0>（閲覧日：2024年1月31日）。

⁶ 気象庁「東京（東京都）年ごとの値 主な要素」
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1>（閲覧日：2024年1月31日）。

気象庁「東京（東京都）2023年（月ごとの値）主な要素」
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1>（閲覧日：2024年1月31日）。

⁷ ABS, *Population: Census*,
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/population-census/2021>> (Accessed 2024-1-31).

総務省統計局「人口推計（令和4年（2022年）12月確定値（2023年5月22日公表）」
<<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>>（閲覧日：2024年1月31日）。

図表 1-3 オーストラリア人口に関する情報

海外出身者人口比率(2022年) ⁸	29.5%
家庭で英語以外を主な言語とする人口比率(2022年) ⁹	22.8%
8州都地域の人口 ¹⁰ (2022年)	1,745.8万人 (全人口の68.7%)
先住民の人口 ¹¹ (2021年)	81万2,728人 (全人口の3.2%)
在留邦人 ¹²	9万9,830人

図表 1-4 オーストラリア各州の面積・人口¹³

州・特別地域	面積		人口	
	(万 km ²)	(%)	(万人)	(%)
ニュー・サウス・ウェールズ州	80.1	10.46	807	31.8
ビクトリア州	22.7	2.97	650	25.6
クイーンズランド州	173.0	22.51	516	20.3
南オーストラリア州	98.4	12.80	178	7.0
西オーストラリア州	252.7	32.97	266	10.5
タスマニア州	6.8	0.84	56	2.2
北部特別地域	134.8	17.43	23	0.9
首都特別地域	0.2	0.03	45	1.8

※州別面積の割合については、四捨五入の関係で合計 100 にならない。

⁸ ABS, *Australia's Population by Country of Birth*, <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/2021>> (Accessed 2024-1-31).

⁹ ABS, *Cultural diversity of Australia*, <<https://www.abs.gov.au/articles/cultural-diversity-australia>> (Accessed 2024-1-31).

¹⁰ ABS, *Statistics about the population and components of change (births, deaths, migration) for Australia's capital cities and regions, Regional population*, <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/regional-population/latest-release>> (Accessed 2024-1-31).

¹¹ ABS, *Aboriginal and Torres Strait Islander people: Census*, <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/aboriginal-and-torres-strait-islander-peoples/aboriginal-and-torres-strait-islander-people-census/2021>> (Accessed 2024-1-31).

¹² 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 令和5年10月1日現在」 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>> (閲覧日: 2024年1月31日)。

¹³ ABS, *Population: Census*, <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/population-census/2021#census-data-stories-and-concepts>> (Accessed 2024-1-31).

図表 1 - 5 オーストラリアの歴史¹⁴

紀元前約4～6万年	先住民アボリジナルがオーストラリアに移住
1770年	英国人探検家ジェームズ・クックがボタニー湾に到着
1788年	英国及びアイルランドから最初の白人入植者が到着し、シドニーに植民地を築く。新しい植民地建設のために多くの囚人が労働力として英国から送り込まれる(～1868年)。
1827年	英国が、オーストラリア全体統治を初めて公式に表明
1840年	最初の地方自治体としてアデレード市が発足
1841年	ニュージーランドがニュー・サウス・ウェールズから分離
1842年	シドニー市及びメルボルン市設置
1850年	最初の大学、シドニー大学創立
1850年頃～1860年頃	金採掘のため、多くの国から移民が流入
1865年	日本への輸出が記録される(石炭)。
1880年代～1890年代	日本(主に和歌山県)から真珠採りの潜水夫が西オーストラリア州北部のブルーム等に移住
1896年	タウンズビルに日本領事館開設
1901年	連邦国家成立。アジア移民の受入停止
1908年	首都としてキャンベラを選定。将来の連邦議会の場所として選ばれる。(キャンベラが正式に首都と呼ばれるようになったのは1913年)
1914～1918年	第一次世界大戦参戦
1927年	連邦議会がメルボルンからキャンベラに移される。
1939～1945年	第二次世界大戦参戦。ドイツ、イタリア、日本と戦う。(1942年日本軍がダーウィン、タウンズビル、ブルーム、シドニー湾を攻撃)
1947年	戦後ヨーロッパの難民の受け入れ開始 (1947年から1952年までの間で20万人弱)
1952年	日豪間に外交関係樹立(豪、サンフランシスコ平和条約に調印)
1956年	メルボルンでオリンピック開催
1957年	日豪通商協定締結
1967年	アボリジナルの選挙権が認められる。
1973年	白豪主義政策の廃止
1986年	憲法上英国から分離
1988年	入植200年記念祭
1999年	東チモールに豪州治安維持軍派遣。共和制移行の是非を問う憲法改正国民投票が行われるが否決される。
2000年	シドニーオリンピック開催
2001年	連邦結成100周年
2006年	2006年日豪交流年
2007年	資源ブームに乗って好調な経済が続く、インフレが進行
2012年	ギラード首相が「アジアの世紀におけるオーストラリア白書」を発表
2013年	日豪観光交流年2013
2015年	日豪経済連携協定(EPA)発効
2016年	日豪友好協力基本条約40周年
2017年	日豪通商協定60周年。同性婚を法制化

¹⁴シドニー日本商工会議所『オーストラリア概要 2023/2024年版』、2023年を基に作成

図表 1 - 5 オーストラリアの歴史 (続き)

2018 年	包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP) に日本、オーストラリアを含む 11 カ国が署名。人口 2,500 万人に到達
2022 年	地域的な包括的経済連携 (RCEP) 発効

第2節 オーストラリアの政府構造

オーストラリアは、英国王でもあるチャールズ三世を元首とする立憲君主国である。オーストラリア連邦憲法（以下、連邦憲法という）は、王権を代行する連邦総督に議会の開会・休会・解散権、議会を通過した法案に対する承認・拒否・修正要求権、行政の執行権、閣僚の任命権、国軍の指揮権等を与えている¹⁵。しかし、これらの権限を連邦総督が行使することは稀で¹⁶、実際は慣習法に従って連邦議会や内閣¹⁷が行使している。

連邦議会は上院と下院の二院制であり、それぞれの議員定数は上院議員 76 名、下院議員 151 名である¹⁸。上院の任期は、6 年（ただし、特別地域からの選出議員は 3 年）であり、3 年ごとに州・特別地域単位の移譲式比例代表制選挙によって半数の議席（特別地域は全議席）が改選される。下院の任期は 3 年¹⁹であり、小選挙区単位の優先順位付投票制を採用している。

政府構造は、連邦、州（特別地域を含む²⁰）及び地方自治体からなる三層制である。このうち第二層の州は、連邦制が成立した経緯に由来し、日本の都道府県と比べ幅広い権限を持っている。

前述のとおり 1859 年までにオーストラリアには英国により 6 つの植民地が設置されたが、囚人ではない自由移民の割合が増加するにつれ、植民地の自治を求める運動が強まった。そして、1890 年には全ての植民地が自治権を獲得するに至った。その後、各植民地は独自の歩みを展開していたが、植民地間の関税障壁等の経済活動の阻害要因を除去すること、加えて、軍隊の保持や郵便・通信制度の運営上の非効率を解消すること等から、統一国家形成の必要性を認識することとなり、1901 年に連邦を成立させた。この際、各植民地はその機能の一部を連邦に移譲したものの、多くの機能は新設された州が継承した。

このような経緯から、連邦の権限は連邦憲法に記載されたものに限られる。それらの権限には、関税・消費税の課税、硬貨の製造等、連邦のみが行使し得る「専属的権限」と関税・消費税以外の課税、社会福祉等、連邦も州も行使し得る「共管的権限」がある（各層政府の権限は、図表 1－7 参照）。一方、州の権限は連邦憲法上「連邦の権限を除き、連邦成立前から有

¹⁵ 28, Part3, Chapter1; 58, Part5, Chapter1; 61-64, Chapter2, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

¹⁶ 1975 年 11 月、ジョン・カー連邦総督がゴフ・ウィットラム首相を解任したのは総督が権限を行使した事例である。

¹⁷ 閣僚は、常時閣議に参加する閣内大臣及び関連する議題が取り上げられた際に参加する閣外大臣からなる。現在では、30 名の閣僚のうち 23 名が閣内大臣、7 名が閣外大臣である（2024 年 1 月 31 日現在）。

Parliament of Australia, Current Ministry List (1 June 2022), <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Parliamentary_Handbook/Current_Ministry_List> (Accessed 2024-1-31).

¹⁸ 議員定数は、2024 年 1 月 31 日現在

¹⁹ 選挙後初めて召集される議会の日から起算されるが、解散により実際の任期はそれより縮まる場合が多い。

²⁰ 本編では、以降、特別に定義しない限り、州と特別地域を総称して「州」と呼ぶ。

していた植民地政府の権限の全ては州が受け継ぐ²¹と規定されており、具体的には警察、学校教育、病院、土地利用、地域開発、農業、鉱業等、広範に渡っている。

地方自治体は、各州の地方自治法により存立するが、その権限は日本の市町村に比べて限られている。具体的には、地方道路、上下水道等の日常生活関連のインフラ整備と、ごみ収集等の生活環境関連サービスが中心となっている。

図表 1-6 連邦及びニュー・サウス・ウェールズ州の基本構造²²

	オーストラリア連邦 ²³	ニュー・サウス・ウェールズ州 ²⁴
立法府	二院制議会 <議員数> ²⁵ 上院：76名 (6州各12名、2特別地域各2名) [内訳]保守連合31名(自由党23名、自由国民党3名、国民党4名、地方自由党1名)、労働党26名、グリーン党11名、その他8名 下院：150名 [内訳]保守連合55名(自由党25名、自由国民党21名、国民党9名)、労働党77名、その他18名 <任期> 上院：6年(特別地域は3年) 下院：3年	二院制議会 <議員数> ²⁶ 上院：42名 [内訳]保守連合15名(自由党10名、国民党5名)、労働党15名、グリーン党4名、その他8名 下院：93名 [内訳]保守連合36名(自由党25名、国民党11名)、労働党45名、その他12名 <任期> 上院：8年 下院：4年
行政府	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2022年5月以降労働党政権	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2023年3月以降労働党政権
司法制度	連邦最高裁判所及び連邦裁判所 ²⁷ 連邦最高裁判所は、連邦裁判所又は州の最高裁判所からの上訴を取り扱う最終裁判所である。	下級裁判所、地方裁判所及び最高裁判所の三層構造

²¹ 107, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution) .

²² 2024年1月31日現在

²³ 42, Division2, Part3, Commonwealth Electoral Act 1918

The Parliamentary Education Office (PEO), *Parliamentary statistics*, <<https://peo.gov.au/understand-our-parliament/how-parliament-works/parliament-at-work/parliamentary-statistics/>> (Accessed 2024-1-31).

²⁴ Parliament of New South Wales, <<https://www.parliament.nsw.gov.au/Pages/home.aspx>>(Accessed 2024-1-31).

²⁵ The Parliamentary Education Office (PEO), *Parliamentary statistics*, <<https://www.peo.gov.au/learning/parliament-now/parliamentary-statistics/composition-of-the-senate.html>>(Accessed 2024-1-31).

²⁶ Parliament of NSW, *All Members*, <<https://www.parliament.nsw.gov.au/members/pages/all-members.aspx>>(Accessed 2024-1-31).

NSW Electoral Commission, *2023 NSW State election results*, <<https://elections.nsw.gov.au/elections/past-results/state-election-results/2023-nsw-state-election-results>> (Accessed 2024-1-31).

²⁷ 家事事件は連邦家庭裁判所及び連邦巡回裁判所で主に扱われるが、州下級裁判所でも申立は可能である。Family Law Act 1975 参照

図表 1 - 7 各層政府の権限²⁸

連 邦		州・特別地域 ²⁹		地方自治体
専属的権限	共管的権限 ³⁰	その他の権限		
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 ³¹	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州が行使し得る権限 ³²	専属的権限・共管的権限以外の権限（州のみが行使し得る権限）		各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議 等	〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防 衛 ・外 交 ・社会福祉 ・年 金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度 等	〈例〉 ・警 察 ・消 防 ・救 急 ・公立学校 ³³ ・公立病院 ・環境保全 等		〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画 等

²⁸ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年

²⁹ 首都キャンベラでは、首都特別地域政府が州及び地方自治体の機能を果たしている。

³⁰ 権限行使に関し、連邦と州で競合したときは連邦の権限が優先する（109, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)）。

³¹ 90, Chapter4:115, Chapter5 Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)。

³² 51, Part5, Chapter1, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)。

³³ ニュー・サウス・ウェールズ州は、義務教育を6歳以上17歳以下と定める（Section21B, Division2, Part3, Education Act 1990 No 8）。*日本語学習者 41万5,348人（全豪）国際交流基金「海外の日本語教育の現状2021年度日本語教育機関調査より」

<<https://www.jpfa.go.jp/j/project/japanese/survey/result/survey21.html>>（閲覧日：2024年1月31日）。

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数

2024年1月現在、537の地方自治体が存在する。州ごとの内訳は図表2-1のとおりである。

地方自治体の名称は州により異なる。人口の多い自治体はシティ、人口が中規模の自治体はタウン、人口の少ない地域の自治体はシャイア又はディストリクトと称されることが多い。行政組織としての地方自治体を示す場合、これらの名称にカウンシルを付けて、「○○シティ・カウンシル」、「△△シャイア・カウンシル」等と呼ばれる³⁴。

地方自治体の面積には、大きな差異がある。面積が最も小さい地方自治体は西オーストラリア州のペーパーミント・グローブ村であり、その行政区域はわずか約1km²である。これに対し、面積が最も大きい地方自治体は同州イーストピルバラ町の37万2,571km²であり、これはビクトリア州全域(22万7,496km²)よりも広く、日本全国の面積とほぼ同じである。

地方自治体の人口にも大きな差異があり、小さい地方自治体では100人に満たない一方、最も大きい地方自治体のブリスベン市では100万人を超える。

³⁴ カウンシルとはもともと地方自治体の議会のこと、狭義のカウンシルは議会のことを指す。ニュー・サウス・ウェールズ州において、基本的にはカウンシルの名称の中に「シャイア」を用いない(Section 221, Division1, Part2, Chapter9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales))。ただし、この条項制定(1993年)以前から地方自治体名の中に「シャイア」等が含まれていた場合それらを名称に用いることができる(6, Part2, Schedule8, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales))ため、現在はそれらをその名称に含んでいるカウンシルが多い。

図表 2 - 1 州別地方自治体数³⁵

州・特別地域	地方自治体数
ニュー・サウス・ウェールズ州	128
ビクトリア州	79
クイーンズランド州	77
南オーストラリア州	68
西オーストラリア州 ³⁶	139
タスマニア州	29
北部特別地域	17
合 計	537

図表 2 - 2 人口・面積が最大・最小の地方自治体（2024 年現在）

	オーストラリア		日本	
	最大	最小	最大	最小
人 口	124 万人 ³⁷ ブリスベン市 (クイーンズランド州)	96 人 ³⁷ マラリング・ティアルトウジャ村 (南オーストラリア州)	375 万人 ³⁸ 横浜市 (神奈川県)	168 人 ³⁸ 青ヶ島村 (東京都)
面 積	37 万 km ² ³⁹ イーストピルバラ町 (西オーストラリア州)	1.36km ² ⁴⁰ ペパーミント・グローブ村 (西オーストラリア州)	2,177.61km ² ⁴¹ 高山市 (岐阜県)	3.47km ² ⁴¹ 舟橋村 (富山県)

³⁵ 首都特別地域に地方自治体は存在しない。また、地方自治体数には先住民アボリジナルのコミュニティを基礎とする自治団体（コミュニティ・カウンスル）を含む。
Australian Local Government Association, *2023 Facts and Figures - Australia's LOCAL GOVERNMENT*, <<https://alga.com.au/app/uploads/Fact-and-Figures-Australias-Local-Government-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

³⁶ 西オーストラリア州は、州内 139 地方自治体及びクリスマス島地方自治体、ココス諸島地方自治体を含む。

³⁷ ABS, *Census data, 2021*, <<https://abs.gov.au/census/find-census-data/search-by-area>> (Accessed 2024-1-31)

³⁸ 総務省自治行政局「【総計】令和 5 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 4 年人口動態（市区町村別）」<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

³⁹ Shire of East Pilbara, Our Town, <<https://www.eastpilbara.wa.gov.au/our-region/our-towns#:~:text=The%20Shire%20of%20East%20Pilbara,than%20the%20state%20of%20Victoria.>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁰ Shire of Peppermint Grove, Council, <<https://www.peppermintgrove.wa.gov.au/council/your-council.aspx>>(Accessed 2024-1-31)

⁴¹ 国土交通省国土地理院「令和 5 年全国都道府県市区町村別面積調」<<https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm>>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

第2節 地方自治体合併

1 各州における地方自治体合併の変遷

1990年代初頭から、タスマニア州、ビクトリア州、南オーストラリア州の3州は、地方行政改革の一環として、地方自治体の大規模な合併を実施した⁴²。タスマニア州は、地方自治法を大幅に改正するとともに、合併の調整のために州と州地方自治体協会が合同委員会を設置した。南オーストラリア州では、連邦と州の資金援助のもとに地方自治体が自発的に合併を行った。一方、ビクトリア州では、州が地方自治体の議会を解散して新たな地方自治体を設置し、州主導で合併を行った。2003年には、ニュー・サウス・ウェールズ州において、州により合併が促され、結果的に2004年までに地方自治体数が20減少した⁴³。2000年代後半になると、クイーンズランド州と北部特別地域、西オーストラリア州において地方自治体の合併が行われた⁴⁴。いずれの州も州主導で進められたものであるが、西オーストラリア州においては特に地方自治体の任意に任せていた⁴⁵。また、2016年5月にニュー・サウス・ウェールズ州において、州により州内の地方自治体の大規模な合併が行われた（本節第2項参照）。なお、2023年10月にタスマニア州の地方自治大臣は「未来の地方自治体見直しの検討についての最終報告書」を公表し、強制ではないが29ある地方自治体のうち12を7へと再編することを推奨した。今後、2024年2月まで報告書に対しての意見を受け付け、その後約2年をかけ合併を推進していくとしている。

⁴² タスマニア州は、1993年に地方自治体数を46から29へ、ビクトリア州は1994年に210から78へ、南オーストラリア州は1996年から1998年にかけて122から68へと削減した。

⁴³ Local Government NSW, *Amalgamations: To Merge or not to Merge?* 2015, p.7.

⁴⁴ 北部特別地域は2006年から2008年にかけて61から16へ、クイーンズランド州は2007年から2008年にかけて地方自治体数を157から73へと削減した。その後、地方自治体分離等を経て図表2-3のとおりとなっている。

⁴⁵ Elvin, R., *Local government reform in the Northern Territory: reforming the governance of service delivery and the view from the Barkly*, 2009, p.1.

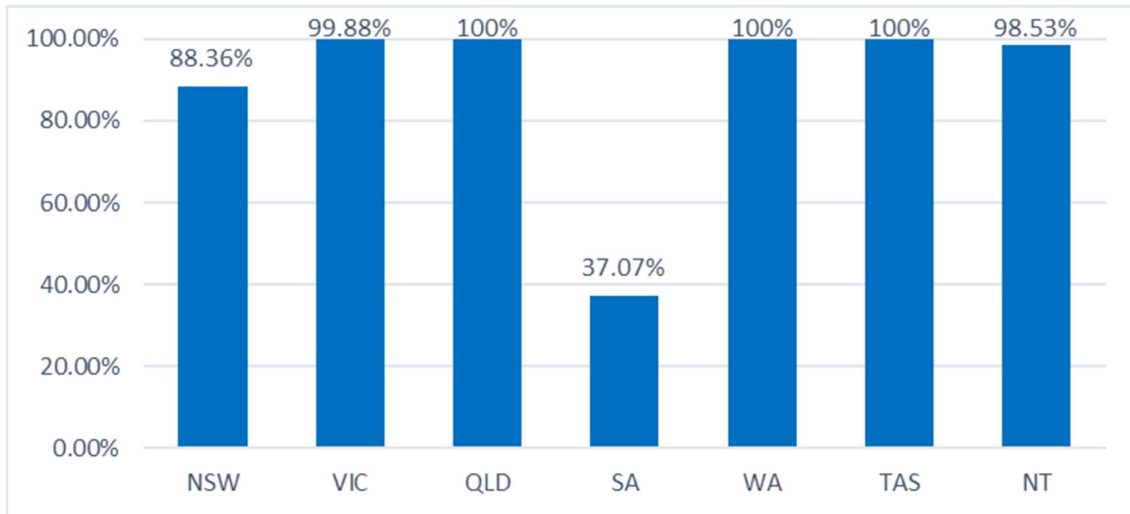
Tiley, I. and Dollery, B., *Historical Evolution of Local Government Amalgamation in Queensland, the Northern Territory and Western Australia*, 2010, p.2,3,9,14.

図表 2-3 各州の地方自治体数の変遷⁴⁶

州名	地方自治体数						
	1910年	1990年	2000年	2003年	2014年	2017年	2021年
ニュー・サウス・ウェールズ州	324	176	174	172	152	128	128
ビクトリア州	206	210	78	79	79	79	79
クイーンズランド州	164	134	157	125	77	77	77
南オーストラリア州	175	122	68	68	68	68	68
西オーストラリア州	147	138	142	144	140	140	139
タスマニア州	51	46	29	29	29	29	29
北部特別地域	0	22	69	63	17	17	17
合計	1,067	848	717	680	562	538	537

また、図表 2-4 が示すとおり、クイーンズランド州、西オーストラリア州、タスマニア州の 3 州では地方自治体の区域は州全域に及ぶが、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、南オーストラリア州の 3 州と北部特別地域では、砂漠地帯等、人口が希薄なため地方自治体が設置されていない地域も多い。なお、北部特別地域では、2003 年時点で総面積のわずか 5 % に地方自治体が設置されていたが、2008 年の地方自治体改革により、98% が地方自治体の管轄区域となった。

図表 2-4 各州の領域に占める地方自治体の区域の割合（2021 年現在）⁴⁷



⁴⁶ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治 2018 年版』
 Sansom, G., *Australian Mayors: What Can and Should They Do? A discussion paper*, 2012, p.12.
 第 2 章第 1 節図表 2-1

⁴⁷ ABS, Land and Environment, LGA, 2015-2022 - *Data by Region*, 2015-2022, <
<https://www.abs.gov.au/methodologies/data-region-methodology/2011-23#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31).

2 2016年ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体合併

(1) 地方自治体合併の概要

2016年5月12日、ニュー・サウス・ウェールズ州総督名での布告が公布され、同州のマイク・ベアード首相が州内地方自治体の合併を宣言した。州内の44地方自治体はこれをもって、地方自治体の意向に関わらず州主導で合併され、対象地方自治体の市長及び市議会議員は同日付で失職となった。2017年9月に行われた新地方自治体の選挙までの間、市長・議員の業務を行うアドミニストレーター、暫定GM (Interim General Manager) が職務代理者として州から任命され、市の行政を行った。オーストラリアにおける各州主導の地方自治体合併は、基本的に規模の拡大が事務の効率化や行政サービスの向上につながるという考えの下に行われた。ニュー・サウス・ウェールズ州では、この合併により、州内各地方自治体の平均人口は約5万人から約6万8,000人にまで増加⁴⁸し、規模の経済を実現することができると思われた。州がこのような地方自治体合併を行うことができるのは、オーストラリアにおいて地方自治体の根拠法が州法にあり、地方自治体が「州の創造物」(Creature of the State)とされているためである。

(2) 合併の目的及び手順

1990年代から2000年代にかけて、オーストラリアの各州では、地方自治体の合併が進められたものの、ニュー・サウス・ウェールズ州内では、1982年に175あった地方自治体数が2004年に152になった程度であり、他州と比較して大きな変化はなかった。州内地方自治体の多くが財政赤字に陥ったことで新たな地方自治体改革の必要性が叫ばれるようになり、地方自治体の改革手法について、州は地方自治体独立評価委員会 (Independent Local Government Review Panel) に諮問した。2013年、地方自治体独立評価委員会は財政分析や推計人口等から今後の安定的な運営が危ぶまれる危機的自治体の一覧を作成し、行財政改革、組織改革、地方自治体合併等により改善する必要性があるとした。これを受けて州は2014年に「Fit for the Future」プログラムを開始した。このプログラムは、危機的自治体の運営を改善することを目的にしており、独自の基準を用いて各地方自治体の運営状況を査定するとともに、その改善を指導するものである。各地方自治体の査定は独立価格規制審判所 (Independent Pricing and Regulatory Tribunal of New South Wales) ⁴⁹が行い、各地方自治体は同審判所に今後の戦略に関するプロポーザルを提出した。審判所の査定の結果、144の地方自治体から提出された139件のプロポーザルのうち、州の基準に適合するものは

⁴⁸ Grant, B. and Drew, J., *Local Government in Australia*, 2017, pp.360-361.

⁴⁹ 州の経済顧問及び政策シンクタンクとして機能している第三者機関

52 件のみとされた⁵⁰。この結果を踏まえ、州は州内の地方自治体を 152 から 112 に削減し、特にシドニー大都市圏の地方自治体は 43 から 25 に削減することで地方自治体の大規模化を図る方針を示した⁵¹。州主導の合併の根拠は州の地方自治法（Local Government Act 1993）にあり、図表 2 - 5 の手順で州は地方自治体の合併を行うことができる。2016 年地方自治体合併では、地方自治省（Office of Local Government）が作成した報告書を境界委員会が審査し、地方自治大臣に意見を具申した。報告書及び境界委員会の意見を受理した地方自治大臣は、州総督に合併を勧告し、これにより地方自治体合併が行われた。

（3）合併へのインセンティブ

合併によって生まれた地方自治体には、州からの特例措置により、新体制の整備費として 500 万豪ドルから 1,000 万豪ドルが交付されることに加え、地域コミュニティ関連事業に対して最大で 1,500 万豪ドルの補助金が交付される等のインセンティブがあった⁵²。

（4）合併の一時停止

州の行う地方自治体合併に対し、一部の地方自治体では強い反発が起きた。こうした地方自治体は、州が地方自治体合併を主導すること自体は適法であるが、合併の判断根拠とした報告書に法的不備があるとして訴訟を起こした。州土地環境裁判所（NSW Land and Environment Court）がその法的欠陥を認めた場合には、州が再度適法な書類を作成するまでは当該地方自治体の合併は一時停止状態とされた。

（5）地方自治体合併を巡るその後の動向

合併によって新地方自治体が成立した後にも、一部の地方自治体では住民による強い反発が起きた。3 市の合併によって生まれたインナーウエスト市では、市の会議に約 200 名の市民が押しかけ、州が任命した職務代理者の妨害をすることで流会にする事件も起きたが、合併の解消には至らなかった。2017 年 1 月に合併を主導したベアード首相が退任し、同じく保守連合のグラディス・ベレジクリアン首相が就任すると、保守連合内でも合併に消極的な動きが生まれた。同年 2 月には合併一時停止中の地方自治体のうち、シドニー大都市圏外の 6

⁵⁰ IPART, *Assessment of Council Fit for the Future Proposals Local Government — Final Report, October 2015*.

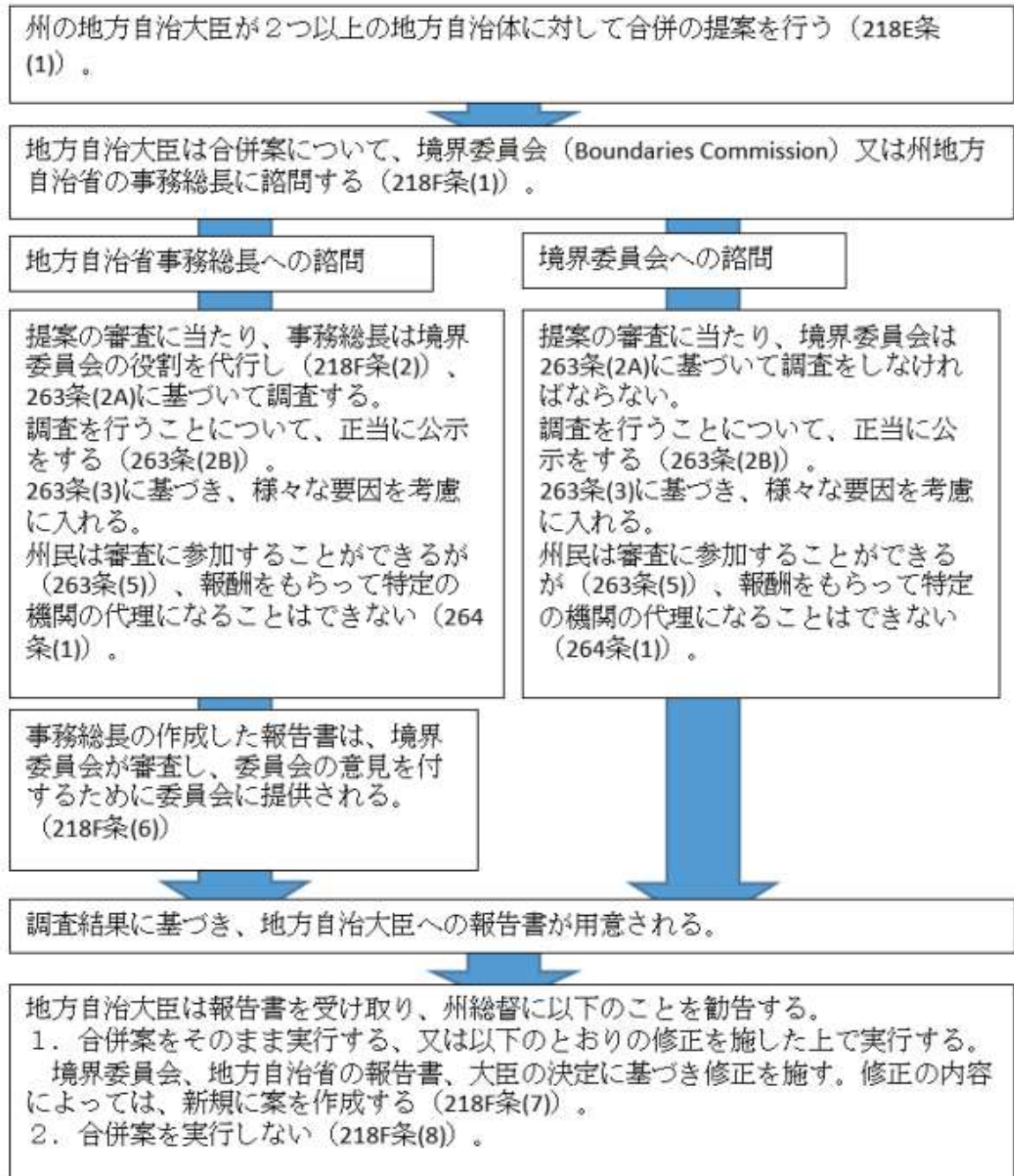
⁵¹ ABC News, *NSW councils to merge under State Government plan for forced amalgamations; 2016 elections delayed*, 2015, 18 December, (Accessed 2024-1-31).

⁵² NSW Parliament, *Stronger Communities and New Council Implementation Fund guidelines*, <<https://www.parliament.nsw.gov.au/tp/files/78252/Stronger%20Communities%20and%20New%20Council%20Implementation%20guidelines%20-%202024%20September%202020.pdf>> (Accessed 2024-1-31).

地方自治体の合併取止めが表明され、7月には地方選挙を理由に一時停止中の全ての地方自治体の合併が中止された⁵³。合併中止となった地方自治体の選挙も2017年9月に行われた。また、州による合併に対する批判から、2017年2月に野党の労働党議員によって州内地方自治体の合併時に住民投票を行うことを定める法案（Local Government Amendment (Amalgamation Referendums) Bill 2017）が提出されたが、否決されている。

⁵³ Glanville, B. and Stuart, R., *NSW council amalgamations scrapped after Government backflip*. ABC News, 2017, 27 July, (Accessed 2024-1-31).

図表2-5 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法における州主導の地方自治体合併の
手順⁵⁴

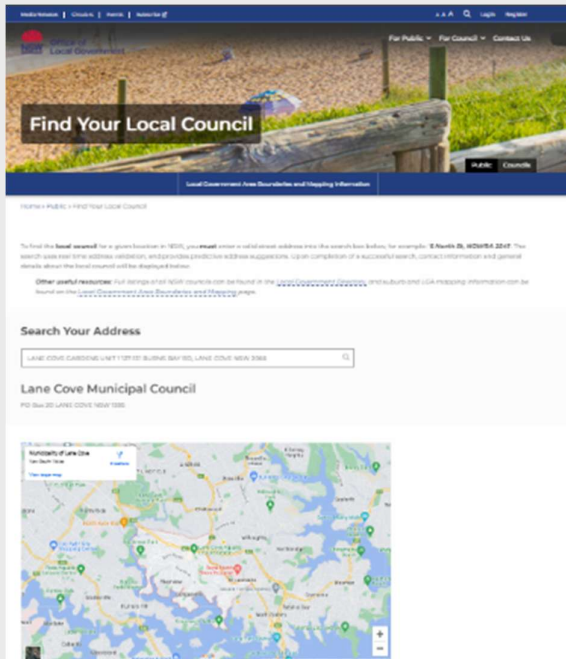


⁵⁴ 小松俊也「連邦国家における地方自治体の強制合併—2016年ニューサウスウェールズ州自治体強制合併の事例から—」首都東京大学『都市政策研究』、第11号、2017年、95頁

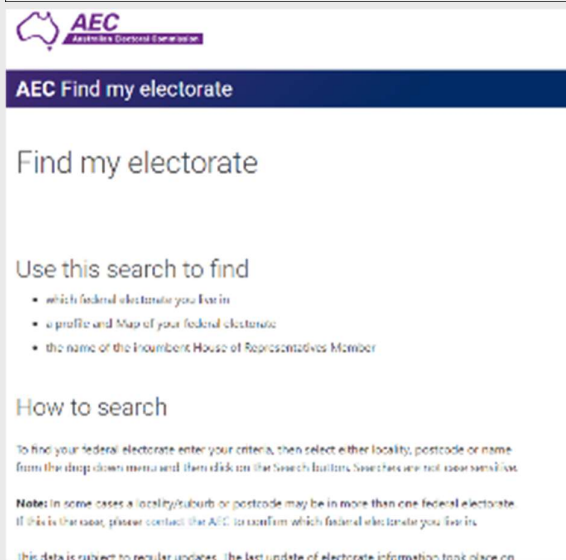
参考 自分はどの地方自治体管轄地域に住んでいるのか？

日本とは異なり、オーストラリアの地方自治体名は必ずしも住所に表記されない。住民票制度がなく、日本のように転居時に役所に行く必要もない。したがって、選挙登録をしない限り、自分がどこの地方自治体の管轄下にあるのか知らないまま生活を送っているということも起こりうる。

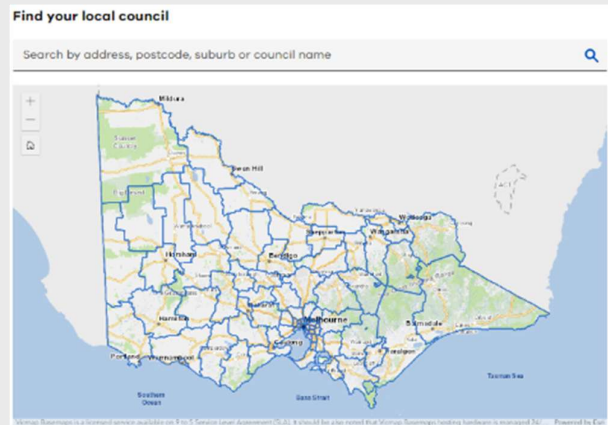
自分がどの地方自治体に属しているかは、州の該当省庁やオーストラリア選挙委員会のウェブサイト等で検索することができる。



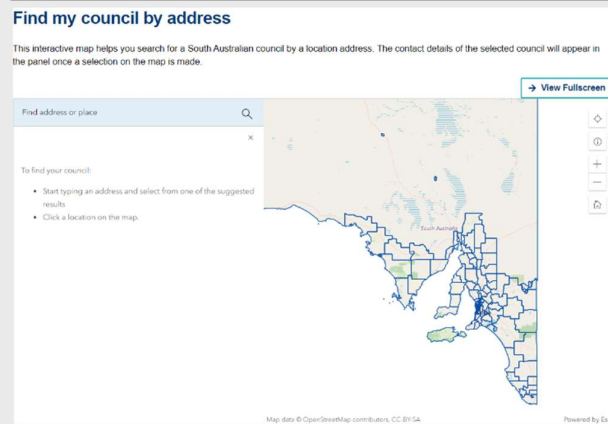
ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省ウェブサイト
住所を入力して検索



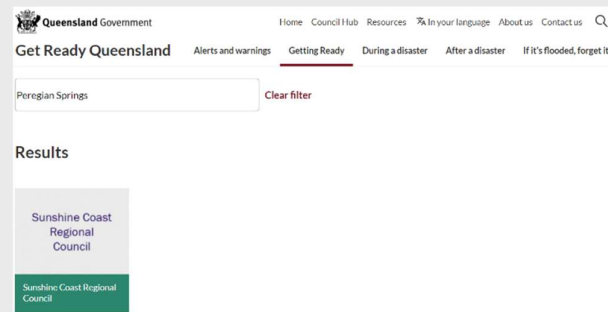
オーストラリア選挙委員会ウェブサイト
郵便番号、地区名、選挙区のいずれかを入力して検索



ビクトリア州 Know Your Council ウェブサイト
住所や地区名等を入力して検索するほか、地図からも検索可



南オーストラリア州地方自治体協議会ウェブサイト
住所や地区名等を入力して検索するほか、地図からも検索可



クイーンズランド州政府ウェブサイト
住所や地区名等を入力して検索

第3節 地方自治体の権限及び事務

1 地方自治体の権限

地方自治体の機構、権限及び責任の範囲は地方自治法等、各州の法令が規定している。例えば、地方自治体は区域内の建築物や地域開発等を規定するための独自の条例を州の法令に従い制定することができ、州がその制定を認可する。また、ほとんどの州の地方自治法は、地方自治体議会の解散や地方自治体の合併（地方自治体領域の変更）⁵⁵を行う権限とともに、通常業務の執行のために地方行政官⁵⁶を任命する権限を州に与えている。

参考

議会解散権・地方自治体合併権の行使例

【議会解散権行使例】

- ・地方自治体の汚職事件が発生した時〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州ワリング市、1965年及び1985年〉
- ・職員人事や開発事業への介入、職員に対する個人攻撃等、議員による規範を逸する行為が横行し、議会としての責務を果たしていないと判断された時〈例：同州ベガバレー市、1999年8月〉

【地方自治体合併権行使例】

- ・地方行政改革（地方自治体合併）の推進に当たって、全州的に行使された時〈例：ビクトリア州、1994年〉
- ・州が推進している合理化のための地方自治体合併に地方自治体が合意しなかった時〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市及びサウス・シドニー市、2004年〉
- ・安定的な運営が危ぶまれる自治体の危機的状況を是正するために合併が必要であると判断された時（本章第2節第2項参照）〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州、2016年〉

⁵⁵ ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は Section 218A, Division 2A, Part 1, Chapter 9, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales) に規定。なお、事前に公聴会を開くことが求められるケースもある。

⁵⁶ Administrator 又は Commissioner。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、Division 6, Part 2, Chapter 9, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales) に規定

2 地方自治体の事務

地方自治体の事務は、しばしば『3つのR』—道路（Road）、資産税（Rates）、ごみ処理（Rubbish）—に例えられてきた。これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理等の日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来している。地方自治体の事務は、各地方自治体により相当差があるものの、概して都市部の地方自治体では農村部の地方自治体より広範囲に及んでいる。各地方自治体は、州地方自治法の定める範囲内でその規模や地域性に応じた様々な施策を行っている。以下にその一例を示す。

図表2-6 地方自治体の事務の例⁵⁷

○子ども、家族

チャイルドケア、幼稚園、妊婦及び子の健康、プレイグループ、予防接種

○健康、ウェル・ビーイング

障がい者支援、ホームメンテナンス、家庭・コミュニティのケア、配達食、食品安全

○家庭環境

計画許可、建築許可、ペット登録、ごみとリサイクル、グラフィティ除去

○スポーツ、レジャー

スポーツグラウンド、プール、レジャーセンター、公園・庭園、祭等イベント

○道路、安全管理

道路・歩道管理、駐車場管理、街灯、通学路見守り、危機管理

○コミュニティ

図書館、ボランティア、劇場・美術、助成金、コミュニティセンター

地方自治体の事務内容は土木関連が多いが、近年の社会・環境問題に対処するため、都市計画、建築規制、コミュニティ・サービスの分野に重点を置く地方自治体が増えている。また、都市部の地方自治体では、文化イベントの開催や美術館、劇場等の文化施設の充実に力を入れるところが多い。一方で、多くの地方自治体が行政コストの効率化を図るため、ごみ収集や清掃業務、レクリエーションセンターや保育園の運営及び高齢者への在宅福祉等のサービスを外部委託する試みを始めている。

⁵⁷ VIC COUNCILS, *Council responsibilities*, <<https://www.viccouncils.asn.au/what-councils-do/council-responsibilities>> (Accessed 2024-1-31).

さらに、昨今、地方自治体は気候変動や先住民、LGBTIQ+等の分野に対しても関与することを求められ始めている。実際の取組の事例として、北部特別地域ダーウィン市の気候変動に関わる計画の策定や、ニュー・サウス・ウェールズ州パラマタ市の先住民戦略（ファーストネーションズストラテジー）の策定等がある。また、ビクトリア州ヤラ市ではLGBTIQ+戦略を策定し、この戦略にはLGBTIQ+に関する職員研修の実施等を盛り込んでいる。

電気、上下水道や公営バス等の公営事業の運営については、州によって事業主体が異なっている。電気事業は基本的に州が主体となって運営しており、上下水道事業は州及び地方自治体が役割を分担して運営し、公営バス事業（州都）は運営を民間に委託しているところが多くなっている。（図表2-7参照）

図表2-7 各州の電気・上下水道・公営バスの事業主体⁵⁸

州名	電気（配電）	上下水道	公営バス（州都）
ニュー・サウス・ウェールズ州	州と民間 ⁵⁹	州公社・地方自治体 ⁶⁰	州が民間に委託
ビクトリア州	民間	州公社	州が民間に委託
クイーンズランド州	州	州公社・地方自治体 ⁶¹	地方自治体 ⁶²
南オーストラリア州	民間	州公社・地方自治体 ⁶³	州が民間に委託
西オーストラリア州	州	州公社・地方自治体 ⁶³	州が民間に委託
タスマニア州	州	地方自治体共同設立公社	州公社
首都特別地域	州と民間 ⁶⁴	州	州
北部特別地域	州	州・地方自治体	州が民間に委託

⁵⁸ Australian Energy Regulator, *State of the energy market 2023*, (Accessed 2024-1-31).

⁵⁹ ニュー・サウス・ウェールズ州の電力公社民営化の方針に従い、州内4公社の内、以下の3公社の株式が「99年リース」という形で売却された。2015年から2017年にかけて、州は、州内高電圧網線のトランスグリッド（TransGrid）の株式の100%、州内人口集中地域の消費者に個別に送配電しているオースグリッド（Ausgrid、旧 Energy Australia、）及びエンデバーエナジー（Endeavour Energy）の株式をそれぞれ50.4%売却した。なお、地方部の配電を行うエッセンシャルエナジー（Essential Energy）は、従前どおり州の所有である。The SYDNEY MORNING HERALD, *Transgrid lease reaps more than \$10 billion for NSW government*, (Accessed 2024-1-31). Ausgrid, *ABOUT US*, <<https://www.ausgrid.com.au/About-Us>> (Accessed 2024-1-31). The Australian Financial Review, *NSW sells Endeavour Energy stake to Macquarie Group-led consortium*, (Accessed 2024-1-31). Essential Energy, *About Us*, <<https://www.essentialenergy.com.au/about-us>> (Accessed 2024-1-31).

⁶⁰ 州営企業の Sydney Water Corporation と Hunter Water Corporation がそれぞれシドニー市周辺及びニュー・キャッスル市周辺に上下水道サービスを供給。その他の地域は地方自治体が主体となり運営する。

⁶¹ 末端給水事業は地方自治体等が行う。

⁶² クイーンズランド州の州都ブリスベン市はバス事業を運営している。Brisbane City Council, *Your Buses*, <https://www.brisbane.qld.gov.au/traffic-and-transport/public-transport/buses/your-buses>(Accessed 2024-1-31).

⁶³ 遠隔地等一部地域では地方自治体等が水道事業を行う。

⁶⁴ 首都特別地域（ACT）政府が運営する ACTEWAGL が電気及びガスの設備と資産を所有しており、上下水道は州公社の icon WATER が運営している。

参考

ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法における事務の種類

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治法は地方自治体の事務を以下の6つの機能に分類している⁶⁵。

ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体の機能

機能	内容
サービス機能	公衆衛生、娯楽施設、教育・情報の提供、環境保護、ごみ処理、産業・観光の振興及び助成等
規則的機能	認可、命令、建築許可等
補助的機能	土地収用、立入検査等
歳入機能	資産税課税、料金・罰則徴収、借入金、投資等
管理機能	職員雇用、運用計画、会計報告、年次報告書等
統制機能	法令違反への処分、起訴等

地方自治体の機能は、地方自治法以外の州法も多く規定しており、州の関係部局の監督を受けている。その法令の一部を参考までに下記に示す⁶⁶。

- ペット法 (Companion Animals Act 1998)
- 消防・救助法 (Fire and Rescue NSW Act 1989)
- 食品法 (Food Act 2003)
- 道路法 (Roads Act 1993)
- ヘリテージ法 (Heritage Act 1977)
- 政府情報公開法 (Government Information (Public Access) Act 2009)
- 図書館法 (Library Act 1939)
- 公衆衛生法 (Public Health Act 2010)
- スイミングプール法 (Swimming Pools Act 1992) 等

⁶⁵ Note, Chapter5, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales).

⁶⁶ Section 22, Part5, Chapter1, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales).

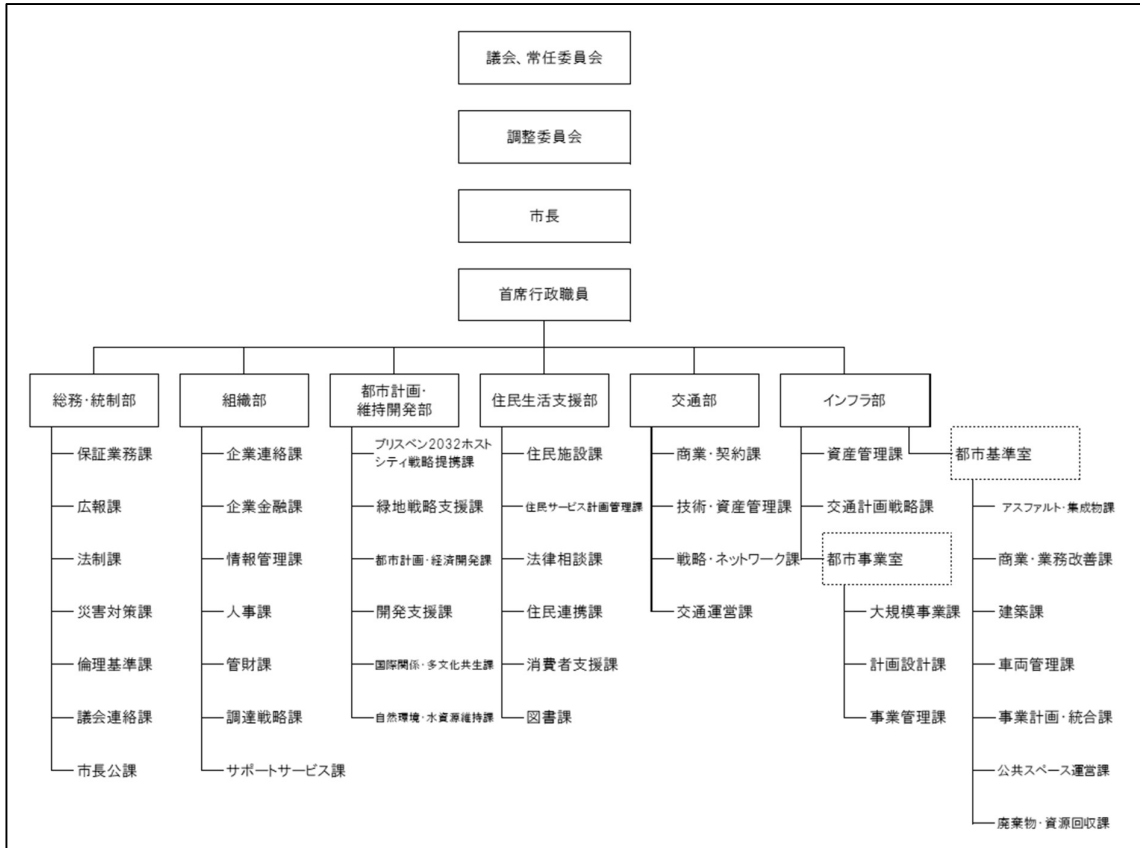
第4節 地方自治体の組織

1 組織の基本構造

市町村長は議会の議長であり、対外的に地方自治体を代表している。また、非常勤である場合が多い。

地方自治体の行政組織の一例として、ブリスベン市の行政機構図を示す。

図表2-8 ブリスベン市行政機構図⁶⁷



2 議会

(1) 役割

議会の主な役割は、以下のとおりである。

- ・地方自治体の重要な問題に関し、政策決定を行うこと。
- ・地方自治体の歳入歳出予算を決定し、決算を認定すること。
- ・連邦、州及び他の地方自治体との協議を行うこと。

⁶⁷ Brisbane City Council, *Organisational chart*, <<https://www.brisbane.qld.gov.au/about-council/governance-strategy/organisational-chart>> (Accessed 2024-1-31)

- ・住民の請願を処理すること。
- ・首席行政職員（ジェネラル・マネージャー又は CEO）を任命し、その職務遂行を監督すること。

議会は、借入、資産税率決定等の権限を除き、特定の権限について首席行政職員や自ら設置した委員会等に事務を委任することができる⁶⁸。これに従い、土木、都市計画、環境や施設管理等の委員会を設置し、その権限の一部を委任している。

また、議会は審議を毎月1回等、定期的に行い、原則として住民に公開することとされている。議員は、自らの金銭上の利害に関わる事項についての審議には参加できない⁶⁹。

（2）議長（市町村長）

議会の審議を主宰する議長は市町村長を兼ねており、対外的に地方自治体を代表する。その名称は、主にロード・メイヤー、メイヤー、プレジデント、チェアパーソンの4種類があるが、それぞれの権限に差異はない。議長（市町村長）の選出方法は、住民による直接選挙（公選）と議員による間接選挙（互選）に分かれる（図表2-9参照）。各地方自治体がいずれかの方法を任意に選択できるとする州もあるが、選出方法の変更については住民投票を求められることもある⁷⁰。

図表2-9 議長の選出方法⁷¹

州・特別地域	議長の選出方法 ⁷²	任期
ニュー・サウス・ウェールズ州	公選又は互選	公選：4年、互選：2年
ビクトリア州	互選 ⁷³	1年又は2年
クイーンズランド州	公選	4年
南オーストラリア州	公選又は互選	4年
西オーストラリア州	公選又は互選	公選：4年、互選：2年
タスマニア州	公選 ⁷⁴	4年
北部特別地域	公選又は互選	4年

⁶⁸ Section 377, Part3, Chapter12, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)、Section11, Division1, Part2, Local Government Act 2020 No. 9 of 2020 (Victoria)、Section22, Division2, Part3, LOCAL GOVERNMENT ACT 1993- Act 95 of 1993 (Tasmania)等

⁶⁹ Clause 4.28-29, Part4, Model Code of Conduct for Local Councils in NSW 2020 及び Section 440, Division 1, Part 1, Chapter 14, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales) 等

⁷⁰ Section16, Division2, Part3, Chapter4, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)
オーストラリアにおける住民投票については第2章第7節参照

⁷¹ 各州地方自治法

⁷² 特定の市の市長を、必ず公選することとしている州法もある。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州ではシドニー市長を必ず公選することとしている。Section23, Division3, Part 3, City of Sydney Act 1988 No48(New South Wales)

⁷³ メルボルン市のみ公選で、任期は4年。

⁷⁴ 立候補者がいないときのみ互選。

(3) 議員

オーストラリアの地方自治体の議員定数は、日本の市町村に比べ格段に少なく⁷⁵、地方自治体ごとに様々である⁷⁶。例えばニュー・サウス・ウェールズ州では5名以上15名以下、ビクトリア州では5名以上12名以下と地方自治法が定数を定めており⁷⁷、その範囲で議会又は担当大臣が決める。ただし、タスマニア州では地方自治法が、クイーンズランド州では州の規則が各地方自治体の定数を個別に規定しており⁷⁸、また、北部特別地域では地方自治法に規定がなく、各地方自治体の議会が個別に定めているものの、北部特別地域による承認が必要とされる。議員の任期は州ごとで定められているがいずれの州も4年である。改選の方法については2年ごとに半数改選する西オーストラリア州及びタスマニア州を除き、議員全員を一度に改選する（各州地方自治体の議員定数と任期は第6節第3項の図表2-12参照）。

地方自治体議員数は、約5,670人である。議員における男女比率では男性が多く、例えば2017年時点でのニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体議員約1,273人のうち女性議員は約31.2%⁷⁹である。議員の年齢層は50、60歳台が約5割を占め、40歳台、70歳台と続く。なお、30歳未満は4.3%である。職業別では自営業者が31.6%で最も高い割合となっており、続いて専門職、退職者、管理職、一次生産者／農家の順となっている。

議員には議員活動にかかる経費に対する給付として報酬が支給される。この支給額は地方自治体により相当の差がある。報酬額は議会自らが決定するが、その上限と下限は州政府が定めている。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、州地方自治省に設けられた「地方自治体報酬審査会」(Local Government Remuneration Tribunal)が1年に1回、議員及び議長の報酬額の上下限を定めた上で(図表2-10参照)、議会が個々に決定している⁸⁰。

⁷⁵ 平均約11名。Australian Local Government Association, *About ALGA*, <<https://alga.com.au/about-alga/>> (Accessed 2024-1-31), *Facts and Figures*, <<https://alga.com.au/facts-and-figures/>> (Accessed 2024-1-31)

⁷⁶ 主な地方自治体の議員定数：シドニー市10名、メルボルン市11名、ブリスベン市27名等（各数値は市長・副市長含む）。なお、シドニー市においては市長の候補者は議員としても候補者である必要があるが、メルボルン市とブリスベン市はそれを要していない。

⁷⁷ Section 224, Division1, Part2, Chapter9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales) 及び Section13, Part2, Local Government Act 2020 No. 9 of 2020 (Victoria)

⁷⁸ Section25, Division2, Part3; Schedule3, LOCAL GOVERNMENT ACT 1993 Act 95 of 1993 (Tasmania)及び Schedule 1, Local Government Regulation 2012(Queensland)

⁷⁹ NSW Government Office of Local Government, *NSW Candidate and Councillor Diversity Report 2017*, <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Candidate-and-Councillor-Diversity-Report-2017.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁸⁰ Section 241, Division4; Section 248, Division5, Part2, Chapter9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

図表 2-10 ニュー・サウス・ウェールズ州の
地方自治体議員及び議長の報酬（2022/23 年度）（年収）⁸¹

（単位：豪ドル）

Category (級) ⁸²		地方自治体議員報酬		議長(市町村長)手当 ⁸³	
		最低額	最高額	最低額	最高額
都市部	中心都市	28,750	42,170	175,930	231,550
	主要中心都市	19,180	35,520	40,740	114,770
	大規模都市	19,180	31,640	40,740	92,180
	中規模都市	14,380	26,840	30,550	71,300
	小規模都市	9,560	21,100	20,370	46,010
地方部	主要地方都市	19,180	33,330	40,740	103,840
	主要戦略地域	19,180	33,330	40,740	103,840
	戦略地域	19,180	31,640	40,740	92,180
	地方中心	14,380	25,310	29,920	62,510
	広域	9,560	21,100	20,370	46,040
	一般	9,560	12,650	10,180	27,600
事務組合	水道	1,900	10,550	4,080	17,330
	その他	1,900	6,300	4,080	11,510

⁸¹ オーストラリアにおける一般的な会計年度は、7月1日から翌6月30日までである。

以下、本稿においては、2022年7月1日~2023年6月30日の期間を2022/23年度と記載する（他の年度についても同様）。

Local Government Remuneration Tribunal, *Annual Report and Determination under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 20 April 2022, p.11 <<https://www.remtribunals.nsw.gov.au/local-government/all-lgrt-determinations>> (Accessed 2024-1-31).

⁸² 都市部の中心都市にシドニー市、主要中心都市にパラマタ市、大規模都市にブラックタウン市、ペンリス市等が、地方部の主要都市にニュー・キャッスル市、ウロンゴン市等が分類される。30 地方自治体が都市部に、98 地方自治体が地方部に分類される。また、10 の事務組合（カウンティ・カウンシルと呼ばれ、広域行政を目的に複数の地方自治体による代表議員で構成される事務組合のこと）も分類される。Local Government Remuneration Tribunal, *Annual Report and Determination under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 20 April 2022, pp.8-10 <<https://www.remtribunals.nsw.gov.au/local-government/all-lgrt-determinations>> (Accessed 2024-1-31).

⁸³ 議長（市町村長）には、議員報酬に加えて議長手当が支払われる。

第5節 地方自治体の州組織・全国組織

1 地方自治体協会

「全豪地方自治体協会」(ALGA: Australian Local Government Association)は、各州及び北部特別地域にある「地方自治体協会⁸⁴」の連合体であり、1947年に発足した。地方自治体の政府としての役割を拡大すること、連邦に対して地方自治体を効果的に代弁すること、国民に対する地方自治体の評判を高めること等を目標として掲げている。また、ALGAはその所属団体に対し、地方自治体に影響を及ぼす全国的な課題、政策、市場動向に関する情報の提供等を行っている。

2 地方自治体専門家協会

「地方自治体専門家協会」は、オーストラリア各州及び北部特別地域にある地方自治体管理者・専門職による団体であり、地方自治体の専門的なマネジメントの向上に寄与するほか、地方自治体に対して研修等も行っている⁸⁵。

なお、各州及び北部特別地域の地方自治体専門家協会の連合体である「全豪自治体専門家協会」(LGPA: Local Government Professionals Australia)が1936年から存在していたが、COVID-19パンデミックの影響により財務的な持続可能性がなくなったことを主な理由に、2023年6月に解散することが決定された。今後の運営方法は、各州及び北部特別地域の地方自治体専門家協会が共同で決定することとなった。

3 国家内閣

「国家内閣」(National Cabinet)は、COVID-19パンデミックに対処するために2020年3月に設置された、連邦及び各州で協議を行うための機関である。国家内閣が設置される前は、1992年に発足した「オーストラリア政府間協議会」(COAG: Council of Australian Governments)において、連邦・州・地方自治体間で協議が行われていたが、新たに国家内閣が設置されたことにより2020年5月に停止された。

国家内閣の構成員は、連邦首相、各州首相であり、議長は連邦首相である。政府間の協力が必要となる国家的重要性を持った政策改革活動を主導、促進することが役割である。年に4回以上会議を行うこととされており、また、年に1回ALGAを会議に招待することが規定

⁸⁴ Local Government Association (呼称は州によって若干異なる)は、州内の地方自治体を代表する組織であり、地方自治体に代わり、州や連邦に対するロビー活動や折衝等を行うほか、調査活動の一環としての各種情報提供、財務管理、法的助言、人材斡旋、共同購入、職員研修等の支援を行っている。

⁸⁵ Local Government Professionals Australia, NSW 等。呼称は州によって異なる。

されている⁸⁶。

第6節 地方自治体の選挙制度

1 被選挙権

議員に立候補するための被選挙人資格は、オーストラリア国民であること及び当該選挙区の有権者であることである。地方自治体選挙においては、連邦や州レベルの選挙に比べ政党色は比較的薄い。議員の多くは、ほかに職業を持ちながら議員活動をしている。

2 選挙権

かつて、地方自治体の役割が不動産所有者の税負担による道路・橋梁等の公共施設整備に重点が置かれていた時代には、不動産を所有している資産税の納税者にのみ選挙権が与えられていた。しかし、コミュニティ・サービスや文化・レクリエーション事業等地方自治体のサービス行政分野の対象が広がるにつれ、選挙権が付与される住民の範囲も広がっていった。

現在では各州とも、州議会議員選挙の選挙人名簿に登録された住民全てに地方自治体選挙への選挙権を与えている。加えて、クイーンズランド州、北部特別地域を除いた各州では、当該選挙区の居住者でなくとも資産税を当該自治体に納税する不動産所有者及び借家人は、納税額の多寡によらず地方自治体選挙の選挙人名簿への登録を申請することができる。居住者の選挙人名簿の管理は州の責任であるが、非居住者の選挙人名簿の管理は各地方自治体の責任となっている。

参考 選挙人名簿(Electoral Roll)

住民票制度がなく、連邦及び各州選挙において、罰金が科される義務投票を採用しているオーストラリアでは選挙人名簿を常に更新することは重要である。18歳以上のオーストラリア国民は、現住所に少なくとも1か月居住すると、選挙人名簿に登録する義務があり、登録されていない限り投票することはできない。登録用紙は選挙管理事務所、ウェブサイト等から入手でき、1枚の用紙で連邦・州・地方自治体選挙の全てに登録される。

名簿更新のため、オーストラリア選挙委員会は、Eメールやテキストメッセージにより登録情報の確認を依頼したり、場合によっては、連邦及び州の様々な省庁や機関から受領したデータを照合し、登録手続きが必要な人を特定したりしている。

⁸⁶ Department of the Prime Minister and Cabinet, *National Cabinet Terms of Reference*, <<https://federation.gov.au/national-cabinet/terms-of-reference>> (Accessed 2024-1-31)

3 投票義務

オーストラリアでは、連邦及び各州選挙において、義務投票制が採用されている。地方自治体の選挙については、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州とタスマニア州の4州と北部特別地域は義務投票制を、その他の2州は任意投票制を採用している⁸⁷。

義務投票制度を採用している州の場合、投票しなかった有権者には罰金が科される。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州で地方自治体選挙の投票を行わなかった場合、55豪ドルを払わなければならない。

任意投票制度を採用している州における平均投票率は、西オーストラリア州で30.2%（2021年）⁸⁸、南オーストラリア州で32.94%（2018年）⁸⁹とあるが、義務投票制度を採用している4州では70%を超えている⁹⁰。なお、全ての州で郵便投票が認められている。

⁸⁷ ニュー・サウス・ウェールズ州及びビクトリア州では有権者のうち居住者にのみ投票義務があり、非居住者は任意である。ただし、州都であるメルボルン市では、特別法の規定により選挙人名簿に登録された全有権者の投票が義務付けられている。

⁸⁸ Western Australian Electoral Commission, '2021 Local Government Ordinary Elections Election Report April 2022' p.14 <<https://www.elections.wa.gov.au/elections/local-government-elections/reports>> (Accessed 2024-1-31)

⁸⁹ Electoral Commission South Australia 'LOCAL GOVERNMENT ELECTION REPORT 2018', p.4 <<https://www.ecsa.sa.gov.au/elections/past-council-election-results>> (Accessed 2024-1-31)

⁹⁰ 2022年に地方自治体選挙で投票が義務化されたタスマニア州では、2018年の投票率が58.72%であったのに対し、2022年の投票率は84.79%となった。地方自治体や州の選挙では70%を超える程度であるが、連邦議会の選挙では、投票率はクイーンズランド州、西オーストラリア州、北部特別地域以外で90%を超える。（2022年の連邦選挙での全国平均は上院、下院ともに約90%であった。）

Tasmanian Electoral Commission, '2022-Local-government-elections-statewide-report', <<https://www.tec.tas.gov.au/local-government/reports.html>> (Accessed 2024-1-31).

The Australian Electoral Commission (AEC), 'Turnout by state, House of representatives, 2022 Federal Election' <<https://results.aec.gov.au/27966/Website/HouseTurnoutByState-27966.htm>> (Accessed 2024-1-31).
AEC, 'Voter turnout - previous events' <https://www.aec.gov.au/elections/federal_elections/voter-turnout.htm> (Accessed 2024-1-31).

図表 2-11 連邦議会、州議会の選挙・投票制度⁹¹

		任期	議員定数	選挙制度	投票制度 ⁹²
連邦議会	上院	州議員：6年 (3年ごとに半数改選) 特別地域議員：3年	76名	各州から12名、 各特別地域から2名	移譲式比例代表制(単一移譲投票 法と上欄選択投票法が選択可)
	下院	3年	151名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
ニュー・サウス・ ウェールズ 州議会	上院	8年 (下院改選時に半数改選)	42名	州全体から21名ずつ	移譲式比例代表制 任意優先順位付投票制
	下院	4年	93名	小選挙区制	任意優先順位付投票制
ビクトリア 州議会	上院	4年	40名	8選挙区から各5名	移譲式比例代表制
	下院	4年	88名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
クイーンズランド 州議会		4年	93名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
南オーストラリア 州議会	上院	8年 (半数改選)	22名	州全体から22名	移譲式比例代表制(単一移譲投票 法と上欄選択投票法が選択可)
	下院	4年	47名	小選挙区制	完全優先順位付投票制(ただし、 過半数得票が必要)
西オーストラリア 州議会	上院	4年	36名	6選挙区から各6名	移譲式比例代表制
	下院	4年	59名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
タスマニア 州議会	上院	6年 (毎年2～3名改選)	15名	小選挙区制	部分優先順位付投票制 ロブソン循環法 ⁹³
	下院	4年	25名	5選挙区から各5名	移譲式比例代表制(ヘア・クラーク 法) 部分優先順位付投票制 ロブソン循環法
北部 特別地域議会		4年	25名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
首都 特別地域議会		4年	25名	5選挙区から各5名	移譲式比例代表制(ヘア・クラーク 法) ロブソン循環法

⁹¹ NSW Electoral Commission < <https://elections.nsw.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Victorian Electoral Commission < <https://www.vec.vic.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Electoral Commission QUEENSLAND < <https://www.ecq.qld.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Electoral Commission SOUTH AUSTRALIA < <https://www.ecsa.sa.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 WESTERN AUSTRALIAN Electoral Commission < <https://www.elections.wa.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Tasmanian Electoral Commission < <https://www.tec.tas.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Northern Territory Electoral Commission < <https://ntec.nt.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 ACT Electoral Commission < <https://www.elections.act.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)

⁹² 各制度についての説明は、「参考 オーストラリアの投票制度」を参照

⁹³ Robson Rotation：投票用紙の候補者一覧で、用紙上の目立ちやすく有利とされる位置（最上位や最下位）が全候補者に公平に与えられるように循環させるシステム。候補者名の記載順が異なる投票用紙を印刷する。

図表 2-12 各州地方自治体議会の選挙・投票制度⁹⁴

	任期	議員定数	投票制度 ⁹⁵
ニュー・サウス・ウェールズ州内 地方自治体	4年	各5～15名	任意優先順位付投票制
ビクトリア州内地方自治体	4年	各5～12名	1議席空席のときは完全優先順位付投票制、 1議席以上空席のときは、移譲式比例代表 制、任意優先順位付投票制
クイーンズランド州内 地方自治体	4年	州の規則で地方自治体 の定数の設定方法を規定	小選挙区制の地方自治体は、任意優先順位 付投票制 大選挙区制の地方自治体は、相対多数当選 制
南オーストラリア州内 地方自治体	4年	最大 13 名	移譲式比例代表制・※全て郵便投票
西オーストラリア州内 地方自治体	4年 (2年ごとに半数改 選)	首長公選:各5～14名 首長互選:各6～14名	任意優先順位付投票制
タスマニア州内地方自治体	4年 (2年ごとに半数改 選)	各7～12名	移譲式比例代表制(ヘア・クラーク法) ロブソン循環法 部分優先順位付投票制 ※全て郵便投票
北部特別地域内	4年	各6～14名	移譲式比例代表制

⁹⁴ NSW Electoral Commission < <https://elections.nsw.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Victorian Electoral Commission < <https://www.vec.vic.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Electoral Commission QUEENSLAND < <https://www.ecq.qld.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Electoral Commission SOUTH AUSTRALIA < <https://www.ecsa.sa.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 WESTERN AUSTRALIAN Electoral Commission < <https://www.elections.wa.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Tasmanian Electoral Commission < <https://www.tec.tas.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Northern Territory Electoral Commission < <https://ntec.nt.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 ACT Electoral Commission < <https://www.elections.act.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)

⁹⁵ 各制度についての説明は、「参考 オーストラリアの投票制度」を参照

図表 2-13 各議会の投票義務⁹⁶

		名簿登録及び投票の義務
連邦議会		<ul style="list-style-type: none"> 現住所に1か月以上居住している 18 歳以上の豪州国民は、名簿登録・投票の義務あり 1984 年1月 25 日に名簿登録されていたイギリス国民も、名簿登録・投票が可能 16 歳、17 歳の国民は仮登録可
ニュー・サウス・ウェールズ州	州議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> 州議会と同じ 上記以外に、豪州国民であれば、区域外に居住する資産課税土地所有者・占有者・資産課税賃借人は投票可であり、投票義務なし(自然人及び法人に指名された者)。
ビクトリア州	州議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> 州議会と同じ 上記以外に、豪州国籍問わず、資産税納税者(自然人及び法人に指名された者)は登録可であり、投票義務なし。なお、メルボルン市は名簿に登録された資産税納税者は投票義務がある。
クイーンズランド州	州議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	州議会と同じ
南オーストラリア州	州議会	<ul style="list-style-type: none"> 原則、連邦議会と同じ 上記以外に、1983 年 10 月 26 日から 1984 年1月 25 日の間に連邦又は同州に登録されていたイギリス国民も投票可
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> 任意投票 州選挙名簿登録者は投票可 豪州国籍問わず、1か月以上居住している居住者は投票可 豪州国籍問わず、資産税納税者(自然人及び法人に指名された者)は投票可
西オーストラリア州	州議会	<ul style="list-style-type: none"> 原則、連邦議会と同じ 上記以外に、1983 年 10 月 26 日から 1984 年1月 25 日の間に連邦又は同州に登録されていたイギリス国民も投票可 17 歳の国民は仮登録可
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> 任意投票 州選挙名簿登録者は投票可 豪州国民であれば、区域内に居住していない資産税納税者(自然人及び法人に指名された者)は登録・投票可
タスマニア州	州議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> 原則、州議会と同じ 豪州国籍問わず、資産税納税者(自然人及び法人に指名された者)は投票可
北部特別地域	特別地域議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	特別地域議会と同じ
首都特別地域	特別地域議会 ⁹⁷	連邦議会と同じ

⁹⁶ NSW Electoral Commission < <https://elections.nsw.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Victorian Electoral Commission < <https://www.vec.vic.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Electoral Commission QUEENSLAND < <https://www.ecq.qld.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Electoral Commission SOUTH AUSTRALIA < <https://www.ecsa.sa.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 WESTERN AUSTRALIAN Electoral Commission < <https://www.elections.wa.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Tasmanian Electoral Commission < <https://www.tec.tas.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 Northern Territory Electoral Commission < <https://ntec.nt.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)
 ACT Electoral Commission < <https://www.elections.act.gov.au/> > (Accessed 2024-1-31)

⁹⁷ ジャービス・ベイの居住者は首都特別地域に含む。

参考 オーストラリアの投票制度⁹⁸

オーストラリアの主な投票制度は、以下のとおりである。

● 移譲式比例代表制 (Proportional Representation) :

投票者が候補者に優先順位を付ける方式。候補者は、優先順位1位を数える初期集計で当選基数⁹⁹に達するか、優先順位2位以下を数える分配集計の結果、当選基数に達すると当選する。

当選者が出た場合、その人の当選基数を超えた得票を優先順位2位の候補者に比例配分する¹⁰⁰。この段階(初期集計)で当選者が出なかった場合は、得票数の最も少ない候補者の得票が回収され、その票が優先順位2位の候補者の得票とされる。議席が埋まるまで、この集計法を繰り返す。

移譲式比例代表制には以下の2種類の投票法がある。

- ① 単一移譲投票法 (Single Transferable Voting) — 投票者自身が候補者に優先順位を付ける投票法
- ② 上欄選択投票法 (Above The Line Voting) — 投票者が1つの政党(又はグループ)に投票する方法。各政党は、候補者の優先順位を事前登録する。投票者がある政党に投票すると、その政党が登録したとおりの優先順位を候補者に付けたと見なされる。

● ヘア・クラーク法 (Hare-Clark system) :

移譲式比例代表制の一種。投票は、単一移譲投票法で行い、上欄選択投票法を用いることはできない。また、必ずロブソン循環法¹⁰¹が採られる。集計手順は、移譲式比例代表制と同じ。

● 優先順位付投票制 (Preferential Voting) :

当選者が出るまで、得票数の最も少ない候補者の得票を回収し、分配集計を行う。優先順位付連記投票制には以下の3種類がある。小選挙区制では、集計法は移譲式比例代表制とほぼ同じだが、当選者は過半数の票を得なければならない。

- ① 完全優先順位付投票制 (Full Preferential) — 全候補者に優先順位を付ける方式
- ② 部分優先順位付投票制 (Partial Preferential) — 候補者に優先順位を必要最低数(通常当選人数分)付ける方式
- ③ 任意優先順位付投票制 (Optional Preferential) — 候補者に優先順位1位を付けることが必須で、他の優先順位付けは任意という方式

● 相対多数当選制 (Plurality/First-past-the-post) :

相対的多数を得票した(つまり、得票の最も多い)候補者が当選する方式

● 包括的優先順位付投票制 (Exhaustive Preferential) :

当選者が複数の場合に用いる方式。優先順位付投票制と同様の手順で進められるが、過半数を獲得した当選者が出るとその人の獲得票が回収され分配集計が行われる。

● コンセンサス方式 (Consensus) :

投票ではなく協議で選出する方式

⁹⁸ Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*, <<http://www.ecanz.gov.au/systems/>> (Accessed 2024-1-31).

⁹⁹ quota : 当選に必要とされる票数。総有効投票数 ÷ [議席数 + 1] に1を足した数

¹⁰⁰ 優先順位2位の者が当選済みか得票を回収され候補者としての資格を失っている場合、3位以下の者が票を得る。以下も同様

¹⁰¹ 「図表2-11 連邦議会、州議会の選挙・投票制度」を参照

参考 移譲式比例代表制の当選人決定過程の例

(改選議席数を3議席、総有効投票を 20,000 票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表1のようであった。

表1

A	B	C	D	E
3,500	6,000	5,000	3,000	2,500

- ② 仮定に従うと、当選基数は「5,001」となる。

(当選基数 = [総有効投票数(20,000) ÷ [改選議席数(3) + 1]] + 1)

- ③ Bは当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、Bの余剰票(当選基数を超える票: 6,000 - 5,001 = 999)は、Bの全ての得票に記された優先順位2位に従って、比例配分される。

Bの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

A	B	C	D	E
1,000	—	2,000	0	3,000

各立候補者に、表2の数字を按分して配分した結果が表3である。

(按分比率 = 余剰票数(999) ÷ Bの得票数(6,000) = 0.1665)

表3

A	B	C	D	E
166	—	333	0	499

(1票に満たない端数は切り捨てられる。)

- ④ 按分された票数(表3)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表4の得票数となる。

表4

A	B	C	D	E
3,666	—	5,333	3,000	2,999

- ⑤ この結果、Cが当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、Cの余剰票(332)は、Cの全ての得票(按分された票数の基礎となる 2,000 票(表2)に記されていた優先順位も考慮されるため、初期集計時での得票数 5,000 票(表1)に 2,000 票を加えた 7,000 票となる。)に記された優先順位2位(按分された 2,000 票については、優先順位 3位)に従って、比例配分される。

Cの得票に記された優先順位2位は、表5のとおりであった。

表5

A	B	C	D	E
3,000	—	—	0	4,000

未当選の立候補者に、表5の数字を按分して配分した結果が表6である。

(按分比率=余剰票数(332)÷Cの得票数(7,000)=0.047428)

表6

A	B	C	D	E
142	—	—	0	189

- ⑥ 按分された票数(表6)を各立候補者の得票(表4)に加えると、表7の得票数となる。

表7

A	B	C	D	E
3,808	—	—	3,000	3,188

- ⑦ 按分された票数を加えても、当選基数(5,001)を満たしている者がいないため、得票数の最も少ない立候補者 D の得票が回収され、D の全ての得票(3,000)に記された優先順位2位に従って配分される。

D の得票に記された優先順位2位は、表8のとおりであった。

表8

A	B	C	D	E
1,000	—	—	—	2,000

- ⑧ 残る2人の立候補者に、表8の票数を配分した結果が表9である。
この結果、E が当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、最終的に B、C、E が当選者として確定される。

表9

A	B	C	D	E
4,808	—	—	—	5,188

参考 優先順位付投票制の当選人決定過程の例

(改選議席数を1議席、総有効投票を20,000票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表のようであった。

表1

A	B	C	D	E
3,500	6,000	5,000	3,000	2,500

- ② 優先順位付投票制では、当選者は総有効投票数(20,000)の過半数の票(10,001)を得なければならないため、この段階(初期集計)での当選者は存在しない。このため、得票数の最も少ない立候補者Eの得票が回収され、Eの全ての得票(2,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

Eの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

A	B	C	D	E
500	500	1,000	500	—

配分された票数(表2)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表3の得票数となる。

表3

A	B	C	D	E
4,000	6,500	6,000	3,500	—

- ③ 配分された票数を加えても、過半数の票(10,001)を得た者がいないため、得票数の最も少ない立候補者Dの得票が回収され、Dの全ての得票(3,500)に記された優先順位2位に従って配分される。(Dの得票の中で、既に除外されたEを優先順位2位に選んだ票があった場合は、優先順位3位の立候補者に配分される。)

Dの得票に記された優先順位2位は、表4のとおりであった。

表4

A	B	C	D	E
500	500	2,500	—	—

配分された票数(表4)を各立候補者の得票(表3)に加えると、表5の得票数となる。

表5

A	B	C	D	E
4,500	7,000	8,500	—	—

- ④ さらに配分された票数を加えても、過半数の票(10,001)を得た者がいないため、③の手順と同様に、残る3人の立候補者の中で得票数の最も少ない立候補者 A の得票が回収され、A の全ての得票(4,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

A の得票に記された優先順位2位は、表6のとおりであった。

表6

A	B	C	D	E
—	2,500	2,000	—	—

配分された票数(表6)を各立候補者の得票(表5)に加えると、表7の得票数となる。

表7

A	B	C	D	E
—	9,500	10,500	—	—

- ⑤ この結果、立候補者 C が過半数の票(10,001)を得たため、当選となる。

第7節 住民の地方自治への直接参加

1 直接参政制度

連邦、州、地方自治体では、直接参政制度として限定的に国民（住民）投票を認めている。

（1）連邦における国民投票

ア 憲法改正手続における国民投票（Referendum）

連邦憲法 128 条により憲法改正案が両院において絶対多数で可決された場合、国民の承認を得るため、国民投票（手続条項）法（Referendum (Machinery Provisions) Act 1984）に基づいた国民投票を 2 か月以後 6 か月以内に行わなければならない。また、憲法改正案について両院の合意が得られず、再度法案を提出しても合意を得られなかった場合、総督は国民投票に付することができる。

この国民投票は、義務投票制及び二重多数決方式を採用しており、連邦全体の投票総数の過半数の承認を得るとともに、特別地域を除く過半数以上の州（4 州以上）において有権者の過半数の承認を得る必要がある¹⁰²。

現在までに、憲法改正の国民投票は対象事項 45 件（複数の事例が同時に行われている例もあるため計 20 回）が執行され、うち 8 件が承認された¹⁰²。1999 年には、共和制への移行に関する「憲法改正（共和制移行）案」（Constitution Alteration (Establishment of Republic) Bill 1999）と「憲法改正（前文）案」（Constitution Alteration (Preamble) Bill 1999）の承認を問う国民投票が執行された。しかしながら、過半数以上の州で過半数の承認を得られず、連邦全体においても、投票率は 95.1% で、共和制移行案は賛成 45.13%、反対 54.87%、前文案は賛成 39.34%、反対 60.66%であったため、否決されている¹⁰³。

¹⁰² Parliamentary Education Office, *Referendums and Plebiscites*, < <https://peo.gov.au/understand-our-parliament/having-your-say/elections-and-voting/referendums-and-plebiscites> > (Accessed 2024-1-31).

¹⁰³ Australian Electoral Commission, *1999 Referendum Report and Statistics*, < https://emailfooter.aec.gov.au/Elections/referendums/1999_Referendum_Reports_Statistics/summary_republic.htm > (Accessed 2024-1-31).

イ 諮問型国民投票 (Plebiscite)

憲法改正以外の事項については、諮問型国民投票を行い、国民に是非を問うことができる。諮問型国民投票を行う際は、実施に関する個別法を制定する必要がある¹⁰⁴。これは、あくまで諮問的に国民の意見を問うものであり、結果に必ずしも拘束されないものとされる¹⁰⁵。2016年にマルコム・ターンブル連邦首相は、選挙公約であった同性婚の法制化に関する諮問型国民投票について、通常の投票方式による義務投票制で行う旨の法案を提出したが否決された。これを受け、同首相は、2017年9月12日から11月7日にかけて郵送による自由投票制の国民調査 (Postal Survey) を行うこととし、同性婚法制化の支持が過半数を上回った場合、関連法案を議員提出法案として提出すると公表した。これにより、有権者の79.5%が投票を行い、投票者の61.6%が賛成票を投じた¹⁰⁶。その結果、同年11月15日、上院議会に婚姻制度改正 (定義及び信教の自由) 法案 (Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Bill 2017) が提出された。同年12月8日には両院を通過し、婚姻法における婚姻の定義が「二人の融合 (A union of two people)」と性別の概念を省いた表現に変更され、オーストラリアは同性婚を法制化した世界で26番目の国となった。

(2) 州における州民投票

各州の州憲法及び法令により規定されており、州により異なる制度を有している。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、州憲法にて、以下の場合には州民投票を行い過半数の承認を得ることが義務付けられている。

- ・上院の廃止・解散・権限の変更、上院選挙に関する事項に関する憲法改正案及び被選挙人や議席に関する条項を含む法案が両院において可決された場合¹⁰⁷
- ・下院選挙に関する条項の憲法改正案や下院の会期の変更に関する条項を含む法案が両院において可決された場合¹⁰⁸

¹⁰⁴ Parliamentary Education Office, *Referendums and Plebiscites*, <<https://peo.gov.au/understand-our-parliament/having-your-say/elections-and-voting/referendums-and-plebiscites>> (Accessed 2024-1-31).

¹⁰⁵ Parliament of Australia, *A quick guide to plebiscites in Australia* <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2011/June/A_quick_guide_to_plebiscites_in_Australia> (Accessed 2024-1-31).

¹⁰⁶ ABS, *Australian Marriage Law Postal Survey Results*, <<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/1800.>> (Accessed 2024-1-31).

¹⁰⁷ 7A, Part 2, Constitution Act 1902 No32.

¹⁰⁸ 7B, Part 2, Constitution Act 1902 No32.

また、歳入歳出関係以外の法案について両院の不合意があった場合、下院は、決議により州民投票を行うことができる¹⁰⁹。

参考 クイーンズランド州における州議会任期の変更

クイーンズランド州では、州憲法において州議会に関する規定を変更するためには、義務投票制の州民投票を行い過半数以上の賛成を得ることが必要とされている¹¹⁰。これに基づき、クイーンズランド州では、州議会の任期を現在の3年から4年に変更する州憲法改正案（Constitution (Fixed Term Parliament) Amendment Bill 2015）の承認を問う住民投票が2016年3月19日に地方自治体選挙と同時に行われた。住民投票の投票率は82.19%で、投票の結果、賛成が52.96%で過半数を超えたため同年4月5日にクイーンズランド州選挙委員会より州民投票により改正案が承認されたことが正式に発表された¹¹¹。これにより、2017年11月25日に実施された州議会選挙の次回以降の選挙は4年ごと10月最終土曜日に行われることになる¹¹²。

¹⁰⁹ 5B, Part 2, Constitution Act 1902 No32.

¹¹⁰ 7, Part 1, Chapter 2, Constitution of Queensland 2001.

¹¹¹ Electoral Commission Queensland, *2016 Fixed Four-Year Terms Referendum Election Report*, 2016.

¹¹² Queensland Parliament, *QLD State Election FAQs*, <<https://www.ecq.qld.gov.au/elections/election-events/2020-election-events2/2020-state-general-election>> (Accessed 2024-1-31).

(3) 地方自治体における住民投票

地方自治法等、各州の法令により規定されており、州により異なる制度を有している。

ニュー・サウス・ウェールズ州内の地方自治体においては、地方自治法において、州憲法上の住民投票（Constitutional Referendum）と諮問型住民投票（Council Poll）の2種類が規定されている。

ア 州憲法上の住民投票¹¹³（Constitutional Referendum）

地方自治体は、以下の事項を行うには住民投票を行い、投票者の過半数以上の承認を受けなければならない。

- ・ 地方自治体内の選挙区の境界変更、廃合
- ・ 市長の選出方法の変更（住民による公選又は議員による互選）
- ・ 議席数の変更
- ・ 選挙区のある地方自治体における議員選挙での選出方法の変更

この住民投票は義務投票制であり、過半数の賛成を得た場合のみ、議会は対象事項の変更を行うことができる。過半数以上の賛成を得られなかった場合は、再度、住民投票に付すことも可能である。

イ 地方自治体による諮問型住民投票¹¹⁴（Council Poll）

また、地方自治体は州憲法上の住民投票（上記ア）以外のいかなる事項についても諮問型住民投票として住民に是非を問うことができる。あくまで諮問型の住民投票であるため、投票は義務ではなく結果は拘束力を持たない。これらの住民投票は、実務上、選挙と同時に行われることが多い¹¹⁵。

¹¹³ Division 2-3, Part 3, Chapter 4, Local Government Act 1993 No30(New South Wales).

¹¹⁴ Division 1-3, Part 3, Chapter 4, Local Government Act 1993 No30(New South Wales).

¹¹⁵ NSW Electoral Commission, *Referendums and polls*, <<https://elections.nsw.gov.au/elections/how-voting-works/voting-in-new-south-wales/referendums-and-polls#whatisapoll>> (Accessed 2024-1-31).

参考 ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体における諮問型住民投票

【事例1】

2016年5月に、アッシュフィールド市、ライヒハルト市、マリックビル市の3市は、州政府によって一つの自治体に合併されインナーウェスト市となったが、この合併を解消し、旧市を復活させるべきかどうかの諮問型住民投票が2021年12月4日に行われた。投票率は、80.73%で、投票した住民のうち62.49%が合併の解消に賛成した。インナーウェスト市は、その結果をニュー・サウス・ウェールズ州政府に報告をした。ニュー・サウス・ウェールズ州政府は、第三者委員会であるニュー・サウス・ウェールズ州境界委員会に付託し、当該委員会において公聴会を開始し審査をしている。最終的な決定は、ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治大臣が行う¹¹⁶。

【事例2】

2017年9月9日にカンバーランド市は、ニュー・サウス・ウェールズ州統一地方選挙に併せて、諮問型住民投票を行い、現在、215万豪ドル(市の資産税収入の約2.4%)の補助金を必要とする市内5つの公営プールについて市による他事業予算を使用し運営を継続するべきかどうかについて問うた。投票率は76.55%で投票した住民のうち、74.81%が運営の継続に賛成した¹¹⁷。

【事例3 州主導の合併と住民投票】

カヤマ市では、2016年5月7日に、ショールヘイブン市との合併の是非を問う諮問型住民投票を行った。投票率48.7%、95.7%が合併に反対票を投じ¹¹⁸、この結果は、カヤマ市よりニュー・サウス・ウェールズ州に住民の意思として報告された。

当然、州は投票結果に拘束されないものの、同年5月12日にカヤマ市とショールヘイブン市の存続を発表した。

(4) その他の直接参政権

国民(住民)発議(イニシアチブ)、議会の解散、議員や長等の解職請求(リコール)、法案の承認、否決を行う立法的国民(州民)投票、政府の決定への反対を行う請願的国民(州民)投票等、その他の直接参政権は、連邦、州、地方自治体、いずれにおいても認められていない。20世紀前半より、連邦及び各州において、いくつかの関連法案が提出されているが全て否決されている¹¹⁹。例えば、2013年には、連邦上院議員により、国民投票の発議権を国民に認める法案(Citizen Initiated Referendum Bill 2013)が提出されたが、否決された。

¹¹⁶ Inner West Council, *De-amalgamation*, <<https://www.innerwest.nsw.gov.au/about/the-council/de-amalgamation-poll#:~:text=The%20NSW%20Government%20formed%20Inner,to%20the%20three%20former%20Councils>>, (Accessed 2024-1-31)

¹¹⁷ Electoral Commission NSW, *Cumberland Poll* (Accessed 2024-1-31).

¹¹⁸ Electoral Commission NSW, *Kiama Municipal Council Poll: 7 May 2016*, (Accessed 2024-1-31).

¹¹⁹ Parliament of Australia, *Citizen Initiated Referendum Bill 2013*, (Accessed 2024-1-31).

2 請願

連邦、州、地方自治体それぞれにおいて実施されており、ニュー・サウス・ウェールズ州内の地方自治体については、地方自治体に対する請願について法律による特別の定めはないものの、各地方自治体が請願手続に関するガイドラインを有している。

例えば、シドニー市では、市の管轄事項や市に影響を与える事項に関して書面による請願を認めている。2種類の請願があり、一つは議会に諮るために議員あてに送るものである。もう一方は、最高経営責任者（CEO）又は市の職員あてに直接、あるいは議員や市長を通じて送るものである。有効な請願書として受理されたものは、関連部局の長に送付され、請願者には3ヶ月以内にどのような措置を講じたか、又は講じることを提案したか、及びその理由を記した回答書が送付される¹²⁰。

3 パブリック・コンサルテーション

全ての州の地方自治法には各地方自治体が住民と協働し、参加を促す必要性が示されている¹²¹。また、各州で住民参画に関するハンドブックや指針が策定され、州、地方自治体において活用されている¹²²。

（1）地方自治体の長期計画策定における連携

ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治法の一部が2009年に改正され、各地方自治体に対して、地方自治体の最高戦略¹²³として長期計画「コミュニティ戦略計画」(Community Strategic Plan)を地域住民と協働し作成することを義務付けた¹²⁴。またコミュニティ戦略計画の作成に際して、具体的な地域住民との協働方法を定める「コミュニティ協働戦略」(Community Engagement Strategy)の作成・実施を各地方自治体に義務付けた¹²⁵。

（2）その他の事案における連携

また、各地方自治体は、それ以外の事案についても、広く意見を募集しており、シドニー市をはじめ、様々な地方自治体がオンライン上でパブリック・コンサルテーションの対象事

¹²⁰ City of Sydney Council, *Petition Guidelines*

¹²¹ Australian Centre of Excellence for Local Government, *Local Government and Community Engagement in Australia*, 2011, p.11.

¹²² 自治体国際化協会「オーストラリアにおける住民参画」『CLAIR REPORT』第397号、2014年、4頁

¹²³ NSW Government Office of Local Government, *Community Strategic Plan*, (Accessed 2024-1-31).

¹²⁴ 402, Part 2, Chapter 13, Local Government Act 1993 No30(New South Wales).

¹²⁵ 402A, Part 2, Chapter 13, Local Government Act 1993 No30(New South Wales).

項一覧を公開している。

4 情報公開

1982年に連邦レベルで情報公開法が制定されたことを皮切りに1993年にかけて各州においても情報公開法が制定された。その後、ニュー・サウス・ウェールズ州では、情報公開法は廃止され、現在は、それに代わり、「政府情報（パブリック・アクセス）法」

（Government Information (Public Access) Act 2009）が施行されている。これは、州、地方自治体、裁判所等、公的機関の保有する情報へのアクセスを住民に認めたもので、情報公開を以下の分類に分けて規定している。

- ・インターネット上において無料で閲覧可能（オープンアクセス）にすることを義務付けられた事項に関する情報公開¹²⁶
例）機関の情報ガイド、議会への提出資料、機関の政策文書、情報公開記録、民間企業との15万豪ドル以上の契約の記録
- ・機関の判断によるその他の情報の積極的な公開¹²⁷
- ・正式書面によらない個人からの非公式請求による情報公開¹²⁸
- ・正式書面により申請を行い、開示手数料を支払う形での情報公開¹²⁹

¹²⁶ Section 6, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

¹²⁷ Section 7, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

¹²⁸ Section 8, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

¹²⁹ Section 9, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

第3章 地方自治体の財政

第1節 地方自治体の財政構造

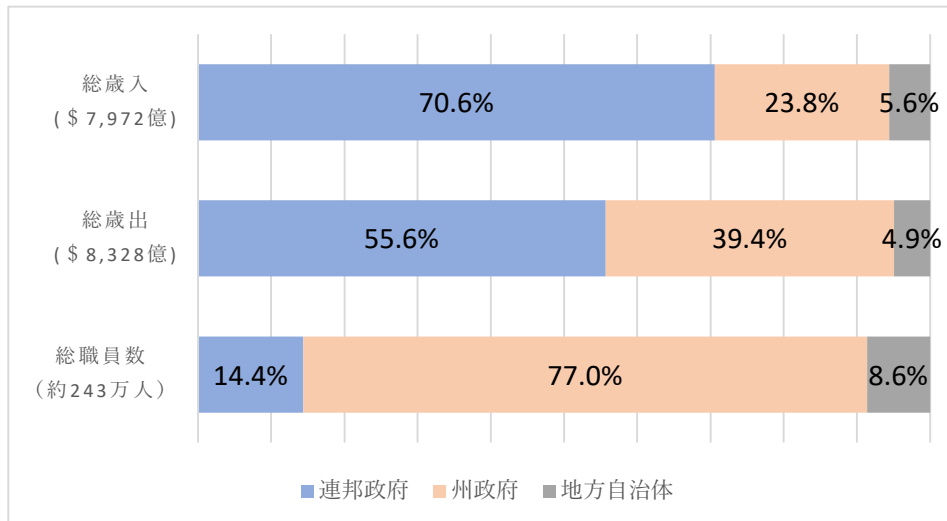
1 全政府における地方自治体の相対的規模

職員数や予算から見ると、地方自治体の規模は連邦及び州と比較して小さい。

2023年6月現在、軍を含む公共部門の雇用者数は約243万人であり¹³⁰、オーストラリア全勤労者の約17.3%を占める。このうち、連邦が約35万人、州が約187万人、地方自治体が約21万人であり、公共部門全体に対する比率はそれぞれ14.4%、77.0%、8.6%である。教育（公立学校）及び保健（公立病院等）分野を担当する州の職員数の比率が大きい¹³¹。

2021/2022年度の全政府の総歳入は、約7,972億豪ドルである。その内訳は、連邦が70.6%、州が23.8%、地方自治体が5.6%である。総歳出は約8,328億豪ドルであり、その内訳は、連邦が55.6%、州が39.4%、地方自治体が4.9%である。歳入・歳出とも、公共部門全体に対する地方自治体の比率は極めて小さい¹³²。

図表3-1 各政府の職員数・歳出入の比率



¹³⁰ Australian Bureau of Statistics (ABS), *Public sector employment and earnings* <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/latest-release>> (Accessed 2024-1-31)

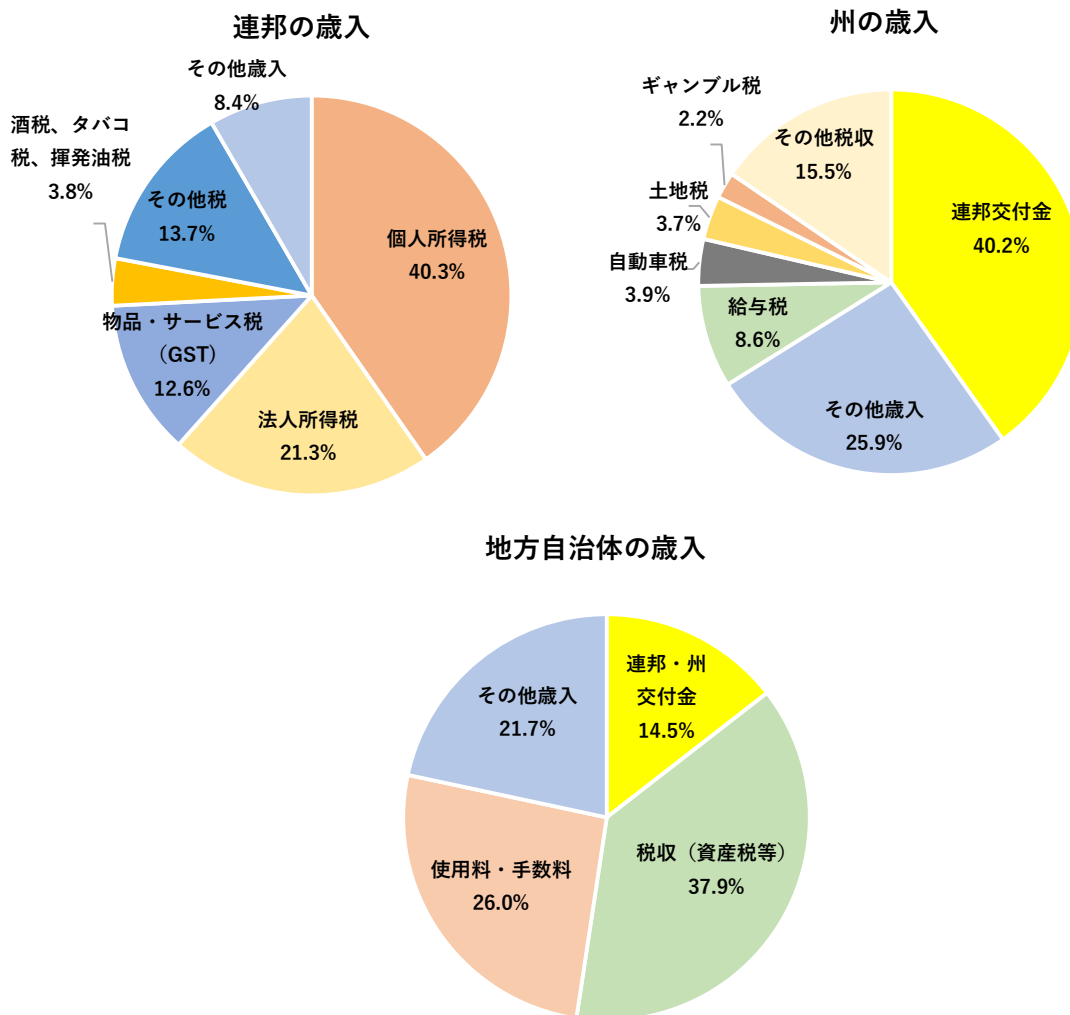
¹³¹ ABS, *Labour Force, Australia* <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/labour-force-australia/jun-2023>> (Accessed 2024-1-31)

¹³² ABS, Table 1 All Levels of Government, Operating Statement - General Government in *55120DO0 01_202122 Government Finance Statistics, Australia, 2021-22* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/government-finance-statistics-annual/latest-release#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31)

2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較

図表3-2は、2021/22年度における連邦・州・地方自治体の歳入内訳を表したものである。連邦の主要財源は個人・法人所得税であり、歳入の61.6%を占める。州の最大の財源は連邦からの交付金であり、歳入の40.2%を占め、連邦からの財源移転に大きく依存する状況にある。地方自治体の歳入は、資産税が37.9%と最も大きく、使用料・手数料がこれに次ぐ。一方、連邦及び州からの交付金は歳入の14.5%であり、連邦・州からの財源移転への依存度が比較的小さい。

図表3-2 2021/22年度各政府の歳入内訳¹³³



¹³³ ABS, Table 130, 239, 339 in *Government Finance Statistics, Annual, 2021-22* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/government-finance-statistics-annual/latest-release#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31)

ABS, Tables 1-10, Taxation Revenue, Australia in *Taxation Revenue, Australia* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/taxation-revenue-australia/latest-release#:~:text=In%20the%20year%202021%2D22,as%20a%20percentage%20of%20GDP.>> (Accessed 2024-1-31)

なお、資産税の一部は州の歳入となるが州の歳入のグラフにはそれを含まない。また、給与税等及びその他の税の一部は地方自治体の歳入となるが地方自治体の歳入のグラフにはそれを含まない。

ただし、人口の密集する都市部の地方自治体と内陸部や人口の希薄な地域の地方自治体では、交付金に対する依存度が異なる。地方自治体の歳入に占める交付金（負担金を除く）の比率は、例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー近郊のノース・シドニー市では 19.1% であるのに対し¹³⁴、同州内陸部のコバー・シャイア町では 42.3%¹³⁵、人口約 7,800 人のビクトリア州ロッドン・シャイア町では 54.4% である¹³⁶。

3 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較

図表 3-3 は、2021/22 年度における連邦・州・地方自治体の歳出内訳を表している。連邦の歳出のうち、社会保障・福祉及び医療関係が半分を占める。一般管理経費を除くと、次に教育の割合が高い。州の主な歳出は医療関係と教育であり、それぞれ全体の 29.6% 及び 18.7% を占める。公立病院の管理・運営、救急サービスの提供、公立小学校、高等学校、専門学校等の管理・運営等がこれらの歳出に含まれる。その他、警察、消防等の公共秩序・治安及び州道、バスや鉄道をはじめとする公共交通サービス等の運輸・通信、経済政策もそれぞれ約 10% を占めている。

一方で、地方自治体はその歳出の 21.3% を道路等のインフラ整備に費やしている。また、図書館の管理・運営、ビーチや運動施設の維持管理、スポーツイベント等のレクリエーション・文化・宗教に 16.6%、環境保護に 15.5% を支出している。

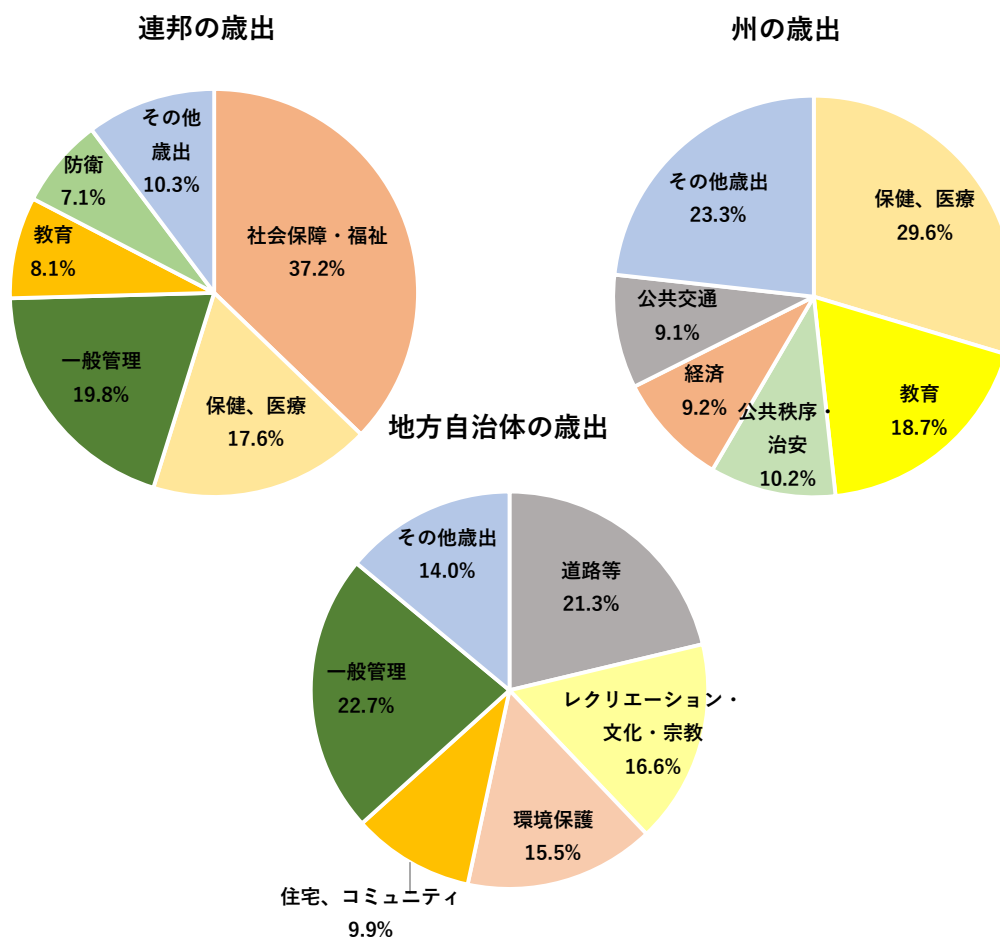
¹³⁴ North Sydney Council, *ANNUAL FINANCIAL STATEMENTS for the year ended 30 June 2022* <<https://www.northsydney.nsw.gov.au/downloads/file/2064/financial-statements-2021-2022>> (Accessed 2024-1-31)

¹³⁵ Cobar Shire Council, *GENERAL PURPOSE FINANCIAL STATEMENTS for the year ended 30 June 2022* <https://cobar.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/07/Annual_Financial_Statements-GPFS-2022-1.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹³⁶ ABS, Loddon, *2021 Census All persons QuickStats* <<https://abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/LGA23940>> (Accessed 2024-1-31)

Loddon Shire Council, *Financial statements Year ending 30 June 2022* <<https://www.loddon.vic.gov.au/Our-Council/Annual-Report>> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-3 2021/22 年度各政府の歳出内訳¹³⁷

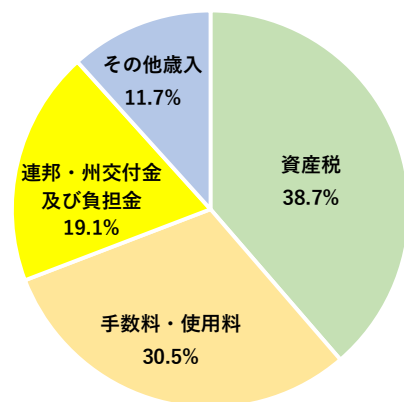


例として、ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体のうち、シドニー近郊のノース・シドニー市と同州内陸部のコバー・シャイア町の財政状況を挙げる。歳入歳出の内訳は図表 3-4 のとおりであるが、都市部と地方部の財政運営の相違がうかがえる。地方部においては資産税の歳入に占める割合が低く、連邦・州からの交付金の依存度が高い一方で、歳出においては道路等インフラ整備に係る割合が高いことがわかる。また、上下水道の運営費について、都市部では州営企業が運営するため予算に計上されていないが、地方部では地方自治体の歳出で運営されていることがわかる（第 2 章第 3 節参照）。

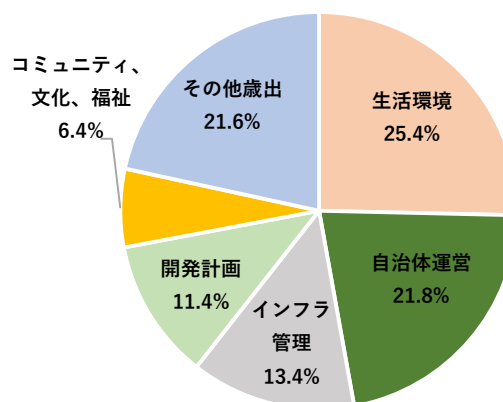
¹³⁷ ABS, Table 130, 239, 339 in *Government Finance Statistics, Annual, 2021-22* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/government-finance-statistics-annual/latest-release#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-4 2021/22 年度地方自治体の歳入歳出内訳¹³⁸

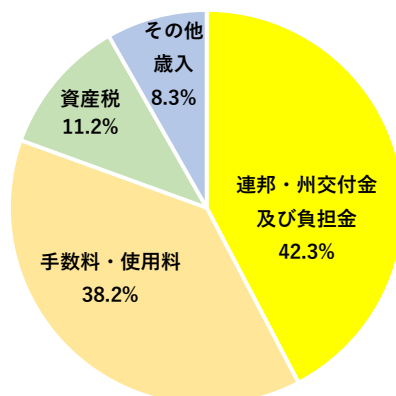
ノース・シドニー市の歳入内訳



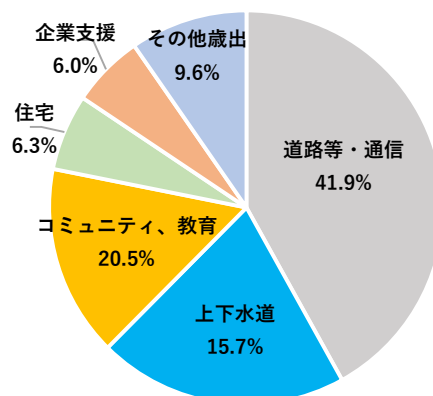
ノース・シドニー市の歳出内訳



コバー・シャイア町の歳入内訳



コバー・シャイア町の歳出内訳



¹³⁸ North Sydney Council, *ANNUAL FINANCIAL STATEMENTS for the year ended 30 June 2022* <<https://www.northsydney.nsw.gov.au/downloads/file/2064/financial-statements-2021-2022>> (Accessed 2024-1-31)

Cobar Shire Council, *GENERAL PURPOSE FINANCIAL STATEMENTS for the year ended 30 June 2022* <https://cobar.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/07/Annual_Financial_Statements-GPFS-2022-1.pdf> (Accessed 2024-1-31)

第2節 地方自治体の財源

地方自治体の主な財源である資産税、交付金、手数料及び罰金、公営企業純益等について説明する。

1 資産税

資産税 (Rates) は、そもそも道路整備等の地域インフラ整備にかかる経費の一部を地元住民に負担させようとした植民地政府によって地方自治体が設立された、という経緯に由来する。資産税は、土地の評価額を課税標準として、その所有者に課される。家屋及び償却資産は、評価、課税の対象とはならない。

2021/22年度の連邦・州・地方自治体の全税収において、地方自治体の資産税収入はわずかに約3%を占めるにすぎないが、個々の地方自治体における平均的資産税収入は歳入の39%を占める重要な自主財源である。近年、歳入に占める資産税収入の比率は、40%前後で推移している（なお、1992年度の地方自治体の資産税収入は歳入の約56%を占めていた）。

2 交付金

地方自治体は、連邦と州から各種の交付金を受けている。その内訳は、連邦と州のそれぞれから受けている特定目的交付金 (Specific Purpose Payments : SPPs) と、州を経由して連邦から受けている地方自治体財政支援交付金 (Local Government Financial Assistance Grants) である（交付金については本章第4節を参照）¹³⁹。

3 手数料及び罰金

地方自治体は、ごみ収集、駐車料金、公営プール利用、建築認可申請等行政サービス提供の対価として料金を徴収している。また、駐車違反をした場合等の罰金を徴収している¹⁴⁰。

4 公営企業純益

一部の地方自治体は上下水道事業等の公営企業を経営しており、その純益を歳入に計上している。近年は、経済効率の向上を意図した競争政策の進展により、公営企業を民営化する傾向にある。

¹³⁹ 2022/23年度の総額は221億4390万豪ドル。

Australian Government The Treasury, *Final Budget Outcome 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁴⁰ Section 491, 496, 501, 608, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

5 その他

上記のほか、起債による借入金や利子収入等がある。起債には州の担当大臣の承認が必要な場合がある等多くの州で制限が設けられている¹⁴¹。借入金への依存度は低く、ニュー・サウス・ウェールズ州においては総資産に対する借入金比率は2%である（第4節参照）¹⁴²。

第3節 資産税（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

1 資産税の種類

資産税には、普通資産税と特別資産税がある¹⁴³。普通資産税は、土地の種別により農地、宅地、鉱山、業務用地の4種に大別される¹⁴⁴。資産税率は土地の種別を問わず同一でもよいし、異なってもよい¹⁴⁵。また、資産税率は同一種別の土地の間で、同一でもよいし、異なってもよい¹⁴⁶。特別資産税は、特定の建設工事、サービス、施設、活動の経費を賄うことを目的としたものである。地方自治体は普通資産税を課すことが義務付けられているが¹⁴⁷、特別資産税の課税は各地方自治体の任意である¹⁴⁸。

2 資産税に関わる土地の評価

州機関である土地評価鑑定監 (Valuer-General) が土地評価法 (Valuation of Land Act 1916) に基づいて土地評価を行うこととされている¹⁴⁹。土地評価鑑定監を支援するために設置されている土地評価局において、土地評価システムの運用、システムのパフォーマンスの監視などを行っている¹⁵⁰。公的評価の対象は土地のみであり、家屋及び償却資産等は対象とならな

¹⁴¹ タスマニア州では担当大臣の承認がある場合を除き、借入金に対する返済のための支出が前年度歳入の30%を超える場合、いかなる目的であれ追加で起債する事は認められない。

Section 80, Local Government Act 1993 No30 (Tasmania)

¹⁴² Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁴³ Section 492, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁴⁴ Section 493 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁴⁵ Section 528, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁴⁶ Section 529, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁴⁷ Section 495 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁴⁸ Section 494 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁴⁹ 土地評価鑑定監による評価は州の財源となる土地税の算定にも使用される。

New South Wales Revenue NSW, *Land tax* <<https://www.revenue.nsw.gov.au/taxes-duties-levies-royalties/land-tax#heading3>> (Accessed 2024-1-31)

New South Wales Government Valuer General, *Land values* <https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/land_values> (Accessed 2024-1-31)

¹⁵⁰ New South Wales Government Valuer General, *About us* <https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/about_us> (Accessed 2024-1-31)

い¹⁵¹。資産税の評価のため土地評価鑑定監は少なくとも3年ごとに地方自治体に対して以下の手順による土地評価額を提供することになっており、その評価額を各地方自治体が利用している¹⁵²。

なお、評価方法は、次のような「コンポーネント方式」を採用している¹⁵³。

- ① 地方自治体ごとに土地利用区分と土地の特徴（位置や面積、ショッピングセンターに近いといったインフラへのアクセス等）に基づき類型（コンポーネント）を設定
- ② 区域内の物件をコンポーネントのいずれかに分類
- ③ コンポーネントごとにいくつかの指標となる物件を選定
- ④ 物件の土地価格を近傍類似の取引価格等に基づき評価
- ⑤ 指標物件の評価額を前年の評価額と比べて、コンポーネントの価格上昇率を算出
- ⑥ コンポーネントごとの価額上昇率を比較し調整
- ⑦ 調整された価額上昇率を各物件の前回評価額に乗じて得た額を新しい評価額とする

なお、土地取引価格を土地評価に取り入れるときに、土地評価鑑定監は以下の点を考慮する。

- ・評価の年の7月1日現在の不動産市場の状況
- ・土地の使用価値
- ・所在地
- ・建築規制や歴史・文化遺産の規制等の制約
- ・土地の大きさや形、土壌や勾配等の土地の特性
- ・近隣の開発状況やインフラ
- ・立地と眺望

このコンポーネント方式は、利用形態が類似している住宅地等では有効に機能しているが、土地利用区分が混在している地域や利用形態が物件により大きく相違する地域（例えば、高層ビルが林立するシドニーの中心市街地等）では必ずしも適当ではないため、個別の鑑定評価を行っている¹⁵⁴。

一方、ビクトリア州では、土地評価法（Valuation of Land Act 1960）に基づき土地評価鑑

¹⁵¹ New South Wales Government Valuer General, *Land values*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/land_values> (Accessed 2024-1-31)

¹⁵² New South Wales Government Valuer General, *Council rates*< https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/council_rates> (Accessed 2024-1-31)

¹⁵³ New South Wales Government Valuer General, *NSW Valuer General Policy - Valuation of commercial land*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0009/221679/Valuation_of_commercial_land_policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁵⁴ New South Wales Government Valuer General, *Council rates*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/council_rates> (Accessed 2024-1-31)

定監 (Valuer-General) が土地評価額を決定する¹⁵⁵。なお、2010年に同法の改正により、地方自治体が土地評価鑑定監に評価を委託することができるとされたが、2018年より、土地評価鑑定監がビクトリア州内の全ての土地について、地方自治体の資産税、土地税、消防財産賦課金の年次評価を行う評価当局となった。また、2022年までは経過措置として一般評価までの各地方自治体による評価委託規定は廃止され、2023年の一般評価からは、土地評価鑑定監がビクトリア州の全79自治体の評価当局となっている。また、資産税に関わる土地の評価は次の3種類がある¹⁵⁶。

- ・更地価格 (site value) : 土地のみの市場価格
- ・資産改良価格 (capital improved value) : 土地と建物を合わせた市場価格
- ・純年割価格 (net annual value) : 必要経費を除いた年間賃貸価格

3 税率の決定

ニュー・サウス・ウェールズ州の各地方自治体は、まず翌年度の歳出見込総額を決定する。その後、資産税以外の補助金、手数料、借入等の歳入見込額を計上し、不足分を資産税収入総額とする。したがって、決定された資産税収入総額を課税標準総額で除して得られる数値が資産税率となる。このように、各地方自治体の財政事情により資産税の収入総額が決められるので、税率は各地方自治体によって異なってくる。

税率については、①1豪ドル当たりの課税額をセントで示す従価方式 (ad valorem)¹⁵⁷、②最低負担額 (minimum rate)¹⁵⁸を伴う従価方式 (ad valorem)¹⁵⁹、③基本負担額 (base amount) プラス従価方式¹⁶⁰のいずれか3種類の方式から地方自治体を選択する。

なお、ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治大臣が資産税収入の対前年度比増加率の上限を定めるレイト・ペギング制度 (本項7参照) を設けている。

4 納税義務者と納税方法

資産税の納税義務者は、原則として資産税賦課時の所有者である¹⁶¹。納税に関しては1回

¹⁵⁵ Victorian Government Department of Transport and Planning, *The valuation process* <<https://www.1and.vic.gov.au/valuations/valuations-for-rate-and-land-tax/the-valuation-processes>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁵⁶ Section 6, Valuation of Land Act 1960 No157 (Victoria)

¹⁵⁷ Section 497 (a), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁵⁸ 2023/24年度の最低負担額の上限は、51万4,590豪ドルである。

Independent Pricing and Regulatory Tribunal NSW, *The rate peg* <<https://www.ipart.nsw.gov.au/Home/Industries/Local-Government/For-Ratepayers/The-rate-peg>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁵⁹ Section 497 (a), 548, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶⁰ Section 497 (b), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶¹ Section 560 (1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales)

払と四半期ごとの分割払が認められており¹⁶²、納期限は1回払の場合は8月31日で、四半期分割払の場合はそれぞれ8月31日、11月30日、2月28日、5月31日である¹⁶³。

5 非課税特例制度

資産税課税対象外の土地として主に以下のものが規定されている¹⁶⁴。

- ・私用目的で使用されていない州の土地
- ・国立公園、歴史的地区、自然保護区等の土地
- ・水道供給団体の土地
- ・教会：宗教団体が保有し、かつ、礼拝、聖職者の居住、教育・訓練代表者の居住を目的とした建造物のために使用されている土地
- ・教育施設：公立、私立を問わず、学校教育法に規定された定義に該当する学校が保有し、学校用地（運動場、教員等職員住宅用地を含む。）として使用されている土地
- ・アボリジナル（先住民）団体保有の土地で、法令が非課税地として規定しているもの
- ・公共交通用地：州が所有する鉄道用地

なお、以下に掲げるものは、上下水道特別資産税のみ課税される¹⁶⁵。

- ・公共用地
- ・州、公共法人又は公共信託（受託団体）が保有する公共墓地
- ・慈善団体が保有し、その目的のために使用されている土地
- ・大学用地 等

6 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮

年金適格者がその主たる居住地とする土地について、地方自治体が減額する金額を算出するのに十分な証拠とともに申請すれば、資産税が減額される¹⁶⁶。ただし、減額の上限は、普通資産税及びごみ処理料金は250豪ドル、上下水道に関する特別資産税はそれぞれ87.50豪ドルである¹⁶⁷。なお、このほかさらに税額の一部払戻を行う地方自治体¹⁶⁸も存在する。

¹⁶² Section 562 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶³ Section 562 (3), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶⁴ Section 555 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶⁵ Section 556 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶⁶ Section 575 (1), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶⁷ Section 575 (3), Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁶⁸ コフスハーバー市 (Coffs Harbour City Council) 等。

City of Coffs Harbour, *Pensioner rebates for rates and water* <<https://www.coffsharbour.nsw.gov.au/Resident-services/Make-a-payment/Pensioner-rebates-for-rates-and-water>> (Accessed 2024-1-31)

7 レイト・ペギング制度

ニュー・サウス・ウェールズ州及びビクトリア州は、レイト・ペギング制度を実施している¹⁶⁹。これは、各地方自治体が翌年度の予算編成をする際に、各地方自治体の資産税収入の対前年度比増加率について、州地方自治大臣¹⁷⁰が毎年上限を定める制度である¹⁷¹。

ニュー・サウス・ウェールズ州における上限は、2020/21年度が2.6%¹⁷²、2021/22年度が2.0%¹⁷³に設定されている。2022/23年度からは、州内の地方自治体ごとの人口増加率に応じて上限が設定されるようになった¹⁷⁴。ビクトリア州における上限は、2022/23年度が1.75%、2023/24年度が3.5%に設定されている。

ニュー・サウス・ウェールズ州及びビクトリア州の地方自治体は、上限を超えて資産税を徴収する必要がある場合は、特例としてその旨を州地方自治大臣に申請することができる¹⁷⁵。

¹⁶⁹ Australian Local Government Association (ALGA), *Current Financial Challenges* <<https://alga.com.au/policy-centre/financial-sustainability/current-financial-challenges/>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷⁰ ニュー・サウス・ウェールズ州においては、実際には大臣から委任を受けた独立価格調整審査会 (Independent Pricing and Regulatory Tribunal (IPART)) が行う。IPARTは同州の電気・水道料金、交通運賃の上限額を決定する役割を担うとともに、同州の経済的アドバイザーや政策シンクタンク機能も持つ。

ビクトリア州においては、地方自治大臣は、消費者物価指数 (CPI) の予測値及びエッセンシャル・サービス委員会 (Essential Services Commission (ESC)) からの助言に基づいて上限を設定する。ESCはビクトリア州政府に代わって、同州のエネルギー、水道、運輸部門の規制や、地方自治体のレイトキャップ制度の運用を行っている。

Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *The rate peg* <<https://www.ipart.nsw.gov.au/Home/Industries/Local-Government/For-Ratepayers/The-rate-peg>> (Accessed 2024-1-31)

New South Wales Government Office of Local Government, *Rates, Charges and Pensioner Concession* <<https://www.olg.nsw.gov.au/public/about-councils/laws-and-regulations/rates-charges-and-pensioner-concession/>> (Accessed 2024-1-31)

Essential Services Commission, *What we do* <<https://www.esc.vic.gov.au/about-us/what-we-do>> (Accessed 2024-1-31)

Essential Services Commission, *Annual council rate caps* <<https://www.esc.vic.gov.au/local-government/annual-council-rate-caps>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷¹ Section 506, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

Municipal Association of Victoria, *Rate capping* <<https://www.viccouncils.asn.au/what-councils-do/council-funding/rate-capping>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷² Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *Fact Sheet - Rate Peg 2020-21 - 12* <https://www.ipart.nsw.gov.au/sites/default/files/documents/fact-sheet-rate-peg-for-nsw-councils-for-2020-21-12-september-2019_0.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷³ Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *Fact Sheet - Rate peg for NSW councils for 2021-22* <https://www.ipart.nsw.gov.au/sites/default/files/documents/fact-sheet-rate-peg-for-nsw-councils-for-2021-22-8-september-2020_0.pdf> (Accessed 2024-1-31)

Section 508 (2), 508A, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

¹⁷⁴ Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *2022/2023 Information Paper* <https://www.ipart.nsw.gov.au/sites/default/files/cm9_documents/Information-Paper-Rate-peg-information-paper-2022-23-13-December-2021.PDF> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷⁵ Victorian Government Services, *Council rates and charges* <<https://www.localgovernment.vic.gov.au/our-programs/council-rates-and-charges>> (Accessed 2024-1-31)

第4節 交付金

1 州への交付金

前述のとおり、連邦からの交付金は州の最大の財源であり、その歳入の 40.2%を占める（第1節図表3-2参照）。州への交付金には、主に一般歳入助成金として物品サービス税交付金（Goods and Service Tax (GST) entitlements）のほか、特定目的助成金（Payments for Specific Purposes (PSP)）がある。2022/23年度、オーストラリア政府は、特定目的助成金 827 億豪ドル、一般歳入助成金（GST 交付金を含む） 876 億豪ドルの合計 1,703 億豪ドルを州に提供した。州への交付金は、2022/23年度のオーストラリア政府の総支出の 26.7%を占めた¹⁷⁶。

（1）政府間の財政協定

2009年1月1日から、政府間財政の枠組みとして、政府間連邦財政協定（Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations）が施行されている。本協定は、特にオーストラリア政府間協議会（COAG）が掲げる改革指針を反映させたもので、その主な目的は次のとおりとなっている。

- ・連邦、州が協力し長期的な政策立案とサービスの強化を促進すること
- ・説明責任を強化すること
- ・州の間の財政能力の均等化を図ること

本協定は 2000年に施行された「政府間財政改革協定」（Intergovernmental Agreement on the Reform of Commonwealth-State Relations (IGA)）を改変したもので、GST 交付金や特定目的助成金等連邦による州への財政支援措置のほか、連邦の州に対する関与を減らすとともに、それぞれの役割を明確にすることや教育、健康福祉分野等の改革を強く推し進めていくこと等が規定されている¹⁷⁷。

¹⁷⁶ Australian Government The Treasurer, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷⁷ The Council on Federal Financial Relations, *The Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations* <<https://federalfinancialrelations.gov.au/sites/federalfinancialrelations.gov.au/files/2022-11/intergovernmental-agreement-on-federal-financial-relations.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

(2) 一般歳入助成金 (General Revenue Assistance)

用途を特定しない交付金で、主に「GST 交付金 (GST entitlements)」からなる¹⁷⁸。

GST とは、付加価値型一般消費税であり、連邦が徴収する。連邦は、徴収事務費や延納分等を除いた GST 歳入の全てを各州に用途を特定しない一般目的交付金として毎月交付する¹⁷⁹。なお、2022/23 年度における GST 交付金額は 819 億 9,400 万豪ドルであった¹⁸⁰。

GST 交付金は、水平的財政平衡化原則 (The Principle of Horizontal Fiscal Equalisation) にしたがって、各州の人口をベースに財政力補正を行った上で州に交付される。水平的財政平衡化原則とは、各州が歳入増加のために同等の努力をし、かつ同等の効率性をもって財政運営した場合に同等の行政サービス提供能力を保持できるよう、連邦が州を財政支援する原則である¹⁸¹。各州の人口に補正係数を乗じて得た割合に応じ、各州の交付金額が決定される。連邦交付金委員会 (Commonwealth Grants Commission) は、毎年この原則に基づき各州の補正係数 (GST Relativities) を算出する。補正係数は、短期的な財政需要の変動や経済情報の変化による影響を除くため、過去 3 年間のデータをもとに算出され、連邦によって承認される。この方法については、連邦金融関連法 (Federal Financial Relations Act) に定められており、2018 年の法改正によって、補正係数は 2022/23 年度及び 2023/24 年度においては 0.7 以上、2024/25 年度以降においては 0.75 以上でなければならないこととされた。この法改正以前、例えば 2015/16 年度の補正係数は、北部特別地域の約 5.5 を除いてほとんどの州が 1 前後であったのに対して、財政力の高い西オーストラリア州の補正係数は 0.29999 と著しい差があったが、法改正によって、西オーストラリア州への GST 交付金の配分が増えることとなった。ただし、連邦政府は、2026/27 年度までの 6 年間の移行期間中については、2018 年の法改正がなければ支給されていたであろう額と比較して、どの州も不利にならないように GST 総額の追加支給を保障することとしている¹⁸²。

一般歳入助成金には、GST 交付金のほか、本来は地方自治体が行う行政サービスを首都特

¹⁷⁸ Australian Government Department of Finance, *General revenue assistance* <<https://www.finance.gov.au/about-us/glossary/pgpa/term-general-revenue-assistance>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁷⁹ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

Australian Government The Treasury, *Federal Financial Relations Budget Paper No. 3 2021-22* <https://archive.budget.gov.au/2021-22/bp3/download/bp3_2021-22.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸⁰ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸¹ Australian Government Commonwealth Grants Commission, *Horizontal Fiscal Equalisation in the Australian Federation* <https://www.cgc.gov.au/sites/default/files/2021-11/fs04_horizontal_fiscal_equalisation.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸² Australian Government Commonwealth Grants Commission, *Occasional Paper No.9: GST distribution to states and territories in 2023-24* <<https://www.cgc.gov.au/sites/default/files/2023-03/Occasional%20Paper%209%20-%20GST%20distribution%20to%20states%20and%20territories%20in%202023-24.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

別地域が行うことに対して支払われる交付金や、ノース・ウェスト・シェルフ石油・ガス計画に関して沿岸天然資源課税関連法（Offshore Petroleum (Royalty) Act 2006）に基づいて連邦が徴収したロイヤルティ（税の一種）を西オーストラリア州に分配する交付金等がある¹⁸³。

（3）特定目的助成金（Payments for Specific Purposes）¹⁸⁴

特定目的助成金は、使途を特定した助成金である。連邦が重要とする分野の政策を遂行するために、州及び地方自治体に対して交付される。健康福祉、教育、職業訓練・雇用対策、コミュニティ・サービス、住宅供給、先住民格差対策、インフラ整備、環境が重要な分野に位置付けられている。

なお、2022/23年度予算では、特定目的助成金には次の5種類がある。

- ・ 公立病院と COVID-19 への対応に関する国民医療改革資金（National Health Reform funding for public hospitals and COVID-19 response）
- ・ 公立及び私立の学校の質向上資金援助（Quality Schools funding for government and non-government schools）
- ・ 全国住宅・ホームレス対策資金（National Housing and Homelessness funding）
- ・ 技能及び労働力開発に関する全国特定目的交付金（National Specific Purpose Payments : National SPPs）
- ・ インフラを含む広範な政策分野にわたる全国連携交付金

全国連携交付金の交付には期間的な制約があるが、その他の交付金は年間を通じて交付される。

特定目的助成金には、州への助成金と、州を通じて地方自治体やその他団体に交付する助成金がある。なお、2022/23年度の助成総額は 826 億 7,900 万豪ドルであった（本節第2項 図表 3－5 参照）。

¹⁸³ Australian Government The Treasury, *Federal Financial Relations Budget Paper No. 3 2021-22*<https://archive.budget.gov.au/2021-22/bp3/download/bp3_2021-22.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸⁴ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23*<<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

(参考) GST 導入に伴う財政調整制度の改正

2000年7月、GSTが導入された。同時に「1999年新税制(連邦・州間財政関係)法」(New Tax System (Commonwealth-State Financial Arrangements) Act 1999)が施行され、それに伴い、オーストラリアにおける政府間財政調整制度の仕組みも大きく変わった。この改正は、連邦首相、連邦財務大臣、各州の首相が署名した政府間財政改革協定(IGA)に基づくものである。協定の骨子は、消費税と重複する性質を持つ州税を段階的に廃止するとともに、従来の「財政支援交付金」(Financial Assistance Grant)に代えて新たに導入されたGSTの収入額を全て財源調整交付金として各州に交付するものである。

GST導入以前は、州への財政支援交付金額をめぐる連邦と州との間で毎年折衝が行われていた。交付金総額は年ごとの連邦の財政状況に左右され、政治的に決定されていたが、政府間財政改革協定により連邦・州間財政関係の安定化が図られた。当制度を導入するに当たり、2009年6月30日まで以下の経過措置が講ぜられた。

- ・連邦は、各州の財政状況が本協定に含まれる諸改革により悪化しないことを保証する。各州への交付金額が、連邦財務大臣が州別に定める最低保障額を下回る場合、連邦は、予算均衡助成金(Budget Balancing Assistance : BBA)を支給する。
- ・最低保障額を決定する際には、GSTが導入されずに財政支援交付金制度が継続されていると仮定した場合に用いる補正係数(FAG relativities)を適用する。

FAG(財政支援交付金)から GST 交付金への推移

(単位：百万豪ドル) ※端数処理のため、合計が合致しない場合がある

	FAG		GST 交付金			
	1998年度 ¹⁸⁵	1999年度 ¹⁸⁶	2000年度 ¹⁸⁷	2001年度 ¹⁸⁸	2021年度 ¹⁸⁹	2022年度 ¹⁹⁰
ニュー・サウス・ウェールズ州	4,733	5,044	7,258	8,132	22,249	24,453
ビクトリア州	3,532	3,529	5,099	5,593	17,410	17,972
クイーンズランド州	3,196	3,250	4,658	5,019	16,029	17,358
南オーストラリア州	1,667	1,684	2,279	2,476	3,332	6,174
西オーストラリア州	1,615	1,591	2,375	2,518	6,996	7,354
タスマニア州	736	786	988	1,060	3,211	3,308
首都特別地域	278	342	473	544	1,515	1,572
北部特別地域	1,023	1,074	1,226	1,290	3,440	3,803
合計	16,780	17,300	24,355	26,632	74,181	81,994

¹⁸⁵ Australian Government The Treasury, *2000-01 BUDGET PAPER No.3 FEDERAL FINANCIAL RELATIONS* 2000-01 <<https://archive.budget.gov.au/2000-01/bp3/bp3.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸⁶ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 1999-2000* <https://archive.budget.gov.au/1999-00/fbo/fbo_1999-00.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸⁷ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2000-01* <<https://archive.budget.gov.au/2000-01/fbo/fbo.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸⁸ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2001-02* <https://archive.budget.gov.au/2001-02/final_outcome/fbo.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁸⁹ Australian Government The Treasury, *Final Budget Outcome 2021-22* <https://archive.budget.gov.au/2021-22/fbo/download/fbo_2021-22.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹⁰ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

2 地方自治体への交付金

(1) 連邦から地方自治体への交付金

地方自治体への交付金には、州を経由して支払われる特定目的交付金 (Specific Purpose Payments : SPPs) と地方自治体財政支援交付金 (Local Government Financial Assistance Grants : FAG) がある¹⁹¹。このほか、連邦が直接地方自治体に交付する特定目的交付金もある。

特定目的交付金の使途は、連邦から州に交付される助成金と同様、労働力の向上、障がい、住宅に使途が限定されている¹⁹²。

地方自治体財政支援交付金は、一般目的交付金 (General Purpose component) と地方道路交付金 (Identified Local Road component) で構成される。いずれも使途は限定されていない¹⁹³。

地方自治体財政支援交付金は、連邦が州に交付する全国連携交付金に含まれる¹⁹⁴。その総額は、前年度の交付金総額に人口や消費者物価指数から算出する増加要因を乗じて算定する¹⁹⁵。各州への分配額は、一般目的交付金は各州の人口比を基準とし、地方道路交付金は固定された分配割合に基づく¹⁹⁶。

州から各地方自治体への分配額は、地方自治 (財政支援) 法 (Local Government (Financial Assistance) Act 1995) に基づき、首都特別地域を除いた各州の地方自治体交付金委員会 (Local Government Grants Commission) が州に勧告する。その後、州は連邦の地方自治大臣に報告し、当該大臣が額を承認する¹⁹⁷。

¹⁹¹ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹² Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹³ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Financial Assistance Grant to Local Government* <<https://www.infrastructure.gov.au/territories-regions-cities/local-government/financial-assistance-grant-local-government#financial2022>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹⁴ Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹⁵ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹⁶ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Financial Assistance Grant to Local Government* <<https://www.infrastructure.gov.au/territories-regions-cities/local-government/financial-assistance-grant-local-government#financial2022>> (Accessed 2024-1-31)

¹⁹⁷ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Financial Assistance Grant to Local Government* <<https://www.infrastructure.gov.a>

一般目的交付金を分配する際には、各地方自治体の住民一人当たりの交付金額が、州の住民一人当たりの額の30%を下回ってはならないと規定されている¹⁹⁸。地方道路交付金の地方自治体への分配額は、道路の総延長、種類、交通量等に基づき決定されている¹⁹⁹。

(参考) 地方自治体交付金委員会の役割

各州の地方自治体交付金委員会の役割は、連邦が州を通して地方自治体に交付する地方自治体財政支援交付金（一般目的交付金と地方道路交付金）に関して、各地方自治体への分配額を州に勧告することである。地方自治（財政支援）法第5条は、各州の地方自治体交付金委員会が満たすべき基準を、次のように規定している。

- ・各州法に基づき、委員会を設立すること。
- ・委員会は、州内各地方自治体への財政支援の支給について州に勧告することを主な業務とすること。
- ・委員会の委員のうち、少なくとも2名は地方自治に関わる者又は関わったことのある者を充てること。

また、同法第11条は、同条に規定する要件を満たさない限り、地方自治体財政支援交付金を支給してはならないとしている。同条に規定する要件のうち、地方自治体交付金委員会が満たすべきものは下記のとおりである。

- ・委員会は、勧告に関連した公聴会を開催すること。
- ・委員会は、勧告に関して、地方自治体に対し具申を認める又は要求すること。
- ・委員会は、国全体の基準に従って勧告すること。

(2) 州から地方自治体への交付金

地方自治体は、州から用途を限定する特定目的交付金を受ける。用途は、道路、上下水道・環境整備、社会保障・福祉、レクリエーション・文化等である²⁰⁰。

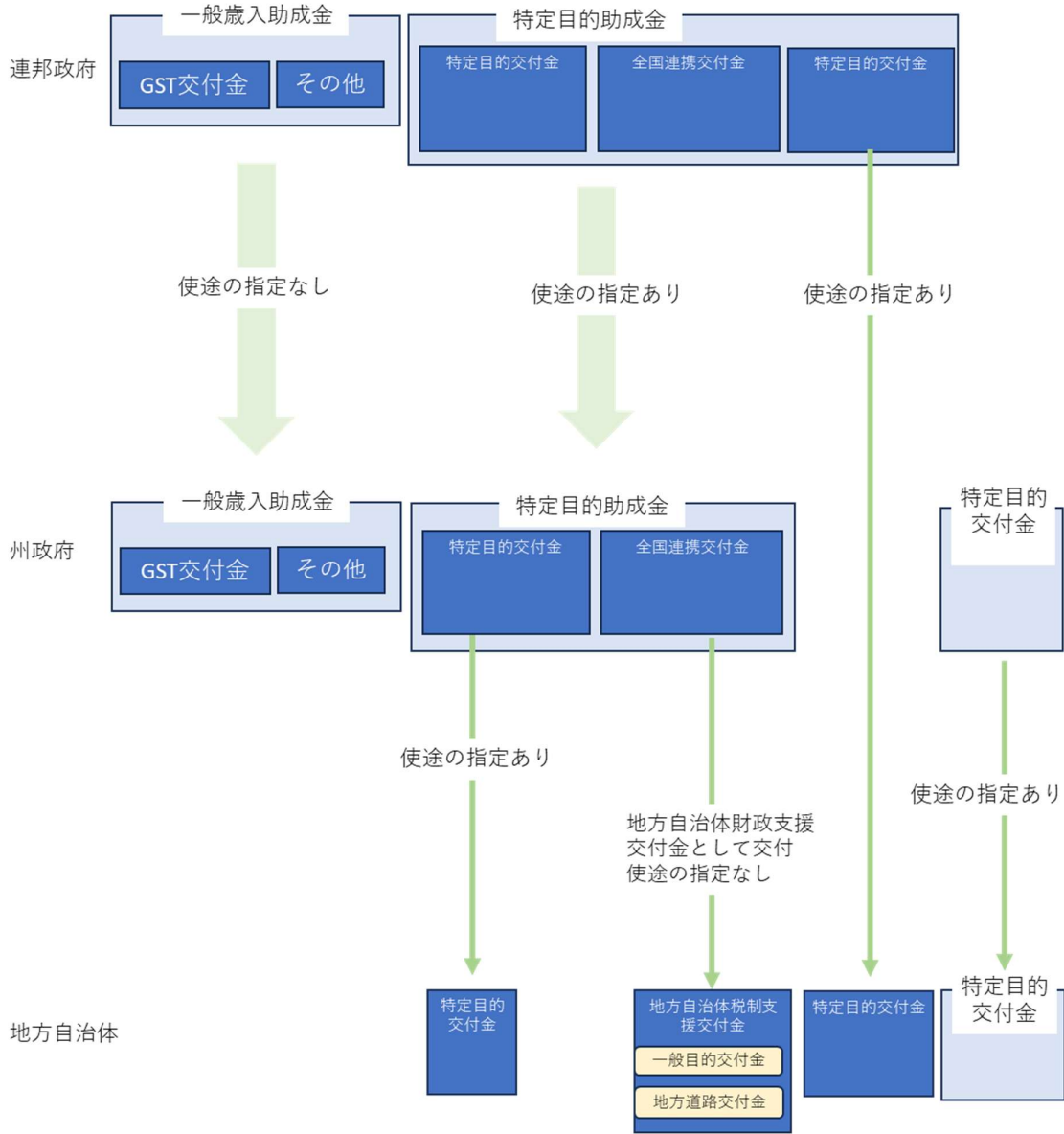
[u/territories-regions-cities/local-government/financial-assistance-grant-local-government#financial2022](#) >
(Accessed 2024-1-31)

¹⁹⁸ Section 6 (2) (b), Local Government (Financial Assistance) Act 1995 No86 (Australia)

¹⁹⁹ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²⁰⁰ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-5 交付金の流れ



第5節 借入制度

1 州による借入

ニュー・サウス・ウェールズ州の借入は、基本的に州の財務公社法によって設置された財務公社（Treasury Corporation。以下、TCorp という）を通じて行う²⁰¹。

TCorp は、1983 年財務省法に基づき設立され、同州が 100%出資している会社で、会社法（Corporations Act 2001）に基づき他の民間企業と同等に会社としての法的権限を有している²⁰²。その主な目的は、ニュー・サウス・ウェールズ州政府、その他の公的機関のために金融サービスを提供することである²⁰³。CE（最高経営責任者）、財務大臣、財務大臣が指名する有識者、財務省職員らで構成される取締役会のもと²⁰⁴、州政府や州の保健局、警察、州内地方自治体を含む公的機関に対する貸付資金調達、資産・負債に関する管理・助言、金融市場に関するアドバイス、投資のサポートなどを行う²⁰⁵。

借入までの流れについては、ニュー・サウス・ウェールズ州政府が、現在の債務水準や将来の政府活動などに資金を供給するために必要と予想されるキャッシュ・フローに基づき借入金の額を見積もる²⁰⁶。そして、この州政府が示す見積もりから TCorp が必要な資金調達額を推測し債権を発行、市場から資金を調達し、TCorp が調達した資金をニュー・サウス・ウェールズ州政府が借り入れる²⁰⁷。

かつては、州による公共部門の借入は、1927 年に連邦と州の間で締結された財政協定に基づき設置された起債委員会（Loan Council。以下、委員会という）における借入配分額（Loan Council Allocation）の決定を経ることとされていたが、2018/19 年度予算に基づき、連邦の借入額配分は報告されなくなった²⁰⁸。委員会は、1923 年に、連邦と州における公共部門による借入の調整を行うため各政府による自主的な組織として設立されたもので、各州政府が、委員会に対して財政収支に基づいた借入額の配分を要請し、委員会が、各政府の財政状況、公共投資の必要性、その他の資金需要等を勘案し、各政府の借入額配分を決定していた。ま

²⁰¹ Section 6.24, Government Sector Finance Act 2018 No55 (New South Wales)

²⁰² New South Wales Treasury Corporation, *Annual Report 2023*<https://tcorp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2024/01/TCorp_Annual_Report_2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²⁰³ Section 5, Treasury corporation act 1983 No 75 (New South Wales)

²⁰⁴ Section 4A, Treasury corporation act 1983 No 75 (New South Wales)

²⁰⁵ Section 6A, Treasury corporation act 1983 No 75 (New South Wales)

²⁰⁶ New South Wales Treasury, *2021-22 The NSW BUDGET HALF-YEARLY REVIEW*<https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2021-12/2021-22_Half-Yearly-Budget-Review-Full-Report.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²⁰⁷ New South Wales Treasury Corporation, *Annual Report 2022*<<https://tcorp.nsw.gov.au/download/annual-report-2022/?wpdmdl=1144&refresh=65cca903cb1651707911427>> (Accessed 2024-1-31)

²⁰⁸ Australia Government The Treasury, *Final Budget Outcome 2017-18*<https://archive.budget.gov.au/2017-18/fbo/FBO_2017-18_Combined.pdf> (Accessed 2024-1-31)

た、借入額の配分要請の基礎となった財政収支について大きな不均衡等懸念が認められる州政府に対して、当該政府が要請した借入配分額の必要性や財政の将来予測について説明を求め、必要があれば当該政府の財政計画の修正を要請することがあった。

図表 3-6 2022/23 年度に各州の財務公社が州政府へ資金調達した額²⁰⁹

財務公社	貸付額合計 (百万豪ドル)	うち州政府への貸付額 (百万豪ドル)
ニュー・サウス・ウェールズ州	135,346	134,326
ビクトリア州	125,938	108,787
クイーンズランド州	91,407	85,187
タスマニア州	6,610	6,436
南オーストラリア州	33,165	32,993
西オーストラリア州	44,124	40,506
首都特別地域 ²¹⁰	—	—
北部特別地域	9,426	9,426

²⁰⁹ New South Wales Treasury Corporation, *Annual Report 2023* <https://tcorp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2024/01/TCorp_Annual_Report_2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)
Treasury Corporation of Victoria, *ANNUAL REPORT 2022-23* <https://www.tcv.vic.gov.au/images/Annual_Reports/2022-2023_TCV_Full_Annual_Report.pdf> (Accessed 2024-1-31)
Queensland Treasury Corporation, *2022-23 ANNUAL REPORT* <<https://www.qtc.com.au/wp-content/uploads/2023/10/QTC-Annual-Report-2022-23-FINAL-LOCKED.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
Tasmanian Public Finance Corporation, *2022/2023 Annual Report* <https://irp.cdn-website.com/34e29634/files/uploaded/Final%20TASCORP_AnnualReport_2022-23_DIGITAL.pdf> (Accessed 2024-1-31)
South Australian Government Financing Authority, *2022-23 Annual Report* <https://www.safa.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/984125/SAFA-2022-23-Annual-Report.pdf> (Accessed 2024-1-31)
Western Australian Treasury Corporation, *Annual Report 2023* <<https://www.watc.wa.gov.au/media/232a52qn/watc-annual-report-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
Northern Territory Treasury Corporation, *Annual report 2022-23* <https://treasury.nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/1289587/2022-23-NTTC-AR.pdf> (Accessed 2024-1-31)
Australian Capital Territory, *2022-23 Budget Outlook* <https://www.treasury.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0014/2051303/2022-23-Budget-Outlook.pdf> (Accessed 2024-1-31)

タスマニア州と南オーストラリア州と北部特別地域は州政府所有の事業体を含む。

²¹⁰ 首都特別地域には財務公社は存在しない。

2 地方自治体による借入

地方自治体における借入は、各州の地方自治法に基づき行われ、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、第 621 条から第 624 条に借入に関する規定が置かれている。同法第 621 条では、地方自治体はいつ、いかなる目的でも借入を行うことができることとされているが、同法第 624 条の規定に基づく地方自治体の借入に対する州地方自治大臣からの指示により、地方自治体の借入は、オーストラリア国内で、オーストラリア通貨により行われる必要がある。また、借入は議会の議決事項とされている²¹¹。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体は、民間銀行又は TCorp を通じた借入を行うことができる。地方自治体による借入の手続について法律上の要件はないが、借入を行う地方自治体は、7 月からの会計年度が始まる前の 5 月又は 6 月までに同州地方自治省に対して借入の意向を報告することとなっている。地方自治体の借入を含む財政状況については同省が監督する役割を担っている。

また、地方自治体は借入を行うに当たり、毎会計年度前に議会の議決を経て作成する業務計画 (Operational Plan)²¹²の中で、歳入政策 (Revenue Policy) として、当該地方自治体における歳出歳入の見込等とともに、当該会計年度内に行う事業の財源として借入を行うことを記載するよう、地方自治法で定められている²¹³。歳入政策にはこれら以外に、借入金額 (内部借入を除く)、借入先、担保のほか、資産税率や手数料の種類と額などを記載することとされている。

借入対象は通常、道路、建物、雨水・排水施設、上下水道施設や図書館、公園、行政庁舎などのインフラ施設の整備、規模の大きなプロジェクトが目的の場合で、これらの目的以外、例えば施設の年間の維持管理費、民業圧迫になる事業の設立又は拡大、民間企業の買収、既存の民間融資の借換えが目的の場合にはできない。また、TCorp から借入をする場合は、当該地方自治体は州政府が定める財務指標を満たしている必要がある。TCorp からの借入を希望する地方自治体は会計年度の上半期 (7 月 1 日から 12 月 31 日まで) に借入の申請を行うこととされており、TCorp は地方自治体からの借入申請を受けて、その地方自治体の過去 5 年の財務諸表や長期財政計画、投資や負債に関する情報を基に地方自治体の返済能力を審査する。TCorp においては、貸付額を事業費の一定割合と予め設定するといったことはせず、あくまで、地方自治体が申請した借入額を返済する能力があるかどうかを審査するため、例えば、

²¹¹ Section 377, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

²¹² Section 405, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

²¹³ New South Wales Government Office of Local Government, *Integrated Planning and Reporting GU IDELINES NSW Office of Local Government* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/IPR-Guidelines-2021.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

審査の結果、返済能力があると認められるのであれば、施設建設に係る費用の全てを借入で充当することも可能である。地方自治体の債務返済可能性など財政状況によっては、審査の結果借入が認められない場合もあり、この場合、TCorp は地方自治体に対し、課題がある分野での業績向上に向けた助言を行う。また、借入を受けた会計年度の6月30日までに未使用額がある場合、それは取り消される。それを翌年度（7月1日以降）に繰り越して使用した場合は、6月の第1週末までにTCorpに申請するか、次に必要性が生じた時点で新たに申請することになる。銀行等から借入を行う場合、期間、利率等の借入条件については、借入を行う地方自治体と銀行等が直接交渉を行うこととなる²¹⁴。

その他、地方自治体は同法第410条第3項の規定により余剰金を内国債として運用することができることとされていることから、この制度を利用して内部貸付を行うことができる。その際、同項の規定により、内部貸付として貸付を行う地方自治体においては、州地方自治大臣の承認を受ける必要があり、また、同条第4項の規定により、州地方自治大臣は、当該承認を行う際に期間、利率等の貸付条件を付すこととされている。

3 州及び地方自治体の借入の状況

ニュー・サウス・ウェールズ州の総資産に対する借入金比率は2016/17年度の約9%²¹⁵から、2021/22年度には21%程度²¹⁶まで上昇した。これは、インフラ投資やCOVID-19パンデミックへの対応などが影響した。同州の地方自治体は2%程度²¹⁷である。なお、シドニー都市圏のパラマタ市（2021年時点で人口25万6,729人²¹⁸）では0.07%程度²¹⁹である。

地方自治体の中には、借入方針をウェブサイト上に掲載し、借入の運用や手続を公開しているものもある。例えば、パラマタ市では、借入を行う事業の範囲を資産の取得や回収と土地取得や、より早く支出を必要とする緊急かつ重大な公衆衛生と安全上の利害がある場合、

²¹⁴ New South Wales Treasury Corporation, *Loan Facilities Guidelines for Local Councils* <https://tcorp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/08/Loan_Facilities_Guidelines_Sep_2019.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²¹⁵ NSW Government Treasury, *Report on State Finances 2016-17* <<https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2017-10/2016-17%20NSW%20Report%20on%20State%20Finances.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²¹⁶ NSW Government Treasury, *Report on the state finances 2021-22* <<https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-12/2021201-2021-2022-report-on-state-finances-final.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²¹⁷ Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²¹⁸ ABS, Parramatta in *2021 Census All persons QuickStats* <<https://abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/LGA16260>> (Accessed 2024-1-31)

²¹⁹ City of Parramatta, *General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2023* <https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/2023-10/Annual_Financial_Statements-GPFS-SPFS-SS-2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)

資本プロジェクトが資産売却等の資金源から返済等始めるまでのつなぎ資金として使用する場合等に限定するとしており、原則として、一般業務や維持管理事業のために用いないこととしている。借入に関する議会の議決を得た後、TCorp 等の公認預金受託金融機関から利率、貸借期間、返済期間、手数料を含む書面での見積もりを3つ以上徴取したうえで、借入金を調達する機関を選定し、借入交渉が決着した後は借入期間をその30日以内に議会に知らせることとしている。また、借入について州の地方自治省へ毎年7月までに報告するとともに、借入金ポートフォリオ残高について毎月報告を受けるべきとされており、財政担当は、定期的にこれまでの借入の条件や内容を見直し、有利な借換えが行えるか精査をすることとしている²²⁰。

第6節 健全な財政運営

1 地方自治体の財政に関する計画

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、地方自治法等によって、地方自治体が運営のために策定しなければならない計画等が定められている。具体的には、地域社会のビジョンや戦略の方向性を示す最上位計画である地域戦略計画（Community Strategic Plan）、地域戦略計画達成のために議会が4年間で実現することを示すデリバリープログラム（Delivery Program）、デリバリープログラムに関するプロジェクトと地方自治体の年間予算等を示す運営計画（Operational Plan）などがあり、そのうち、健全な財政運営に関係するものとして供給戦略（Resourcing Strategy）がある。

供給戦略は、デリバリープログラムと運営計画の実行のために必要な財源、人員、資産という自治体の資源の見通しと供給について示すもので、財政面の見通しに関する長期財政計画（Long-Term Financial Plan）、人材確保や育成等に関する人員管理計画（Workforce Management Planning）、資産の所有量見込や管理方法に関する資産管理（総合）計画（Asset Management Planning）で構成される。4年以上最長10年を計画期間とし、毎年度見直しを行い更新しなければならないとされている²²¹。供給戦略を構成する3つの計画については、次のとおりとなっている。

²²⁰ City of Parramatta, *Loan Borrowing Policy* <<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/2023-02/Loan-Borrowing-Policy-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²²¹ Section 403, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

NSW Government Office of Local Government, *INTEGRATED PLANNING & REPORTING HANDBOOK OK for Local Councils in NSW SEPTEMBER 2021* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/Integrated-Planning-Reporting-Handbook-for-Local-Councils-in-NSW.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

(1) 長期財政計画 (Long-Term Financial Plan)

長期財政計画は地方自治体の財政見通しを示すもので²²²、収支予測、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、計画の前提条件説明書（計画の策定に使用した計画の前提条件）、計画に影響を与える可能性の高い要因、計画的／楽観的／保守的など異なるシナリオの財務モデルなどで構成される。計画期間は最低 10 年間で、少なくとも年に 1 回見直すとともに、地域戦略計画の更新と併せて 4 年に 1 回詳細な見直しを行うよう定められている。長期財政計画を策定する際には、赤字の漸進的解消、具体的な支出案と連動した明確な収入手段を確立すること、サービス及び資産の増加案が地方自治体にとって無理のないものであること、インフラ整備と更新の適切な資金調達の確保などを通じて地方自治体の財政的持続可能性を促進することなどに十分配慮しなければならないとされている。

そして、策定（採択）前には、少なくとも 28 日間、一般に公開されなければならない、その間に地方自治体が受理した提出物は、最終的な長期財政計画が議会によって採択される前に、検討されなければならないとされている²²³。

(2) 人員管理計画 (Workforce Management Planning)

人員管理計画は、地方自治体がデリバリープログラムを達成するために必要な人員管理について示す計画である²²⁴。職員数、勤続年数、離職率といった基礎的データや、技術者不足、職員の高齢化、財政的課題、地域社会の期待といった労働環境の分析、職場がめざすべき将来像、財務上の考慮事項などで構成される。計画期間は 4 年間で、デリバリープログラムの更新と併せて見直すこととされている²²⁵。

(3) 資産管理（総合）計画 (Asset Management Planning)

資産管理(総合)計画は、道路、上下水道、排水路、橋、歩道、建物、レクリエーション施設、公園、庭園といった地方自治体の資産を効率的かつ持続的可能な方法で管理するための方法を示す計画で、資産管理方針(Asset Management Policy)、資産管理戦略(Asset Management

²²² NSW Government Office of Local Government, *The Resourcing Strategy* <<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/the-resourcing-strategy/#:~:text=Long%20Term%20Financial%20Planning,development%20of%20the%20Operational%20Plan.>> (Accessed 2024-1-31)

²²³ NSW Government Office of Local Government, *INTEGRATED PLANNING & REPORTING HANDBOOK for Local Councils in NSW SEPTEMBER 2021* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/Integrated-Planning-Reporting-Handbook-for-Local-Councils-in-NSW.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

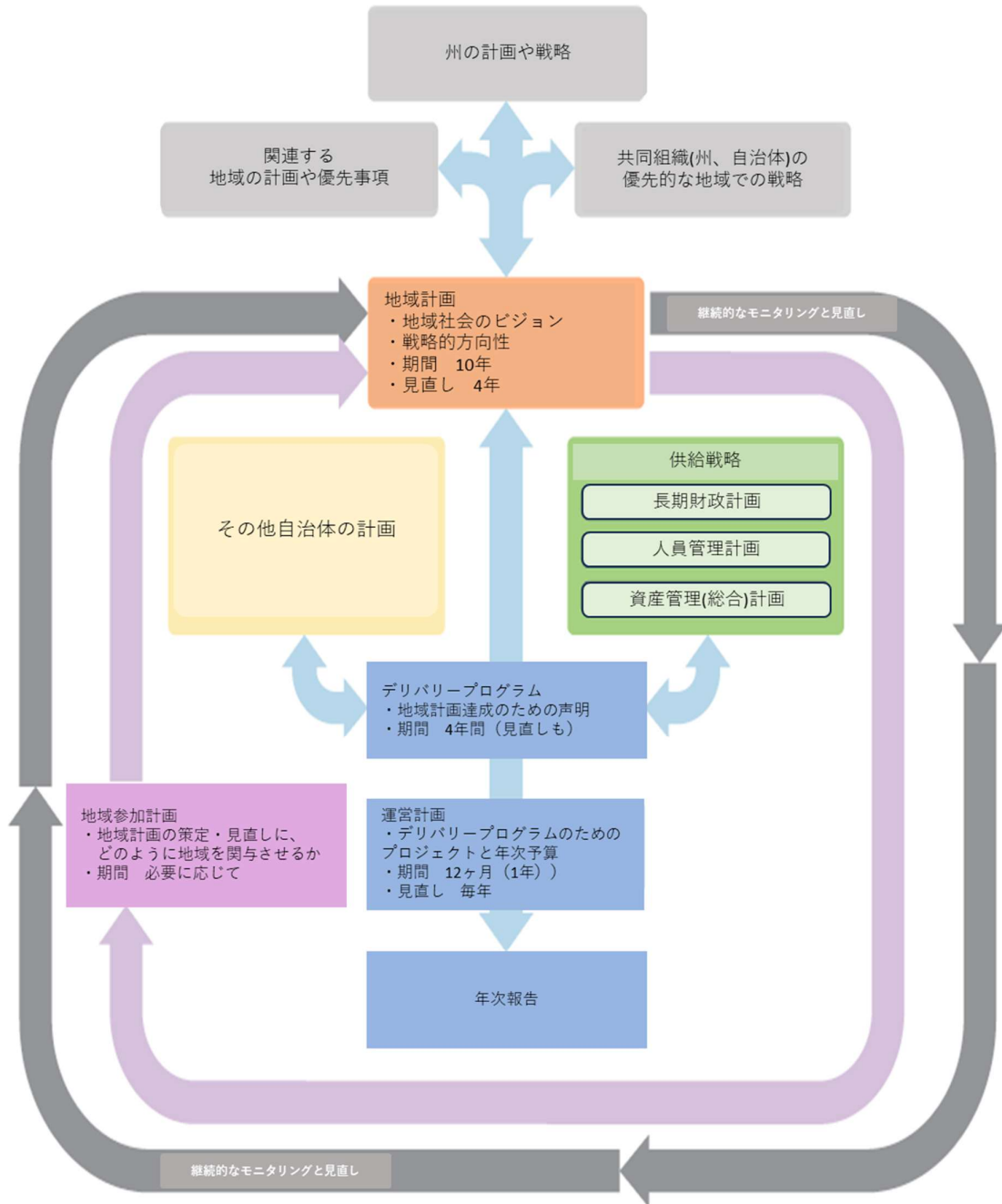
²²⁴ NSW Government Office of Local Government, *The Resourcing Strategy* <<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/the-resourcing-strategy/#:~:text=Long%20Term%20Financial%20Planning,development%20of%20the%20Operational%20Plan.>> (Accessed 2024-1-31)

²²⁵ NSW Government Office of Local Government, *INTEGRATED PLANNING & REPORTING HANDBOOK for Local Councils in NSW SEPTEMBER 2021* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/Integrated-Planning-Reporting-Handbook-for-Local-Councils-in-NSW.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

Strategy)、資産管理計画 (Asset Management Plan) で構成される。資産管理戦略には、自治体にとって重要な資産のリスク管理方法の概説や、地方自治体の資産管理能力を向上させるために必要な具体的行動と資産所有量の見通しなどを、資産管理計画には、地方自治体の全ての資産のサービス基準、長期財政計画に反映させるための資産の維持や改修等管理予測費用を、それぞれ含まなければならないとされている。資産管理戦略と資産管理計画の期間は最低 10 年間で、毎年度更新することとされている。また、地方自治体は、毎年度作成する財務報告において、資産の状況や維持・管理に係る支出について報告しなければならないとされている²²⁶。

²²⁶ NSW Government Office of Local Government, *INTEGRATED PLANNING & REPORTING HANDBOOK for Local Councils in NSW SEPTEMBER 2021* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/Integrated-Planning-Reporting-Handbook-for-Local-Councils-in-NSW.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-7 各計画の関係²²⁷



²²⁷ NSW Government Office of Local Government, *INTEGRATED PLANNING & REPORTING HANDBOOK for Local Councils in NSW SEPTEMBER 2021* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/Integrated-Planning-Reporting-Handbook-for-Local-Councils-in-NSW.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

2 地方自治体の財政に関する報告

上記各種計画で地方自治体の方針や見通しを示すことに加えて、次のとおり地方自治体の財政に関する報告が規定されている。

(1) 予算審査報告書

予算審査報告書は、前述（第3章第5節）した歳入政策に記載された歳入及び歳出の見積もりについて、四半期ごとにその修正見積もりを示すものである。6月期を除く各四半期の終了後2か月以内に、議会へ提出することとされており、その際、財政状況が良好であると考えられるかどうかを判断し、財政状況が思わしくない場合は、その改善策をこれに盛り込まなければならないとされている²²⁸。

(2) 財務報告

各年度の財務報告は、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、収入源、サービス提供費用、利益又は損失、財政状態、負債、積立金などを示すもので、各年度の終了後10月31日までに公表し、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省へ提出しなければならないとされている。また、この報告書には上記のほか、地方自治体の財政状況を示す指標として、次の6つの業績評価指標を含むこととされている²²⁹。各指標について、ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体の2021/22年度の実績とともに紹介する²³⁰。

ア 事業成績率

地方自治体が事業収入内で事業支出を抑制する達成度を測るもので、この比率の目安は0%以上とされている。事業赤字は、総支出が総収入（全ての資本金額を除く）を上回る場合に発生し、これには地方自治体の日々の収入と支出が含まれる。総支出には減価償却費、償却費、減損損失が含まれる。ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体の事業成績率は-31.2%から28.9%の範囲であった。地方自治体には、黒字になるよう予算を組み、資産の状態やメンテナンスの必要性を考慮することが奨励されている。

²²⁸ Section 203, Local Government (General) Regulation 2021 (New South Wales)

²²⁹ Section 413, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)

NSW Government Office of Local Government, *LOCAL GOVERNMENT CODE OF ACCOUNTING PRACTICE AND FINANCIAL REPORTING 2023/24* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/12/A868929-Publishing-of-the-Code-of-Accounting-Practice-and-Financial-Reporting-Update-202324-Briefing-Note-Tab-1-Section-1-General-Purpose-Financial-Statements1.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²³⁰ NSW Government Office of Local Government, *Finances* <<https://www.yourcouncil.nsw.gov.au/nsw-overview/finances/>> (Accessed 2024-1-31)

イ 自主財源比率

財政の柔軟性を測るもので、補助金や寄付金などの外部財源への依存度を示し、自主財源比率が高いほど、財政の柔軟性が高い。自主財源には、資産税、使用料・手数料などが含まれる。この比率の目安は60%以上とされている。ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体の自主財源比率は9.8%から87.3%の範囲であった。

ウ 流動比率

運転資本の妥当性と、短期的に債務を履行する地方自治体の能力を測るもので、上水道、下水道、特定の補助金や寄付金のような使途に制限のある事業は含まれない。流動比率4.45は、使途に制限のない流動負債1豪ドルに対して、使途に制限のない流動資産が4.45豪ドルあることを意味し、この比率が目安の1.5を下回ると、他の財務指標とともに、地方自治体が何らかの財務リスクに直面している可能性があることを示す。ニュー・サウス・ウェールズ州地方内自治体の流動比率は1.0から49.5の範囲であった。

エ 債務負担率

元本、利息、リース料を含む債務を返済するための現金収支の利用可能性を測るもので、この比率が高いということは、自治体には債務を返済する大きな能力があるということを示す。目安は2.0より高いことで、ニュー・サウス・ウェールズ州内の地方自治体の債務負担比率は-0.0~13.3%の範囲であった。

オ 資産税・使用料残高比率

未納の資産税及び使用料が流動性に与える影響と、地方自治体の債権回収の効率性を評価するものである。基準は、地方自治体の所在地域によって異なり、都市部は5%未満、地方部と農村部では10%未満となっている。ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体の資産税・使用料残高比率は1.5%から19.6%の範囲で、未納額は18万9,000豪ドルから2,174万豪ドルであった。

カ 現金支出準備率

追加的な現金収入なしに、地方自治体が当面の経費の支払いを継続できる月数を示すものである。目安は3ヶ月より長いことで、ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体の現金支出準備率は1.2ヶ月から46.3ヶ月の範囲であった。

図表 3-8 業績評価指標の種類、算出方法、目安²³¹

業績評価指標	算出方法	目安
1 事業成績率	「資本助成金及び寄付金を除く継続的事业収入合計」に対する「資本助成金及び寄付金を除いた継続的事业収入合計から事業費用を差し引いたものの割合」	> 0
2 自主財源比率	「全ての助成金及び寄付金を含む継続事業収入合計」に対する「全ての助成金及び寄付金を除く継続事業収入合計の割合」	>60%
3 流動比率	「流動負債から特定目的負債を控除したものの合計」に対する「流動資産から全ての外部制約を控除したものの外部からの使途制限のあるものを控除した合計の割合」	>1.5X
4 債務負担率	「元本返済額（キャッシュ・フロー計算書より）+借入費用（損益計算書より）」に対する「利息及び減価償却費を除く資本控除前事業成績の割合」	> 2 X
5 資産税・使用料残高比率	「徴収可能な資産税及び使用料の合計額」に対する「未納資産税及び使用料の合計額の割合」	都市部：< 5 % 郊外：< 10%
6 現金支出準備率	「営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの合計額」に対する「当期の現金及び現金同等物+定期預金の額の割合」	> 3ヶ月

²³¹ NSW Government Office of Local Government, *LOCAL GOVERNMENT CODE OF ACCOUNTING PRACTICE AND FINANCIAL REPORTING 2023/24* <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/12/A868929-Publishing-of-the-Code-of-Accounting-Practice-and-Financial-Reporting-Update-202324-Briefing-Note-Tab-1-Section-1-General-Purpose-Financial-Statements1.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-9 ニュー・サウス・ウェールズ州内自治体の自治体分類別業績評価指標²³²

	州平均	大都市	大都市周辺	地方都市	農村(規模大)	農村	目安
1 事業成績	1.5	0	1.5	2	-0.1	8	0%<
2 事業収入	58.0	77.7	62.0	62.8	48.8	36.9	>60
3 流動比率	4.2	3.3	2.5	4.9	5.3	6.3	>1.5
4 債務負担率	20.8	47.6	19.1	6.0	11.1	39.4	>2.0
5 資産税・使用料残高比率	6.6	4.9	5.3	6.8	7.1	8.6	都市部：<5 郊外：<10
6 現金支出準備率	15.1	15.2	15.6	15.0	14.2	16.9	>3.0

※地方自治体の分類²³³

- ・大都市 人口 100 万人以上の都市圏中心部の一部で、人口密度 600 平方キロメートル以上の地方自治体
- ・大都市周辺 都市圏中心部の周囲に位置する、発展中の地方自治体
- ・地方都市 人口 100 万人未満の都市中心部の一部で、主に都市的な性質を持つ地方自治体
- ・農村(規模大) 農業が主要産業の人口 5,000 人以上の地方自治体
- ・農村 農業が主要産業の人口 5,000 人未満の地方自治体

²³² NSW Government Office of Local Government, *Finances*<<https://www.yourcouncil.nsw.gov.au/nsw-overview/finances/>> (Accessed 2024-1-31)

²³³ NSW Government Office of Local Government, *Australian Classification of Local Governments and OLG group numbers*<<https://www.yourcouncil.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/05/Australian-Classification-of-Local-Government-and-OLG-group-numbers.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

3 地方自治体の財政運営への州政府の関与

ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省は、州内地方自治体の財政に関する潜在的なリスクを特定し、地方自治体がリスク軽減のための適切な措置を講じるよう促すこととしている。同省のリスク評価は、次のとおり、過去、現在、将来の結果を考慮する3段階のプロセスで行われる。

まず、過去のデータ（監査済みの財務諸表）を用いて、地方自治体の業績と資産比率のデータを指標と照らし合わせて分析する。

次に、現在のデータ（地方自治体の四半期ごとの業績審査報告書）を用いて、財政的リスクが生じうる可能性とその結果を調査し、その調査結果をリスクマトリックスに当てはめ、リスクレベルを算出する。

そして、上記で算出されたリスクレベルが懸念に値すると評価された場合、過去と現在のデータに加え、将来のデータ（見通し）を用いて、地方自治体運営の実績と予測、積立金残高と借入総額、資本支出と助成金、監査事項、財務諸表の提出時期、当該地方自治体の事業に関する包括的な個別診断を行う。

個別診断の結果、地方自治体が財政的リスクを抱えていることが判明した場合、同省は、その財政的リスクの重大性に応じて、次のうち1つ以上を実施することとしている。

- ・懸念事項に関する当該地方自治体との協議
- ・当該地方自治体の財務状況に対する定期的な監視
- ・当該地方自治体からの更なる情報提供の要求
- ・当該地方自治体執行部への報告書と勧告書の提出
- ・当該地方自治体との定期的な面談
- ・当該地方自治体の実施する財務改善戦略の進捗状況の監視

第7節 州の公営企業

1 オーストラリアにおける州公社

オーストラリアでは、全ての州において、各州が定める法律に基づき、公的な事業体を設置している²³⁴。事業体の名称、運営体制や事業活動の実態は各州で異なりが見られる。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、事業形態としては、かつては公的取引企業 (Public Trading Enterprises (PTE))、公営企業 (State Owned Corporations (SOC))、公的金融企業 (Public Financial Enterprises (PFE)) の3つの形態があったが、今日では公営企業が中心となっている²³⁵。

2 ニュー・サウス・ウェールズ州における州公社

(1) 州公社の特徴

ニュー・サウス・ウェールズ州では、州の経済やインフラにとって重要なサービスを提供するエネルギー、水、港湾、林業の分野において、州公社法 (State Owned Corporations Act 1989) に基づき設立された州公社と呼ばれる事業体が存在する²³⁶。

州公社法では、州所有の州公社として企業型州公社 (company) 及び法定州公社 (statutory) の2種類を規定している²³⁷。

州公社モデルは1989年制定の州公社法に伴い1989年に導入され、政府事業の企業化の法的枠組みを提供した。1995年に州公社法が改正され、法定州公社モデルとなり、現在では全ての州公社が法定州公社となっている。

公社化の狙いは、民間セクターに準じる形で、組織構造、商業規律、説明責任を州公社内でも維持・実現し、消費者及び納税者にとって大きなメリットを生むことにあるとされている。

²³⁴ 各州における公的企業体の設置根拠法

- ・ニュー・サウス・ウェールズ州：State Owned Corporations Act 1989 No134 (New South Wales)
- ・ビクトリア州：State Owned Enterprises Act 1992 No90 (Victoria)
- ・クイーンズランド州：Government Owned Corporations Act 1993 (Queensland)
- ・西オーストラリア州：Government Trading Enterprises Act 2023 (Western Australia)
- ・南オーストラリア州：Public Corporations Act 1993 (South Australia)
- ・タスマニア州：Government Business Enterprises Act 1995 (Tasmania)
- ・北部特別地域：Government Owned Corporations Act 2001 (Northern Territory)
- ・首都特別地域：Territory-owned Corporations Act 1990 No25 (Australian Capital Territory)

²³⁵ Percy Allan, "Reform, Retreat and Relinquishment Lessons from historic state ownership of businesses in NSW", *Policy Paper*, No. 23, The Centre for Independent Studies, 2019.

²³⁶ New South Wales Treasury, *State Owned Corporations* <<https://www.treasury.nsw.gov.au/information-public-entities/government-businesses/state-owned-corporations>> (Accessed 2024-1-31)

²³⁷ Part 1, Section 3A, State Owned Corporations Act 1989 No134 (New South Wales)

る²³⁸。

(2) 州公社の種類及び根拠法

ニュー・サウス・ウェールズ州には州公社法に基づき設立された8つの州公社が存在する(図表3-10 参照)。州公社は州公社法に定められた要件を遵守しなければならないのと併せ、個別設置法が定められている²³⁹。

図表3-10 ニュー・サウス・ウェールズ州公社及び個別設置法²⁴⁰

分野	事業体	出資大臣	個別設置法	担当大臣
上下水道	ハンターウォーター	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Hunter Water Act 1991</i>	水道担当大臣
上下水道	シドニーウォーター	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Sydney Water Act 1994</i>	水道担当大臣
上下水道	ウォーターニュー・サウス・ウェールズ	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Water NSW Act 2014</i>	水道担当大臣
エネルギー	エッセンシャルエナジー	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Energy Services Corporations Act 1995</i>	エネルギー担当大臣兼気候変動担当大臣
林業	ニュー・サウス・ウェールズ州林業公社	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Forestry Act 2012</i>	農業担当大臣
土地開発	ランドコム	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Landcom Corporation Act 2001</i>	計画・公共空間担当大臣
港湾	ニュー・サウス・ウェールズ州港湾局	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Ports and Maritime Administration Act 1995</i>	運輸担当大臣
運輸	ニュー・サウス・ウェールズ州運輸資産保有会社	・財務大臣 ・金融担当大臣	<i>Transport Administration Act 1988 Part 2 Transport Asset Holding Entity</i>	運輸担当大臣

²³⁸ New South Wales Treasury, *NSW Treasury Policy and Guidelines: Ownership and Portfolio Expectations Policy*<https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-02/tpg22-02_ownership-and-portfolio-expectations-policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²³⁹ New South Wales Treasury, *State Owned Corporations*<<https://www.treasury.nsw.gov.au/information-public-entities/government-businesses/state-owned-corporations>> (Accessed 2024-1-31)

²⁴⁰ New South Wales Treasury, *State Owned Corporations*<<https://www.treasury.nsw.gov.au/information-public-entities/government-businesses/state-owned-corporations>> (Accessed 2024-1-31) をもとに作成

(3) 出資大臣と担当大臣の関係

ニュー・サウス・ウェールズ州の州公公司法では、州公社の出資大臣として、同州財務大臣及び同州首相が指名する大臣（通常は州金融担当大臣）の2名を置いている。出資大臣は、取締役会を任命し、州財務省を通じて事業の業績を監視する。担当大臣は、州公社の個別設置法の管理を担当し、通常、州公社の出資大臣を兼ねない。

ニュー・サウス・ウェールズ州のモデルは、株式を保有する出資大臣と事業を所管する担当大臣の責任を分離するという点で特徴的で、州公公司法に基づき、担当大臣は出資大臣とは異なる権限及び責任を有している²⁴¹。出資大臣及び担当大臣の役割については後述する。

(4) ニュー・サウス・ウェールズ州政府と州公社との関わり

ア 州公社のガバナンス及び説明責任

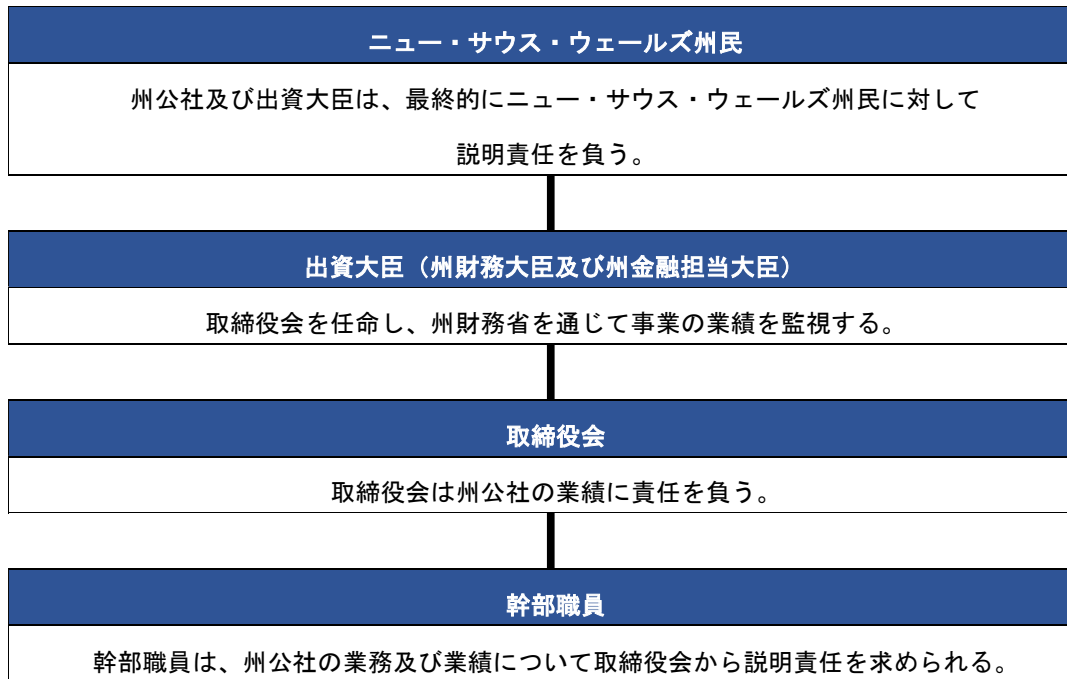
州公社は独立した取締役会によって管轄されており、その取締役は州公公司法に定められた役割に特化した義務を負っている。取締役会が州政府から独立した立場で運営されることは、州公社モデルの成功にとって極めて重要である。これによって外部からの干渉を制限し、事業に近い専門的かつ独立した意思決定者によってガバナンスの任務が遂行されるようにしている。出資大臣及び担当大臣は、限定された形ではあるが、州公社に戦略的な指示を与えることができる。なお、この権限は取締役会が行うガバナンスの独立性を妨げるものではない。

州政府は州公社に全額出資しているため、出資大臣は州議会、ひいては州の住民に説明責任を負うことになる。このような説明責任の階層（図表3-11）は、独立した取締役会による独立したガバナンスと組み合わせられることで、州民の最善の利益が期待でき、営利的にも実行可能な形で提供されることを意味する²⁴²。

²⁴¹ New South Wales Treasury, *NSW Treasury Policy and Guidelines: Ownership and Portfolio Expectations Policy* <https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-02/tpg22-02_ownership-and-portfolio-expectations-policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²⁴² New South Wales Treasury, *NSW Treasury Policy and Guidelines: Ownership and Portfolio Expectations Policy* <https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-02/tpg22-02_ownership-and-portfolio-expectations-policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-11 州公社の説明責任の階層²⁴³



イ 出資大臣の役割

州財務省は、州公社の出資大臣である州財務大臣及び州金融担当大臣²⁴⁴に代わって、州公社の業績を監視しており、具体的に以下のことを行っている。

- ・ 州公社の年次経営意向書及び事業計画の交渉、並びに年間を通した目標に対する実績の監視
- ・ 主要な投資案件の評価
- ・ 事業に影響を及ぼす可能性のある重要な時事問題や新たな問題について、担当大臣や出資大臣への報告
- ・ 取締役会の任命手続の管理

出資大臣は、各州公社の年次報告書及び企業意思表明書を州議会に提出することが義務付けられている。これらの文書は、州議会のウェブサイト公開されている²⁴⁵。

²⁴³ New South Wales Treasury, *NSW Treasury Policy and Guidelines: Ownership and Portfolio Expectations Policy* <https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-02/tpg22-02_ownership-and-portfolio-expectations-policy.pdf> (Accessed 2024-1-31) をもとに作成

²⁴⁴ 2024年1月31日時点における出資大臣は、Daniel Mookhey 州財務大臣及び Courtney Houssos 州金融担当大臣。

New South Wales Government Premier's Department, *Contact a Minister* <<https://www.nsw.gov.au/nsw-government/ministers>> (Accessed 2024-1-31)

²⁴⁵ New South Wales Treasury, *State Owned Corporations* <<https://www.treasury.nsw.gov.au/information-public-entities/government-businesses/state-owned-corporations>> (Accessed 2024-1-31)

ウ 担当大臣の役割

担当大臣が持つ重要な権限のひとつとして、法定州公社に政策目的を実現するために非営利的活動を従事させるよう指示を与えることが挙げられる。担当大臣は州財務大臣の承認を得て、州公社法に基づき法定州公社に以下のような指示を与えることができる。

- ・ 非営利的活動を行うこと
- ・ 公共部門の政策の実現に寄与すること
- ・ 公益に資する活動を行うこと

州公社に非営利的活動を行うよう指示が出された場合、州公社はこれらの活動の実施に必要な純額支出分の補償を受けることができる。また、公共部門への政策適用、公益に資する活動への出資指示が出された場合においても、州財務大臣の決定に基づき、州公社は補償を受けることができる。

他にも、担当大臣は、最高経営責任者を任命する権限、州公社に対して最低品質基準や実績基準などを定めた運営ライセンスを発行する権限などを有している。

こうした権限付与と併せて、担当大臣には以下のような責務が負わされている²⁴⁶。

- ・ 規制の枠組みを監督し、改革が必要な分野を特定すること
- ・ 社会への奉仕義務（Community Service Obligations（CSO））の提供について事業者と契約締結すること
- ・ 営業許可の発行及び規制基準に対する実績を監視すること
- ・ 関連法に従い、取締役会に指示を与えること

3 ハンターウォーター公社について

ここでは上下水道分野で事業展開を行っているハンターウォーター公社を事例に、州公社の事業概要、運営体制、コーポレートガバナンスのフレームワークなどの運営の実態について紹介する。

(1) 事業概要

ハンターウォーター公社は、州公社法に基づき、州内で最初に設立された州公社である。同公社は、州公社としてローワー・ハンター全域の約 60 万人の家庭や企業に飲料水、排水、再生水、一部の雨水サービスを提供しており、25 億豪ドル以上に相当する上水道、下水道、

²⁴⁶ New South Wales Treasury, *NSW Treasury Policy and Guidelines: Ownership and Portfolio Expectations Policy* <https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-02/tpg22-02_ownership-and-portfolio-expectations-policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)

再生水のインフラを管理している²⁴⁷。

(2) 運営体制及びコーポレートガバナンスのフレームワーク

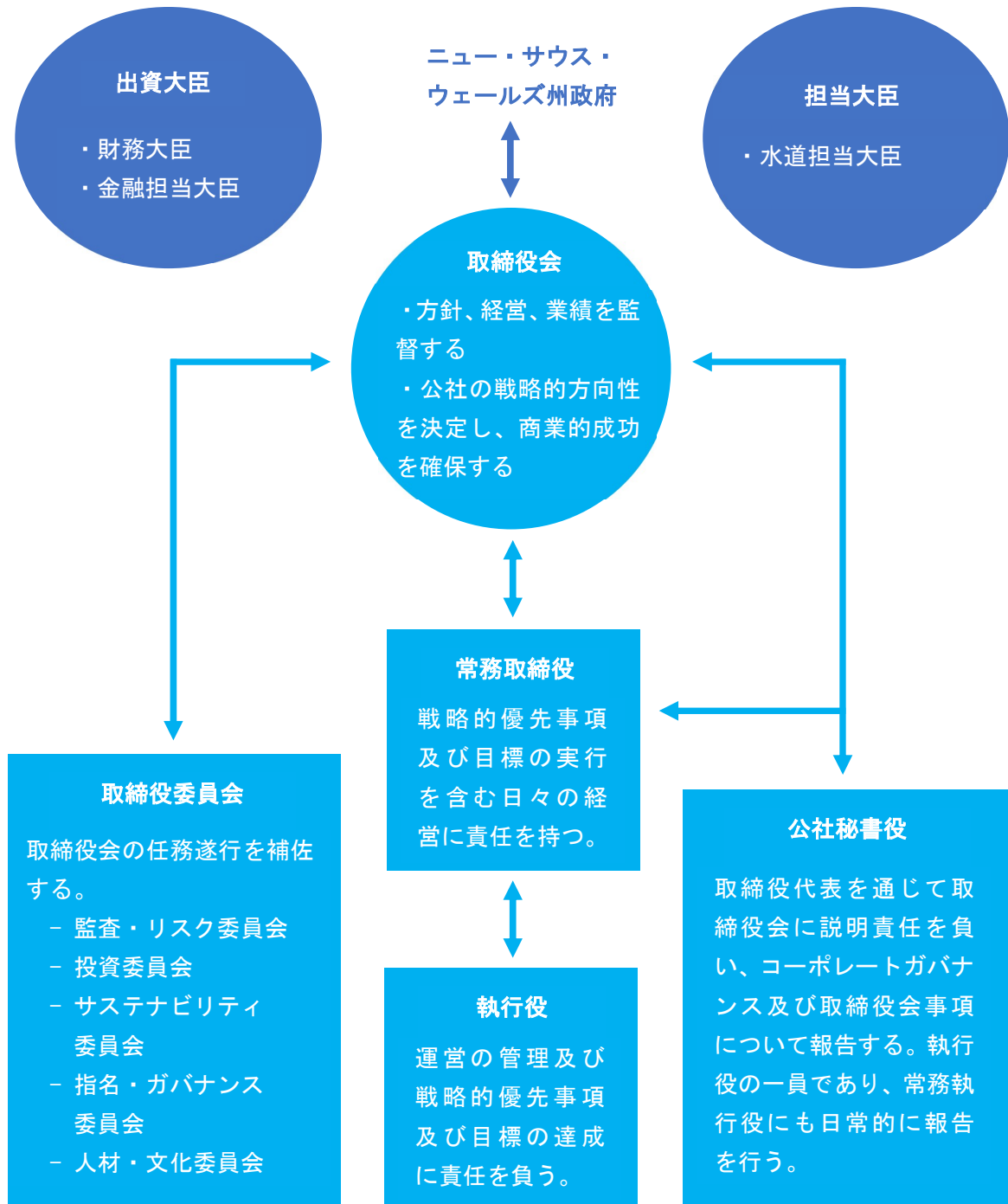
ハンターウォーター公社は、7つのガバナンス原理（1.取締役会を通じた経営管理及び監督基盤の構築、2.取締役会の効果的機能の発揮、3.倫理性かつ責任性を重視した取締役会の位置付け、4.企業活動報告の独立性及び厳密性を維持するためのプロセスの確保、5.株主の要望に応じた適時の情報開示、6.株主の権利及び出資を行う州財務省の役割の認知、7.リスク認識及び定期的レビューの実施）に依拠し、事業展開を行っている。同公社は、図表3-12で示されるガバナンスモデルに基づき、厳格なコーポレートガバナンスの枠組み体制の下で運営されている^{248 249}。

²⁴⁷ Hunter Water Corporation, *What we do*<<https://www.hunterwater.com.au/about-us/our-business/what-we-do>> (Accessed 2024-1-31)

²⁴⁸ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022*<<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/src/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²⁴⁹ Hunter Water Corporation, *Corporate Governance Statement*<<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/src/uploads/documents/Policy-and-standards/Governance/Corporate-Governance-Statement.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-12 ハンターウォーター公社のガバナンスモデル²⁵⁰



²⁵⁰ Hunter Water Corporation, *Corporate Governance Statement* <<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/src/uploads/documents/Policy-and-standards/Governance/Corporate-Governance-Statement.pdf>> (Accessed 2024-1-31) をもとに作成

ア 取締役会

取締役会は、ハンターウォーター公社の戦略的方向性及びリスク許容度を定め、事業及び規制両面での事業任務の実現を図っている。取締役会は、取締役委員会及び執行役の支援を受けながら、公社活動における運営方針、経営、業績を監督している。

取締役会は、ハンターウォーター法²⁵¹に基づき、取締役代表（最高経営責任者）、委員長、取締役7名の上限9名体制で構成されている。委員長及び取締役は、議決権を有する出資大臣²⁵²によって任命される。現在の取締役会の構成は以下のとおり^{253 254}。

- ・委員長（Chair）1名
- ・取締役（Directors）8名
 - －取締役代表（最高経営責任者（Managing Director））1名
 - －取締役（Non-Executive Director）7名

全ての執行役は能力に応じた形で任命される。任期は当初3年であるが、任期の延長も認められる。

取締役会は、戦略的指針の提示、コーポレートガバナンスの強化のために、取締役委員会（詳細は「イ 取締役委員会」で後述）を設置している。

取締役代表は取締役を率いて同公社の7つの部門の運営を監督する。主な責務は、業務の安全性に対する説明責任、従業員へのリーダーシップの提供、同公社の戦略的ビジョンの実現、取締役会のリスク許容度に沿った業務管理、規制枠組みの遵守の確保などである²⁵⁵。

イ 取締役委員会

取締役会は、コーポレートガバナンスの機能及び責任の遂行を支援するため、2022年6月現在、監査・リスク委員会、投資委員会、指名・ガバナンス委員会、サステナビリティ委員会、人材・文化委員会の各種取締役委員会を設置している（2021/2022年度は4委員会の設置）。

取締役会は各取締役委員会の規約を採択し、委員会メンバー、管理運営及びコーポレート

²⁵¹ Section 4B, Hunter Water Act 1991 No53 (New South Wales)

²⁵² 2024年1月31日時点における出資大臣は、Daniel Mookhey 州財務大臣及び Courtney Houssos 州金融担当大臣。

New South Wales Government Premier's Department, *Contact a Minister*<<https://www.nsw.gov.au/nsw-government/ministers>> (Accessed 2024-1-31)

²⁵³ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022*<<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/rc/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²⁵⁴ Hunter Water Corporation, *Our Board*<<https://www.hunterwater.com.au/about-us/our-business/the-board>> (Accessed 2024-1-31)

²⁵⁵ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022*<<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/rc/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

ガバナンス事項の要件を定めている。規約は毎年更新され、2年ごとに外部の法的レビューを受ける。各取締役委員会は年4回開催され、取締役の出席状況は年次報告書で報告される²⁵⁶。

ウ 情報開示方針

ハンターウォーター公社は、タイムリーでアクセスしやすい情報開示を目指して情報開示方針を定めている。情報開示は、州財務省に提出される企業意思表明書（Statement of Corporate Intent : SCI。以下、SCI という）、事業計画書及び年次報告書を通じて、法律で義務付けられているとおり、毎年行われる。さらに、同公社の情報開示方針では、州財務省の方針及びガイドライン²⁵⁷に従う形で、以下のような場合、関係部署などに情報開示を行うことを認めている。

- ・ 戦略的、財務的又は非財務的業績から著しく乖離する可能性のある事項を把握した場合、担当大臣及び出資大臣に適時開示する。
- ・ 事業の商業的業績に関連する重要な情報に気付いた場合は、州財務省に情報を開示する。
- ・ 同公社又はその事業に関して、地域社会及び主たる利害関係者にとって重大な関心や懸念があると合理的に予想される情報、又は、一般社会に影響を及ぼす可能性のある情報であると認知した場合は、地域社会及び主たる利害関係者へ情報を開示する²⁵⁸。

エ 財務諸表に関する報告

取締役会は、取締役代表（最高経営責任者（Managing Director））及び最高財務責任者（CFO）から、年度末の財務期間に関する報告書を受領する。報告書の提示は、ハンターウォーター公社の財務記録が、以下の観点から取締役代表及び最高財務責任者の見解に基づき確認されたことを意味する。

- ・ 適切に維持されていること
- ・ 適切な会計基準に準拠していること
- ・ 同公社の財務状況を真実かつ公正に示していること
- ・ 形成された意見が、リスクマネジメント及び内部統制の健全なシステムに基づいてお

²⁵⁶ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022*<<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/sr/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²⁵⁷ New South Wales Treasury, *TPP18-02 Commercial Policy Framework - Performance Reporting and Monitoring Policy for Government Businesses*<https://arp.nsw.gov.au/assets/ars/1c20d3c1db/TPP18-02_Commercial_Policy_Framework_Performance_Reporting_and_Monitoring_Policy_for_Government_Businesses.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²⁵⁸ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022*<<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/sr/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

り、効果的に機能していること

- ・取締役会が行った全ての意思決定及び行為の完全かつ正確な記録を含む、全ての公式記録の適切な管理及び維持を保証するものであること²⁵⁹

(3) 財務状況

2021/22 年度における財務状況のポイントは次のとおり²⁶⁰。

- ・2021/22 年度の税引き後純利益は 4,100 万豪ドルで、SCI 目標の 4,560 万豪ドルを約 460 万豪ドル下回った。配当金は 2,720 万豪ドルで、SCI 目標の 3,090 万豪ドルを 370 万豪ドル下回った。
- ・毎年、取締役会は出資者である州財務大臣及び金融担当大臣との間で企業戦略や企業目標を明確に示した SCI への合意が求められる。SCI には、主要事業目標、業績目標、収支目標、営業経費や資本投資などが含まれる。SCI は州議会に提出される一方で、対内的には年度予算の基礎となる。
- ・SCI と比べて減益となった理由は、長期平均と比較して降雨量が著しく多く、気温が低く、土壌含水率が高いために、予算作成時と比較して水の消費量が少なくなり、事業収入が減少したためである。
- ・営業費用は予算をわずかに上回ったが、これはクラウドベースの SaaS (Software-as-a-service) ソリューションのためのデジタル支出を、最近の会計ガイダンスに従い、年度中に資本支出を営業支出へと見直しを行ったためである。
- ・当期の利息・税金・減価償却費控除前の利益は 2 億 560 万豪ドルで、SCI 目標の 2 億 1,040 万豪ドルを 480 万豪ドル下回った。
- ・ハンターウォーター公社の総資産は 33 億豪ドルと評価され、2021/22 年の資本支出は 1 億 6,100 万豪ドルである。
- ・COVID-19 パンデミックによるハンターウォーター公社への財務的影響は、現在のところ重大なものではない。ハンターウォーター公社は、COVID-19 により生じたリスク管理をこれまで行ってきた。今後も引き続き、積極的に管理対応を続ける予定である。そこでの対応としては、顧客及び従業員の安全及び福祉を守るための対策のほか、苦境に直面している顧客への支援として、口座支払の延長、遅延損害金及び金利の免除、債権回収活動の停止などにおいてイニシアチブある形で取り組むことなどが挙げられる。

²⁵⁹ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022* <<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/sr/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

²⁶⁰ Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022* <<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/sr/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

第8節 地方自治体の公営企業

1 地方自治体の公営企業（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

ニュー・サウス・ウェールズ州では、同州計画環境省が、地方水道事業者による上下水道の提供及び水道サービスのリスク管理を監督している。

同州における地方水道事業者は、1993年地方自治法、2000年水管理法、2010年公衆衛生法、1997年環境保護法、1979年環境計画・評価法、2015年ダム安全法、そのほか関連する法律や規制の下で管理されている。

同省では、地方水道事業者がそれぞれの計画や管理システムに基づき、効果的かつ効率的にリスクや戦略的課題に対処できるように、「地方水道事業者に対する規制及び質保証の枠組み（2022年7月）」を策定している。この「地方水道事業者に対する規制及び質保証の枠組み」は、上下水道事業に対する地方自治体配当金、上下水道処理施設の検査、地方水道事業者によるパフォーマンスの監視と報告などの項目について、指針を示している²⁶¹。

同州の一部の地方自治体は地方自治法の規定に基づき、地方水道事業者を設立することにより上下水道供給の機能を担っている。2024年1月31日時点で、ニュー・サウス・ウェールズ州内の85の地方自治体が地方水道事業者を有している²⁶²。

2 地方自治体の公営企業の例（ケンプシー・シャイア・カウンシルの上下水道事業者）

ケンプシー・シャイア・カウンシルの上下水道事業者では、ジェネラル・マネージャーのもとに2名のディレクターが置かれ、うち1名の事業・計画ディレクターが上下水道部門を所管している²⁶³。

同カウンシルの上下水道サービスを運営・管理する上下水道サービスチームには、利用者が計画や意思決定プロセスに関与できるよう、利用者相談委員会を設置している。同委員会は、住宅、社会、ビジネス、農村部など様々な分野の委員で構成されている。これにより、変

²⁶¹ New South Wales Department of Planning and Environment, *Regulatory and assurance framework for local water utilities July 2022* <https://water.dpie.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/518566/regulatory-and-assurance-framework-for-local-water-utilities.pdf> (Accessed 2024-1-31)

²⁶² New South Wales Department of Planning and Environment, *Utilities that carry out water supply and sewerage services* <<https://water.dpie.nsw.gov.au/local-water-utilities/entities-that-carry-out-water-supply-functions>> (Accessed 2024-1-31)

²⁶³ Kempsey Shire Council, Part A - A Year in Review, *Kempsey Shire Council Annual Report 2021-22* <<https://www.kempsey.nsw.gov.au/files/sharedassets/public/v/3/docs/departments/corporate-performance/planning-amp-reporting/annual-report/2021-22/20221208-ksc-ar-21-22-a4-hoz-web.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

化する利用者のニーズや懸念に対応することができるとしている²⁶⁴。また、同カウンスルは、利用者への責任として、「水道サービス憲章」を定めている。この憲章には、上下水道サービスを提供するにあたり、同カウンスルが遵守しているパフォーマンス基準が記載されている。この基準は、利用者相談委員会との協議によって設定されている²⁶⁵。

同カウンスルの水道事業及び下水道事業の 2021/22 年度の当期純利益は、それぞれ、146 万 5,000 豪ドル、675 万 1,000 豪ドルとなっている²⁶⁶。

²⁶⁴ Kempsey Shire Council, *Water & sewerage*<<https://www.kempsey.nsw.gov.au/Residents/Water-sewerage>> (Accessed 2024-1-31)

²⁶⁵ Kempsey Shire Council, *Water supply & quality*<<https://www.kempsey.nsw.gov.au/Residents/Water-sewerage/Water-supply-quality>> (Accessed 2024-1-31)

²⁶⁶ Kempsey Shire Council, Part C - Audited Financial Statements, *Kempsey Shire Council Annual Report 2021-22*<https://www.kempsey.nsw.gov.au/files/sharedassets/public/v/2/docs/departments/corporate-performance/planning-amp-reporting/annual-report/2021-22/2022-10-31-final-annual_financial_statements-2022-c.pdf> (Accessed 2024-1-31)

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数

1 概況

2023年6月現在、地方自治体の全職員数は約20万8,200人であり、州別の内訳は図表4-1のとおりである。

図表4-1 各州の地方自治体の職員数²⁶⁷

(単位：人)

州・特別地域	職員数	(参考) 人口
ニュー・サウス・ウェールズ州	61,000	8,339,300
ビクトリア州	56,900	6,812,500
クイーンズランド州	47,300	5,459,400
南オーストラリア州	11,200	1,851,700
西オーストラリア州	24,600	2,878,600
タスマニア州	4,400	572,800
北部特別地域	2,900	252,500
合計	208,200	26,166,800

※人数については、端数処理の関係で合計が合わない。

オーストラリアには合計537の地方自治体が存在するため、1地方自治体当たりの職員数は平均で388人である。

2 職員数の変化

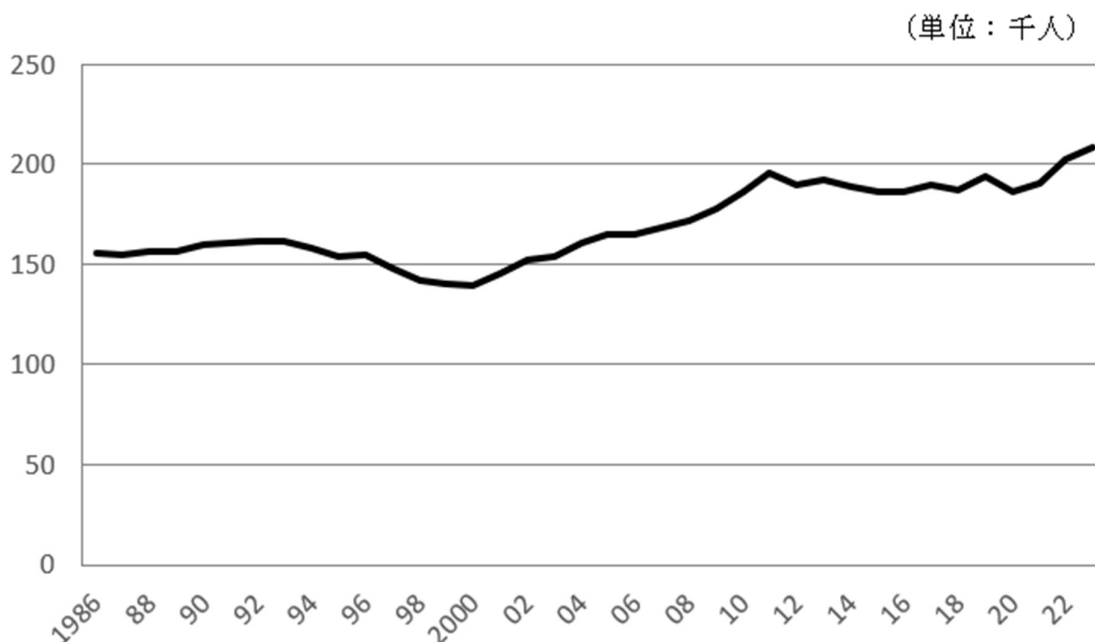
1986年以降の地方自治体職員数の変化は、図表4-2のとおりである。この間、1993年まで緩やかな増加傾向が続いた後は減少に転じ、特に1996年から1998年にかけては同国の経済状況の悪化及びこれに伴う公的部門の行財政改革を受けて急激に減少した。2000年から2011年までは再び増加傾向にあったが、それ以降は横ばいである。なお、2022年より急激に増加しているが、これは調査方法の変更によるものである。

²⁶⁷ ABS, *Public sector employment and earnings (Reference period 2022-23 financial year)*
<<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/2022-23>> (Accessed 2024-1-31).

ABS, *National, state and territory population*

<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>>
(Accessed 2024-1-31).

図表 4－2 全地方自治体職員数の変化²⁶⁸



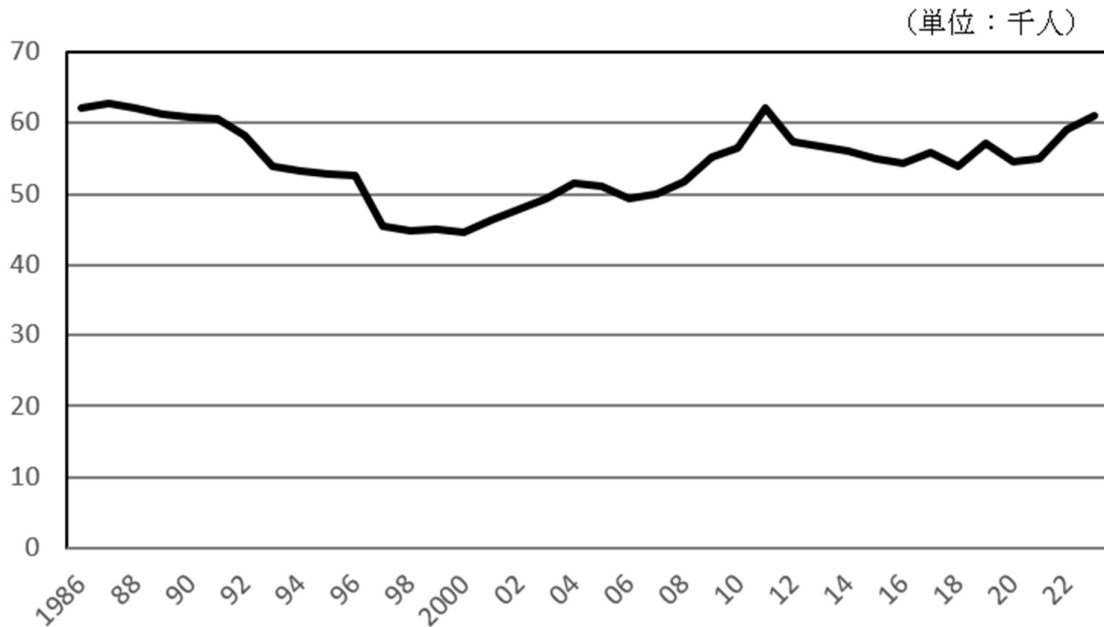
ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員数の変化は、図表 4－3 のとおりである。1992 年から 1993 年には、電力公営事業の見直しにより、それまで地方自治体の職員とされていたシドニー周辺地域の電力関係職員が州職員になったため、地方自治体職員数は大幅な減少を示した。1996 年から現在にかけては、全国の傾向と同様の動きをとっており、2000 年から 2011 年までは増加傾向にあったが、それ以降はほぼ横ばいである。なお、2022 年より急激に増加しているが、これは調査方法の変更によるものである。

²⁶⁸ ABS, Table 6a in 6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007, <<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.001Jun%202007?OpenDocument>> ; 6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17, <<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument>> (Accessed 2024-1-31).

ABS, Public sector employment and earnings - Latest release and Previous releases <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings>> (Accessed 2024-1-31).

ABS, Public sector employment and earnings (Reference period 2022-23 financial year) Data source comparison, SEE & PSEE Graphs comparing SEE data against PSEE for 2021-22 <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/2022-23>> (Accessed 2024-1-31).

図表 4-3 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員数の変化²⁶⁹



3 地方自治体職員の年齢構成

オーストラリアにおいては、雇用機会均等 (Equal Employment Opportunity) の原則により、採用・昇給から退職に至るまでの間、年齢による差別・考慮が一切禁止されている (第3節参照)。そのため、人事管理資料としての職員年齢の意義はなくなり、地方自治体職員の年齢構成の実態把握は困難である。

²⁶⁹ ABS, Table 6a in 6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007, <<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.001Jun%202007?OpenDocument>> ; 6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17, <<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument>> (Accessed 2024-1-31).

ABS, Public sector employment and earnings - Latest release and Previous releases <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings>> (Accessed 2024-1-31).

ABS, Public sector employment and earnings (Reference period 2022-23 financial year) Data source comparison, SEE & PSEE Graphs comparing SEE data against PSEE for 2021-22 <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/2022-23>> (Accessed 2024-1-31).

第2節 法的基礎

1 職員制度に関する法令

(1) 通則

オーストラリアには地方自治体の職員制度に関する日本の地方公務員法に相当する独立の州法はない。日本の地方自治法に相当する各州の地方自治法中に規定が設けられているのみである²⁷⁰。地方自治法に規定のない事項については、各州労使関係法や同法に基づき設置される裁定²⁷¹等による。

(2) 地方自治体職員に適用される裁定

地方自治体の議会は、雇用条件を規定する裁定に則り、各地方自治体職員の勤務条件を決定する²⁷²。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員に適用される裁定は、「ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体裁定」(Local Government (State) Award) である。これは同州地方自治体協会(第2章第5節参照)と、職員を代表する複数の職種別組合との合意に基づいて、労使関係委員会が承認したものである。

当該裁定は、幹部職員である「上席職員」(下記2参照)の任用には、適用されない²⁷³。

2 上席職員制度

(1) 概要

ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治法に基づく上席職員制度を採用しており、現在、同州の地方自治体職員は、幹部職員である上席職員とそれ以外の職員(以下、一般職員という)に大別される。

²⁷⁰ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、Chapter11, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales) に職員制度について記載されている。

²⁷¹ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、労使関係法 (Industrial Relations Act 1996) は、同州労使関係委員会 (Industrial Relations Commission) が裁定を作ることを認めている (Section10, Part 1, Chapter 2, Industrial Relations Act 1996)。裁定には、給与基準表や各種手当、最長勤務時間、休暇制度等が規定されている。ただし、シドニー市職員等、別の裁定に基づく場合もある。Local Government (State) Award 2023 (New South Wales)。

²⁷² 労務協定 (「Contract Agreement」や「Enterprise Agreement」等の呼称) を定める。

²⁷³ 47. Area, Incidence and Duration, Local Government (State) Award 2023 (New South Wales)。

上席職員とは、ジェネラル・マネージャー（下記（２）参照）のほか、議会が上席職員として規定した²⁷⁴職にある地方自治体の幹部職員であり、ディレクターの名称で呼ばれることが多い。地方自治体の上席職員は最高５年間の期限付き個別雇用契約に基づいて任用される²⁷⁵。

（２）ジェネラル・マネージャー

ア 地方自治体の常勤最高位職

オーストラリアの地方自治体における常勤の最高位職職員は、ジェネラル・マネージャーである。ジェネラル・マネージャーは、議会が決定した政策を受けて地方自治体の日常的な意思決定と業務執行を行い、職員を指揮する、行政のプロフェッショナルである。

常勤の最高位職の名称は、州によって異なる。ジェネラル・マネージャーではなく、首席行政職員（Chief Executive Officer）という名称を用いる州もある（図表４－４参照）が、本稿では「ジェネラル・マネージャー」に統一して記述する。

図表４－４ 各州地方自治体の常勤最高位職の主な呼称²⁷⁶

州・特別地域	常勤最高位職の呼称
ニュー・サウス・ウェールズ州	General Manager (GM) ²⁷⁷
ビクトリア州	Chief Executive Officer (CEO)
クイーンズランド州	Chief Executive Officer (CEO)
南オーストラリア州	Chief Executive Officer (CEO)
西オーストラリア州	Chief Executive Officer (CEO)
タスマニア州	General Manager (GM)
北部特別地域	Chief Executive Officer (CEO)

²⁷⁴ Section332, Part1, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁷⁵ Section338 (1) (2), Part2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁷⁶ 各州地方自治法

²⁷⁷ シドニー市は CEO を用いる。

イ 権限

ニュー・サウス・ウェールズ州では、1993年の地方自治法改正に伴い、権限の改革が行われた。従来、議会が保持した職員の任免権や指揮監督権はジェネラル・マネージャーに移譲され、ジェネラル・マネージャーが行政の実質的な責任者となった。ジェネラル・マネージャーは、市町村長や議員とともに各種委員会の議事に参加し、主要な政策決定に深く関与している。

ジェネラル・マネージャーの主な役割は、次のとおりである²⁷⁸。

- ・ 日常の地方自治体運営
- ・ 戦略計画・方針等の立案又は実施に係る市町村長や議会への助言
- ・ 市町村長や議会と協議を経た、重要な戦略計画等及び年次報告書の作成
- ・ 市町村長や議員の職務遂行に必要な情報・助言の提供
- ・ 議会により決定されたジェネラル・マネージャー業務の遂行
- ・ 議会により承認された組織や、人件費予算の範囲内での職員の任命
- ・ 職員の解雇及び指揮監督²⁷⁹

ウ 任用

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーは地方自治法上必置の職である²⁸⁰。ジェネラル・マネージャーを任用、解雇する権限を有するのは市町村長ではなく合議体としての議会である²⁸¹。ジェネラル・マネージャーのポストは、民間を含む広い範囲から実力・実績に基づいて適材を採用するため、インターネットや新聞の求人欄等で一般公募する。議員等による選考を経て1年間以上（最長5年）の任用契約を結ぶ。採用までの過程はプライバシーに関する事以外は公表され、透明性を確保しなければならない²⁸²。給与は年俸制であり、再任の可否は契約期間中の実績に基づいて判断される。

²⁷⁸ Section335, Part2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁷⁹ ただし、上席職員の任命・解雇は議会との協議を経なくてはならない。Section337, Part2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁸⁰ Section334, Part2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁸¹ NSW Department of Local Government, *Standard Contract For General Managers*, 2022, p.5,16

²⁸² NSW Department of Local Government, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers*, 2022, p.7

参考 ジェネラル・マネージャーの人材斡旋

地方自治体協会が採用活動のコンサルティングを行う州もある。例えばニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体協会は、「マネジメントサービス部 (Management Solutions)」という組織を持ち、上席職員等の採用をサポートする。

その主な業務内容は、採用及び求人広告に係る手順の向上、面接のコーディネート、推薦状の確認、不採用者との調整、契約交渉、職務契約の設定等である。

3 給与

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーの給与に関して、地方自治法の中で最低額の定めがある²⁸³以外は規定がなく、個々の契約の中で年俸が決定される。

同州では地方自治体協会のマネジメントサービス部が各地方自治体のジェネラル・マネージャー等の給与を比較できるデータを提供しており、多くの地方自治体で用いられている。

なお、2021/22年度におけるジェネラル・マネージャーの年俸の全国平均は、農村部等の小規模地方自治体では約 21 万豪ドル (最低 17 万豪ドル～最高 26 万 500 豪ドル)、都市部等の大規模地方自治体では約 42 万豪ドル (最低 33 万 5,000 豪ドル～最高 52 万 6,000 豪ドル) となっている²⁸⁴。

²⁸³ Section332, Part1, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁸⁴ McArthur Talent Architects, *2021–22 Local Government National Remuneration Survey*, <<https://www.mcarthur.com.au/media/wyfov1xd/national-local-government-remuneration-survey-report-abstract-202122.pdf>> (Accessed 2024-1-31).

参考 ジェネラル・マネージャーに関する事例

ジェネラル・マネージャーに関する興味深い事例を3つ紹介する。

〈ケース1〉5回の転職で総移動距離4,500キロ超

2022年11月に、クイーンズランド州シーニック・リム市に新たなジェネラル・マネージャーが就任した。市が公表した彼の就任発表資料によると、ジェネラル・マネージャー（代理含む）としてこれまで、同州内で2か所、ビクトリア州内で2か所、そしてニュー・サウス・ウェールズ州内で1か所の勤務経験があり、そのいずれでも目覚ましい実績を残してきたとのことである。また、驚くべきは、総移動距離で、5回の転職で直線距離にして4,500キロ超、さらにそのうち直近の約2年間での2回の転職だけで3,000キロ超（北海道根室市から沖縄県与那国島の直線距離に相当）となっている。

ちなみに彼は、一般職員としても過去にビクトリア州内で3か所の勤務経験があり、まさに行政のプロフェッショナルである。

〈ケース2〉2か月消息不明のジェネラル・マネージャーの職務復帰

就任から約1年経ったケース1のジェネラル・マネージャーが、2023年10月初旬から消息不明となった。彼は、市に対して説明が無いまま予定していた休暇から仕事に復帰せず、2か月以上職務を行わなかった。同年12月初旬、市長（公選）、副市长（互選）、その他5名の議員が、副市长から提案されたジェネラル・マネージャーの職務復帰の動議について長時間の議論を重ね、動議は5対2の賛成多数で可決された。

なお、このジェネラル・マネージャーの採用は当時、市長、副市长、議員1名、外部委員1名からなる採用委員会により行われたが、今回の職務復帰動議においては、委員を務めた3名の議員のうち市長だけが反対の立場を取った。

〈ケース3〉州政府が特定の地方自治体の議会を解散

ビクトリア州との境界の町、ニュー・サウス・ウェールズ州ベガ・バリー市では、州政府によって議員数12名の議会が強制的に解散させられた。

1999年1月、7名の議員がジェネラル・マネージャーの解雇事案を発議、過半数をもって可決した。当時のジェネラル・マネージャーは任用後1年にも満たなかった。この他にも、同市上席職員が次々に解職される事態が続いていた。

同年8月、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省は、同州地方自治法第430条の規定に基づき、同市の実態調査に乗り出した。その結果、特定の市議7名がジェネラル・マネージャーを始め、上席職員を次々に解職決議した事実が発覚。結局、調査団は議会と行政の関係がもはや修復不可能と判断し、州地方自治大臣が議会を解散させた。

4 定数、組織・職の改廃

オーストラリアの地方自治体には、「議会が条例で定める職員定数」の概念はない。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体では、議会が上席職員の職とその他の必要な職を含んだ組織機構図と人件費の大枠を定め、その範囲内でジェネラル・マネージャーが必要な組織・職と職員数を定めている。

第3節 任用（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

1 任用原則－雇用機会均等

ニュー・サウス・ウェールズ州では、州の差別禁止法（Anti-Discrimination Act 1977）²⁸⁵ や州の地方自治法により、人種、性別、年齢、婚姻の有無、障がい等を理由とする差別の除去と、女性、少数民族グループ、障がい者の雇用の促進に努めなければならないとされている。こうした雇用機会の平等を確保するため、州の地方自治法により、雇用機会均等管理計画を作成し、実施しなくてはならないとされている。

日本のように、職員の任用に際して年齢制限を設けることは、雇用機会均等の考えに反し、違法なものとされている。

2 任用方法

定時の一括採用は行っておらず、職ごとに補充の必要が生じた段階で任用する。筆記試験制度は行われておらず、任用は、通常「募集→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場等）への照会→任用決定」の過程を経て行われる。なお、任用選考方法に関する特別の定めはなく、実施方法は各地方自治体が定める。

職員の公募が行われた場合、応募者は既に当該地方自治体に職を有するか否かに関わりなく、全て平等に扱われる。

議会が決定した組織機構図に基づいた職員の補充は、法律上公募が義務付けられている²⁸⁶。公募の媒体としては、ニュー・サウス・ウェールズ州の代表的な日刊紙の求人欄及び全国

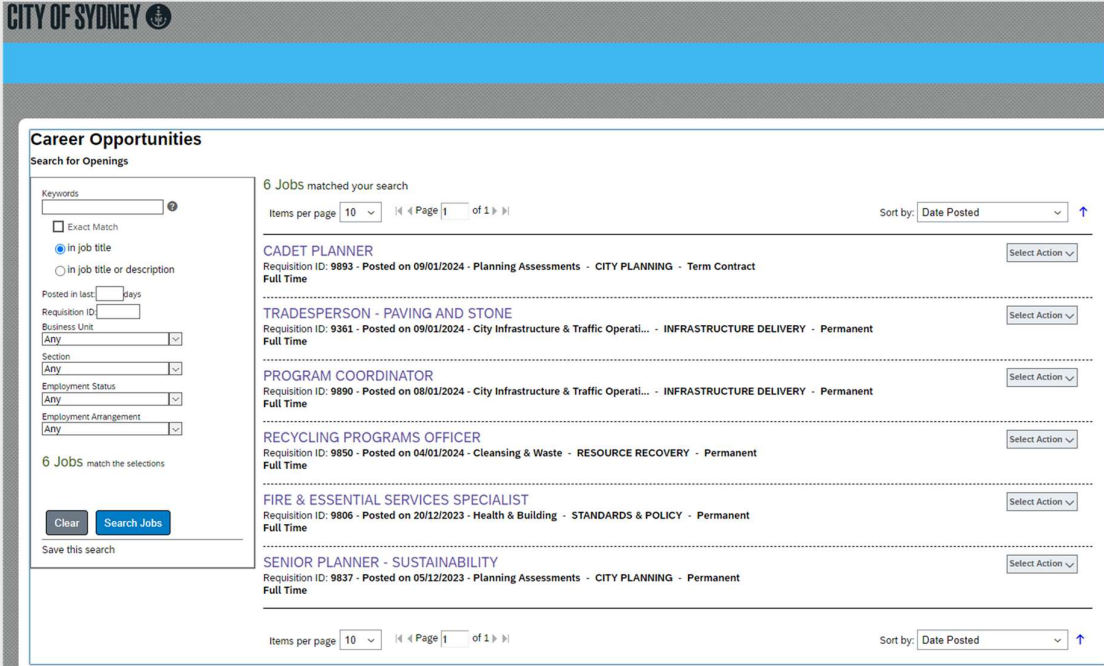
²⁸⁵ 他の州においても、それぞれ差別禁止法が設けられている。ビクトリア州・Equal Opportunity Act 2010/ クイーンズランド州・Anti-Discrimination Act 1991/ 南オーストラリア州・Equal Opportunity Act 1984/ 西オーストラリア州・Equal Opportunity Act 1984/ タスマニア州・Anti-Discrimination Act 1998/ 北部特別地域・Anti-Discrimination Act 1996/ 首都特別地域・Discrimination Act 1991

²⁸⁶ Section 348(1), Part 5, Chapter 11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

版の地方自治体職員求人ウェブサイト等が利用されるほか、人材派遣会社に委託する場合も見られる。地方自治体のウェブサイトにも人材募集のページが作られている場合が多い。

参考 シドニー市の職員募集例

○シドニー市ウェブサイト



The screenshot shows the 'Career Opportunities' page on the City of Sydney website. It features a search bar with filters for 'Exact Match', 'in job title', and 'in job title or description'. There are also filters for 'Posted in last', 'Requisition ID', 'Business Unit', 'Section', 'Employment Status', and 'Employment Arrangement'. The search results show 6 jobs, including 'CADET PLANNER', 'TRADESPERSON - PAVING AND STONE', 'PROGRAM COORDINATOR', 'RECYCLING PROGRAMS OFFICER', 'FIRE & ESSENTIAL SERVICES SPECIALIST', and 'SENIOR PLANNER - SUSTAINABILITY'. Each listing includes the Requisition ID, posting date, department, and contract type.

○上記のうち、リサイクルプログラム担当者（Recycling Programs Officer）の募集要項

- ・給 与：10万4,428豪ドル～11万7,190豪ドル（年）
- ・雇 用 形 態：正規職員（フルタイム）
- ・当該職の責務：様々な資源回収プロジェクトの管理と実施
 （特に、資源回収の促進、慢性的な廃棄物管理問題等の解決に重点を置いた住宅コミュニティ向けプログラムの調整）
- ・求める人材：高度な問題解決能力とコミュニケーションスキルを備えた自発的な人材

第4節 任用後

1 人事異動

オーストラリアで職を得ることは、組織に就職することではなく特定の職に雇用されることであり、「定期的な人事異動」という概念はない。

2 昇任

オーストラリア社会でステップアップを図る手段としては、より高い賃金を得ることができる上位のポジションへ転職することが一般的である。地方自治体の職員として任用された後は定期的な人事異動や昇任の制度は存在せず、昇任を希望する職員は、組織内外に関わらず、上位のポジションにおける欠職に応募し、新たな任用選考を経て採用される必要がある²⁸⁷。

3 退職

(1) 解雇

ア 上席職員の解雇

解雇事由は地方自治法に規定されていないが、通常、契約事項に対する重大又は継続的な違反があった場合や、適切な議会の指示を故意に反故にした場合等に議会が即刻当該上席職員を解雇することができる旨の条項が、雇用契約に記載される²⁸⁸。

その他、地方自治体が必要な事前通告期間を置けば上席職員を解雇できる旨の条項が、通常雇用契約に記載される。

イ 一般職員の解雇

廃職・過員（人員整理）による解雇を行うときは、一定の事前通告期間を置かなくてはならない。事前通告期間は図表4-5のとおりである。なお、かつては通告期間の条件として年齢も考慮されていたが、現在は勤務年数のみを条件としている。

²⁸⁷ 自治体国際化協会「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第377号、2013年、13頁

²⁸⁸ NSW Department of Local Government, *Standard Contract For General Managers*, 2022, pp.16-17; NSW Department of Local Government, *Standard Contract of Employment-Senior Staff (other than General Managers) of Local Councils in New South Wales*, 2006, p.15.

図表 4 - 5 事前通告期間²⁸⁹

勤務年数	最低通告期間
2年未満	2週間
2年以上3年未満	3週間
3年以上5年未満	4週間
5年以上	5週間

(2) 定年制度

政府職員や地方自治体職員には定年制度がない。これは、定年制度は年齢に基づく差別であるという理由による。ニュー・サウス・ウェールズ州では、同州差別禁止法²⁹⁰により、地方自治体職員の定年制度は 1992 年 1 月に廃止された²⁹¹。他の全ての州でも同様に定年制度が廃止されている。

第 5 節 勤務条件

ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員における休暇等の主要な勤務条件は、図表 4 - 6 のとおりである。

図表 4 - 6 の勤務時間以外の条件で地方自治体業務に従事する職員としてパートタイム（正規雇用の短時間勤務職員）、ジョブ・シェアリング等の職員も存在する。これらの職員も他の職員と同じ裁定（第 2 節参照）の適用を受け、常勤職員と同等の権利を有する。例えばパートタイム職員は、年次有給休暇をはじめとした全ての休暇について、実際の勤務時間を一般のフルタイム職員の勤務時間と比較し、その割合に相当する日数が与えられる。

上席職員は、原則的には裁定の対象ではないが、勤務時間、休暇等の勤務条件は一般職員と基本的に同様である。

²⁸⁹ 41. Termination of Employment, Local Government (State) Award 2023 (New South Wales).

²⁹⁰ Section 49ZV, Part 4E, Anti-Discrimination Act 1977 No 48(New South Wales).

²⁹¹ 定年制度の廃止は 1991 年 1 月から段階的に開始された。Section 49ZU, Part 4E, Anti-Discrimination Act 1977 No 48(New South Wales).

図表 4-6 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員の主要な勤務条件²⁹²

勤務条件項目	内容
給与の支払い (第 13 条)	原則として週給又は隔週給。 他の期間による支払いも労使双方の合意により可能。
勤務時間 (第 20 条)	1 週間当たり、職務に応じて 38 時間又は 35 時間。
土日祝祭日の給与 (第 20 条・第 22 条)	個別の定めがある場合を除き、土曜日は 1.25 倍、日曜日は 1.5 倍、祝日は 2.5 倍の時給が支払われる。祝日の場合、勤務時間が短かった場合にも最低 4 時間分の時給が支払われる。 なお、業務の種類によっては土曜日に 1.5 倍、日曜日に 2 倍の時給が支払われる。
時間外勤務手当 (第 21 条)	所定の勤務時間終了後 2 時間までは、1.5 倍の時給が支払われる。それ以降は 2 倍の時給が支払われる。 また、土曜日は 2 時間までは 1.5 倍、それ以降及び正午以降は 2 倍の時給が支払われ、日曜日は 2 倍の時給が支払われる。
病気休暇 (第 23 条 A)	勤務 1 年ごとに 3 週間の有給休暇が与えられ、未使用分は翌年以降に加算される。ニュー・サウス・ウェールズ州内の他の地方自治体に転職した場合、従前の病気休暇を上限 13 週間まで持ち越すことができる。 5 年以上の勤務者で、病気休暇を全て使用した者に対しては、規定以上に与えることもできる。
看護休暇 (第 23 条 B)	職員は、自己の病気休暇を看護の責任がある関係者の看護のために用いることができる。対象は、配偶者（事実婚含む。）、子ども、両親、祖父母、孫、兄弟姉妹、同居の親族・同性パートナー等に加え、盲導犬、聴導犬等も含まれる。
年次有給休暇 (第 23 条 D)	1 年で 4 週間（20 日間）又はシフト制で 1 週間に 7 日間の勤務が定期的な求められる者においては 5 週間（25 日間）の年次有給休暇が与えられる。 休暇の取得形式については、通常の休暇のほか、半額支給休暇及び倍額支給休暇がある ²⁹³ 。なお、倍額支給休暇は、休暇取得後、4 週間以上の休暇の権利が残る場合のみ取得可能となる。 未使用の休暇は翌年に繰り越され、当該職を辞すまで加算される。休暇の合計が 8 週間を超えるととき又は職場が 2 週間以内の休業（クリスマス・年末年始等）を予定するときは、4 週間以上の事前通知を条件として、雇用主は職員に年次有給休暇を使用するよう命じることができる。

²⁹² Fair Work Act 2009 及び Local Government (State) Award 2023 (New South Wales).

²⁹³ 例：年次有給休暇の権利を 30 日有しており、1 日休暇を取得する場合、休暇の形式によって以下のとおりとなる。通常の休暇：休暇取得日の給与は通常どおり支給され、休暇の権利の残りが 29 日となる。

半額支給：休暇取得日の給与が半額となり、休暇の権利の残りが 29.5 日となる。

倍額支給休暇：休暇取得日の給与が 2 倍となるが、休暇の権利の残りが 28 日となる。

	<p>また、休暇中に病気や怪我をし、その期間が連続5営業日以上であった場合、所定の条件を満たした上で雇用主が同意すれば、休暇の権利を回復し、病気休暇に変更することが可能。</p> <p>退職の際、未使用の休暇は、金銭に換算して支給される。</p>
<p>長期勤務休暇 (第23条E)</p>	<p>5年の勤務後6.5週間、10年の勤務後13週間、15年の勤務後19.5週間、20年の勤務後30.5週間の有給長期勤務休暇が付与され、以後5年の勤務ごとに、11週間分が加算される。</p> <p>勤務期間を計算するにあたっては、ニュー・サウス・ウェールズ州内の他の地方自治体での勤務経験も加算される。</p> <p>また、休暇中に病気や怪我をし、その期間が連続5営業日以上であった場合、所定の条件を満たした上で雇用主が同意すれば、休暇の権利を回復し、病気休暇に変更することが可能。</p> <p>休暇の取得形式については、通常の休暇のほか、半額支給休暇及び倍額支給休暇がある²⁹⁴。</p> <p>中途解雇者のうち、15年未満の勤務者に対しては年1.3週間分、以後の勤務期間に対しては年2.2週間分が既に取得済みの長期勤務休暇を控除した上で付与される。</p> <p>退職の際、未使用の休暇は、金銭に換算して支給される。</p>
<p>特別休暇 (第23条L)</p>	<p>上記以外に労使双方の合意により、有給又は無給の休暇を取得可能。</p>
<p>陪審員休暇 (第23条Ki)</p>	<p>陪審員として法廷に出頭する場合、陪審員報酬額と出頭時間分の職員の給与計算額との差額分が支給される。</p>
<p>組合研修休暇 (第23条Kii)</p>	<p>労働組合主催の一定の研修に参加する場合、在職中に一度だけ、最大5日間の有給休暇を取得可能。</p>
<p>組合総会参加休暇 (第23条Kiii)</p>	<p>労働組合の代表として組合の年次総会に参加する場合、総会の間は有給休暇となる。</p>
<p>忌引休暇 (第23条J)</p>	<p>近親者が死亡した場合、最大4日間の有給忌引休暇を取得可能。</p> <p>拡大家族が死亡した場合、最大2日間の有給忌引休暇を取得可能。</p>
<p>出産・育児休暇 (第23条 F,G,H,I)</p>	<p>○出産休暇</p> <p>出産する女性職員は、</p> <p>①出産予定日の6週間前か、労使双方の合意があればそれ以前から無給の出産休暇を取得可能。</p> <p>②出産予定日の10週間前までに出産予定日の証明書を提出し、4週間前までに取得の意思と開始予定日を通知することで、9週間の有給出産休暇（又は18週間の半額有給出産休暇、9週間分の有給休暇に相当する範囲内で全額支給と半額支給を組み合わせた有給出産休暇のいずれか）を取得可能。</p>

²⁹⁴ 年次有給休暇と同様の考え方だが、倍額支給休暇の取得にあたり、取得後の残日数に係る条件は無い。

	<p>雇用主の承認の上、①、②、年次有給休暇等を組み合わせて取得可能。</p> <p>○配偶者・パートナー向け育児休暇 配偶者等が子どもを出産した場合、又は養子縁組を行った場合に、職員は未消化の病気休暇から有給の同時育児休暇を最大2週間取得可能。</p> <p>○養子縁組関係休暇 ①有給の養子縁組前休暇を、最大2日間（労使双方の合意があれば別個の期間）取得可能。</p> <p>②有給の養子縁組休暇を、養子縁組の日から、以下の基準に従い、取得可能。 養子縁組の日における子どもの年齢 5歳未満：9週間の有給休暇又は18週間の半額支給休暇 満5歳以上満16歳未満：4週間の有給休暇又は8週間の半額支給休暇</p> <p>このほか、出産（又は養子縁組）により親になった職員は12か月の無給の育児休暇を取得可能だが、出産（又は養子縁組）の日から2年を超えては取得できない。</p> <p>いずれの休暇も取得開始前に12か月の継続した勤務経験が必要。</p>
<p>家族・DV休暇 (第23条M)</p>	<p>職員は、雇用形態に関わらず、勤務1年ごとに10日間の有給家族・DV休暇を取得可能。なお、この休暇の未使用分は翌年に加算されない。</p>
<p>勤務条件の変更 (第24条)</p>	<p>フレックスタイム制や在宅勤務の取り決めをはじめ、勤務条件の変更について、職員は書面により雇用主へ要求できる。</p> <p>雇用主は、職員からの勤務形態の変更要求を承認又は拒否する権利を有するが、不合理な理由により拒否することはできない。</p>

第2編 ニュージーランドの地方自治

第1章 ニュージーランド及びその政府構造の概要

第1節 ニュージーランドの概要

ニュージーランドは、北島と南島の2つの主要島及び多数の島々からなる。総面積は27万534km²で、日本の約4分の3である。

総人口は約470万人、人口密度は約17.4人/km²であり、人口密度についてはオーストラリアよりは高いが、日本のそれと比べると約19分の1である²⁹⁵。また約87%が都市部に居住しているため、非都市部の人口密度はさらに低く、人口の約4分の3が北島に集中する等、人口のバランスは偏っていると言える。

いつ頃からニュージーランドに人が住み始めたかは定かではないが、1300年頃までにはポリネシアから先住民マオリが移り住み²⁹⁶、定住していたとされている。1642年、オランダ人アベル・タスマンがこの地を発見し、「ニュージーランド」と命名された。その後1769年、英国人探検家ジェームズ・クックにより調査が行われた。

1840年、マオリの伝統的首長と英国代表との間で、マオリの権利を保障する代わりにニュージーランドを英国領土とする「ワイタンギ条約」(Treaty of Waitangi)を締結した後、英国からの植民²⁹⁷が本格化した。この条約は現在でも効力を有しており、マオリはそれを根拠に現在政府が所有するマオリの伝統において重要な土地と漁業権を中心とする資源の利用権の返還を要求している²⁹⁸。

1960年代までの入植はほとんどが英国とアイルランドからであったが、その後は太平洋諸島や特に最近ではアジアからの移民が増えた。2018年3月時点で、人口の70.2%は英国その他のヨーロッパ系民族であり、それに次いでマオリ系が16.5%、アジア系が15.1%、ポリネ

²⁹⁵ 本編では、ニュージーランド及び同国内地方自治体の人口は2018年国勢調査によるものとする。

Statistics New Zealand, *2018 Census population and dwelling counts*, <<https://www.stats.govt.nz/information-releases/2018-census-population-and-dwelling-counts>> (Accessed 2024-1-31).

²⁹⁶ New Zealand Government, *Maori history*, <<https://www.govt.nz/browse/history-culture-and-heritage/nz-history/maori-history/>> (Accessed 2024-1-31).

²⁹⁷ 一般的にヨーロッパからの植民者をマオリ語で「パケハ」と呼ぶ。

²⁹⁸ ワイタンギ条約については、その解釈の相違から長年大きな問題になっており、1970年代前半からマオリによる文化復興運動や土地復権運動が起こり始めた。1975年には条約違反の審査機関「ワイタンギ審判所」が設立されている。なお、条約が結ばれた2月6日は「ワイタンギ・デー」として、現在では建国記念日(祝日)となっている。

シア系が 8.1%を占める²⁹⁹。

図表 1 - 1 ニュージーランドの概要³⁰⁰

	ニュージーランド	日 本
面積	27 万km ² ※日本の約4分の3	38 万km ²
位置	東経 162 ~ 西経 173 度 南緯 33~53 度	東経 123~154 度 北緯 20~46 度
気 候	【平均気温(夏/冬)】(2023 年) ■ オークランド(北島) 20.4 度/12.2 度 ■ クライストチャーチ(南島) 17.6 度/6.6 度 【年間降雨量】(2023 年) ■ オークランド(北島) 1,660mm ■ クライストチャーチ(南島) 819mm	【平均気温(夏/冬)】(2023 年) ■ 東京 28.7 度/5.7 度 【年間降雨量】(2023 年) ■ 東京 1,397mm
人 口	470 万人 (2018 年3月) ※日本の約 27 分の1 人口増加率 10.8%(2013 年~2018 年)	1億 2,486 万人 (2022 年 12 月)
人口密度	17.4 人/km ² ※日本の約 19 分の1	330.32 人/km ²

²⁹⁹ この統計は複数回答可のアンケートによるため、総数は人口を超える。(つまり、割合も 100%を超える。)

Statistics New Zealand, *2018 Census ethnic group summaries*,

<<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-ethnic-group-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).

³⁰⁰ Section 2, New Zealand Boundaries Act 1863 (New Zealand).

気象庁、「東京 年ごとの値 主な要素」

<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2024 年 1 月 31 日)。

気象庁、「東京 2023 年 (月ごとの値) 主な要素」

<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2024 年 1 月 31 日)。

総務省統計局、「人口推計 (令和 4 年 (2022 年) 12 月確定値)」

<<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>> (閲覧日：2024 年 1 月 31 日)。

気象庁、「地点別データ・グラフ (世界の天候データツール)」

AUCKLAND AERO AWS・クライストチャーチ (国際空港) ニュージーランド、

<<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/frame.php>> (閲覧日：2024 年 1 月 31 日)。

図表 1-2 ニュージーランドの人口に関する情報

先住民(マオリ)の人口 ³⁰¹	77万 5836人 (全人口の16.5%)
在留邦人 ³⁰² (2023年10月)	2万 620人 (うち永住者1万 2,164人)
主要自治体の人口 ³⁰³	
オークランド市	約 157万人
ウェリントン市 ³⁰⁴	約 20万人
クライストチャーチ市	約 37万人

参考

ニュージーランドの国旗変更の是非を問う国民投票の結果

2014年1月、当時のニュージーランド・キー首相は、「英国の植民地をほうふつさせる」「オーストラリアと同様に南十字星が特徴となっている」等との意見もある同国の国旗のデザイン変更の是非を問う国民投票の実施を検討する考えを示し、その結果2015年及び2016年に国旗の変更の是非を問う郵送による国民投票を行った。

2015年12月の一度目の投票は、5つの候補から新たな国旗の候補を選定するもので、最終的に50.58%の支持を受けて、ラグビーの代表チームであるオールブラックスのロゴにも用いられるシルバーフェーン（シダの一種の葉）を組み入れた変更案が決定された。

続く2016年3月の投票で、維持するか変更するかの是非が問われ、56.6%の支持を受け現行国旗が支持され、現行の国旗を維持することとなった。なお、投票率は67.8%だった。

【ニュージーランド国旗】



【最終候補となった変更案】



【オールブラックス】



³⁰¹ Statistics New Zealand, *2018 Census ethnic group summaries*,

<<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-ethnic-group-summaries/>>(Accessed 2024-1-31).

³⁰² 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 令和5年10月1日現在」,

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>> (閲覧日: 2024年1月31日)。

³⁰³ Statistics New Zealand, *2018 Census place summaries*, <<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-place-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).

³⁰⁴ 周辺3地域（ポリルア、アッパーハット、ロワーハット）を含めた都市圏人口は約41万人

図表 1-3 ニュージーランドの歴史³⁰⁵

13 世紀頃	ポリネシア系移民（先住民マオリ）がニュージーランドに移住
1642 年	オランダ人アベル・タスマンにより発見。Nieuw Zeeland と命名
1769 年	英国人探検家ジェームズ・クックが到着
18 世紀末～19 世紀前半	捕鯨、あざらし捕獲、カウリ材（ニスの材料）、亜麻等の積み出しのため西欧人渡来
1839 年	ニュー・サウス・ウェールズ州（オーストラリア）がニュージーランドを併合、英国からの本格的な入植が始まる。
1840 年	ワイタング条約締結、英領植民地となる。
1841 年	ニュー・サウス・ウェールズ州からの独立を宣言。首都をオークランドに設置
1842 年	ニュージーランド初の地方自治体ウェリントンが誕生
1843 年	マオリとの土地をめぐる争いが激化し、22 人の移住者と 4 人のマオリの死者を出したワイロウ虐殺事件が起こる。
1852 年	中央議会、6 つの県及びその議会の設置を定めた憲法が公布
1854 年	オークランドで最初の中央議会が開催される。
1860～1872 年	土地問題をめぐるマオリと移住者との間の激しい対立が続く（マオリ戦争）。
1861 年	南島のオタゴでゴールドラッシュ始まる。
1865 年	ウェリントンへ遷都
1869 年	最初の大学、オタゴ大学創立
1876 年	県が廃止され、従前の地方自治体を再編して、全国に 63 の農村部地方自治体（カウンティ）と 45 の都市部地方自治体（ミュニシパリティ）が設置される。
1877 年	義務教育の開始
1879 年	20 歳以上の成人男性に参政権が認められる。
1882 年	冷凍食肉の輸出が開始。これを契機に牧畜・酪農業が飛躍的に発達
1889 年	非居住者及び所有資産による制限選挙を廃止
1890 年	初の普通選挙（男性のみ）で自由党政権が成立。以後 21 年間同党の政権が続く。
1893 年	世界で初めて女性の参政権が認められる。
1898 年	老齢年金法成立。世界的に早期に社会福祉制度が整備される。
1907 年	大英帝国自治領となり、自治権が拡大される。
1914～1918 年	第一次世界大戦参戦
1939～1945 年	第二次世界大戦参戦
1947 年	ウェストミンスター法 ³⁰⁶ の採択によって国家としての主権を確立
1950 年	上院が廃止され一院制になる。朝鮮戦争に派兵
1951 年	南太平洋地域の安全保障体制を確立するため、米国及びオーストラリアと ANZUS 条約締結
1965 年	ベトナム戦争に派兵

³⁰⁵ オークランド日本経済懇談会『ニュージーランド概要 2021-2022』をもとに作成

³⁰⁶ 英連邦内の国に本国と同様の主権を認める法律

図表 1-3 ニュージーランドの歴史（続き）

1973 年	英国が EEC に加盟。輸入関税の引上げに伴い、ニュージーランドは農作物の安定した輸出先を失ったため、アジアとの政治的・経済的関係の強化に努める。 石油危機、以後経済悪化
1974 年	選挙権年齢を 18 歳以上に引下げ
1975 年	ワイタング審判所設立
1984 年	労働党ロンギ政権成立。大規模な経済改革に着手
1985 年	核兵器搭載の確認を拒んだ米国の駆逐艦「ブキャナン」号の入港を拒否 ワイタング審判所が、1840 年のワイタング条約締結時までマオリの苦情審査をさかのぼることを決定
1986 年	大規模な税制改革を実施し、消費税 (GST: Goods and Services Tax) を導入
1987 年	非核・軍縮・軍備管理法成立 マオリ語法によってマオリ語も英語と併せて公用語となる。
1989 年	消費税率を 12.5% に引上げ (引上げ前 10%)
1990 年	ボルジャー国民党政権成立
1997 年	与党国民党党首にシップリーが就任。初の女性首相が誕生する。
1999 年	労働党が 9 年ぶりに政権を奪取。首相にクラーク (女性) が就任
2008 年	総選挙で国民党が勝利し政権交代。キー首相誕生
2010 年	消費税率を 15% に引上げ (引上げ前 12.5%)
2011 年	クライストチャーチ大地震 (マグニチュード 6.3、死者 185 名)
2013 年	アジア太平洋地域で初となる同性婚法を施行
2017 年	政権交代により労働党連立政権が発足。アーダーン首相誕生
2018 年	CPTPP 6 か国 (日本、シンガポール、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、メキシコ) で発効
2019 年	CPTPP にベトナムも含めて発効

第2節 ニュージーランドの政府構造³⁰⁷

ニュージーランドは、憲法上、英国王でもあるチャールズ三世を元首とする立憲君主国であり、その代理として総督（Governor General）³⁰⁸が置かれているが、実際は慣習法に則り内閣が行政権を行使する。議会は一院制であり、基本定数は120名、任期は3年である（図表1-4参照）。

ニュージーランドには単一の成文憲法はなく、立法府・行政府・司法府等の権限及び役割並びに総督の設置等を定めた最も包括的な憲法的意義を有する法律である「1986年憲法」（Constitution Act 1986）を中心に複数の法律や慣習法で憲法的役割を成している。

ニュージーランドの政府構造は、中央政府と地方政府の二層であり、地方政府には「広域自治体」と「地域自治体」の二種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され、並列の関係に立っている（第2章参照）。

³⁰⁷ New Zealand Parliament, *Our system of government*, <<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/our-system-of-government/>> (Accessed 2024-1-31).

³⁰⁸ 首相の推薦に基づき国王に任命される。任期は通常5年。総選挙後の首相の任命や首相の助言に基づき法律案の承認等を行う。

図表1-4 ニュージーランド中央政府の基本構造³⁰⁹

<p>立法府</p>	<p>一院制議会³¹⁰</p> <p><議員数> 123名³¹¹（小選挙区72名（うち、マオリ選挙区7）、比例区51名） 〔内訳〕 労働党34名、ニュージーランド・ファースト党8名（連立内閣） 緑の党15名（閣外協力） 国民党49名、ACT党11名、マオリ党6 （2023年10月総選挙結果）</p> <p><任期> 3年</p> <p><選挙制度> 小選挙区比例代表併用制</p>
<p>行政府</p>	<p>形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制</p>
<p>司法制度</p>	<p>地方裁判所、高等法院、控訴法院、最高裁判所の四層構造³¹²</p> <p>ほかに、特定事件を扱う裁判所として、雇用問題を扱う雇用裁判所、地域の計画や土地利用等を扱う環境裁判所、マオリの土地問題に関する紛争を扱うマオリ土地裁判所及びマオリ控訴裁判所がある。</p>

地方自治の概念は、憲法上は明記されておらず、法令を通じて国会が地方自治体に権限を付与するものである。

地方自治体の権限については、主に地方自治法（Local Government Act 2002）が規定しているほか、地方選挙法（Local Electoral Act 2001）、地方自治体資産税法（Local Government (Rating) Act 2002）、地方自治体行政情報及び会議法（Local Government Official Information and Meeting Act 1987）、地方自治体関係者利害法（Local Authorities (Members' Interests) Act 1968）等複数の法律が規定している。

³⁰⁹ New Zealand Parliament, *Members of Parliament*, <<https://www.parliament.nz/en/mps-and-electorates/members-of-parliament/>> (Accessed 2024-1-31).

³¹⁰ もともとは Legislative Council と呼ばれる上院も存在したが、1950 年上院廃止法（Legislative Council Abolition Act 1950）によって廃止された。

³¹¹ 2023 年選挙後においては、議員数は定数を超える 123 名となった。詳細は本節「参考 ニュージーランドの選挙制度」を参照

³¹² 第一審は事件の程度によって、地方裁判所か高等法院で行われるかが決まる。ほとんどの刑事事件（重大な事件を除く）や係争額が 35 万 NZ ドル未満の民事事件は地方裁判所が第一審となる。なお、これ以降の通貨の表記は、NZ ドル（ニュージーランドドル）とする。

地方裁判所は全国に 58 箇所、高等法院はオークランド市、ウェリントン市、クライストチャーチ市の 3 箇所を基本として開廷するが、その他 16 箇所の地方都市で出張開廷することもある。控訴法院は首都ウェリントン市を基本とするが、定期的にオークランド市及びクライストチャーチ市でも開廷する。最高裁判所はウェリントン市 1 箇所のみ開廷。

地方自治法では、地方自治体の目的を、①地域住民及びその代表者によって民主的な意思決定及び行動を可能にすること、②現在及び将来にわたって、地域住民の社会、経済、環境及び文化的なウェル・ビーイングを促進することと規定しているほか³¹³、地方自治体の組織、権限、財源、運営等について明確に定めている。

また、地方自治体がその役割を果たすに当たって、以下の9項目を原則として挙げている³¹⁴。

- 透明性かつ説明責任を果たすように業務を遂行すること。また、効率的及び効果的な方法により、優先的な事項及び成果目標を達成すること。
- 管轄するコミュニティ全てに対する認識及び配慮を持つこと。
- 意思決定を行う際には以下のことを考慮すること。
 - ・ 地域の多様性及びその関心の多様性
 - ・ 現在の地域の関心だけでなく、将来における地域の関心
 - ・ 意思決定が地方自治体の目的（地方自治法第10条）で言及されている地域の社会、経済、環境及び文化的なウェル・ビーイングに与える影響
- マオリに意思決定の過程に関与する機会を与えること。
- 効果及び効率性の改善のために、他の地方自治体等との連携を積極的に模索すること。
- 確かな業務経験に従って商業的取引を行うこと。
- 定期的に商業的取引の投資及び実施によって期待される効果を評価すること。また、その効果が投資や取引に内在する危険性を上回るようにすること。
- 賢明な財務管理を行い、地域の関心に応じて効率的及び効果的に資源を活用すること。
- 持続可能な発展のために以下のことを考慮すること。
 - ・ 地域の社会、経済及び文化的なウェル・ビーイング
 - ・ 環境の維持及び向上の必要性
 - ・ 合理的に予測された将来世代のニーズ

³¹³ Section 10 (1), Local Government Act 2002 (New Zealand).

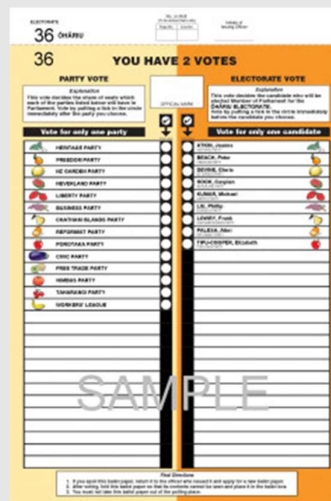
³¹⁴ Section 14 (1), Local Government Act 2002 (New Zealand).

1996 年以降、ニュージーランドの国政選挙においては小選挙区比例代表併用制 (Mixed Member Proportional: MMP) が採用されている。

投票者は、政党票 (比例区) と候補者票 (小選挙区) の 2 つを投票する。その結果、まず、各政党の総議席数が政党票の得票率によって決定される。そして、各党に配分された議席は、まず各小選挙区で候補者票によって勝利した候補者に与えられ、残りの議席を政党名簿の上位者から充足する。政党名簿は全国単位となっており、小選挙区と政党名簿の重複立候補は可能となっている。

政党票の得票率で議席配分を受けるためには、政党は有効投票総数の 5 % 以上を獲得しなければならない。2023 年の選挙において、基本定数 120 名に対し 123 議席が選出された。これは、マオリ党が政党票で議席獲得には至らなかったものの、2 つの小選挙区で勝利し議席を獲得したこと、ポート・ワイカト町において補欠選挙後に、1 議席追加されたことにより、定数を 3 名上回るもの (超過議席)。

なお、1 票の格差が生じないように、5 年ごとの国勢調査の度に、小選挙区の数と区割を変更しているほか、一般の選挙区とは別にマオリ選挙区を設けている (マオリは事前に一般の選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを選択しなければならない)。1993 年選挙法において南島の小選挙区は 16 と法定されており、国勢調査及びマオリ選挙区登録者数を基に、南島の 1 つの選挙区当たりの有権者数が算定される。そして、その数と等しくなるように北島及びマオリ選挙区の選挙区割を行っている。人口が少ないニュージーランドでは、約 7 万人の有権者に対して 1 つの選挙区が割り振られている。



【投票用紙のサンプル】

左が政党票、右が候補者票
出典：NZ 選挙管理委員会

³¹⁵ Electoral Commission New Zealand, *VOTING SYSTEM*, <<http://www.elections.org.nz/voting-system>> (Accessed 2024-1-31)

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数

ニュージーランドの地方自治体には、「地域自治体」(Territorial Authority)及び「広域自治体」(Regional Council)の2種類があり、地域自治体(後述する統合自治体を除く。)は必ず1以上の広域自治体の区域に含まなければならない。

オークランド市、ネルソン市、ギズボーン町、マールボロ町、タスマン町及びチャタム島の6つの地域自治体は、広域自治体の機能も兼ね備えており、「統合自治体」(Unitary Authority)と呼ばれる³¹⁶。これら地方自治体の総数は、2024年1月現在、78である³¹⁷。

「地域自治体」は、日本の市町村に相当する基礎的自治体で、呼称には「シティ」(City)と「ディストリクト」(District)がある。シティの要件は人口5万人以上であることだが、シティとディストリクトの間で権限の差はない。2024年1月現在、6の統合自治体を含めて全国で67の地域自治体がある³¹⁸(図表2-1参照)。

図表2-1 ニュージーランドの地方自治体の種類と数

		北島	南島	合計
地域自治体	オークランド市 ³¹⁹	1 (1)	—	1 (1)
	シティ	8	4 (1)	12 (1)
	ディストリクト	34 (1)	20 ³²⁰ (3)	54 (4)
	小計	43 (2)	24 (4)	67 (6)
広域自治体		7	4	11
合計		50 (2)	28 (4)	78 (6)

(注) 地域自治体の数値には、統合自治体も含まれている。()内は、統合自治体数。

³¹⁶ なお、本編では統合自治体及び“City”の名を有する地域自治体を「市」、「District」の名を有する地域自治体を「町」、広域自治体を「広域自治体」として記載する。

³¹⁷ 1989年までニュージーランドの自治体の数は200以上あり、その他約500の様々な特別目的地方団体が数多く存在したが、同年、大規模な自治体再編が行われ、小規模な自治体は整理統合され、特別地方公共団体の事務は地域自治体又は広域自治体に移譲された。

³¹⁸ New Zealand Immigration, *Local Government*, <<https://www.live-work.immigration.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/local-government>> (Accessed 2024-1-31).

³¹⁹ オークランド市は2010年11月にオークランド広域自治体とオークランド・シティを含む7つの地域自治体が合併してできた地域自治体(統合自治体)である。個別の設置法で Auckland Council と名称が規定されており、他の地域自治体のように City、District の呼称によらない。

³²⁰ 厳密には District ではなく、南島に属さないチャタム島 (Chatham Islands Territory) を含む。

地域自治体の平均人口は約7万人、平均面積は4,503km²であるが、図表2-2のとおり、人口・面積とも地域自治体間の幅はかなり大きい。

一方、広域自治体は全国を11に区分しそれぞれに設置された広域的な地方自治体であり、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策等、国土管理に関する広域的事務を処理する。広域自治体は地域自治体の上位団体ではなく、並列的な関係にあり、地域自治体とは異なる機能を補完的に果たしている。広域自治体の平均人口は約26万6,000人、平均面積は3万1,739km²である。

なお、統合自治体は広域自治体の区域には含まれないため、ニュージーランドの国土は、広域に17地域（11広域自治体、6統合自治体）に区分されることになる。

図表2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体

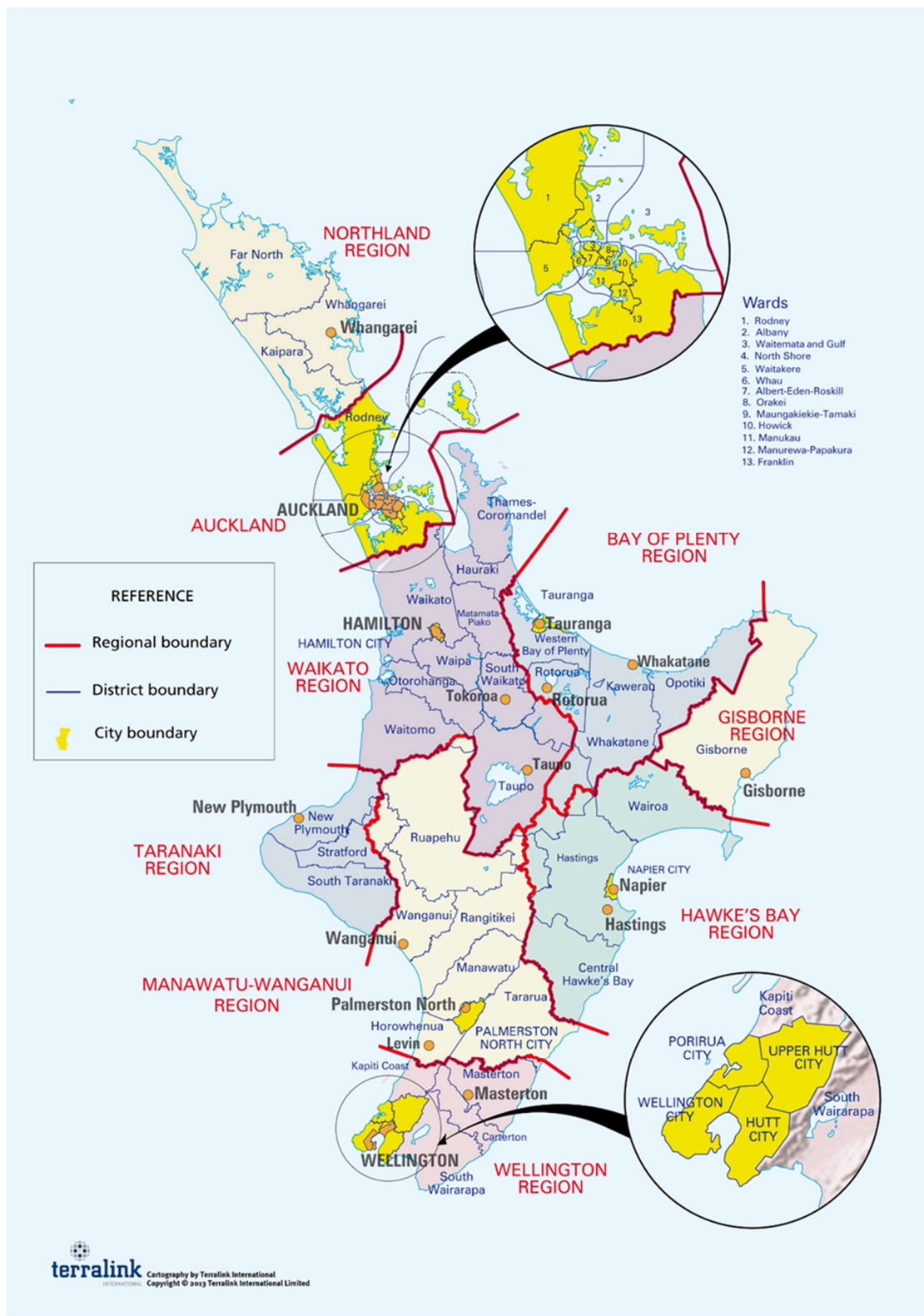
		人口 ³²¹		面積	
		最大	最小	最大	最小
ニュージーランド	地域自治体	157万人 オークランド市 ³²²	663人 チャタム島	2万9,552km ² サウスランド町	24km ² カウエラウ町
	広域自治体	60万人 カンタベリー 広域自治体	3万2,000人 ウェスト・ コースト 広域自治体	4万4,508km ² カンタベリー 広域自治体	7,254km ² タラナキ 広域自治体
日本		375万人 横浜市 (神奈川県)	168人 青ヶ島村 (東京都)	2,177.61km ² 高山市 (岐阜県)	3.47km ² 舟橋村 (富山県)

³²¹ Statistics New Zealand, 2018 Census place summaries,

<<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-place-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).

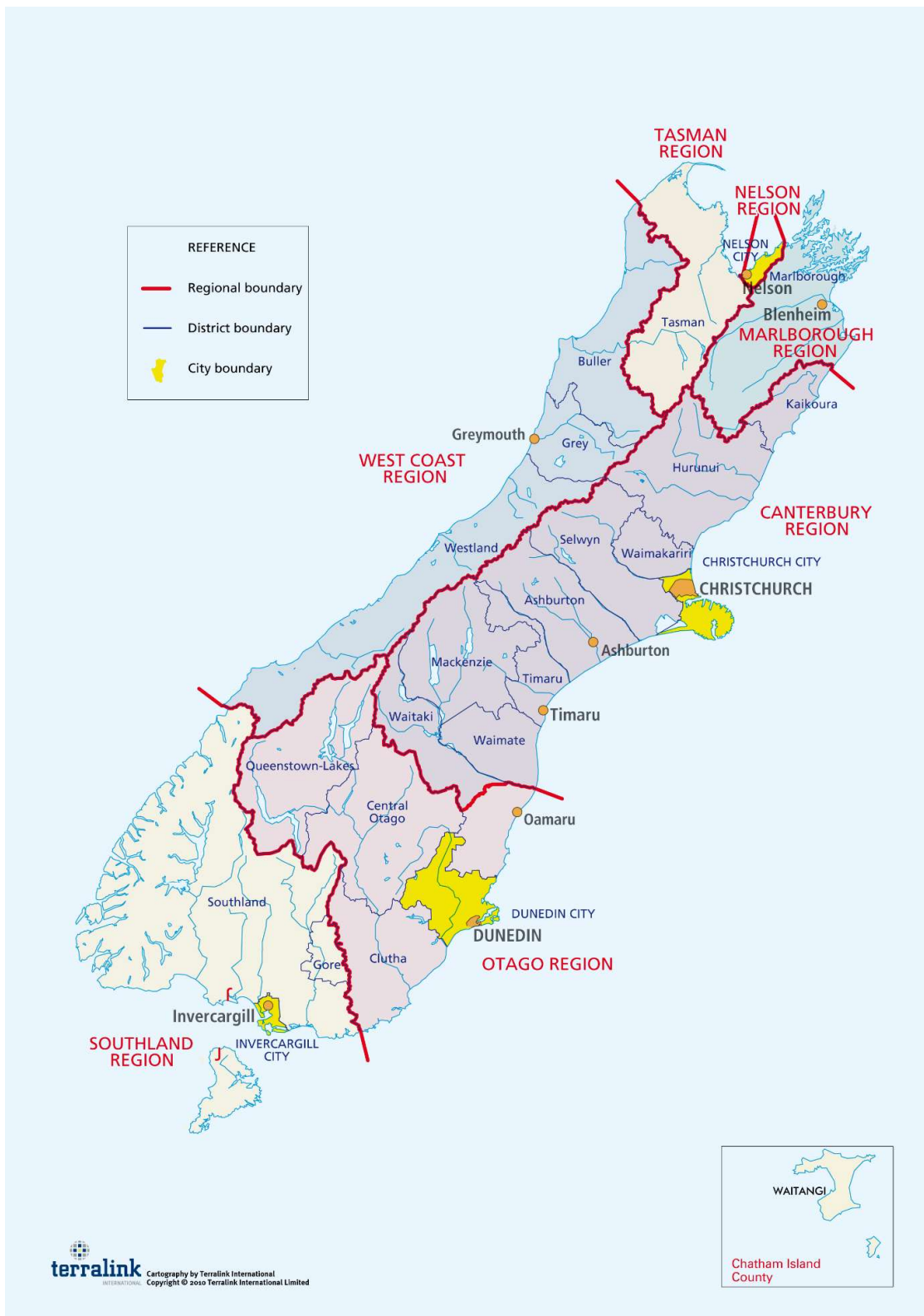
³²² オークランド市に次いで人口の大きい地域自治体としては、クライストチャーチ市（36万9,006人）、ウェリントン市（20万2,737人）、ハミルトン市（16万911人）等がある（2018 Census）。

図表 2 - 3 ニュージーランド北島の地方自治体³²³



³²³ Local Government New Zealand, *Council maps and websites*,
 < <https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/councils-in-aotearoa/council-websites-and-maps/> > (Accessed 2024-1-31).

図表 2-4 ニュージーランド南島の地方自治体³²⁴



³²⁴ Local Government New Zealand, *Council maps and websites*, <<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/councils-in-aotearoa/council-websites-and-maps/>> (Accessed 2024-1-31).

第2節 地方自治体の権限及び事務

1 地方自治体の権限及び事務

地方自治体の事務は、法令及び条例等に基づく規制等事務（regulatory activity）と地方自治体の目的を果たすために行われるその他の事務（non-regulatory activity）に大別できる³²⁵。また、地方自治体は他の法令に矛盾しない限り、その役割を果たすために、商業的活動及び商取引を行う権限を含む、いかなる活動も行える権限を持っているほか、必要に応じて条例を制定することもできる³²⁶。

2002年地方自治法（Local Government Act 2002）において、地方自治体の目的は、地域社会の民主的な意識決定と行動を可能にすること、現在から将来にわたり地域社会の社会的、経済的、環境的、文化的ウェル・ビーイングを促進することとされている。また、同法では全ての地方自治体に対し、以下を義務付けている。

- ・政策立案と運営機能を可能な限り分離すること。
- ・長期計画、年次計画、予算を地域社会と協議し作成すること。
- ・計画に関する実績を毎年報告すること。
- ・資金調達、財務管理、投資方針を含む長期財務戦略を作成すること。

また、その他、1991年資源管理法、1993年生物安全保障法、2004年建築法等他の法律による様々な法的責任を負うこととされている。

地方自治体の主な役割は上下水道、ごみ処理、道路、公共交通機関、図書館、公園、保護区、街灯等の地域サービスの提供、建築や環境に関する許認可、Rates と呼ばれる固定資産税の徴収である。

³²⁵ 基本的には、2002年以前は、地方自治体は基本的に法令に規定された事務を行うことしか認められていなかったが、Local Government Act 2002の制定によって、地方自治体に大きな裁量を認めることになった。

³²⁶ 条例制定の範囲は限定されており、地域自治体と広域自治体ではその範囲も異なる。制定後5年以内の見直し義務付けられており（それ以降は10年ごと）、見直しを怠った場合は見直しをすべき日だった日から2年を経過した時点で失効することになる。

2 政府間の事務配分

図表2-5は、ニュージーランドの中央政府、広域自治体及び地域自治体を取り扱う主な事務である。中央政府は、住民に身近な分野では、以下のとおり教育、医療社会福祉、警察及び消防に関する事務等を処理している³²⁷。

・教育

就学前教育から高等教育まで、全段階の教育を中央政府教育省が管轄する。教育省は政策提言や枠組みづくりを行うほか、実際の学校運営に責任を負う高等教育委員会及び全国約2,500の学校ごとに設置されている学校理事会（Board of Trustees）に対して資金（給与、施設維持費等）を提供する。

・医療、社会福祉

医療及び社会福祉については、中央政府保健省とニュージーランド保健局、マオリ保健局の管轄の下で公的医療サービスが提供されるほか³²⁸、中央政府社会開発省の管轄の下で公的年金や低所得者支援、児童・家庭支援等のサービスが提供されている。

・警察

警察は、首都ウェリントン市にあるニュージーランド警察が統括する。全国を12の管区に分け、管区警察本部長が各地域の警察組織を指揮する。

・消防

消防は、ニュージーランド消防救急局が統括する。全国を大きく5つの消防区域に分け、640以上の消防署が設置されており、約1,800人の常勤消防士のほか約1,100人の事務職員、約1万1,800人のボランティアの消防団員が活動にあたっている³²⁹。

³²⁷ なお、事務処理に当たっては「2004年クラウン・エンティティ法」（Crown Entity Act 2004）によって設立されたクラウン・エンティティと呼ばれる公営企業とともに行う。

³²⁸ 2022年7月に全国を20の区域に分けて設置されていた地域保健局を再編し、ニュージーランド保健局を設置した。

³²⁹ Fire and Emergency New Zealand, *Annual Report for the year ended 30 June 2022*, (Accessed 2024-1-31).

図表 2-5 ニュージーランドの政府間の事務配分³³⁰

	中央政府	広域自治体	地域自治体
安全保障	外交 防衛 司法 警察 消防	広域的災害対策	災害対策 保健・安全に関する条例 の制定
社会資本	国道 国立公園 保護地区 空港 ³³¹	広域的資源管理 ・海岸、港湾及び河川管 理 ・水質及び土壌保全 ・その他環境保全 広域交通計画 公共交通への助成 広域公園	上下水道 ごみ処理 雨水処理 地域交通計画 地方道路 駐車場 都市計画 地域開発計画 建築規制 空港（貨物専門の小規模 なもの） ³³¹ 港湾 ³³¹ 公共交通 ³³¹ 交通管理
教育	大学 技術専門学校（ポリテック） 公的学校 私立学校への助成 国家資格の認定 就学前教育（幼稚園等）の 経営・補助		就学前教育の運営・補助
保健福祉	健康保険 医師免許 公的病院 指定伝染病予防 住宅補助 就業支援 障がい者・高齢者に対す る給付 児童福祉	汚染規制 伝染病予防	住宅整備 公園 飲食店等の営業許可 飼犬の登録
文化	国立美術館 国立博物館		各種レクリエーション・ スポーツ施設 公園 図書館 地方美術館／博物館
経済	通貨 税関 通商規制 郵便 発電・送電 科学／研究開発 貿易振興		産業振興（情報提供、産品 普及等） 林野 ³³¹ 電気供給 ³³¹

³³⁰ 自治体国際化協会『ニュージーランドの地方行政改革 1987～1996』、1999年、25頁をもとに作成

³³¹ 現在、中央政府又は地方自治体が全額出資した公社が、これらの事務の全て又はほとんどを運営する。

3 地域自治体の事務

図表 2-6 は、人口 5 万人未満と 5 万人以上の地域自治体について、地域自治体の事務を経常支出額順に掲げたものである。

図表 2-6 地域自治体の経常支出の目的別割合³³²

順位	人口 5 万人以上の地域自治体 (City)		人口 5 万人未満の地域自治体 (District)	
	事務	構成比	事務	構成比
1	汚水処理・下水道	18.0%	道路の整備・管理	27.9%
2	道路の整備・管理	16.3%	汚水処理・下水道	13.7%
3	レクリエーション、スポーツ施設	14.1%	レクリエーション、スポーツ施設	11.2%
4	上水道	10.9%	上水道	10.7%
5	芸術・文化	8.0%	各種計画・規則整備等	9.0%
6	公有財産管理	7.8%	ごみ処理	7.3%
7	各種計画・規則整備等	6.8%	公有財産管理	6.0%
8	ごみ処理	6.2%	内部管理	4.2%
9	コミュニティ政策	3.1%	芸術・文化	3.6%
10	内部管理	2.9%	コミュニティ政策	2.9%

人口 5 万人未満の地域自治体 (District) の歳出額の最も大きい事務は道路の整備・管理³³³であり、全体の約 27.9% を占める。人口規模が小さい地域自治体ほど総歳出額に占める道路費の割合は大きい傾向にあり、1 万人未満の地域自治体では、歳出の約 1 / 3 を道路費が占める (自治体によってはほぼ 50% のところもある)。これに対し、5 万人以上の地域自治体 (City) では道路費の割合は約 16.3% であり、5 万人未満の自治体と比較すると、芸術・文化やレクリエーション・スポーツ施設に対する支出が多い。道路以外の各地域自治体に共通する事務としては、公園、スポーツ施設、各種ホール、図書館等のコミュニティ施設の設置運営、上下水道やごみ処理事務の運営管理、土地利用計画の策定及び同計画に基づく開発

³³² Stats NZ Infoshare, Local Authority Financial, *Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), Statistics* (Accessed 2024-1-31).

³³³ ニュージーランドには総延長 1 万 905km の国道と総延長 8 万 2,899km の地方道があり、基本的に国道は中央政府機関 New Zealand Transport Agency (NZTA)、地方道は地域自治体が建設・管理する。NZTA は、有料道路使用料やガソリン税、自動車登録税等によって積み立てられた道路基金 (National Land Transport Fund) を配分する権限を持ち、国道の建設・管理に関わる国費の支出のほか、地方自治体に対して地方道の建設・維持費に係る補助金を交付している。

や許可等がある。地域自治体の福祉分野への関与は小さく、年金受給者用住宅の供給、託児所の運営等に限られる。近年は、地域自治体の事務についても民営化や外部委託が進み、直営のサービス提供は縮小する傾向にある。その一方で、どのような事務を処理するかについて、かなりの裁量が認められるようになったので、地域自治体が民間部門と競合して供給する事務も増えている。

4 広域自治体の事務

広域自治体は、複数の地域自治体を管轄区域とする自治体で、管轄区域の全部又は大部分の利益のために事務を行わなければならない、決して1つの地域自治体のためにのみ活動してはならないと法で規定されており³³⁴、「資源管理」と総称される次の事務を担当する。

- ・ 大気、土壌、海岸、水質保全、土地利用等の環境保全
- ・ 河川及び土壌浸食管理等の洪水対策
- ・ 気候変動や自然災害への地域社会のレジリエンスの強化
- ・ 広域交通計画及び公共交通サービス管理
- ・ 海上交通の安全管理及び原油流出等による海洋汚染の防止
- ・ 生物多様性とバイオセキュリティへの支援

図表 2-7 広域自治体の経常支出の目的別割合³³⁵

順位	事務	構成比
1	公共交通	35.3%
2	環境保護	28.7%
3	各種計画・規則整備等	7.3%
4	内部管理	3.9%
5	上水道	2.8%
6	危機管理	2.0%
7	レクリエーション、スポーツ施設	1.5%
8	コミュニティ政策	1.1%
9	経済政策	0.6%
10	ごみ処理	0.5%

³³⁴ Section 12 (5), Part 2, *Local Government Act 2002* (New Zealand).

³³⁵ Stats NZ Infoshare, Local Authority Financial, *Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun)*, *Statistics* (Accessed 2024-1-31).

5 統合自治体の事務

広域自治体の権限を併せ持つ地域自治体を統合自治体といい、第1節のとおり6つの統合自治体が存在する。統合自治体はあくまで地域自治体であるが、法令によって広域自治体の権限が付与されている。

図表2-8 広域自治体の経常支出の目的別割合³³⁶

順位	事務	構成比
1	道路の整備・管理	25.9%
2	汚水処理・下水道	13.2%
3	各種計画・規則整備等	10.9%
4	レクリエーション、スポーツ施設	10.2%
5	上水道	9.0%
6	環境保護	7.1%
7	ごみ処理	6.9%
8	芸術・文化	5.2%
9	公有財産管理	4.1%
10	コミュニティ政策	2.3%

6 地域自治体と広域自治体の連携

広域自治体とその域内の地域自治体は、3年に1回の選挙の後、次期選挙までの間どのように自治体間で意思疎通や連携を図っていくかということを含めた3カ年協定（Triennial Agreement）を、遅くとも選挙の翌年の3月1日までに策定しなければならない³³⁷。また、特定の目的のために複数の自治体で共同委員会（Joint Committee）を設置することや、特定目的組織（Council Organisation）³³⁸を設置することもできる。必要に応じて、地域自治体から広域自治体へ（逆も可能）、権限を移譲することも可能である。

³³⁶ Stats NZ Infoshare, Local Authority Financial, *Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), Statistics* (Accessed 2024-1-31).

なお、規模及び特殊性の観点からオークランド市及びチャタム島は除いている。

³³⁷ 地方自治体の選挙は3年ごとに10月の第2土曜日に一斉に行われる(第2章第3節2(2)参照)。

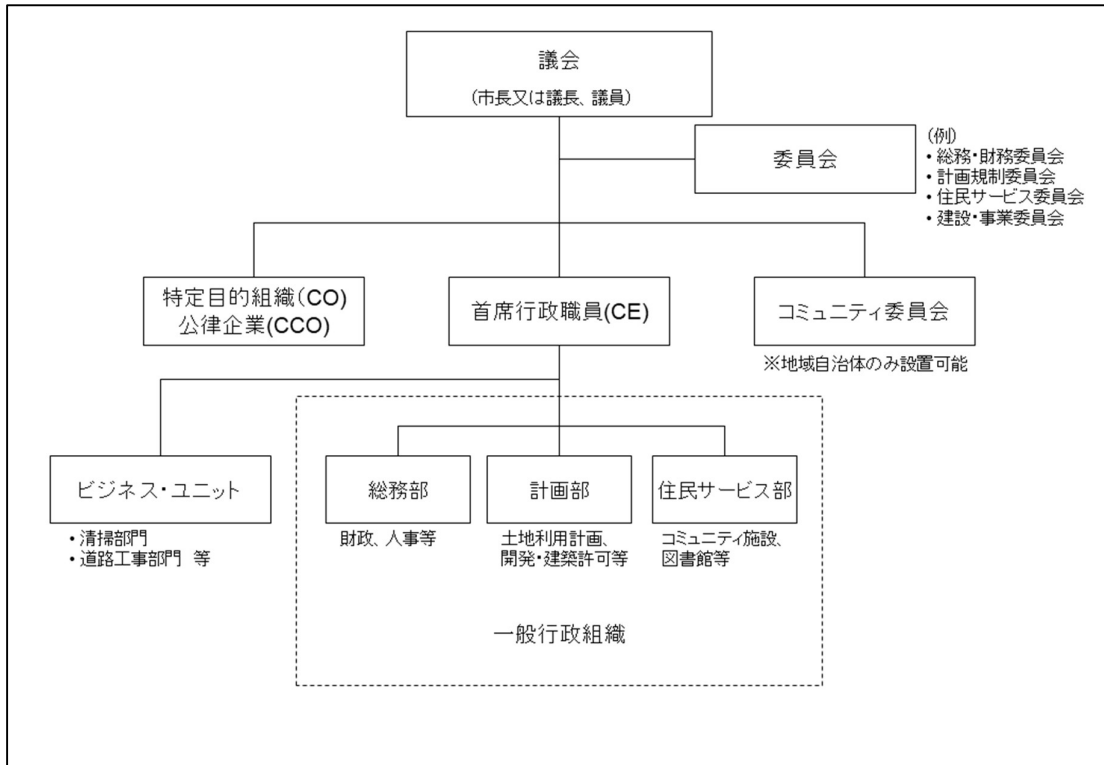
³³⁸ 特定の目的を遂行するため、地方自治体の一般行政組織外に設置されるが、地方自治体の監督下に置かれる組織。公律企業は、特定目的組織のうちの1つの形態となる。公律企業については、第2章第3節5(2)を参照のこと。

第3節 地方自治体の組織

1 組織の基本構造

ニュージーランドの地方自治体の組織は必ずしも一様ではないが³³⁹、地方自治体組織の構造の組織例として図表2-9を示す。なお、コミュニティ委員会の設置（広域自治体は設置できない）以外には、地域自治体と広域自治体で基本構造に差異はない。

図表2-9 ニュージーランドの地方自治体組織例



ニュージーランドの地方自治体の最高意思決定機関は「議会」である。市長（議長）³⁴⁰は、対外的に地方自治体を代表する。執行機関の最高責任者は、議会が任命する「首席行政職員」（Chief Executive）である。

地方自治体の組織には、一般行政組織としての各部局のほか、コミュニティ・レベルの下部組織である「コミュニティ委員会」、地方自治体の企業的活動を担当する「ビジネス・ユニット（独立事業単位）」や「公律企業」等がある。以下、これらの組織の概要を説明する。

³³⁹ 例えば、「ワン・ストップ・サービス・センター（総合窓口）」に権限を委譲したり、資産や活動の種別ごとに機能を集中化したりする等、様々な形態が試みられている。

³⁴⁰ 地域自治体では Mayor、広域自治体では Chairperson の呼称が用いられる。本編では、以降、「市長」と表現を統一する。

2 議会及び市長

(1) 役割

議会は、地方自治体の意思決定機関として計画、政策及び予算を決定し、その決定に基づき政策を執行する首席行政職員を任命する。

市長は議会を代表するとともに、対外的に地方自治体を代表するほか、議会で決定された計画、政策及び予算の推進を統括する。また、以下の権限が付与されている。

- ・ 副市長の任命
- ・ 地域自治体における委員会の設置
- ・ 委員会の長の任命（自らが委員長になることも可能）

なお、地域自治体と広域自治体の機能を併せ持つ統合自治体の組織は、基本的に地域自治体と同じであり、議会は1つ、首席行政職員も1人である。

(2) 選出方法

議員定数は、地域自治体では6名以上30名以下（市長を含む）³⁴¹、広域自治体では6名以上14名以下³⁴²と地方選挙法（Local Electoral Act 2001）で定められている。任期は3年で、多選の制限はない。各地方自治体は、この範囲内で定数を定めることができる³⁴³。市長は、地域自治体では公選、広域自治体では議員の互選により選出する。

地域自治体は、その区域全体で議員の選挙を行うか複数の選挙区に分けて行うか又はその2つを組み合わせた方法で行うかを選択することができるが、広域自治体は、複数の選挙区を設けて選挙を行わなければならない。

また、マオリの意見を行政に反映するために、マオリ選挙区を設置することもでき、国政選挙でマオリ選挙区名簿に登録している者が投票可能となっている³⁴⁴。

各地方自治体は、議員定数及び選挙区割を6年ごとに見直すことが義務付けられており、選挙の前年7月末までに決定しなければならない。市長及び議員の選挙は、議会が相対多数当選制（First-past-the-post）と単一移譲投票制（Single Transferable Vote）から制度を選

³⁴¹ Section 19A, Part 1A, Local Electoral Act 2001 (New Zealand)

³⁴² Section 19D, Part 1A, Local Electoral Act 2001 (New Zealand)

³⁴³ 2024年1月現在、オークランド市の議員数が最も多く、市長を含め21人である。

³⁴⁴ マオリは最初の選挙の際に、一般の選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを事前に選択しなければならないが、一定の場合を除きいつでも投票形式を変更することも可能である。

択し³⁴⁵、選挙の2年前の9月末までに決定しなければならない。また、有権者の5%以上の要請がある場合には、各地方自治体は選挙制度の変更について住民投票を行わなければならない。

18歳以上で国政選挙の選挙人名簿に登録している住民³⁴⁶のほか、地方自治体区域外の住民でも当該地方自治体への資産税の納税者であれば投票権が認められる。資産税を納める企業にも投票権が認められ、当該企業を代表する者が投票を行う。

被選挙権は、市長・議員ともに18歳以上で選挙人名簿に登録している住民に認められ、当該選挙区の有権者2名からの推薦を受けなければならない。また、立候補するには200NZドルを供託する必要があるが³⁴⁷、得票数が一定の数（当選した候補者の中で最も票数が少ない者の25%の票数）に達すれば返金される。

投票は任意であり、2022年の統一地方選挙では投票率は平均40.44%（29.4%から62.02%まで幅がある。）³⁴⁸となっている³⁴⁹。都市部自治体で40.82%、地方部の中規模自治体で44.01%、小規模自治体で49.31%となっており³⁵⁰、大都市の地方自治体では投票率が低い傾向にある。2010年の統一地方選挙と比較して、投票率が伸びた都市部自治体は10自治体中、ウェリントン市のみであり、特に、オークランド市では15%程度投票率が下落している。

選挙は3年ごとに10月の第2土曜日に全地方自治体で一斉に行うこととなっている。各地方自治体は、投票を郵送で行うか投票所で行うかを選択することができるが、2022年の統一地方選挙では全ての地方自治体が郵送投票を選択した³⁵¹。郵送による投票の最終日のおよそ2、3週間前には有権者に投票用紙が郵送され、返送するか各地方自治体の選挙管理委員会へ持参して投票を行う。2022年の選挙ではオンライン投票は行われなかったが、その安全性等に関する検討が行われている³⁵²。

議員や市長の属性について、2022年の統一地方選挙の当選者を対象にニュージーランド地方自治体協会が実施した調査結果として図表2-10を示す。

³⁴⁵ Section 5A, Part 1, Local Electoral Act 2001 (New Zealand) 、Section 5B, Part 1, Local Electoral Act 2001 (New Zealand) 及び Section 27, Part 2, Local Electoral Act 2001 (New Zealand). 選挙制度については、第1編第2章第6節の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照のこと。

³⁴⁶ 選挙人名簿への登録はニュージーランド国民又は永住者に限られる。

³⁴⁷ Local Government New Zealand, *Candidates Guide*, 2022, p.32, <<https://d1pepq1a2249p5.cloudfront.net/media/documents/2022-Candidates-Guide.pdf>> (Accessed 2024-1-31). なお、国政選挙に立候補するには300NZドルを供託する必要がある。

³⁴⁸ Local Government New Zealand, *Final Voter Turnout Results*, 2022, <<https://www.votelocal.co.nz/final-voter-turnout-results/>> (Accessed 2024-1-31)

³⁴⁹ 1980年代以降、統一地方選挙の投票率は減少傾向にあり、1998年以降、50%を下回る状態が続いている。

³⁵⁰ Local Government New Zealand, *Final Voter Turnout Results*, 2022, <<https://www.votelocal.co.nz/final-voter-turnout-results/>> (Accessed 2024-1-31)

³⁵¹ 1992年に1つの自治体が投票所での選挙を選択したが、それ以外は1989年の地方自治体再編以降全ての自治体で郵送投票が選択されている。

³⁵² Department of Internal Affairs, *Online voting*, <<https://www.dia.govt.nz/online-voting>> (Accessed 2024-1-31)

図表 2-10 2022 年統一地方選挙当選議員の内訳³⁵³

項目	内訳			
性別	男性:	50.36%		
	女性:	45.50%		
	ジェンダー・クィア:	0.24%		
	ジェンダー・ノンコンフォーミング:	0.24%		
	ノンバイナリー:	1.22%		
	不明:	1.46%		
	選択肢にない:	0.97%		
	(地域自治体の市長は、男性 45 人、女性 21 人 ³⁵⁴)			
民族	欧州系:	80.05%		
	マオリ系:	21.65%		
	太平洋島嶼国系:	2.44%		
	アジア系(中国系、インド系):	1.46%		
	その他:	10.22%		
当選回数	1 回:	39.66%	3 回:	12.90%
	2 回:	24.82%	4 回以上:	22.63%
年齢	30 歳以下:	6.09%	51~60 歳:	28.23%
	31~40 歳:	8.51%	61~70 歳:	25.79%
	41~50 歳:	20.20%	71 歳以上:	9.73%
			不明:	1.46%

(注)「民族」の項目については複数回答者が存在するため合計値が 100%を超過している。

地方自治体の議会では、国会と異なり政党色が比較的薄い。拘束力の強い党派ができることは稀で、事案ごとに同じ意見の議員が連携するというケースが一般的である。ただし、オークランド市、クライストチャーチ市及びウェリントン市の 3 大都市では、全国政党の擁立する候補者が出馬することも多い。

(3) 報酬

議員や市長の報酬額は、地方自治体の規模等に応じて中央政府の報酬委員会 (Remuneration Authority) が定める (図表 2-11 参照)。議員の報酬額は、市長に比べると少なく、市長のそれは首席行政職員よりも少ないことが一般的である。

³⁵³ Local Government New Zealand 提供資料

³⁵⁴ Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2022*, <https://www.dia.govt.nz/diawebsite.nsf/wpg_URL/Services-Local-Elections-Local-Authority-Election-Statistics-2022?OpenDocument> (Accessed 2024-1-31). なお本調査においては、タウランガ市のみ執行委員会が設置され 2022 年の選挙が実施されなかったことから市長不在。

図表 2-11 地域自治体の市長及び議員の平均報酬額（年収）³⁵⁵
 （単位：NZドル）

人口規模	市長	議員
5万人未満	123,053	35,693
5万人以上	159,847	59,837
広域自治体	144,376	57,502
オークランド市	296,000	107,794

（4）議会の運営

地方自治体の議会は、以下に示す事項を除いては、委員会（Committee）³⁵⁶を設置し権限を委任することができる。

- ・資産税の決定
- ・条例の制定
- ・借入の決定（長期計画で承認済みのものを除く）
- ・公有財産の売買（長期計画で承認済みのものを除く）
- ・長期計画³⁵⁷、年次計画及び年次報告の承認
- ・首席行政職員の任命
- ・長期計画等に記載された政策実施の承認
- ・報酬及び雇用計画の承認

各委員会の委員は議会が任命し、委員長は市長が任命する。委員会は3名以上で構成されなければならない。最低1名の議員を含む必要がある。地方自治体の職員は委員になることができない。なお、市長は全ての委員会の構成員となる³⁵⁸。

地方自治法は、全員協議会（Committee comprising all members）、常任委員会（Standing Committee）、特別委員会（Special Committee）、共同委員会（Joint

³⁵⁵ Local Government Members (2023/24) Determination 2023 (SL 2023/142)

なお、議員の報酬については役職（委員会の長等）によって異なるため、特に役職を持たない一般の議員の報酬額としている。

³⁵⁶ なお、委員会の下に補助委員会（Subcommittee）を置くこともできる。構成員は2名以上で、議員を含む必要はない。

³⁵⁷ 全ての地方自治体に策定が義務付けられている今後10年間を基本とした長期計画（計画期間は10年を超えても設定できる）。3年ごとに見直しが必要。

³⁵⁸ Section 41A (5), Local Government Act 2002 (New Zealand); Section 30-32, Schedule 7, Local Government Act 2002 (New Zealand)

Committee) 及び補助委員会 (Subcommittee) の5種類の委員会について規定している。このうち共同委員会は、例えば広域廃棄物処理場の運営や、水資源管理等の共通課題を検討するために、他の地方自治体や公的機関と共同で設置するものである。

また、議会及び委員会の会議は公開で行うことが原則で、秘密会とすることができる事項は地方自治体行政情報及び会議法³⁵⁹が規定している。

(5) 地方自治大臣による議会の執行停止

地方自治大臣は、地方自治体の議会がその役割を果たしていないとき、継続的に事務の執行に不適切さが見られるとき、地方自治体の財産を著しく不当に管理していることが明らかとなるとき等に、審査を行い、その審査結果に基づいて当該議会の全ての権限を代行する執行官 (Commissioner) 又は執行委員会 (Commission) を設置することができる。当該議会の議員は、選挙により新たな議員が選出されるまではその職に留まるが、議員としての権限を行使することはできない。

住民は、地方自治大臣に対して調査を行うように要望できるが、議会の解散を直接請求することはできない。

1989年の地方行政改革以降、地方自治大臣が議会の執行を停止した例は、政治的紛争で収拾がつかなくなったロドニー町 (Rodney District Council) 及びタウランガ市 (Tauranga City Council) の執行停止、許可事務処理の遅延が生じたカンタベリー広域自治体 (Canterbury Regional Council) の執行停止並びに財政問題が生じたカイパラ町 (Kaipara District Council) の執行停止の4件がある。

3 首席行政職員

首席行政職員は、議会が任期を定めた契約に基づいて任命し、地方自治体の行政執行の最高責任者として、議会の行った決定に則して当該地方自治体の事務を執行する。任期は5年以下であり、5年経過後は再検討を経て2年まで契約を延長できるが、この2年が経過した後は再び公募しなければならない。議会が任命する職員はこの首席行政職員のみで、他の職員は全て首席行政職員が任免する。

具体的な行政運営や職員人事は首席行政職員が担当し、議会は介入しないのが原則である。しかし現実的にサービス提供の運営に関しては首席行政職員に任せきれずに過度に介入する場合や、逆に専門的な知識が乏しく首席行政職員に過度に依存する場合も見られることから、

³⁵⁹ Local Government Official Information and Meetings Act 1987

地方自治体には、首席行政職員と議会の基本的な関係が適切に機能しているかどうか及び改善できる点があるかどうかを定期的に検討することが奨励されている³⁶⁰。

なお、以下の事項が首席行政職員の職務として、列挙されている³⁶¹。

- ・ 議会の決定に則して事務を執行すること。
- ・ 議会やコミュニティ委員会に対し助言を行うこと。
- ・ 議会や法令等によって委任又は課せられた職務及び義務を適切に行うこと。
- ・ 事務が効果的かつ効率的に行われるようにすること。
- ・ 財政やサービス供給に係る報告が正確になされ、効果的な計画立案が可能となるような組織を維持すること。
- ・ 職員に対してリーダーシップをとること。
- ・ 職員の任免に関すること。
- ・ 職員の雇用条件を取り決めること。

4 コミュニティ委員会 (Community Board)

コミュニティ委員会は、地域自治体内の一定の区域を基礎として設置され、以下の事務を行う³⁶² (広域自治体は設置できない)。

- ・ 当該区域を代表し、区域内に関わりのある事項について活動を行うこと。
- ・ 地域自治体が付託した事項又は当該委員会に関わりのある事項について検討し、その結果を報告すること。
- ・ 当該区域内で提供されるサービス (道路、上下水道、公園、レクリエーション施設、コミュニティ活動及び交通管理等) を健全な状態で保つこと。
- ・ 地域自治体の予算編成過程において、当該区域に関わる支出に対する意見書を提出すること。
- ・ 当該区域内のコミュニティ組織及び各種営利団体と意見を交換すること。
- ・ その他、地域自治体から委任された事務を処理すること。

³⁶⁰ Office of the Auditor-General, *Local Government: Results of the 2010/11 audits, 2012*, pp.45-50.

³⁶¹ Section 42, Local Government Act 2002 (New Zealand).

³⁶² 具体的には、地域におけるラウンド・アバウト型交差点の設置決定や、営業及びアルコールに関する許可のヒアリング、公園や駐車場のための土地利用計画等が委任されることがある。

この制度は、地域住民の声を地方自治体運営に反映することは重要であるという考え方に基づいて導入された³⁶³。制度導入直後の1990年には、当時73あったうちの49の地域自治体で、計159のコミュニティ委員会が設置された。2024年時点で、40の地域自治体で計107の委員会が設置されている³⁶⁴。

コミュニティ委員会は法人格のない、地域自治体の下部組織であり、その財源は全て地方自治体の議会が議決する。地域自治体は、条例の制定、資産税の決定、借入、財産の取得・保有・処分、職員の人事、長期計画・年次計画・年次報告の採択等を除いた権限を委任できるが、実際にコミュニティ委員会に委任する権限は地域自治体により異なる。

コミュニティ委員会が設置される区域は、地方自治体の議会が決定する。以下の3つの場合に、コミュニティ委員会の設置を議会に発議できる。

- ・ 当該区域の有権者の10%以上³⁶⁵から同意を得た場合
- ・ 最低6年ごとに行う議員（市長）選挙制度の見直しの際
- ・ 地方行政委員会（Local Government Commission）が指示した場合

コミュニティ委員会は、4名以上12名以内で構成し、少なくとも4名は住民の直接選挙により選出されなければならない。議会が任命した委員を加えることも可能である。議会が任命する委員は、総委員数の半数未満でなければならない。議会は、最低6年に1回はコミュニティ委員会の設置の要否及び各委員会の定数を見直さなければならない。

5 企業的活動を行うための組織

中央政府は、1980年代に主要国営事業の企業化が成功したことを受け、一連の法律を改正し地方自治体が会社組織として事業を運営することに対する規制を大幅に緩和した。また、地方自治体が各種サービスの提供形態を決定するときは株式会社、合弁事業、信託、外部委託等、様々な選択肢を十分に検討すべきことを地方自治法で規定した。

その結果、企業的事業については、一般の行政組織とは異なる組織で処理する地方自治体が急増した。その代表的な組織形態が、次に述べる「ビジネス・ユニット」と「公律企業」である。1989年までは、地方自治体サービスの70%を内部部局の直営により提供していたが、

³⁶³ 1974年地方自治法は、自治体の区域内の一定の区域を基礎とする「コミュニティ自治体（Community Council）」の制度を定めていたが、1989年のコミュニティ委員会制度の導入に伴い、この制度は廃止された。

³⁶⁴ Local Government New Zealand, *Community Boards NZ*, <<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/community-boards/>> (Accessed 2024-1-31)

³⁶⁵ 区域人口が1,500人未満の場合は100人以上

直営比率は 1994 年までに 26%に低下し、ビジネス・ユニット（独立事業単位）によるものが 34%、公律企業によるものが 8%、民間企業と地方自治体（ビジネス・ユニットを含む）とが競合して提供するものが 31%を占めるようになった。

（1）ビジネス・ユニット

地方自治法には、ビジネス・ユニットについての明確な定めはないが³⁶⁶、一般的には、地方自治体がサービスを提供するに当たって、会計及びその運営を半分企業化したもの（いわゆる「半官半民」）で、商業的活動を行い、独立採算で事業を行う事業体のことをいう。あくまでも、地方自治体組織の一部門であり、その職員も地方自治体が任用するが、地方自治体内の他部局よりもその運営の自由度が高くなっており、より商業的な活動を行う³⁶⁷。

（2）公律企業（Council-Controlled Organisation）³⁶⁸

「公律企業」とは、1つ又は複数の地方自治体が議決権付株式を過半数以上保有するか、直接的若しくは間接的にコントロールすることが可能な会社又は地方自治体が半数以上の役員を任免する権限を有する会社をいう。

その形態は、パートナーシップや信託、業務提携、ジョイント・ベンチャー等様々な形が認められている。地方自治体が利潤を追求する目的で関わっている場合は、「公律商業企業」（Council-controlled Trading Organisation）の名称を用いる³⁶⁹。2015年時点で、198の公律企業が設立され³⁷⁰、上下水道、ごみ収集処理、資産管理、林野管理、道路維持管理等、幅広い分野のサービスを提供している³⁷¹。

地方自治法は、公律企業の設立や同団体への業務移管の手續及び経営基本原則等に関して詳細に定めている³⁷²。

³⁶⁶ Local Government Act 1974 No66 (New Zealand)

「地方自治体は、（その事務を処理することを目的として）会社、信託、合弁事業その他いかなる形態の団体の設立及び運営に参加することができる」（Local Government Act 1974 第 247 条 D）と規定しているので、ビジネス・ユニット形態のサービス提供も当然認められると解された。この条項は、2002年の地方自治法改正に伴い削除された。

³⁶⁷ New Zealand Government Department of Internal Affairs, *Report of the Local Government Infrastructure Efficiency Expert Advisory Group* <[https://www.dia.govt.nz/pubforms.nsf/URL/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc](https://www.dia.govt.nz/pubforms.nsf/URL/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc/$file/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc)> (Accessed 2024-1-31)

³⁶⁸ 2002年の地方自治法改正に伴い、それまでの自治体事業体（LATE: Local Authority Trading Enterprise）が公律企業に改称された。

³⁶⁹ Section 6, Local Government Act 1974 No66 (New Zealand)

³⁷⁰ Office of the Auditor-General, *Governance and accountability of council-controlled organisations* <<https://oag.parliament.nz/2015/ccg-governance/docs/ccg-governance.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

³⁷¹ Local Government New Zealand, *How councils work* <<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/councils-in-aotearoa/how-councils-work/>> (Accessed 2024-1-31)

³⁷² Part 5, Local Government Act 1974 No66 (New Zealand)

第4節 地方自治体の活動例

1 地域自治体（ハミルトン市）

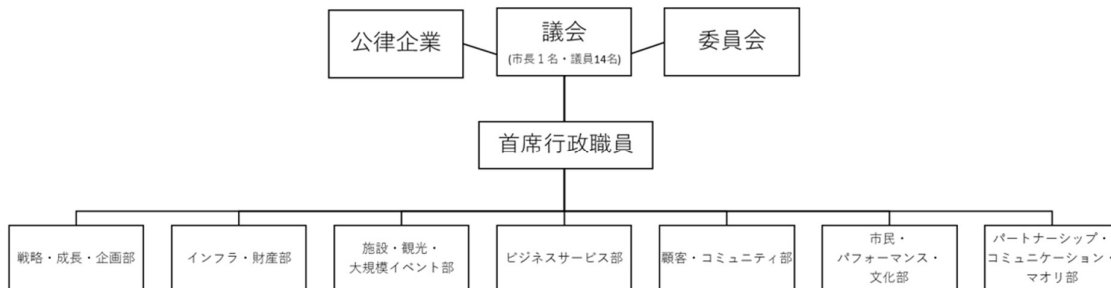
ハミルトン市の人口は約 18 万 5,300 人であり、地域自治体（オークランド市を除く）ではクライストチャーチ市、ウェリントン市に次いで 3 番目に大きい。同自治体の最高意思決定機関は議会であり、その定数は市長（Mayor）及び議員（Councillor）14 名の 15 名である。市長、議員ともに、3 年に 1 回の選挙でそれぞれ公選され、副市長（Deputy Mayor）は市長が任命する。市長は市域全体を 1 の選挙区として、議員は 2 つの選挙区から 6 名ずつと市域全体を選挙区としてマオリから 2 名が選出される。議会には複数の委員会（Committee）が置かれる。

議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括するのは、首席行政職員であり、議会に対して助言を行う等の任務を持つほか、他の職員の任免を行う。首席行政職員は議会が最大 5 年の契約で任命する。

報酬は、市長が年額 18 万 0,061NZ ドル、副市長が 11 万 1,454NZ ドル、議員が 8 万 8,870 ～10 万 3,712NZ ドル（委員会等の長を務めるかどうか等によって金額は変わる。）³⁷³、首席行政職員が約 40 万 0,972NZ ドルである³⁷⁴。

ハミルトン市の組織図は、図表 2-12 のとおりであり、職員数は約 1,200 人である。

図表 2-12 ハミルトン市の組織図³⁷⁵



ハミルトン市の 2022/23 年度の歳入は、約 5 億 2,300 万 NZ ドルで、歳入の内訳は、資産税収入が約 45.5%、使用料等収入が約 9.4%、補助金等は約 2.3%である。歳出は約 3 億 7,900

³⁷³ Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2021/22 Annual Report*, 2022, p.244.

³⁷⁴ Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2021/22 Annual Report*, 2022, p.190.

³⁷⁵ Hamilton City Council, <<http://www.hamilton.govt.nz/Pages/default.aspx>>(Accessed 2024-1-31) をもとに作成

万 NZ ドルで、人件費が約 29.1%を占める³⁷⁶。活動費では、交通が約 24.5%、下水道が約 14.9%を占める（図表 2-13 参照）。

図表 2-13 ハミルトン市活動費の目的別構成比³⁷⁷

項目	主な事業内容	歳出 (単位 1,000NZ ドル)	構成比
交通	交通網、公園管理	92,869	24.5%
下水道	下水収集、下水処理・処分	56,420	14.9%
施設、大規模イベント	イベントセンター、競技場、観光、イベント開催、劇場	39,528	10.4%
公園、レクリエーション施設	公園管理、屋内レクリエーション施設、コミュニティ施設、墓地・火葬場	36,390	9.6%
上水道	浄水処理・貯水、配水	35,307	9.3%
コミュニティ・サービス	図書館、プール、コミュニティ活動	30,163	8.0%
観光施設	植物園、動物園、自然保護公園、博物館、観光インフォメーションセンター	23,514	6.2%
雨水処理	雨水排水網	21,392	5.6%
開発	都市計画、計画ガイダンス、建築規制	20,433	5.4%
ごみ処理	ごみ収集、ごみ処分場管理	10,886	2.9%
安全管理	公衆安全、動物管理、環境的健康、アルコール類ライセンス	8,271	2.2%
ガバナンス	広報、マオリとの共同	3,879	1.0%
合計	—	379,052	100%

³⁷⁶ Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2021/22 Annual Report*, 2022, p.166.

³⁷⁷ Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2021/22 Annual Report*, 2022, p.176.

2 広域自治体（ワイカト広域自治体）

ワイカト広域自治体の人口は約 52 万 2,600 人、総面積は 2 万 3,900km² で、広域自治体では最大の 11 の地域自治体を含む区域である。域内で最大の都市であるハミルトン市（面積 110 km²、全区域の約 0.5%）に約 18 万 5,300 人（全区域の約 35%）が居住している。

最高意思決定機関である議会の定数は 14 名で、議員は 8 つの選挙区（うち 6 つが一般選挙区、2 つがマオリ選挙区³⁷⁸）から選出される。地域自治体の場合とは異なり、議長（Chairperson）及び副議長（Deputy Chairperson）は議員が改選後最初の議会で互選する。議会は基本的に月 1 回開催される（基本的に月の最終木曜日とされている。）が、その他委員会や補助委員会等もあり、議員は複数の委員会に属し活動を行う。また、地域自治体と同様に、議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括する首席行政職員を議会が任用する。

報酬は、議長が年額 16 万 3,254NZ ドル、副議長が 8 万 3,600NZ ドル、他の議員が 5 万 8,640～7 万 7,169NZ ドル（委員会の長を務めるかどうか等によって金額は変わる。）³⁷⁹、首席行政職員が約 37 万 8,566NZ ドルである³⁸⁰。

ワイカト広域自治体の職員数は 635 人（2023 年 6 月 30 日現在）³⁸¹であり、組織は図表 2-14 のとおりである。

ワイカト広域自治体の 2022/23 年度の歳入は約 1 億 9,000 万 NZ ドルで、歳入の内訳は資産税収入が約 64.5%、補助金が約 17.6%、使用料等が約 7.0%等となっている³⁸²。歳出の内訳は人件費が約 29.7%等となっている。目的別の歳出の内訳は図表 2-15 のとおりである。

³⁷⁸ マオリ選挙区については、第 1 章第 2 節「参考 ニュージーランドの選挙制度」、第 2 章第 3 節 2（2）を参照

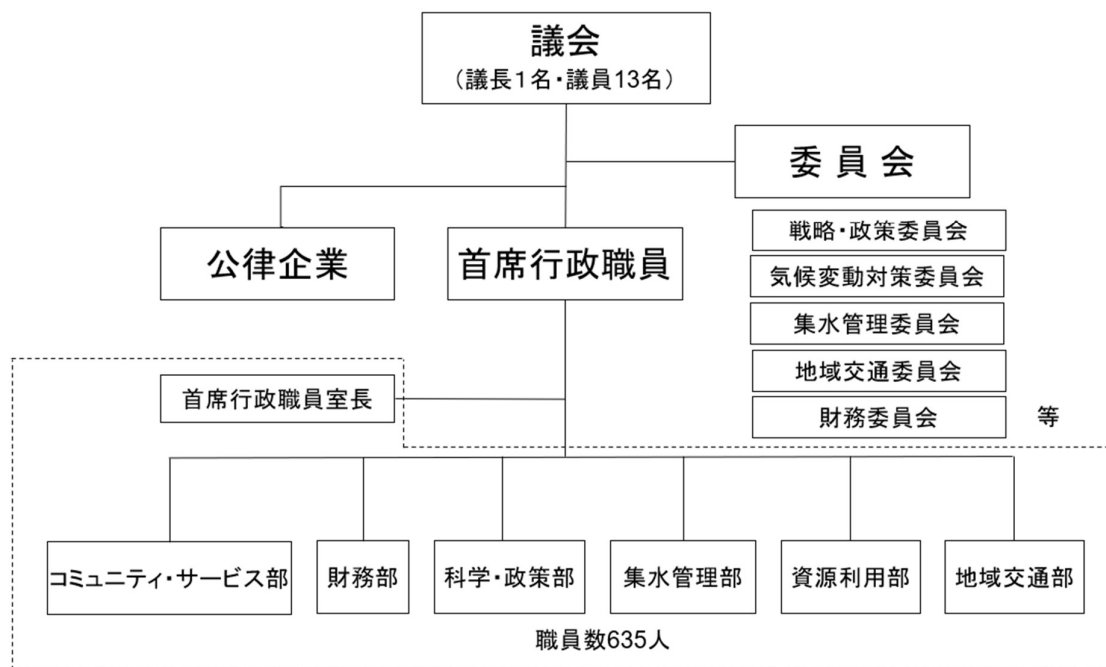
³⁷⁹ Local Government Members (2023/24) Determination 2023.

³⁸⁰ Waikato Regional Council, *2022/23 Annual Report*, 2023, p.93.

³⁸¹ Waikato Regional Council, *2022/23 Annual Report*, 2023, p.94.

³⁸² Waikato Regional Council, *2022/23 Annual Report*, 2023, p.77.

図表 2-14 ワイカト広域自治体の組織図³⁸³



図表 2-15 ワイカト広域自治体の目的別歳出内訳(2021/2022) ³⁸⁴

項目	主な事業内容	歳出 (単位:1,000NZドル)	構成比
環境保護	森林保護、生物多様性の保全	51,394	31.4%
公共交通	地域間鉄道・バスネットワークの整備・運営	42,165	25.7%
その他	コミュニティ教育、多文化共生	24,580	15.0%
各種計画・規則整備等	長期計画の改訂、年次計画の策定	23,257	14.2%
危機管理	洪水対策、災害情報発信ツールの更新	13,026	8.0%
内部管理	緊急無線設備の更新、議会へのオンラインツール導入	6,675	4.1%
ごみ処理	温室効果ガス削減、リサイクル促進	2,614	1.6%
公有財産管理	施設の管理・運営	133	0.1%
歳出計		163,844	100%

³⁸³ Waikato Regional Council, <<https://www.waikatoregion.govt.nz/>> (Accessed 2024-1-31). をもとに作成

³⁸⁴ Stats NZ Infoshare, *Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), Statistics* (Accessed 2024-1-31). ※ワイカト広域自治体の Annual Report 2021/2022 に記載されている歳出額とは異なる。

3 統合自治体（オークランド市）

統合自治体であるオークランド市はニュージーランド最大の都市であり、単独の地方自治体としてはオセアニア地域で最大の人口（約 172 万人）を誇る。総面積 4,894km² はニュージーランド全土の 1.8% に過ぎないが、その人口はニュージーランド全体の約 3 分の 1 にのぼる。

オークランド市は、2010 年 11 月に地域自治体であるオークランド・シティとオークランド広域自治体、その他周辺 6 つの地域自治体の合併によって誕生した自治体であり、その他の自治体と異なり個別法³⁸⁵によって設置されている自治体である。また、他の地域自治体のようにシティやディストリクトの呼称によらない。

意思決定機関としては、議会（Government Body）と地域委員会（Local Board）の 2 つがある。議会の定数は市長（Mayor）及び議員 20 名の 21 名で、市長は全域を 1 つの選挙区として選出され、議員は 13 の選挙区からそれぞれ 1～2 名選出される。

また、補助機関及び執行機関として、首席行政職員、公律企業、法定マオリ独立委員会（Independent Maori Statutory Board）、諮問委員会（Advisory Panel）が置かれている。

（1）市長

市長は、市の代表として市の計画推進や予算策定を統括するほか、副市長の任命、議会の委員会の設置及び委員長任命等を行う。

（2）議会

議会は、市の広範にわたる意思決定を担い、法定事務に関する事項、長期計画の策定や条例の制定、資産税率の決定、公律企業の監督等を行うほか、地域に影響を与えるような決定に関しては、地域委員会との協議を事前に行う。

また、毎年度、各地域における事業について地域委員会との協定（Local board agreement）を結ばなければならない。

なお、議員は本会議のほかそれぞれ各委員会に所属し活動を行う（図表 2—18）。

³⁸⁵ Local Government (Auckland Council) Act 2009 自治体の運営についても、この法律で個別に規定されていることが多く、その他の統合自治体の運営とは大きく異なる。

(3) 地域委員会

地域委員会は、21の地区でそれぞれ5～9名ずつの委員が選出され（計149名）³⁸⁶、議会からの委任を受けて地域における法令等に基づく規制等事務以外の事務（Non-regulatory activities）の決定を行うほか、地域住民の代表として議会に対する要望や協議等を行う等、地域を統括する役割を持つ。また、地域住民と協議の上で3ヶ年の地域計画を策定して市の長期計画等に反映させていくほか、前述のように毎年度、議会との協定を結ぶ。

(4) 首席行政職員

議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括するため、また、議会や地域委員会へ政策的助言を行うために、首席行政職員が置かれる。首席行政職員は、議会が5年以内の契約で任用し、他の職員は首席行政職員が任免する。

(5) 公律企業

公律企業には、市を代理して実際に行政サービスを提供する機関として4つの重要公律企業があり³⁸⁷、それぞれ図表2-16に示すような役割を担う。また、運営経費に関しては、市からの財政補助や委託料を受ける機関もあれば、サービス提供対価等による独立採算の機関もある。なお、公律企業は市からは独立した組織ではあるが、市への説明責任を負うほか、議会からの監督を受ける。

図表2-16 各公律企業の事業内容と運営経費

	主な事業内容	主な運営経費負担者
Auckland Transport	公共交通網整備（バス、電車、道路、歩道、信号。ただし、高速道路は除く。）	オークランド市 ニュージーランド交通
Eke Panuku Development Auckland Limited	臨海地区を含む都市開発・再生	オークランド市
Tataki Auckland Unlimited	経済開発、観光施策、主要イベント	オークランド市 ニュージーランド政府
Watercare Services Limited	上下水道サービスの提供	独立採算

³⁸⁶ Auckland Council, *About local boards*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/local-boards/Pages/about-local-boards.aspx>> (Accessed 2024-1-31).

³⁸⁷ ほかに多くの公律企業が存在するが、カウンスルの完全所有又は完全な管理下におかれている公律企業で、カウンスルに代わって相当規模のサービスを提供するものや1,000万NZドル以上の財産を所有又は管理するものを、特にSubstantive Council-Controlled Organisation（重要公律企業）と呼び、他の公律企業とは法律上の扱いが異なる。

(6) 法定マオリ独立委員会

先住民マオリの意見を市の意思決定に反映させるために、2010年の合併を契機に法定マオリ独立委員会が設置されている。9名の委員は法定の選考委員会で選任され、市の各委員会にも所属する。

(7) 諮問委員会

行政とコミュニティの協働のために、複数の諮問委員会が置かれ、青少年や多文化、地方部等の課題等について年1回～4回程度協議を行う。委員は各分野の専門家や地域委員会の委員で構成される。

報酬は、市長が年額 29 万 6,000NZ ドル、副市長が 16 万 2,794NZ ドル、議員が 10 万 7,794NZ ドル、地域委員が 3 万 30～5 万 3,820NZ ドル³⁸⁸、首席行政職員が約 63 万 NZ ドル³⁸⁹、諮問委員が1回の会議出席につき 270NZ ドル（諮問委員長は 575NZ ドル）となっている³⁹⁰。

オークランド市の 2022/23 年度の歳入は約 36 億 7700 万 NZ ドルで、歳入の内訳は資産税収入が約 62.3%、使用料等の利用者負担が約 9.2%、補助金が 4.7%等となっている³⁹¹。

歳出は、約 34 億 180 万 NZ ドルで、歳出の内訳は補助金・寄付金が約 34.1%、人件費が約 17.8%、その他事業費が約 23.7%となっている。目的別の歳出の内訳は図表 2-17 のとおりである。オークランド市の職員数は市職員が 6,203 人、公律企業等の関係機関職員が 5,020 人（2023 年 6 月 30 日現在）³⁸⁹で、組織は図表 2-18 のとおりである。

³⁸⁸ Auckland Council, *elected members' remuneration*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/elected-members-remuneration-declarations-interest/Pages/elected-members-remuneration.aspx>> (Accessed 2024-1-31)

³⁸⁹ Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2022/2023 Volume3*, 2023, p.100.

³⁹⁰ Auckland Council, *Auckland Council Fees Framework and Expenses Policy for Appointed Members, 2023*.

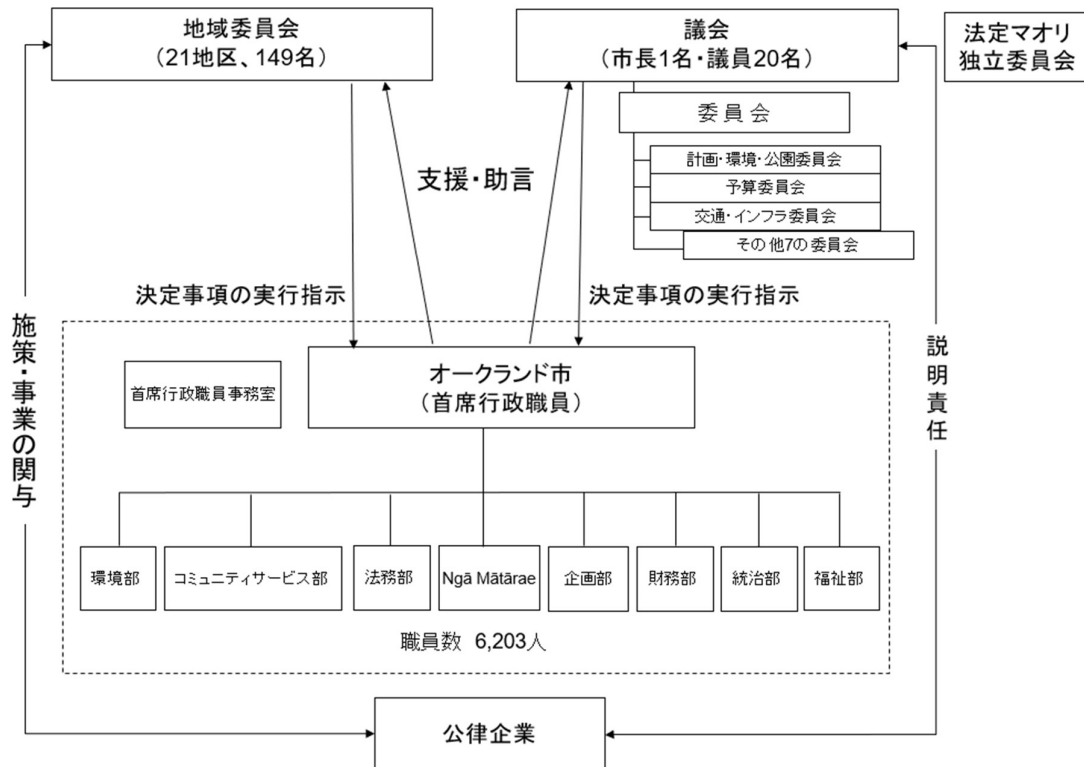
³⁹¹ Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2022/2023 Volume3*, 2023, p.12.

図表 2-17 オークランド市の目的別歳出内訳(2021/2022)³⁹²

項目	主な事業内容	歳出 (単位:1,000,000NZ ドル)	構成比
公共交通	公共交通(鉄道、フェリー、バス)の整備・運営	405	15.0%
その他	ソフトウェア、セキュリティコスト	364	13.5%
各種計画・規則整備等	建物・酒類・環境衛生等の許認可	339	12.6%
レクリエーション、スポーツ施設	イベント・スポーツ施設、公園、植物園、遊歩道、自転車道、娯楽・スポーツプログラム	274	10.2%
公有財産管理	施設の管理・運営	240	8.9%
汚水処理・下水道	下水処理、下水施設管理	230	8.6%
芸術・文化	芸術・文化の振興	182	6.7%
道路の整備・管理	道路・歩道の整備及び維持管理	167	6.2%
コミュニティ政策	図書館、地域生活・安全向上、地域住民施設、老人向け公営住宅、コミュニティプログラム、地域防災、墓地、火葬場投資による財産の管理・運営	148	5.5%
経済政策	経済成長、観光振興	126	4.7%
ごみ処理	ごみ収集、埋立処分場、リサイクル	123	4.6%
内部管理	出先サービスセンター等の運営	51	1.9%
上水道	水道供給、水道施設管理	26	0.9%
環境保護	環境保護	15	0.6%
危機管理	災害対策	5	0.2%
歳出計		2,695	100%

³⁹² Stats NZ Infoshare, *Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), Statistics* (Accessed 2024-1-31). ※オークランド市の Annual Report 2021/2022 Volume 3 に記載されている歳出額とは異なる。

図表 2-18 オークランド市の組織図³⁹³



³⁹³ Auckland Council, *Local Governance Statement March 2023, Version 1.0*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/Pages/auckland-council-explained.aspx>> (Accessed 2024-1-31)

第5節 地方自治体の全国組織

1 地方自治体協会

「ニュージーランド地方自治体協会」(LGNZ: Local Government New Zealand) は、ニュージーランドの地方自治体の会員組織であり、1988年に設立された。より多くの人が地方自治を重要視し参加すること、中央政府が地方自治体を重要なパートナーと見なすこと、地方自治体とマオリ族のワイタンギ条約に基づくパートナーシップを強化することを目標として掲げている³⁹⁴。また LGNZ は、その会員団体に対し地方自治体に影響を与える政策や規制に関する包括的なアドバイス・専門知識の提供³⁹⁵や、地方自治体の意見を国政に反映させるべく中央政府との会議等を定期的実施し、中央政府と地方自治体の関係強化を図っている³⁹⁶。

2 地方自治体管理者協会

「ニュージーランド地方自治体管理者協会」は、1980年代後半に設置されたニュージーランド地方自治体専門家協会(SOLGM: Society of Local Government Managers)を前身とし、2021年2月に「タイトゥアラ」(Taituarā - Local Government Professionals Aotearoa)という名称に変更された、地方自治体の管理者をはじめとする職員を支援・育成する会員組織である。現在約1,000人の会員がおり、研修・能力開発・ネットワーキングの機会を提供しているほか、会員の知見を活用した専門的な相談への対応等を行っている。

³⁹⁴ Local Government New Zealand, *Our strategy*, <<https://d1pepq1a2249p5.cloudfront.net/media/documents/Strategy23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

³⁹⁵ Local Government New Zealand, *Benefits of membership*, <<https://www.lgnz.co.nz/about-lgnz/membership/benefits-of-membership/>> (Accessed 2024-1-31)

³⁹⁶ Local Government New Zealand, *Engaging with central government*, <<https://www.lgnz.co.nz/policy-advocacy/central-government-engagement/>> (Accessed 2024-1-31)

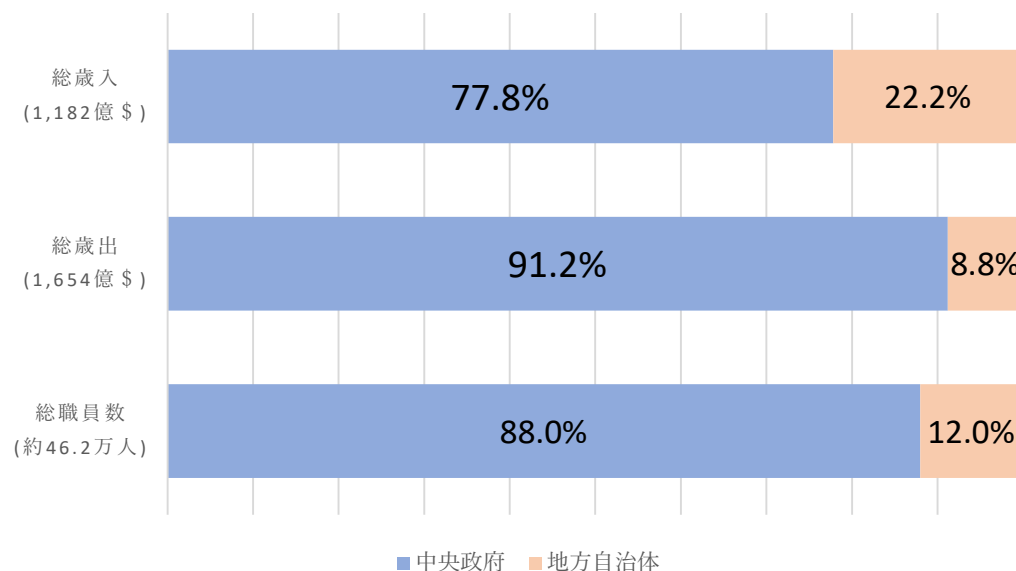
第3章 地方自治体の財政

第1節 地方自治体の財政構造

1 全政府における地方自治体の相対的規模

図表3-1のとおり、公共部門全体に占める地方自治体の歳入及び歳出の割合はそれぞれ約22.2%と約8.8%、職員数の割合は中央政府の約40万7,200人(約88%)に対し地方自治体は約5万5,100人(12%)と、いずれも小さい。これは、ニュージーランドでは中央政府の役割が地方自治体に比べ、極めて大きいことを反映している。過去5年間で、公共部門全体の労働人口は15%増加した。

図表3-1 公共部門全体における各政府の総歳出入・職員数の比率³⁹⁷



³⁹⁷ 歳出入は2021/22年度。総職員数については、2023年6月30日時点のもの。

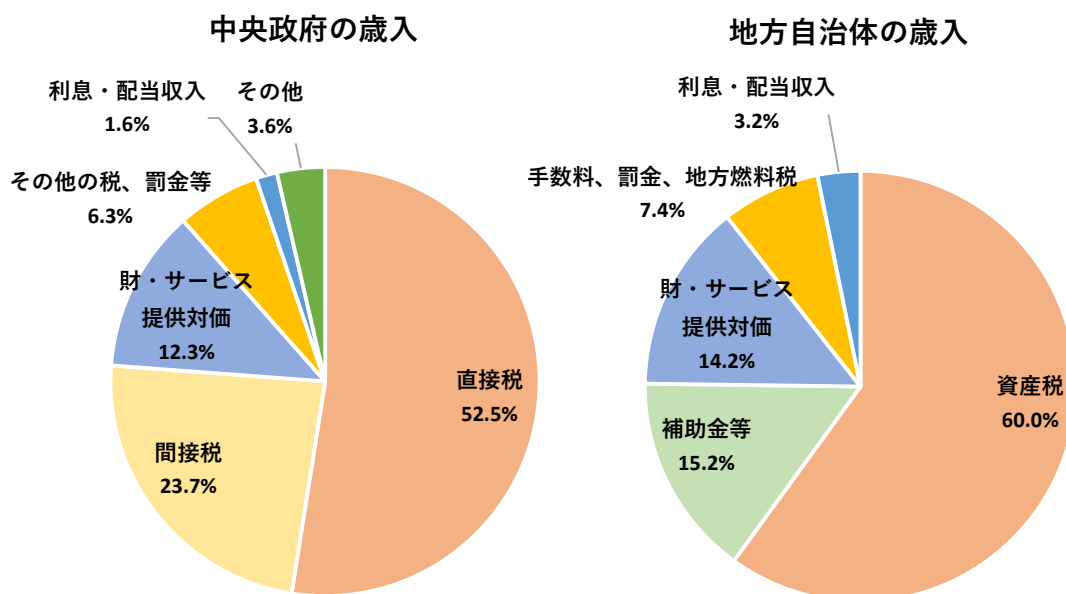
New Zealand Government The treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2022* <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2022-10/fsgnz-2022_2.pdf> (Accessed 2024-1-31)

New Zealand Government Stats NZ, Local Authority Financial Statistics income and expenditure (Annual-Jun) in *Local Authority Financial Statistics* <<https://infoshare.stats.govt.nz/SelectVariables.aspx?pxID=7e0e7683-0806-4087-8acb-2066089fcb3e>> (Accessed 2024-1-31)

2 中央政府及び地方自治体の歳入内訳

図表3-2は、中央政府及び地方自治体の2021/22年度の歳入内訳を表している。2021/22年度の中央政府の歳入は約1,416億2,700万NZドル、地方自治体の歳入は約122億6,551万NZドル（資本的収入や営業外収益を含めた歳入は約404億2,001万NZドル）である。なお、地方自治体の歳入には、中央政府からの補助金も含まれている。中央政府の歳入の約53%が直接税（個人所得税、法人税等、居住者源泉徴収税等）、約24%が間接税（消費税、石油税、酒税、たばこ税等）、であり、その他の税、罰金を含めると税収が歳入の約83%を占める。地方自治体では、その歳入の約60%を資産税が占める。

図表3-2 2021/22年度中央政府・地方自治体歳入内訳³⁹⁸



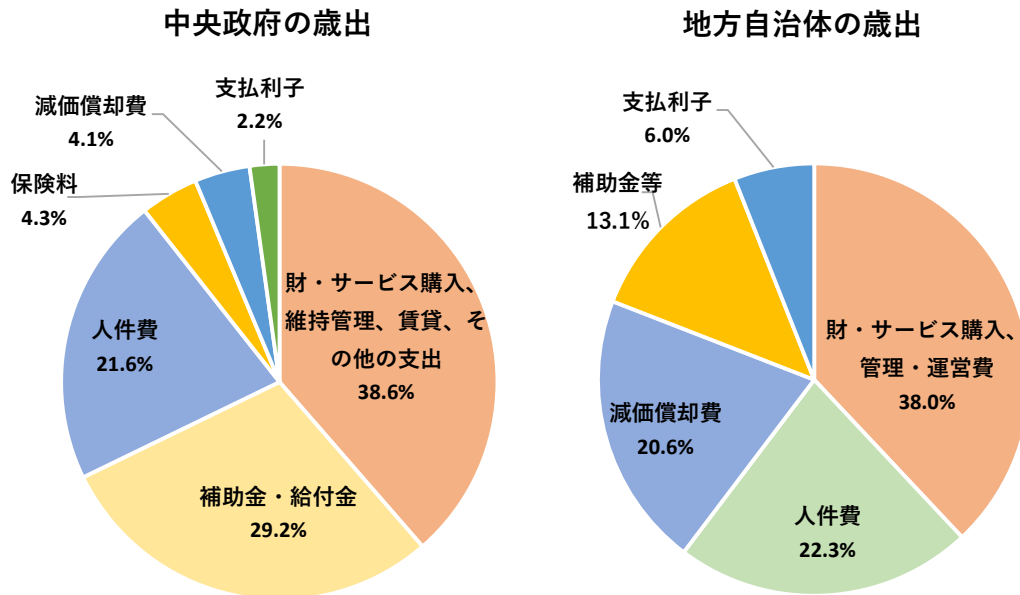
³⁹⁸ New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2022* <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2022-10/fsgnz-2022_2.pdf> (Accessed 2024-1-31)

New Zealand Government Stats NZ, Local Authority Financial Statistics income and expenditure (Annual-Jun) in *Local Authority Financial Statistics* <<https://infoshare.stats.govt.nz/SelectVariables.aspx?pxID=7e0e7683-0806-4087-8acb-2066089fcb3e>> (Accessed 2024-1-31)

3 中央政府及び地方自治体の歳出内訳

図表 3 - 3 は、中央政府及び地方自治体の 2021/22 年度の性質別歳出内訳を表している。2021/22 年度の中央政府の歳出は 1,509 億 5,600 万 NZ ドル、地方自治体の歳出は約 131 億 1,362 万 NZ ドル（資本的支出や営業外支出を含めると約 144 億 8,581 万 NZ ドル）である。

図表 3 - 3 2021/22 年度中央政府・地方自治体歳出内訳³⁹⁹

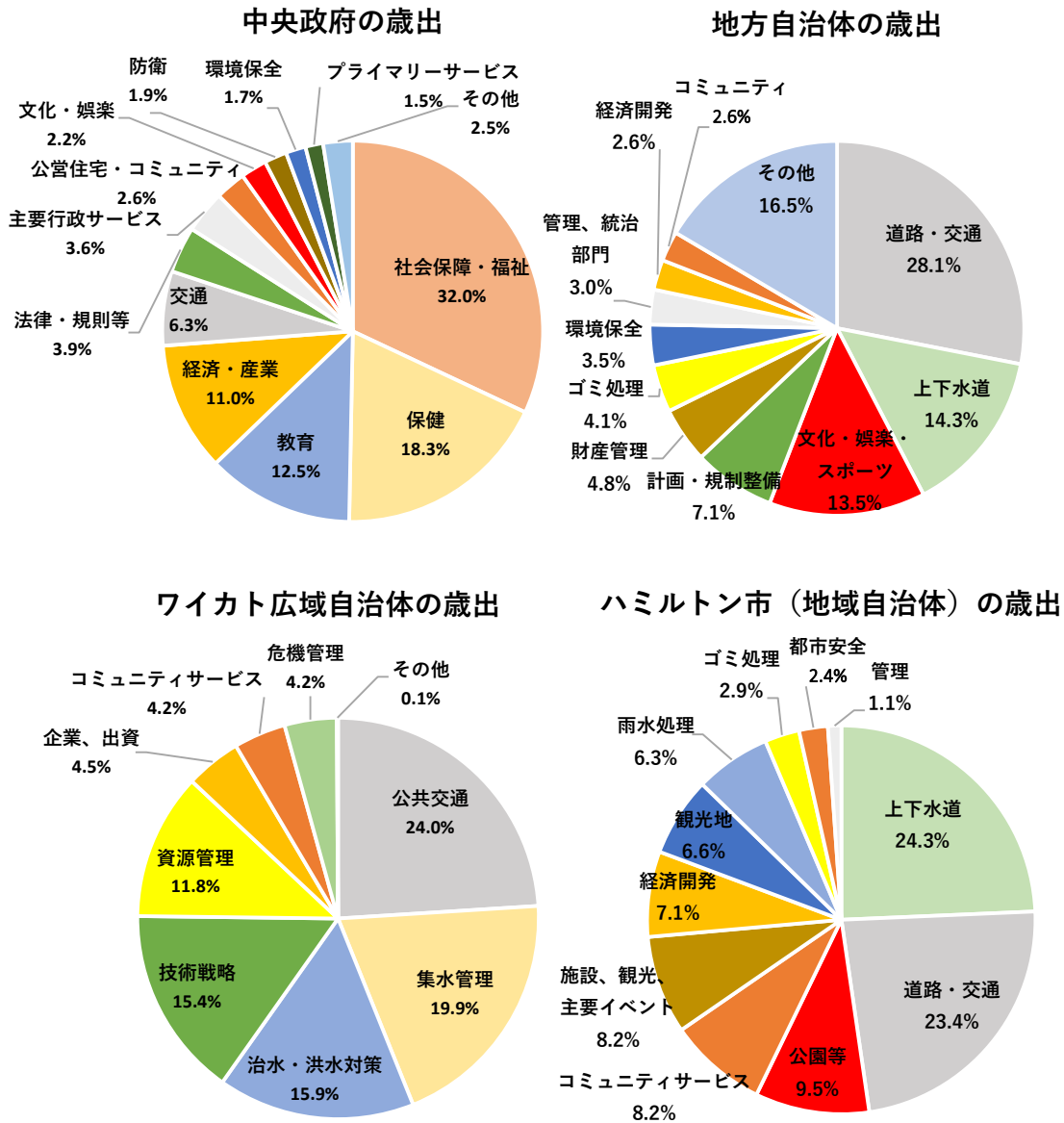


図表 3 - 4 は中央政府、地方自治体（全体）、ワイカト広域自治体及びハミルトン市（地域自治体）の 2021/22 年度の目的別歳出内訳を表している。社会保障・福祉、保健及び教育の 3 項目が中央政府の歳出の約 6 割を占める。それと比較して地方自治体では、道路・交通、上下水道及び文化・娯楽・スポーツ等で約 6 割を占める。住民に最も身近な地域自治体では、上下水道、道路・交通（主に道路の整備・管理）、公園、コミュニティ・サービスといった分野が 6 割以上を占めるのに対し、広域自治体では、広域的に行われる公共交通や集水管理、治水・洪水対策、資源管理に関する歳出が 7 割以上を占める。

³⁹⁹ New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2022* <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2022-10/fsgnz-2022_2.pdf> (Accessed 2024-1-31)

New Zealand Government Stats NZ, Local Authority Financial Statistics income and expenditure (Annual-Jun) in *Local Authority Financial Statistics* <<https://infoshare.stats.govt.nz/SelectVariables.aspx?pxID=7e0e7683-0806-4087-8acb-2066089fcb3e>> (Accessed 2024-1-31)

図表 3-4 2021/22 年度中央政府・地方自治体目的別歳出内訳⁴⁰⁰



⁴⁰⁰ New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2022* <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2022-10/fsgnz-2022_2.pdf> (Accessed 2024-1-31)

New Zealand Government Stats NZ, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by a ctivity (Annual-Jun) in *Local Authority Financial Statistics* <<https://infoshare.stats.govt.nz/SelectVariables.aspx?pxID=7e0e7683-0806-4087-8acb-2066089fcb3e>> (Accessed 2024-1-31)

Waikato Regional Council, *Annual Report 2021/22* <<https://waikatoregion.govt.nz/assets/WRC/PS23-15-2021-2022-Annual-Report-WR.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

Hamilton City Council, *2021-22 Annual Report* <<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Content-Documents/Strategies-Plans-and-Projects/Previous-Annual-Reports/2021/22/Annual-Report-2021-22.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

第2節 地方自治体の財源

中央政府の税収は個人所得税、消費税、法人税等、様々な税からなるが、地方自治体の税は土地に対する「資産税」(Rates)がほぼ全てである⁴⁰¹。図表3-2のとおり、この資産税が地方自治体歳入の60%を占める最も重要な財源となっている。

また、中央政府機関であるニュージーランド交通局(New Zealand Transport Agency)が徴収し、自治体へ配分する地方燃料税(Local Authority Fuel Tax)⁴⁰²と、オークランド市が独自に市域内で徴収する地域燃料税(Region Fuel Tax)⁴⁰³がある⁴⁰⁴。

その他の収入として、市民プール等の公共施設使用料や、許認可や建築確認等に係る手数料、公共駐車場の使用料・違反金等がある。

ニュージーランドの地方財政制度には、「地方自治体はその財源の大部分を自ら調達する責任を負う」という基本原則がある⁴⁰⁵。2021/22年度の中央政府の補助金・交付金は地方自治体歳入の約15%程度を占めた。

1 資産税制度

(1) 資産税制度の概要

ニュージーランドの地方自治体は、その主要な財源である資産税を土地の評価額等を基準としてその所有者若しくは10年以上貸借する者から徴収する⁴⁰⁶。資産税は地域自治体、広域自治体ともに課すことができ、評価の基準や方法も各自治体が定めることができる⁴⁰⁷。

資産税の原則として、地方自治体の歳出予算総額から資産税以外の歳入の合計額を差し引いて、徴収すべき資産税の総額を算出する。そして、その総額を課税標準で按分し、個々の納税者に賦課する資産税の額を決定する。地方自治体の規模や財政、提供するサービス水準

⁴⁰¹ Local Government New Zealand, *Local government explained*<<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/local-government-explained/>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁰² Section 182, Local Government Act 1974 No 66 (New Zealand)
Section 198, Local Government Act 1974 No 66 (New Zealand)

⁴⁰³ Auckland Transport, *Regional Fuel Tax*<<https://at.govt.nz/projects-roadworks/regional-fuel-tax>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁰⁴ オークランド市の地域燃料税は、2024年6月30日をもって廃止される予定。New Zealand Government, *Government to axe Auckland Regional Fuel Tax*<<https://www.beehive.govt.nz/release/government-axe-auckland-regional-fuel-tax#:~:text=Transport%20Minister%20Simeon%20Brown%20has,end%20on%2030%20June%202024.>> (Accessed 2024-2-8)

⁴⁰⁵ Section 17A, Local Government Act 2002 No 84 (New Zealand)

⁴⁰⁶ Section 11, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁰⁷ Section 5, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)
Section 13, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

により、歳入に占める資産税の割合には大きな差がある⁴⁰⁸。

基本的に、広域自治体よりも地域自治体の方がその割合が高い。8割を超える地方自治体が歳入の50%以上を資産税で賄っているが、資産税の決定のプロセスの中で、住民からの意見を徴取する機会を設けるよう努めなければならない⁴⁰⁹。

(2) 資産税の種類と課税客体

資産税の課税客体は「土地」であり⁴¹⁰、地方自治体は、土地の評価額等を基準に課税する「普通資産税」(General Rate)⁴¹¹のほか、一地所当たり一定の額を一律に徴収する「統一年間使用料」(Uniform Annual General Charge)⁴¹²、上下水道やごみ収集等の特定サービス使用の対価として徴収する「目的別資産税」(Targeted Rate)⁴¹³等、数種類の資産税を課すことができる。どの税をどのような税率で課すかについては議会の議決が必要であり、地方自治体の長期計画及び年次計画に「資金影響評価書」(Funding Impact Statement)として盛り込まなければならない。課税客体の評価(第1項(3)参照)は基本的に3年に1回であるが、税率(額)は毎年決定しなければならない⁴¹⁴。

ア 普通資産税

地方自治体区域内全体における経費のために課される最も一般的な資産税で、課税客体の評価額に対して所定の税率を乗じて算出される。各地方自治体によりその税率は異なる。課税客体の評価額の算出に際しては「年次価値」(Annual Value)、「資産価値」(Capital Value)、「更地価値」(Land Value)のいずれかをを用いなければならない。また、その課税客体の用途や場所に依じて区分を設け、異なる税率を設定することもできる⁴¹⁵。

イ 統一年間使用料

全ての課税客体か、課税客体の使用又は居住部分ごとに対して、その評価額に関わらず一定の税額を課税するもの。いわゆる「均等割」の性質を持つものである。

⁴⁰⁸ 地方自治体によって土地の分類、評価方法等が異なるため、単純に比較することはできないが、2021/22年度において、同じ地域自治体でも約10%のチャタム島、約47%のカイコウラ市、約83%のロトルア市といったように、大きな開きがある。

⁴⁰⁹ Section 82, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Section 102, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴¹⁰ Section 7, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹¹ Section 13, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹² Section 15, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹³ Section 16, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹⁴ Section 23, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹⁵ Section 14, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

ウ 目的別資産税

地方自治体の特定の活動経費を賄うために課せられる資産税。課税客体を全ての土地又は特定（用途や場所等によって分類）の土地とすることができ、税率も一定にするか課税客体の分類によって変動させることもできる。地方自治体にとっては非常に柔軟性の高い課税方法である。

税額の算出に当たっては、各地方自治体における資金影響評価書において用いることとされている要素又は以下に挙げる要素を用いなければならない⁴¹⁶。

- ・ 年次価値
- ・ 資産価値
- ・ 更地価値
- ・ 改良価値
- ・ 土地面積
- ・ 舗装又は建物が建設されている面積
- ・ 課税客体の中で別々に使用又は居住に供されている数
- ・ 課税客体に対して地方自治体が提供するサービス提供の範囲
- ・ 地方自治体が提供するネットワークサービス網（上下水道、ガス等）と関係する数
- ・ 地方自治体が提供する設備・施設により保護されている範囲
- ・ 課税客体内の建物の延床面積
- ・ 水洗便所及び小便器の数

エ 水道供給目的資産税⁴¹⁷

目的別資産税の中でも、特に水道使用料（量）に応じて課税される資産税。

以上のように、数種類の資産税を様々な方法で課することができる。ただし、統一年間使用料と目的別資産税（固定額のもの又は個別に使用・居住される部分の数に応じて算出されるもの。上下水道に係るものは除く。）の合計額が全体の資産税歳入の 30%未満になるように設定しなければならない⁴¹⁸。

⁴¹⁶ Schedule 3, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹⁷ Section 19, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴¹⁸ Section 21, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

また、上述の説明で用いた課税客体の評価額の説明は以下のとおり⁴¹⁹。

- ・年次価値

年間の予想賃借料収入から 20%（建物がある場合。土地のみの場合は 10%）を減額した額と、資産価値の 5%のうち大きい方の額。

- ・資産価値

評価の時点で予想される適正な販売価格。ローンやその他の債務等を勘案せず、土地とその付属物（住宅等）の価値を合わせて判断する。

- ・更地価値

評価の時点で予想される適正な販売価格。ローンやその他の債務等を勘案せず、付属物（住宅等）がないものとして土地のみの価値で判断する。

- ・改良価値（Value of Improvement）

改良価値＝資産価値－更地価値で算出される⁴²⁰。

例として、ハミルトン市の資産税の例を図表 3－5 に示す。

⁴¹⁹ Section 2, Rating Valuations Act 1998 No69 (New Zealand)

⁴²⁰ Schedule 3, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

図表 3-5 ハミルトン市の資産税⁴²¹

	補正係数	税率	割合	歳入額(NZ ドル)
普通資産税 (更地価格)				2億3,398万5,005
居住用	1.0000	0.00250836	57.20%	1億3,384万3,335
商業用	2.9765	0.00746607	34.25%	8,013万6,600
商業用(中心部)	2.8277	0.00709277	6.77%	1,583万9,481
その他	0.7400	0.00185619	1.78%	416万5,589
統一年間使用料	643NZ ドル/評価客体			4,622万448
目的別資産税				2,400万8,166
政府準拠資産税 ⁴²²				1,267万7,122
居住用	1.0000	0.00013590	57.20%	725万1,475
商業用	2.9765	0.00040451	34.25%	434万1,783
商業用(中心部)	2.8277	0.00038428	6.77%	85万8,169
その他	0.7400	0.00010057	1.78%	22万5,695
水道 (メーター有り)	郊外地以外：468NZ ドル/戸+1.95NZ ドル/kl (60kl～) 郊外地：417.60NZ ドル+1.74NZ ドル/kl(60kl～)			1,049万9,763
商業用・その他 土地水道(メーター 無し)	商業用・郊外地：468NZ ドル/戸			27万5,652
ビジネス改良区	課税対象：市街地中心部に位置する課税客体 240NZ ドル/戸+資産価値×0.00003279(税率)			38万8,879
中心市街地	課税対象：市街地中心部に位置する課税客体 126NZ ドル/戸			16万6,750

⁴²¹ Hamilton City Council, *2023/24 Annual Plan* <<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Plans/Annual-Plan-2023-24.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁴²² 市内にある全ての評価可能な土地の資本価格を基に評価

(3) 課税客体の評価

課税客体の評価は、「土地評価鑑定監」(Valuer-General)⁴²³が作成する「資産税評価基準」(Rating Valuation Rules)に基づいて最低でも3年に1回、地域自治体が実施しなければならない⁴²⁴。土地評価鑑定監は、土地鑑定士法(Valuers Act)に基づき設置された全国統一の組織である土地鑑定士登録委員会(The Valuers Registration Board)の議長を務め⁴²⁵、土地鑑定士が行った鑑定が資産税評価基準に沿ったものか監査を行う⁴²⁶。広域自治体は、その域内の地域自治体の評価額を用い、その費用については相応の負担が義務付けられている。費用は次の方法で算出される⁴²⁷。

$$B / (A+B) \times C$$

- A: 地域自治体における過去3年間の資産税総歳入額
- B: 広域自治体における過去3年間の当該地域自治体内で生じた資産税総歳入額
- C: 当該年度において地域自治体が資産税評価台帳を整備・管理する際に発生する費用(義務的な費用、地域自治体の要望に応じて発生した費用を含む)

実際の評価実務は、以前は全て中央政府の省庁であるニュージーランド土地評価局(Valuation New Zealand)が行ってきたが、1998年に同局の評価実務部門が国有企業化されるとともに民間参入も可能となり、地方自治体は他の民間評価会社に委託して実施することができるようになった。国有企業化された Quotable Value Ltd.は、現在でもニュージーランド最大の評価会社である⁴²⁸。

資産税評価は、土地鑑定士登録委員会に登録した土地鑑定士によって行われなければならない⁴²⁹。土地鑑定士は、土地鑑定士法(Valuers Act)に基づき設置された全国統一の組織である土地鑑定士登録委員会(The Valuers Registration Board)への登録が必要で、登録にあたっては年齢、経験年数、技能等の要件を満たさなければならない⁴³⁰。評価会社が地方自治体から委託を受けた際は、所属する土地鑑定士が評価実務を行うことになるが、評価結果は土地評価鑑定監の検査(実地検査を含む)を経て、最終的に土地評価鑑定監の承認を得なければならない⁴³¹。

⁴²³ Section 3, Rating Valuations Act 1998 No69 (New Zealand)

⁴²⁴ Section 9, Rating Valuations Act 1998 No69 (New Zealand)

⁴²⁵ Section 3, Valuers Act 1948 No63 (New Zealand)

⁴²⁶ Section 4, Rating Valuations Act 1998 No69 (New Zealand)

⁴²⁷ Section 43, Rating Valuations Act 1998 No69 (New Zealand)

⁴²⁸ Quotable Value, *About QV* <<https://www.qv.co.nz/about/>> (Accessed 2024-1-31)

⁴²⁹ Section 8, Rating Valuations Act 1998 No69 (New Zealand)

⁴³⁰ Section 19, Valuers Act 1948 No63 (New Zealand)

⁴³¹ Land Information New Zealand, *Audits of rating valuations* <<https://www.linz.govt.nz/guidance/property-valuation/audits-rating-valuations>> (Accessed 2024-1-31)

評価に当たっては、「マス・アプレイザル」(Mass-appraisal=不動産鑑定)と呼ばれる複雑な過程を経ることになるが、一般的には評価時点でその地域で起きた不動産の売買事例や、類似の不動産における市場の傾向等を勘案して行われる⁴³²。また、不動産の詳細や変更状況を確認するために検査が行われることもある⁴³³。

(4) 非課税客体と減免措置

原則として全ての土地が課税客体となるが、主に以下のような性質のものが、非課税客体として扱われる⁴³⁴。

- ・ 国立公園、保護地区、自然保護区域、野生動植物保護地区 (各種法律に基づくもの)
- ・ 国有の洪水湛水地域及び船舶の航行が可能な湖底・川底
- ・ 地方自治体所有の公共施設全般
- ・ 指定された文化・学術組織の施設 (ニュージーランド遺産局 (Heritage New Zealand Pouhere Taonga)、エリザベス二世自然財団 (The Queen Elizabeth the Second National Trust)、ニュージーランド国立博物館 (The Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa Board)、ニュージーランド子ども・家族健康発展財団 (The New Zealand Foundation for Child and Family Health and Development)、ニュージーランド盲人財団 (The Royal New Zealand Foundation of the Blind))
- ・ 教育施設 (学校、幼稚園・保育所、その他教育機関)
- ・ ニュージーランド保健省の施設
- ・ 宗教施設 (礼拝施設又は宗教教育施設として用いられるもの)
- ・ 墓地、火葬場、埋葬場
- ・ 法律で定められたマオリの集会施設、保護地区等
- ・ 国有及び地方自治体所有の道路等
- ・ 空港施設 (航空機の離着陸、旅客及び貨物の輸送に必要な施設のみ)
- ・ 鉄道施設 (鉄道敷地、旅客及び貨物の輸送に必要な施設のみ)
- ・ 港湾施設
- ・ 生活困窮者等への支援施設

⁴³² Whakatane District Council, *Understanding your Rating Value* <<https://www.whakatane.govt.nz/sites/www.whakatane.govt.nz/files/documents/residents/rates/rating-valuations/Understanding%20Value.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁴³³ Land Information New Zealand, *Audits of rating valuations* <<https://www.linz.govt.nz/guidance/property-valuation/audits-rating-valuations>> (Accessed 2024-1-31)

⁴³⁴ Section 8, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)
Part 1, Schedule 1, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

また、以下に挙げる施設は、通常に算定された資産税額の半分以下としなければならない⁴³⁵。

- ・ 農業・牧畜共同体法に規定された法人所有地
- ・ 娯楽やスポーツに供される土地（競馬又はドッグレースを除く）
- ・ 芸術施設のために供される土地

各地方自治体は資産税を減免することができるが、その場合には、住民への意見照会を経て資産税減免方針（Rates Remission Policy）を策定し⁴³⁶、最低6年に1回は見直しをしなければならない⁴³⁷。

なお、各地方自治体はマオリ自由保有地に指定された地域に対する資産税減免方針は必ず策定する必要がある。

（5）資産税の徴収

2002年の地方自治法改正以前は、地域自治体は広域自治体の資産税を一括徴収する義務があった。現在はその徴収を委託するかどうかは任意となっているが、現在でも複数の広域自治体はその徴収業務を地域自治体に委託している。また、地方自治体は個人にその徴収業務を委託することもできる⁴³⁸。

納付に当たっては、地方自治体が評価額通知書及び納付の方法を明記した納税通知書を納税義務者に直接又は郵送、ファクス、Eメールなどのうちいずれかの方法で送付する⁴³⁹。ハミルトン市では、納税通知書を郵便又はEメールで送付している。納付は地方自治体庁舎で行えるほか、地方自治体が認めたいずれかの方法での納付が可能であり⁴⁴⁰、クレジットカードや口座引落、電話・インターネットバンキング等も用いられている。納期（回数、期日）についても各地方自治体の権限で定めることができ、納期限前の納付における割引制度や納期限後の納付における罰則金、翌年度以降の資産税の前払制度を設けることもできる⁴⁴¹。ただ

⁴³⁵ Part 2, Schedule 1, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴³⁶ Section 102, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Section 82, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴³⁷ Section 109, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴³⁸ Section 53, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴³⁹ Section 136, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁴⁰ Section 52, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁴¹ Section 24, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 55, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 56, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 57, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

し、罰則金は未納税額合計の10%を超える額を設定してはならない⁴⁴²。事前に策定した「納期限延長方針」に基づいて納期限を延長することもでき、その際には納期の延長に要した事務経費を超えない範囲で延滞金を課することもできる⁴⁴³。

なお、全ての地方自治体は、マオリ自由保有地に指定された地域に対する納期限延長方針を策定しなければならない⁴⁴⁴。

図表3-6 2023/24年度ハミルトン市の資産税納期⁴⁴⁵

第1期	第2期	第3期	第4期
8月31日	11月23日	2月22日	5月23日

(6) その他

ア 縦覧制度⁴⁴⁶

各地方自治体は、資産税の設定及び評価に必要な全ての情報を資産税評価台帳として整備しなければならない。一般の縦覧に供されるものは、氏名及び地番以外の住所は記載せず、無料で縦覧させなければならないが、必要に応じて複写料を徴収することができる。地方自治体庁舎等で縦覧が可能のほか、地方自治体によっては地方自治体のウェブサイト上で検索及び縦覧を可能にしているところもある。住民に対し、縦覧可能であることとその時間と場所について、毎年5月中に周知しなければならない。

また、一般の縦覧用とは別に、氏名や住所を記載した台帳を閲覧可能としなければならない。その作成に当たって地方自治体は各納税義務者に、住所及び氏名を記載するかどうかの意思を毎年確認しなければならない。

さらに、資産税評価台帳とは別に、資産税の課税額や納付方法（一括納付）について記録した資産税記録を整備しなければならない。これは、納税者本人やその代理人の弁護士等か

⁴⁴² Section 57, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁴³ Section 87, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 88, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁴⁴ Section 115, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 102, Local Government Act 2002 No 84 (New Zealand)

⁴⁴⁵ Hamilton City Council, *Understanding your rates* <<https://hamilton.govt.nz/property-rates-and-building-rates/understanding-your-rates/>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁴⁶ Section 27, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 28, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 28A, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 28B, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 37, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 38, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

Section 117K, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

らの請求に応じて閲覧させることができる。

イ 不服申立て⁴⁴⁷

納税義務者は、その税額の計算等に疑義・不服がある場合は、地方自治体に対して申立てをすることができ、地方自治体は書面で回答しなければならない。

ウ 税額の更正⁴⁴⁸

納税義務者の不服申立てがあった場合等に（地方自治体が自ら行うことも可能）、地方自治体はその評価額や税額を過去5年間に遡って更正することができる。更正の結果、当初の税額より少なくなった場合には、地方自治体は納税義務者に還付しなければならない。また、当初の税額より多くなった場合には、当該年度に限り資産税の追徴を行うことができる。

エ 少額資産税の不徴収⁴⁴⁹

地方自治体は、計算の結果、資産税の徴収をすることが経済的に不合理な場合、その資産税の徴収をしないことができる。その場合には、その旨を納税義務者に通知しなければならない。

⁴⁴⁷ Section 39, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁴⁸ Section 40, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

⁴⁴⁹ Section 54, Local Government (Rating) Act 2002 No 6 (New Zealand)

2 借入制度

(1) 借入制度の概要

地方自治体は議会の議決に基づいて借入を行う権限を有するが⁴⁵⁰、借入は全て「債務管理方針」(Liability Management Policy)⁴⁵¹に従って行われなければならない、地方自治体が策定する長期計画に対応した「財政戦略」(Financial strategy)⁴⁵²にもその内容を記載する必要がある。債務管理方針と財政戦略の策定の権限は市長にあるが、議員と協議のうえで策定することが求められる⁴⁵³。

債務管理方針は、当該地方自治体の借入やその他の債務に関する指針を定めるもので、利率変動の影響予測、資金の流動性、償還方法、与信管理等を定めることが義務付けられており⁴⁵⁴、財政戦略には借入の制限について定めることとされている⁴⁵⁵。地方自治法により、経常支出に対する借入や、オークランド市を除き外貨での借入は認められておらず⁴⁵⁶、債務管理方針と財政戦略は3年に一度見直さなければならない⁴⁵⁷。なお、物品の分割払い、物品又は役務の後払いや与信払いで、90日以内の債務かつ支払い後すぐに債務が再発生しないものは借入金には含まれない⁴⁵⁸。

(2) 地方自治体金融機構からの借入

1996年の地方自治法改正までは、地方自治体貸付協議会(Local Government Loans Board)からの借入しか認められていなかったが、同改正で同協議会を廃止、市場を通じての借入を認め、銀行からの借入や地方債の発行が可能となった。また、2011年には地方行政借入法(Local Government Borrowing Act 2011)の制定後、1993年会社法(Companies Act 1993)に基づき、中央政府及び18の地方自治体が出資し、地方自治体金融機構(New Zealand Local Government Funding Agency。以下、機構という)が有限会社として設立された⁴⁵⁹。

機構は、2002年地方自治法(Local Government Act 2002)において「地方共同法人」に

⁴⁵⁰ Schedule 7, section 32, Local Government Act 2002 No 84 (New Zealand)

⁴⁵¹ Section 102, Local Government Act 2002 No 84 (New Zealand)

Section 104, Local Government Act 2002 No 84 (New Zealand)

⁴⁵² Section 101A, Local Government Act 2002 No 84 (New Zealand)

⁴⁵³ Section 106, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁵⁴ Section 104, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁵⁵ Section 101A, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁵⁶ Section 113, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Section 107, Local Government (Auckland Council) Act 2009 No32 (New Zealand)

⁴⁵⁷ Section 93, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Section 106, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁵⁸ Section 112, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁵⁹ New Zealand Local Government Funding Agency, 「LGFA 概説」、<<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2024-02/LGFA-Overview-Jan-24%20%28Japanese%29%20WEB.pdf>> (閲覧日: 2024年1月31日)

分類される。地方自治体に代わって資金調達を専門に行う公的機関で、債券を発行して資金を調達し、市場よりも低い利率で地方自治体へ貸付を行っている。2024年1月31日時点の株主数は31（ニュージーランド政府と30の地方自治体）で、ニュージーランド政府が20%、30の自治体が残りの80%の株式を所有しており、72団体が機構債を保証している。同機構が所有する地方自治体の資産のうちオークランド市のものが占める割合は、最大40%に制限されている⁴⁶⁰。また、出資していない地方自治体も一定の条件を満たすことで機構から借り入れることができる⁴⁶¹。なお、機構の運営に影響を及ぼすような例外的で一時的な資金不足が生じ公益上の観点から支援が必要とされる場合には、政府は機構へ貸し付けることができるとされている⁴⁶²。

機構の統治のために、株主から任命された5名から10名の有識者で構成される株主委員会（Shareholders' Council）が設置されており、機構及び取締役会の業績評価及び報告、取締役の任命、解任、交代及び報酬に関する株主への勧告、株主の承認を必要とする方針等の変更について株主へ勧告、ガバナンスの決定に関する株主の調整を担う。取締役会も設置されており、5名の独立取締役と1名の非独立取締役で構成される。取締役会は、機構の活動の戦略的方向性と統制に責任を負い、地方自治法や地方自治体借入法、機構の定款に従い機構の事業及び業務を指導・監視する役割を担う⁴⁶³。

機構の主要な事業目標は、参画自治体が最適な取引条件で資金を調達できるようにすることであり、2023年6月末時点で、地方自治体向け貸付市場の約93%を占めている⁴⁶⁴。債務水準（対人口比、対総資産）、債務返済能力、財務の柔軟性、キャッシュ・フローなど複数の基準に基づいて、地方自治体を格付けする⁴⁶⁵。格付けの有無によって、歳入総額に対する正味借入総額の割合、歳入総額に対する正味利子総額の割合、年間税収に対する正味利子総額の割合、流動性といった、財務指標に対する水準が異なり、格付けがない地方自治体や格付けが低い地方自治体に対しては、貸付にあたり更に厳しい財務指標に対する水準が課せられることがある。機構から貸付を受ける地方自治体は、借入に係る指標について決められた水準

⁴⁶⁰ New Zealand Local Government Funding Agency, 「LGFA 概説」、<<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2024-02/LGFA-Overview-Jan-24%20%28Japanese%29%20WEB.pdf>>（閲覧日：2024年1月31日）

⁴⁶¹ New Zealand Local Government Funding Agency, *ANNUAL REPORT 30 June 2023*<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-08/LGFA_AnnualReport_2023.pdf>（Accessed 2024-1-31）

⁴⁶² Section 15, Local Government Borrowing Act 2011 No77 (New Zealand)

⁴⁶³ New Zealand Local Government Funding Agency, *ANNUAL REPORT 30 June 2023*<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-08/LGFA_AnnualReport_2023.pdf>（Accessed 2024-1-31）

⁴⁶⁴ New Zealand Local Government Funding Agency, *ANNUAL REPORT 30 June 2023*<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-08/LGFA_AnnualReport_2023.pdf>（Accessed 2024-1-31）

⁴⁶⁵ New Zealand Local Government Funding Agency, *Investor Update October 2023*<<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-10/LGFA%20Investor%20Update%20-%20Offshore%20October%202023%20MB%20.pdf>>（Accessed 2024-1-31）

を順守することが求められる⁴⁶⁶。

(3) 借入の制限とその指標

地方自治体の借入の制限については、地方自治体が策定する長期計画の中の財政戦略に盛り込まなければならない⁴⁶⁷。また、借入に関する指標として次の3つが定められており、地方自治体が策定する年次計画と長期計画には下記ア及びイを、年次報告には下記ア、イ及びウを記載しなければならないとされている⁴⁶⁸。

ア 借入負担指標 (Debt Affordability Benchmark) ⁴⁶⁹

実際(予定)の借入額が、財政戦略で設定した上限の範囲内であれば、要件を満たしているとされる。

イ 借入利息指標 (Debt Servicing Benchmark) ⁴⁷⁰

「借入金に付帯する年間の利息支出等／年間歳入額」で表され、10%未満が要件を満たしているとされる。なお、ニュージーランド全体の人口増加割合以上の人口急増地域については、15%まで認められる。借入金に付帯する年間の利息支出等と年間歳入額とはそれぞれ、その年の借入に際して元金以外に発生する必要経費とその年の経常歳入のことをいう。

ウ 借入管理指標 (Debt Control Benchmark) ⁴⁷¹

「年度末での実際の借入総額／財政戦略での予定借入総額」で表され、100%未満であれば要件を満たしているとされる。

要件を満たさない場合の罰則規定は設けられていないが、監査院 (Office of the Auditor-General) が監査することとされており、不適切と判断された場合には国会に報告されること

⁴⁶⁶ New Zealand Local Government Funding Agency, *ANNUAL REPORT 30 June 2023* <https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-08/LGFA_AnnualReport_2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁶⁷ Section 93, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Section 101A, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁶⁸ Section 9, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

Section10, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

Section11, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

Section12 Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

Section13, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁴⁶⁹ Section18, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁴⁷⁰ Section21, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁴⁷¹ Section22, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

となる⁴⁷²。

また、機構では、借入利息指標が 20%を超えた場合には、貸付を行わないのが一般的になっている⁴⁷³。

地方自治体の借入金を示す指標は 2000 年代中頃までは改善傾向にあったが、その後、資本的支出の増加とともに借入金の額も増加していた。特にオークランド市では、2011/12 年度で 3 億 8,000 万 NZ ドルから 2021/22 年度では 12 億 5,000 万 NZ ドル程度に増加することが見込まれていたことから、そのような事情等も踏まえ、地方自治体の借入制限の設定が 2010 年、借入に関する指標とその基準が 2012 年の地方自治法改正で導入されることとなった。

(4) 地方自治体の借入の状況

中央政府の借入への依存度は高く、2022/23 年度末時点の借入金額は約 2,039 億 6,500 万 NZ ドルで総資産約 5,018 億 4,400 万 NZ ドルの約 41%を占める⁴⁷⁴。負債の総額は約 3,275 億 2,500 万 NZ ドルで、借入金はその約 62%を占める⁴⁷⁵。地方自治体の借入への依存度は高くなく、2021/22 年度末時点の借入金額は約 212 億 9,700 万 NZ ドルで、総資産約 1,824 億 2,600 万 NZ ドルに占める割合は約 12%⁴⁷⁶。負債の総額は約 262 億 6,500 万 NZ ドルで、借入金はその約 91%と大半を占める⁴⁷⁷。なお、ハミルトン市 (2022 年時点で人口約 17 万 9,900 人⁴⁷⁸) の借入金は約 6 億 NZ ドルで総資産約 57 億 NZ ドルの約 11%程度である⁴⁷⁹。

⁴⁷² Office of the Auditor – General, *What we do* <<https://oag.parliament.nz/about-us/what-we-do#autotoc-item-autotoc-1>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷³ New Zealand Local Government Funding Agency, *ANNUAL REPORT 30 June 2023* <https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-08/LGFA_AnnualReport_2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷⁴ New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2023* <<https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2023-10/fsgnz-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷⁵ New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2023* <<https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2023-10/fsgnz-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷⁶ New Zealand Government Stats NZ, Table2.3 Balance sheet (local government) in *Government Financial statistics – Local government Balance Sheet, Liabilities (Annual-Jun) 2021, 2022* <<https://www.stats.govt.nz/information-releases/government-finance-statistics-general-government-year-ended-june-2022/>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷⁷ New Zealand Government Stats NZ, Table2.3 Balance sheet (local government) in *Government Financial statistics – Local government Balance Sheet, Liabilities (Annual-Jun) 2021, 2022* <<https://www.stats.govt.nz/information-releases/government-finance-statistics-general-government-year-ended-june-2022/>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷⁸ Hamilton City Council, *2022 Hamilton Annual Economic Report* <<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Content-Documents/Your-City/Economic-Development/Economic-Data-and-Reports/A4-HCC-2022-Annual-Economic-Indicator-Report-April-23-DIGITAL-F3.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁷⁹ Hamilton City Council, *2021-22 Annual Report* <<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Content-Documents/Strategies-Plans-and-Projects/Previous-Annual-Reports/2021/22/Annual-Report-2021-22.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

前述のとおり、地方自治体の借入は全て「債務管理方針」(Liability Management Policy)に従って行われなければならない。地方自治体が策定する長期計画に対応した財政戦略にもその内容を記載する必要がある。ハミルトン市では借入について債務管理方針で次のとおり定め、ホームページで公開している⁴⁸⁰。

- ・借入の目的：プロジェクト及び資本支出に関連する資金等
- ・借入先：地方自治体金融機構 (New Zealand Local government funding Agency)、銀行、住宅インフラ基金 (HIF : Housing Infrastructure Fund) 等
- ・借入限度額※：総収入に占める純対外債務の割合 <300%
総収入に占める対外債務純利息の割合 <20%
年間金利収入に占める対外債務純利息の割合 <30%
流動性比率>110%
※ LGFA を含む資金提供者等が適切とみなす健全な限度額。
- ・債務の返済：各借入条件に従い、返済期日が到来した時点で返済。借換えをすることもある。ただし、全ての資産売却収入、事業余剰金、補助金、助成金は、用途に指定がない限り、プロジェクトや債務の削減に充てることができる。

3 使用料及び手数料等

地方自治体が徴収する使用料及び手数料等は、地方自治体の業務やその施設の種類、また、地方自治体の種類によっても異なるが、参考としてハミルトン市の使用料及び手数料を紹介する。

なお、許認可等に係る使用料及び手数料については、法律に定めのある場合を除き、基本的に条例によらなければならない。一般的な施設の使用料等は条例によらず設定することが可能である⁴⁸¹。

⁴⁸⁰ Hamilton City Council, *INVESTMENT AND LIABILITY MANAGEMENT POLICY*<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads-v2/Documents/Policies/Investment-and-Liability-Management-Policy_D-363226_01-July-2021.pdf> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁸¹ Section 150, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

図表 3-7 ハミルトン市の使用料・手数料⁴⁸²

	内容 (主なもの)	例
動物規制/保護	犬の登録、動物保護、動物の去勢など	犬の登録：85NZ ドル～ 犬の保護：84NZ ドル～
建築規制	建築物の新築・改築・解体等に係る許認可手数料	住宅改修：541NZ ドル 車庫：1,397NZ ドル
条例	歩道の標識、商業広告、移動式店舗の許認可等	商業広告：116NZ ドル/年 食品移動式店舗：132NZ ドル/年
墓地/火葬/埋葬	墓地区画の販売、火葬、埋葬	火葬 (大人)：630NZ ドル 埋葬 (大人)：839NZ ドル 墓地区画購入：447～4,040NZ ドル
都市計画	都市計画変更申請 (指定地域変更及び解除等)、文化・自然遺産等の改正要求、地域計画書の販売	都市計画変更申請：12,478NZ ドル～ 都市計画書販売 (A4)：1.30NZ ドル/頁
アルコール取扱免許	アルコール取扱許可、許可の更新	新規取扱許可：368～1,207.50NZ ドル 取扱許可更新：161～1,437.50NZ ドル 管理手数料：100NZ ドル
コミュニティ施設	施設使用料 (登録団体、自治体関係者以外が使用の場合)	施設使用料：70NZ ドル/時間、最大 420NZ ドル/日 清掃料：60NZ ドル 警備費：35NZ ドル/時間 (最低3時間)
環境衛生	食品取扱許可、食品取扱店舗の登録、食品衛生検査	食品取扱許可：600NZ ドル 書面審査：148NZ ドル 実地検査：212NZ ドル/時間
ハミルトンガーデン	ハミルトンガーデンの各施設使用料	ホール使用料：500NZ ドル/4時間～ 800NZ ドル/日 結婚式：400NZ ドル/2時間～
市営図書館	図書貸出料、図書館施設使用料	貸出料 (ベストセラー)：5.0NZ ドル/週 延滞料金：0.50NZ ドル/日～1.0NZ ドル/日 コミュニティルーム：10～40NZ ドル/時間
市営動物園	入園料、会員費	入園料 (大人)：26NZ ドル 入園料 (子ども)：12NZ ドル 年会費 (大人)：85.50NZ ドル 年会費 (子ども)：39.50NZ ドル
博物館	施設借上料、入館料、ツアー料金等	博物館フロア：500NZ ドル/回 科学展入館料：5NZ ドル (大人)、10NZ ドル (子ども)、29NZ ドル (家族) 科学展年間入館料：37NZ ドル (大人)、50NZ ドル (子ども)、115NZ ドル (家族)
駐車場	駐車場使用料	路上駐車：最初の2時間無料、以降 6NZ ドル/時間 (4時間まで) 短期貸切 (最長2週間)：30NZ ドル/日 博物館駐車場：1NZ ドル/時間 (最長3時間、午後5時まで)

⁴⁸² Hamilton City Council, *Fees and charges* <<https://hamilton.govt.nz/your-council/fees-and-charges/>> (Accessed 2024-1-31)

公園	公園の借上料、移動式店舗での営業許可、ドッグラン使用料	イベント等商業目的利用：50NZ ドル (500 m ² 未満)、280NZ ドル (500 m ² 以上) 移動式店舗での営業許可：150NZ ドル
土地使用許可	土地使用許可、土地分譲等許可	土地使用許可申請：1,336.6NZ ドル～
スポーツ施設	施設使用料	多目的スタジアム：188NZ ドル～/5時間 クリケット：28NZ ドル～/5時間 ソフトボール：26NZ ドル～/5時間 サイクリング：36NZ ドル～/5時間
道路占用	道路占用申請	道路占用申請：328NZ ドル～
上下水道（接続）	上下水道の接続,接続停止	接続手数料：見積額 廃止手数料：310NZ ドル
上水道（供給）	住宅等への上水道接続と供給	申請料：1.95NZ ドル 接続許可：126NZ ドル 接続料：645NZ ドル/年 使用料：1.75NZ ドル/m ³ ～ 逆流防止措置：95NZ ドル
窓口サービス	書類の複写、物件情報の検索と提供	コピー（A4）：1.2NZ ドル/枚 物件情報提供（居住用）：15.5NZ ドル/件 物件検索提供（商業用）：87.5NZ ドル/件
ゴミ収集容器	ゴミ収集容器の交換、修繕	一般ごみの回収容器（120 リットル）交換：69NZ ドル/容器 リサイクルゴミ回収容器（240 リットル）交換：69NZ ドル/容器
ゴミ減量	減量計画申請	イベントでの廃棄物減量計画申請：260NZ ドル/件
公共施設（屋内運動用）	公共施設（屋内運動用）の使用	施設使用料：16～51NZ ドル

第3節 地方自治体の健全な財政運営

1 地方自治体の財政に関する計画

地方自治体の健全な財政運営のために、地方自治法によって、毎年度の歳出予算と歳入予算を均衡させなければならないという予算均衡原則が定められている⁴⁸³。また、歳入、歳出、資産、負債、投資及び一般的な財務の取引を、慎重かつ地域社会の現在及び将来の利益を促進する方法で財務管理しなければならないという財務管理の基本も同法において定められているほか⁴⁸⁴、財務管理のために長期計画などの計画等を策定することが定められている。

長期計画は、計画期間中の地方自治体の活動、その活動を行う理由、活動にかかる支出等を説明するもので、財政戦略、インフラ戦略、資金調達・財務方針等で構成される。計画期間は10年間以上で、3年ごとに更新される⁴⁸⁵。

地方自治体が策定しなければならない計画等のうち、健全な財政運営に関連するものは次のとおりとなっている。

(1) 財政戦略 (Financial strategy)

地方自治体の人口及び土地利用の予測される変化と、それらの変化に対応するための必要な資本や運営に要する費用と、既存の行政サービス水準を維持するためのインフラや洪水対策等に係る資本的支出の見通し、資産税の引上げ限度額と借入限度額などを示すもの⁴⁸⁶。地方自治体のサービス、資産税、負債、投資に対する影響の透明化を図り、地方自治体の資金調達と支出に関する検討の指針となるもので、計画期間は長期計画の計画期間に対応するもので、更新は3年ごとに行われる⁴⁸⁷。長期計画の中心的要素となるもので、長期計画に含まなければならないとされている⁴⁸⁸。

⁴⁸³ Section 100, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁸⁴ Section 101, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁸⁵ Section 93, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Office of the Auditor-General, *Preparing for long-term plans* <<https://oag.parliament.nz/2021/ltp-bulletins/preparing-for-ltps.htm>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁸⁶ Section 101A, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁸⁷ Office of the Auditor-General, *Part 4: Financial strategies* <<https://oag.parliament.nz/2021/ltp-bulletins/preparing-for-ltps.htm>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁸⁸ Tauranga City Council, *Financial Strategy* <<https://www.tauranga.govt.nz/council/council-documents/strategies-and-plans/action-investment-plans-aips/financial-strategy>> (Accessed 2024-1-31)

(2) インフラ戦略 (Infrastructure strategy)

上下水道、雨水排水施設、洪水防止施設、道路、歩道、廃棄物処理施設、公園などの施設の管理方法と、その管理に係る財政の見通しを示すもので、計画期間は少なくとも 30 年間。財政戦略と同じく、長期計画に含まなければならないとされている⁴⁸⁹。

(3) 資金調達・財務方針 (Funding and financial policies)

地方自治体の財源とその水準の予測のために作成される方針で、歳入・資金調達方針、債務管理方針、投資方針などで構成される⁴⁹⁰。資金調達・財務方針を構成するいくつかの方針のうち、歳入・資金調達に関する方針を、長期計画に含まなければならないとされている⁴⁹¹。

ア 歳入・資金調達方針 (Revenue and financing policy)

地方自治体のインフラ施設等資本や運営に係る経費に対する資金調達の手段（財源）を示すもの。水道施設、排水施設、道路、公園等施設の管理や自治体運営などに係る支出の財源として、普通資産税、目的別資産税、借入、手数料・使用料、補助金・交付金、資産売却収入、利子・配当等のいずれを見込むかを記載する⁴⁹²。

イ 債務管理方針 (Liability management policy)

借入金を含む債務の管理に関する地方自治体の方針を示すもの⁴⁹³。ハミルトン市では前述（第3章第2節）で紹介した借入の目的、借入先、借入限度額、債務の返済等借入に関することのほか、金利変動への対応、資金調達リスクの管理等について債務管理方針を定め、ホームページで公開している⁴⁹⁴。

⁴⁸⁹ Section 101B, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)
Office of the Auditor-General, *Part 3: Infrastructure strategies* <<https://oag.parliament.nz/2022/ltps/part3.htm>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁹⁰ Section 102, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁹¹ Schedule 10, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁹² Section 103, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

Whanganui District Council, *Revenue and Financing Policy* <<https://www.whanganui.govt.nz/files/assets/public/v4/policies/revenue-and-financing-policy-%e2%80%93-funding-needs-analyses-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁹³ Section 104, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁹⁴ Hamilton City Council, *INVESTMENT AND LIABILITY MANAGEMENT POLICY* <https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads-v2/Documents/Policies/Investment-and-Liability-Management-Policy_D-363226_01-July-2021.pdf> (Accessed 2024-1-31)

ウ 投資方針 (Investment policy)

金融、不動産、株式等投資の構成、投資の取得と処分、管理と手続に関する自治体の方針を示すもの⁴⁹⁵。ハミルトン市では、金融、不動産、森林、株式へ投資できることとしており、資金調達機関であるニュージーランド地方自治体金融機構 (LGFA) への投資についても方針を明記している。また、四半期ごとの報告書の作成や議会での報告など、投資に関する報告についても定め、前述の債務管理方針と共にホームページで公開している⁴⁹⁶。

2 地方自治体の財政に関する計画

地方自治体は、財務に関する各種指標の要件を満たしたかどうかを評価し公表しなければならない⁴⁹⁷。ただし、要件を満たさなかった場合の罰則や州政府の関与に関する規定はない。指標は計7つあるが⁴⁹⁸、以下では借入に関する3つの指標 (第3章第2節参照) を除く4つの指標を紹介する。なお、地方自治体で作成する年次報告において下記(1)から(4)の全てを記載しなければならず、年次計画と長期計画には下記(1)から(3)を記載しなければならないとされている。

(1) 資産税支払能力指標 (Rates Affordability Benchmark)

その年度の実際の資産税収入又は予定される資産税収入が、各資産税の定められた限度額と同じか、それ以下である場合、若しくは、その年度の実際の又は予定される資産税の増加額が、各資産税の増加限度額と同じか、それ以下である場合に要件を満たしたとみなされる⁴⁹⁹。

(2) 均衡予算指標 (Balanced Budget Benchmark)

その年度の歳入 (開発負担金、財政拠出金、既得資産、金融派生商品利益、有形固定資産の再評価を除く) が、その年度の事業費 (金融派生商品損失、有形固定資産の再評価を除く) を

⁴⁹⁵ Section 105, Local Government Act 2002 No84 (New Zealand)

⁴⁹⁶ Hamilton City Council, *INVESTMENT AND LIABILITY MANAGEMENT POLICY* <https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads-v2/Documents/Policies/Investment-and-Liability-Management-Policy_D-363226_01-July-2021.pdf> (Accessed 2024-1-31)

⁴⁹⁷ Section 9, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁴⁹⁸ Section 10, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁴⁹⁹ Section 17, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

上回った場合、要件を満たしたとみなされる⁵⁰⁰。

(3) 必須サービス指標 (Essential Services Benchmark)

その年度のネットワークサービス資本に対する支出が、その年度のネットワークサービス資本に対する減価償却費と同じか、それを上回る場合、要件を満たしたとみなされる⁵⁰¹。

(4) 運営管理指標 (Operations Control Benchmark)

その年度の実際の事業活動による純キャッシュ・フローが、その年度の実際の事業活動による純キャッシュ・フローの計画値と同じか、それよりも大きい場合、要件を満たしたとみなされる⁵⁰²。

3 地方自治体の財政の監査

地方自治体を含む全ての公的機関の監査を行うための独立した機関として、監査院が置かれている⁵⁰³。監査院は、地方自治体の財務諸表、活動の効果や効率性、法的義務の遵守等を監査し⁵⁰⁴、地方自治体が作成する財務に関する情報と業績に関する情報の両方が、地方自治体の年次報告書に正確に報告されているかどうかの確認を行う⁵⁰⁵。監査結果は監査報告書としてまとめられ、地方自治体の年次報告書に盛り込まれる。この監査報告書は、地方自治体で作成した年次報告書に記載されている財務諸表や業務実績情報に含まれる情報が、信頼できるかどうかを示すものとなる。監査業務の多くは監査院の運営部門であるニュージーランド監査局 (Audit New Zealand) が行っているが、民間の監査法人も監査を行うことがある⁵⁰⁶。

また、監査院は、地方自治体に対して将来的に改善を要する点について助言することもある⁵⁰⁷。

⁵⁰⁰ Section 19, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁵⁰¹ Section 20, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁵⁰² Section 23, Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulations 2014 (New Zealand)

⁵⁰³ Section 9, Public Audit Act 2001 No10 (New Zealand)

⁵⁰⁴ Section 15, Public Audit Act 2001 No10 (New Zealand)

Section 16, Public Audit Act 2001 No10 (New Zealand)

⁵⁰⁵ New Zealand Government Audit New Zealand, *What an auditor does (and what they don't do)* <<https://www.auditnz.parliament.nz/services/annual-audits/what-auditor-does>> (Accessed 2024-1-31)

⁵⁰⁶ Office of the Auditor-General, *What we do* <<https://oag.parliament.nz/about-us/what-we-do#autotoc-item-autotoc-1>> (Accessed 2024-1-31)

⁵⁰⁷ New Zealand Government Audit New Zealand, *What an auditor does (and what they don't do)* <<https://www.auditnz.parliament.nz/services/annual-audits/what-auditor-does>> (Accessed 2024-1-31)

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数⁵⁰⁸

2018年現在のニュージーランドの地方自治体の職員総数は2万6,612人である。うち地域自治体（6統合自治体を含む）の職員総数は2万3,534人で、1地方自治体当たりの平均職員数は約351人となる。最も職員数が多いのはオークランド市6,120人で、次いでクライストチャーチ市2,135人、ウェリントン市1,302人である。一方で、67地域自治体のうち7地方自治体では、職員数が50人未満である。

広域自治体の職員総数は3,078人で、最も職員数が多いのはカンタベリー広域自治体の574人、1地方自治体当たりの平均職員数は約279人となる。

図表4-1 自治体種別ごとの職員数（2018年）

	職員数（人）	（参考）人口 ⁵⁰⁹ （人）
地域自治体 （6統合自治体を除く。）	16,349	3,040,210
統合自治体 （オークランド市を除く。）	1,065	205,590
オークランド市	6,120	1,654,800
広域自治体	3,078	3,039,900

⁵⁰⁸ Department of Internal Affairs, New Zealand Government, *Council Profiles A-Z in Local Government in New Zealand – Local Councils*, <http://www.localcouncils.govt.nz/lqip.nsf/wpg_URL/Profiles-Index> (Accessed 2024-1-31).

⁵⁰⁹ Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (RC, constituency), by age and sex, at 30 June 2018-2023(2023 boundaries)*, <<https://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7501>> (Accessed 2024-1-31).
Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (TA, ward), by age and sex, at 30 June 2018-2023 (2023 boundaries)* <<https://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7501>> (Accessed 2024-1-31).

第2節 地方自治体職員に関する法令

ニュージーランドでは、勤務条件について労働組合を介した団体交渉を行うというのが伝統であり、労働組合への加入も強制であった。しかし、1980年代の経済不況を受け、国民党政権が「雇用契約法」(Employment Contracts Act 1991)を制定。勤務条件を個別の労働契約により定められるようになり、労働条件決定における労働組合の関与が制限された。

その後、1999年の総選挙で労働党に政権が代わったことで、雇用契約法が廃止、2000年10月に新たな「雇用関係法」(Employment Relations Act 2000)が施行され、これにより、労働組合のストライキ権等が復活された。その後も、2008年に再び国民党政権に政権交代したが、引き続き雇用関係法により勤務条件が定められている。

また、ニュージーランドでは、国家部門法(State Sector Act 1988)の制定により、民間部門と同じ労働法制が公的部門にも採用されることとなった。日本の地方公務員法に相当するような、独立した地方自治体の職員制度に係る法令はなく、一般の労使関係と同様に雇用関係法に基づいて労使関係が決定され、職員の労働基本権は、民間と同じように保障されている。

首席行政職員を除く全ての職員は首席行政職員が任免することとされ、その任免は、報酬及び雇用計画に沿って行うこととされる(なお、報酬及び雇用計画の策定は法律上義務付けられていないため、策定していない地方自治体もある)。職員に適用される各種条件は、法律の範囲内で契約によって決定される。

第3節 職員との雇用契約

雇用関係法上、全ての被雇用者は雇用主と契約を結ばなければならないとされている。雇用契約の種類は「個人契約」(Individual Agreement)と「団体労働協約」(Collective Agreement)の2種類がある。個人契約は被雇用者個人が雇用主と契約を結ぶのに対し、団体労働協約は登録された労働組合が行うこととされ、そこで結ばれた契約は組合員全体に適用される(同一職種であっても、組合員以外には適用されない)。一般的に、地方自治体の首席行政職員は5年以内の個人契約に基づいて雇用され、業績に応じて、さらに2年間延長することができる⁵¹⁰。

労働組合への加入は任意で、労働組合として登録するためには、最低15人以上の加入者が必要となっている⁵¹¹(同一の職場や職種である必要はない)。労働組合は、個別の地方自治体内で結成するよりは、同一職種が全国的にまとまって大きな労働組合を結成する方が一般的となっている⁵¹²。

第4節 勤務条件

職員の勤務条件は、雇用関係法のほか、最低賃金法 (Minimum Wage Act 1983)、育児休暇及び雇用保護法 (Parental Leave and Employment Protection Act 1987)、休日法 (Holidays Act 2003) 等により定められる。雇用契約で満たさなければならない最低限度の条件の一部の概要は図表4-2のとおりとなっている。なお、雇用契約に特段の記載がない場合又は最低条件以下の内容が記載されている場合等であっても、図表4-2の最低条件が適用される。

⁵¹⁰ Ministry of Business, Innovation & Employment New Zealand, *Types of employment agreements*, <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/employment-agreements/types-of-employment-agreements/>> (Accessed 2024-1-31).

⁵¹¹ Ministry of Business, Innovation & Employment New Zealand, *Unions* <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/unions-and-bargaining/unions/>> (Accessed 2024-1-31).

⁵¹² 地方自治体の職員が加入する労働組合のうち、2015年に公共サービス連合 (Public Service Association) と南島地方自治体職員組合 (Southern Local Government Officers Union) が合併し、公共サービス連合 (Public Service Association) として約9万人の組合員を持つ最大の組合となった。PSA, *About the PSA*, <<https://www.psa.org.nz/about-us/about-the-psa/>> (Accessed 2024-1-31).

図表 4-2 最低雇用権と雇用に関する義務⁵¹³

	根拠法令	内容
ニュージーランドで働く権利	入国管理法 (Immigration Act 2009)	雇用主は、ニュージーランド国内で合法的な就労権を持つ者のみを雇用しなければならない。
最低賃金	最低賃金法	新人労働者 (Starting-out Worker) ⁵¹⁴ や見習労働者 (Trainee) ⁵¹⁵ を除く 16 歳以上の被雇用者は、成人向け最低賃金 ⁵¹⁶ 以上の支払いを受けなければならない。新人労働者及び見習労働者もそれぞれの最低賃金 ⁵¹⁷ 以上の支払いを受けなければならない。
賃金の支払い	賃金保護法 (Wage Protection Act 1983)	賃金は基本的には現金で支払わなければならない。その他の方法で賃金を支払う場合は、雇用主は被雇用者に対する雇用契約書にその旨を記載しなければならない。 また、法律で定められている特定の控除 (源泉所得税、学生ローン返済 ⁵¹⁸ 、養育費 ⁵¹⁹ 等)を除いては、賃金から控除を行う際には、被雇用者の書面による同意が必要である。
記録の管理	雇用関係法第 130 条ほか	雇用主は、被雇用者の就業時間数、給与、休暇日数を正確に記録しなければならない。また、署名入りの雇用契約書の写しや現在有効な就業規則を保管し、要請があった場合はその写しを被雇用者に渡さなければならない。
休憩時間	雇用関係法第 69ZD 条ほか	2～4 時間働くと 10 分間の有給休憩時間を 1 回取得できる。4 時間を超え 6 時間まで働くと、10 分間の有給休憩時間を 1 回と、30 分間の無給食事休憩時間を 1 回取得できる。

⁵¹³ Ministry of Business, Innovation & Employment, *Minimum rights of employees – other language translations*,

<<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/rights-and-responsibilities/minimum-rights-of-employees-translations/>> (Accessed 2024-1-31).

なお、英語のほか日本語を含む計 18 の言語で資料が提供されている。

⁵¹⁴ ①16 歳又は 17 歳の被雇用者で、現在の雇用主の下で 6 か月以上雇用を継続していない者、②18 歳又は 19 歳の被雇用者で、6 か月以上特定の社会保障給付金を受給しており、受給開始以降いずれの雇用主の下にあって 6 か月以上雇用を継続していない者、又は③16 歳から 19 歳の被雇用者で、自らの雇用契約に関連した有資格者となるために、契約年間最低 40 単位の職業訓練の履修が義務付けられている者

⁵¹⁵ 20 歳以上の被雇用者で、自らの雇用契約に関連した職業における有資格者となるために、契約年間最低 60 単位の職業訓練の履修が義務付けられている者

⁵¹⁶ 22.70NZ ドル/時間 (2023 年 4 月～2024 年 3 月) Ministry of Business, Innovation & Employment, *Current minimum wage rates*,

<<https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-rates/>> (Accessed 2024-1-31).

⁵¹⁷ 18.16NZ ドル/時間 (2023 年 4 月～2024 年 3 月) Ministry of Business, Innovation & Employment, *Current minimum wage rates*,

<<https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-rates/>> (Accessed 2024-1-31).

⁵¹⁸ 日本でいういわゆる学生ローン。大学等の高等教育を受ける者は基本的に、①学費 (全額)、②教材費等 (年間 1,000NZ ドル上限)、③生活費 (週 302.32NZ ドル上限) を学生ローンとして借りることができる。就職して一定の収入額を超えると、その金額に応じた額を返済していく。

Ministry of Social Development, *STUDYLINK Hoto Akoranga*,

<<https://www.studylink.govt.nz/products/a-z-products/student-loan/index.html>> (Accessed 2024-1-31).

⁵¹⁹ 離婚等によって 19 歳未満の子とも同居をしていない場合等に、国の制度として義務的に支払わなければならない養育費

休憩時間（続き）		6時間を超え8時間まで働くと、10分間の有給休憩時間を2回と、30分の無給食事休憩時間を1回取得できる。8時間以降は、0時間から再計算され、上記のとおり計りなおす。
	雇用関係法第69Y条ほか	乳児のいる被雇用者が授乳を希望する場合、雇用主は妥当で実施可能と考えられる範囲内で、適切な休憩時間と施設を提供しなければならない。この場合の休憩時間は雇用主が同意しない限り無給となる。
年次休暇	休日法第16条ほか	同一の雇用主の下で1年間の雇用期間を経過するごとに、4週間の年次有給休暇が与えられる。未使用分は上限なしに繰り越すことができるが、最低14日前に通知する場合に限り、雇用主が被雇用者に対して、休暇取得を義務付けることもできる。 なお、被雇用者は毎年、最大1週間分の年次休暇を現金化するように要請することができる。
祝祭日	休日法第43条ほか	年間12日ある祝祭日は、それが通常の就業日であっても被雇用者は有給の代替休日が取得できる。 また、祝祭日に就労した場合には、就業時間の1.5倍以上の給与を支払わなければならない。
病気休暇	休日法第65条ほか	雇用開始から6か月を経過すると、有給の病気休暇が10日間取得できる。その後は12か月ごとに10日間の取得ができる。未使用分は繰り越して、現年分とあわせて最大20日まで蓄積が可能。 病気休暇は、被雇用者本人、その配偶者・パートナー、被扶養者が病気やけがをした場合に取得できる。 雇用主は、医師の診断書等、病気の証明をするものを求めることができるが、病気休暇の取得開始から3日以内に求める場合は、その取得費用は雇用主が負担しなければならない。
忌引休暇	休日法第69条ほか	雇用開始から6か月を経過すると有給の忌引休暇を取得できる。 ○配偶者又はパートナー、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、配偶者又はパートナーの父母が死亡した場合：3日間 ○上記以外の場合で雇用主が、忌引が必要と判断した場合：1日間
DV被害者の権利	休日法第72A条ほか	身体的、性的、精神的暴力（脅迫、嫌がらせ、所有物の破損等を含む）のDV被害者である被雇用者には、救済のために以下の権利が与えられている。なお、これらの権利は、過去にDV被害を受けた被雇用者にも適用される。 ○年次休暇、病気休暇、忌引休暇とは別に、毎年10日間有給のDV休暇を取得できる。 ○最大2か月のフレックスタイム制労働を申請できる。 ○DV被害にあったおそれがあるという理由で不当な扱いを受けない。 DV被害者である被雇用者は、書面で休暇を申請し、雇用主はそれに対し最大でも10日以内に対応しなければならない。また、被雇用者がフレックスタイム制労働を申請した場合、雇用主はそれに対し2か月以内に対応しなければならない。

育児休暇	育児休暇及び雇用保護法	<p>特定の条件を満たす被雇用者は育児休暇が取得できる。育児休暇と育児休暇中の給与は、別々の事項であり、取得資格は異なる。</p> <p>なお、育児休暇中の給与は雇用主ではなく政府から支給される⁵²⁰。</p> <p>○育児休暇：雇用主から取得</p> <p>(1) 6か月規定</p> <p>同一の雇用主の下で出産予定日又は6歳未満の子の育児予定日までに6か月間にわたり毎週平均10時間以上継続して勤務した者は、合計26週間の無給休暇を取得できる。</p> <p>(2) 12か月規定</p> <p>同一の雇用主の下で出産予定日又は6歳未満の子の育児予定日までに12か月間にわたり毎週平均10時間以上継続して勤務した者は、合計52週間の無給休暇を取得することができる。</p> <p>○配偶者・パートナー向け休暇</p> <p>配偶者・パートナーが(1)を満たす場合：1週間 配偶者・パートナーが(2)を満たす場合：2週間</p> <p>○妊娠休暇</p> <p>妊婦は、出産前に出産に関係した理由であれば、最大10日間の無給休暇を取得することができる。</p> <p>○育児休暇中の給与支給：政府から支給</p> <p>出産日までの52週間中のいずれか26週間の間に平均して週10時間以上雇用されていた者は、最大26週間分、政府からの給与支給を受けることができる。</p> <p>※なお、基本的には、6歳未満の子どもを養子とする場合も同様に育児休暇の対象となる。</p>
その他の休暇	ボランティア雇用保護法 (Volunteer Employment Protection Act 1973)ほか	被雇用者は労災によるけがや兵役訓練等に当たり、休暇を取得できる場合がある。
フレックスタイム制	雇用関係法第69AA条ほか	全ての被雇用者は、就業時間や就業日、就業場所の変更を申請する権利がある。雇用主は特定の理由がない限り拒否してはならない。
平等な給与支払いと平等権	雇用関係法第104条ほか	雇用主は、人種、肌の色、国籍、出自、性別、性的指向、婚姻・家族状況、雇用状況、年齢、宗教、政治信条、障がい、組合活動への参加の有無により、採用や解雇、給与支払い、教育・研修、昇進において被雇用者を差別してはいけない。これには、求職中の者も含まれる。

⁵²⁰ 被雇用者の場合は週712.17NZドル(2023年4月～2024年3月)を上限として52週間のうち最も収入が多い26週間分の平均が給付される。

Inland Revenue Te Tari Taake, *Employees: how we work out your paid parental leave entitlement*, <<https://www.ird.govt.nz/paid-parental-leave/working-out-your-entitlement/employees>> (Accessed 2024-1-31).

期間契約の被雇用者	雇用関係法第66条ほか	雇用主は以下の場合に期間契約での雇用を提示することができる。 ○季節労働、プロジェクト・ワーク、休暇中の正規職員の代替等、正当な理由がある場合 ○期間契約となる理由、契約終了の方法や期日を雇用主が被雇用者に告知し、被雇用者がそれに同意する場合
試用期間	雇用関係法第67A条ほか	雇用主は、最長 90 日間の試用期間を被雇用者に提示することができる（雇用契約の一部として書面での同意が必要）。 試用期間中に解雇された被雇用者は、不当な解雇を理由に個人的な苦情を申し立てることができない（ただし、雇用主による差別、ハラスメント、不当な行為等を理由に申し立てることはできる）。
労働組合	雇用関係法第7条ほか	被雇用者には、労働組合に加入するか、またどの労働組合に加入するかを決定できる権利がある。雇用主又は第三者が、組合加入に関して理不尽な強要を行うことは違法である。
安全衛生	職場安全衛生法(Health and Safety at Work Act 2015)	雇用主は、適切な教育・研修、監督、整備を行い、職場の安全を確保しなければならない。
職務の変更	雇用関係法第4条ほか	被雇用者の雇用継続に支障が予想されるような提案を行う場合、雇用主はそれについて被雇用者に情報を提供し、意見を聞かなければならない（正当な理由がある場合は、雇用主は必ずしも情報を開示する必要はない）。
雇用関係上の問題	雇用関係法第101条ほか	雇用問題が起きた場合は、雇用主と被雇用者は事実関係を明確化し、問題解決のために両方で話し合う必要がある。それでも解決しない場合は、雇用関係局、その後は雇用裁判所の管轄となる。
罰則	雇用関係法第142G条、職場安全衛生法第47条ほか	雇用主が雇用関係の各種法令に違反した場合、個人には最大 5 万 NZ ドル、企業には最大 10 万 NZ ドルの罰金又はその違反により生じる企業収益の 3 倍に相当する金額の罰金が科せられる。 また、職場の安全衛生に関連する法令に違反した場合、雇用主は最大で 5 年間の懲役（禁錮）及び罰金が科される。

第5節 任用

職員の任用は一括で行うのではなく⁵²¹、職ごとに補充の必要性が生じた段階で募集し任用するのが一般的である。

募集に当たっては、地方自治体や地方自治体職員募集専門のウェブサイト⁵²²、その他就職関係のウェブサイト、地元紙等で広告を行うのが一般的である。基本的には、業務内容やその職責、必要とされる経験や資格、契約の種類（正規職員・臨時職員等の別）を記載し、場合によっては賃金についても記載する。「募集→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場等）への照会→任用決定」という過程が一般的である。次にハミルトン市の職員募集の例を示す。

⁵²¹ オークランド市では、自治体の規模が大きいこと等もあり、大卒者向けに一括採用を行うプログラムを行っている（Auckland Council Graduate Program）。その場合でも、一般事務職としての一括採用ではなく、職種ごとに必要な人数を採用する。

⁵²² Taituarā, *Working in local government*, <<https://taituara.org.nz/working-in-local-government>> (Accessed 2024-1-31).

参考 ハミルトン市の職員募集例

○ハミルトン市ウェブサイト

The screenshot displays the Hamilton City website's job openings section. On the left, there is a 'Filters' sidebar with a 'Reset' button. The filters are categorized into three sections: 'Country' with a dropdown arrow and a checkbox for 'New Zealand (17)'; 'City' with a dropdown arrow and a checkbox for 'Hamilton (17)'; and 'Date Posted' with a dropdown arrow and four radio button options: 'Within 7 days (3)', 'Within 15 days (11)', 'Within 30 days (17)', and 'Anytime (17)'. The 'Anytime' option is selected. On the right, the 'Current openings' section lists six job positions, each with a title, location, and date posted:

- Natural Area Ranger**: HAMILTON, New Zealand, 01/02/2024
- Public Health Team Leader**: HAMILTON, New Zealand, 01/02/2024
- Legal Services – Solicitor or Senior Solicitor**: HAMILTON, New Zealand, 30/01/2024
- Zoo Keeper - Ungulates**: Hamilton, New Zealand, 29/01/2024
- Safety Specialist - Hamilton Zoo**: HAMILTON, New Zealand, 25/01/2024
- Duty Managers - Hamilton Pools**: HAMILTON, New Zealand, 24/01/2024

(1) 環境政策分析員 (Environmental Policy Analyst) の募集要項

- ・給 与：8万 NZ ドル～（年／スキルや経験に応じて応相談）
- ・雇 用 形 態：正規職員
- ・当 該 職 の 責 務：上下水道、雨水に関する市外部の政策等の監視・分析及び市内部の戦略・政策等に対する報告書作成・改善提言 等
- ・応 募 資 格：環境又は政策の分析及び計画立案を含む関連高等教育資格、3年以上の上下水道又は雨水政策の分析・立案経験 等

(2) グラウンドキーパー (Groundsperson) の募集要項

- ・給 与：26NZ ドル～（時）
- ・雇 用 形 態：正規職員（フルタイム）
- ・当 該 職 の 責 務：公園の芝生、庭園、プール等の基本的な設備の維持管理
- ・応 募 資 格：ニュージーランドの運転免許、芝生や庭園の維持管理全般の経験、機械メンテナンスの基本的な知識と経験 等

第6節 退職

雇用を終了する方法としては、雇用契約の満了、職員の申出による辞職、定年退職、解雇、リストラを始めとする余剰人員整理等がある。

法令では、職員が辞職を希望する場合や雇用主が解雇をする場合の事前申出（通知）義務や、雇用主がリストラ等を行う際における職員との事前協議義務、雇用主の決定に不満がある場合の職員に対する救済措置等を定めているが、事前申出（通知）に必要な日数等は定められておらず、必要に応じて雇用契約で定めることとなる。

また、ニュージーランドでは、年齢による雇用の差別を禁止していることから基本的には定年制度というものがない（裁判官等特定の職種は例外である。また、安全上の理由等の合理的な理由があれば、必ずしも妨げられるものではない。なお、1992年4月1日より前に締結され、現在も有効である雇用契約には定年制度が適用される）。ただし、一般的には老齢年金の受給資格を得る65歳で、その職を退く者が多いとされている⁵²³。

⁵²³ New Zealand Government, *Retirement Age*, <<https://www.govt.nz/browse/work/retirement/retirement-age/>> (Accessed 2024-1-31).

第5章 最近の地方行政の動き⁵²⁴

第1節 2010年地方自治法改正

2008年11月の総選挙で政権交代を果たし、労働党政権に代わり、国民党政権が発足した。2009年10月に、地方自治体の透明性と説明責任、財政運営を改善することを目的とした地方自治法⁵²⁵の改正法が2010年11月に可決、施行された。主な改正点は以下のとおり。

- ・地方自治体間でインフラサービスの財務情報以外での成果が比較できるように、その測定方法を標準化
- ・地方自治体の選挙時における議論の活性化のために、事前選挙報告書 (Pre-Election Report)⁵²⁶の策定を義務付け
- ・財政報告書に記載して公表しなければならない事項について規定するために、地方自治体財政報告書規則 (Local Government (Financial Reporting) Regulation 2011)⁵²⁷の導入。
また、住民の理解度を高めるために、平易な英語を用いることを要請
- ・地方自治体の長期計画の中に、資産税及び負債の上限並びに地方自治体の投資による効果を記載した財政戦略を盛り込む
- ・長期計画の策定過程を簡素化し、より戦略的な視点を導入
- ・地方自治体がどのような時期と目的で利害関係者からの意見を聴取するかについての自由度を拡大
- ・これまで別々であった、地域に対する事業の効果測定と長期計画策定の過程を統合し合理化
- ・サービス提供方法の選択における地方自治体の自由度を高めることにより、効果的・効率的なサービスを提供

⁵²⁴ 2010年以前の地方行政改革については、自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』、2005年を参照<<https://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j18.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

⁵²⁵ この章で述べる地方自治法改正とは、いずれも2002年地方自治法 (Local Government Act 2002) の改正である。

⁵²⁶ 遅くとも告示日の2週間前までに策定・公表しなければならず、現職議員の選挙活動とならないように首席行政職員が策定する。現職議員のコメントや写真は一切含めることができない。

⁵²⁷ 2012年の地方自治法改正に伴い、新たな規則 (地方の財政報告書及び健全性に係る規則) が2014年に施行されたため廃止された。

第2節 Better Local Government (2012、2014年地方自治法改正)

1 地方自治体の改革方針

2011年の総選挙でも勝利し2期目を迎えたキー国民党政権は、生産的と競争力のある経済や、より良い公共サービスを目的として、2012年3月に「Better Local Government (より良い地方自治体を目指して)」と題して、以下8項目の地方自治体改革方針を発表した。

- ・地方自治体の目的の見直し
- ・財政責任に対する要件の導入
- ・地方自治体のガバナンスの強化
- ・地方自治体の再編手続の合理化
- ・地方自治体の効率的な運営に関する専門委員会の設置⁵²⁸
- ・中央政府と地方自治体の役割についての枠組みづくり
- ・地方自治体のインフラ供給についての検査
- ・開発負担金 (Development Contribution) ⁵²⁹の見直し

発表に際して政府は、労働党・連合党政権が行った2002年の地方自治制度改革以降、住民の資産税負担が毎年平均して7%ずつ増加していることや地方自治体の負債が約4倍に増加していることを例にとり、「今回の改革は、地方自治体の主要な役割や財政上の責任に焦点を当てつつ、地方自治体に経費を抑制するための方法を与えることで、住民の資産税負担や地方自治体の負債の程度を抑制するためのものである」としていた。また、改革に当たっては2段階に分けて法改正を行うこととした。

2 2012年地方自治法改正

改革の1段階目として、2012年12月に改正地方自治法が施行された。1段階目では、以下の4分野について改正を行った。

⁵²⁸ Better Local Governmentの改革に対する提案を行うために2012年7月に8人が任命され、同年12月に地方自治体が住民と行う協議や計画、財政報告の詳細等についての報告書を発表した。

⁵²⁹ 開発者に対して課せられる負担金で、その開発に対して地方自治体がインフラサービスを提供する際に生じる地方自治体の資本的支出を補填するために、支払われるもの。また、金銭だけではなく、土地の提供も含まれる。

(1) 地方自治体の目的の見直し

これまで、地方自治体の目的は、現在及び将来にわたって「コミュニティの4つのウェル・ビーイング（社会的、経済的、環境的、文化的）の増進を目指すこと」であったが、「世帯や企業のために最も費用対効果のある方法で、良質な地域インフラ・地域公共サービス・その他法令で規定された地方自治体の業務成果について、地域の現在及び将来のニーズを満たすこと」とされた。これまで広義で捉えられてきた地方自治体の役割を、より狭義に捉えて明確化し、いわゆるお役所仕事や住民の資産税負担、地方自治体の負債を減少させ、資金効率的なインフラ供給を目指すこととした。

(2) 財政責任に対する要件を導入

地方自治体の財政状況を測定する指標や基準を設定することを目的として、地方自治体財政に係る規則を新たに導入することとした。ただし、この法改正では、具体的な内容は定めていない。2014年3月に「地方自治体の財政報告書及び健全性に係る規則」(Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulation 2014) が施行され、年次計画、年次報告書及び長期計画に記載し公表すべき財政的な事項とその基準、所定の様式等が示された。

(3) 地方自治体のガバナンスの強化

ア 市長の権限の拡大

これまでも市長は対外的に地方自治体を代表するもので、議会の代表者（議長）でもあったが、その役割は明確にされていなかった。そのため、以下のとおり市長の役割を明確にし、また、その権限を拡大するための改正が行われた。これは、2010年に合併によって生まれたオークランド市長のモデルを採用している。

なお、この改正（条項）は、広域自治体の議長が直接公選でないこと等を理由として、地域自治体の市長にのみ適用される。

- ・ 地方自治体の計画、政策及び予算の推進を統括
- ・ 副市長の任免
- ・ 委員会の設置
- ・ 委員会の長の任免

イ 地方自治体が策定する報酬及び雇用計画 (Remuneration and Employment Policy)

地方自治体の歳出を管理する方法の1つとして、各地方自治体に報酬及び雇用計画の策定を求めた(義務付けられてはいない)。また、毎年、地方自治体が発行する年次報告書には職員数とその給与を記載することを義務付けた。これによって、議会議員や住民が地方自治体の財政状況を監視しやすくなった。なお、同計画を策定した場合には3年に1回、見直しをしなければならない。

ウ 地方自治大臣の地方自治体支援(関与)の強化

地方自治体の運営が困難な状況に陥ってしまうのを未然に防ぐために、地方自治大臣が支援・関与できる範囲等を大幅に拡大した。これまでも地方自治大臣が議会を代理して地方自治体運営を行う執行官(Commissioner)を任命し、議会の執行を停止する等、地方自治体運営に関与することは可能であったが、本改正では、主に以下の事項が追加された(第2章第3節第2項(5)参照)。

- ・地方自治体運営に諸問題が見受けられる場合に、地方自治大臣は、その問題の内容及び解決に向けた計画を地方自治体に報告させることができること
- ・地方自治体の諸問題の解決プロセスを支援及び監視するために、地方自治体の要請を受けて、地方自治大臣が「国指定監察官」(Crown Observer)を任命できること
- ・地方自治体の諸問題が、支援なしでは解決が不可能と判断された場合や、その他の地方自治大臣の支援策(国指定監察官等)を地方自治体が誠実に履行しない場合に、地方自治大臣はその問題解決を直接指揮するための「国指定管理官」(Crown Manager)⁵³⁰を任命できること

(4) 地方自治体の再編手続の合理化

地方自治体の再編の発議がより簡単にできるように、誰でも地方行政委員会(Local Government Commission)に対して再編(合併や他地方自治体への権限の移譲等)の申請ができるようになった(改正前は、関係地方自治体の議会の議決、地方自治大臣の決定、全ての関係地方自治体における10%以上の住民の同意が必要であった)。また、地方行政委員会の役割も改め、申請があった場合に代替案の提示の機会を住民等に与えて、どの方法が最適な方法かを判断することとした。

⁵³⁰ 地方自治体の要請を受けて任命することも可能となっている。

その後の手続も簡素化され、地方行政委員会が決定した再編案に対して、パブリックコメントを実施し、最終的に地方行政委員会が最終再編案を決定する。最終再編案を最終的に住民投票にかけるかどうかは有権者に委ねられ、有権者 10%以上の要請があれば住民投票を実施することになる。最終的には住民投票の過半数以上の賛成で確定することとなる⁵³¹。なお、新たに再編される地方自治体の人口が 40 万人以上の場合⁵³²には、オークランド市のように地域委員会（第 2 章第 4 節第 3 項参照）を設置することも可能となった。

3 2014 年地方自治法改正

改革の 2 段階目として、2014 年 8 月に改正地方自治法が施行された。2 段階目では、以下の 5 分野について改正を行った。

(1) 開発負担金の見直し

2002 年に導入された開発負担金について、その負担金の課し方に様々な疑義があったこと（例えば、開発に直接的に関係のないコミュニティ施設等の使用に対する対価等にも課せられていた。）、開発負担金として得られた歳入をどのように使用していくかが地方自治体によって様々であったこと等から、より公平かつ透明性のある方法を導入することとした。具体的には以下のような改正が行われている。

- ・ 徴収された開発負担金の使用方法
- ・ 課金対象となるインフラサービスの明確化
- ・ 課金方法に疑義がある場合の異議申立て制度の導入

(2) オークランド市以外での地域委員会の設置

2012 年の 1 段階目の改正で、オークランド市以外にも地域委員会を設置することが可能になったが、地域委員会という有効な手段を広く用いることができるように、本改正では人口要件⁵³³を廃止し、地方行政委員会にその判断を委ねることとした。

それにより、新たに統合自治体を目指す地方自治体や既存の統合自治体が地域委員会の設

⁵³¹ 最終的に住民投票を行うという点は、改正前後で変わらない。

⁵³² 最初の再編案が示された日から 5 年以内に 40 万人以上になることが見込まれる場合も可能である。

⁵³³ 2012 年改正では、新たに再編される地方自治体の人口が 40 万人以上（最初の再編案が示された日から 5 年以内に 40 万人以上になることが見込まれる場合も含む。）の場合に限定されていた。

置を希望する場合⁵³⁴に、地方行政委員会が認めれば、地方自治体の再編案に組み込むことが可能となった。

(3) 地方自治体の効率的な公共サービスの提供とガバナンス

地方自治体間でのサービスの共同提供等を促進することを目的として以下の改正を行った。

- ・地方自治体の原則として、効率性を改善するために積極的に他の地方自治体との連携を模索することを求めた。
- ・地域自治体と広域自治体が締結する3か年協定（第2章第2節第6項参照）、複数の地方自治体が共同で設置する共同委員会、地方自治体間での権限移譲に関する条項を明確にした（改正前も全て可能ではあった）。
- ・地方自治体の再編過程で、地方行政委員会が共同委員会や公営企業を設置できるようにした。

(4) 住民との協議、意思決定、長期計画及び年次計画

地方自治体の業務をより効率的にし、また、住民との協議をより効果的にするために以下の改正を行った。

- ・特別な住民協議（Special Consultative Procedure）を必要とする要件を、長期計画の策定・改定及び住民に大きな影響を与える条例の制定・改廃のみに限定した。
- ・長期計画の住民協議資料を簡略化（重要案件、財政に係る事項等）し、長期計画と年次計画の協議段階やその内容において不要な重複を取り除くようにした。

(5) インフラ戦略及び資産運用

住民生活にとってインフラ供給が必要不可欠であることや、将来の維持・管理コストの問題を未然に防ぐといった観点から、30年間の長期インフラ計画の策定を地方自治体に求めた。その中には資産運用戦略やインフラに対するリスクマネジメント（天災、将来的なサービス需要の増減等）を含めることとした。

また、クライストチャーチ市での大地震の教訓を踏まえ、年次報告書において、現存資産に対する災害時に保険額や保険会社との保険契約をしていない自己保険資産、財政危機に対する共済協定等について公表することとした。

⁵³⁴ 当初の申請案で地域委員会の提案がされていなくても、地域委員会の設置がより効果的と判断されれば、地方行政委員会の裁量で再編案に組み込むこともできる。

その他特徴的な改正として、議会議員等が本会議や委員会に出席する場合に、必要な条件を満たせば、オーディオ機器やテレビ電話等を通じて出席することが可能となった。

第3節 2019年地方自治法改正

1 2019年5月地方自治法改正

2017年の総選挙に勝利し政権交代を果たしたアーダーン労働党政権は、2019年5月に改正地方自治法を施行し、前政権によって改正された以下の2分野について再度改正を行った。

(1) 地方自治体の目的の見直し

アーダーン労働党政権は、前政権が2012年12月に改正した地方自治体の目的は実際の地方自治体を持つ機能とサービスを反映していないとして、地方自治体の目的を改正前の「コミュニティの4つのウェル・ビーイング（社会的、経済的、環境的、文化的）の増進を目指すこと」に戻し、地方自治体に対し権限を与える法的枠組みを定めた。この改正により地方自治体は地域のウェル・ビーイングを促進することが義務付けられ、コミュニティの意見を反映した計画の策定と意思決定が必要となった。

(2) 開発負担金の見直し

さらにアーダーン労働党政権は、前政権が2014年8月に改正した開発負担金の制度について見直し、持続可能な住宅政策を成功させるためには、住宅やインフラの整備のみならず、地域のコミュニティを構築することも不可欠であるとし、ネットワークインフラ（道路、公共交通、水道、雨水管理、下水道）や、保護区内にある遊具、公共トイレに限定されていた開発負担金の適用範囲を、図書館や公共プール、スポーツグラウンドなどのコミュニティ施設にまで広げた。また、ニュージーランド運輸庁の助成を適用できる事業である場合も、開発負担金を適用できることが明確になった。

2 2019年10月地方自治法改正

また、2019年10月に地方自治法が再度改正施行された。これは2016年に前政権により提出された法案にアーダーン労働党政権が大幅な追加、修正を加えた後、施行されたものである。改正内容は以下の2点である。

(1) 地方自治体の再編手続の見直し

前政権により 2012 年に改正された地方自治体再編手続の簡素化について撤回した。地方自治体から合併の脅威を無くすことを目的とし、地方行政委員会に対する再編の申請を誰でも可能とした前政権の変更を撤回し、地方自治体は再編の申請を地方行政委員会に申請することが可能であるが、地方自治体以外からの再編の提案は関係地域の有権者の 10%以上の署名による同意が必要となった。

また、前政権による改正により地方行政委員会の権限が高められ、中央政府への説明責任範囲の拡大も含まれていたが、これについても撤廃をした。

(2) 公律企業に関する規定の改正

アーダーン労働党政権は、前政権時代に提出された公律企業の規定に関する法案に修正点を加え施行した。これは 2016 年当初の改正法案では、複数の地方自治体が共同所有する公律企業に対し地方行政委員会が地方自治体のサービスを強制的に移管することができる権限を与えるとしていたが、地方自治体からの反対意見もあり撤回した上で、公律企業に対し地方自治体や地域住民への透明性の確保や説明責任の範囲を拡大した。

一方で、交通大臣からの要請により地域自治体と広域自治体間における公共交通サービスの移管を可能とした。これは当時クライストチャーチ市に対しカンタベリー広域自治体が所管する公共交通サービスについて移管をするべきかの議論⁵³⁵がされていたためである。

⁵³⁵ 2024 年 1 月現在移管はされていない。

参考文献リスト

【オーストラリア編】

<第1章>

- Australian Bureau of Statistics (ABS), *2021 Census*,
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/population-census/2021>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Aboriginal and Torres Strait Islander people: Census*,
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/aboriginal-and-torres-strait-islander-peoples/aboriginal-and-torres-strait-islander-people-census/2021>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Australia's Population by Country of Birth*,
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/2021>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Cultural diversity of Australia*,
<<https://www.abs.gov.au/articles/cultural-diversity-australia>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Population: Census*,
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/population-census/2021>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Statistics about the population and components of change (births, deaths, migration) for Australia's capital cities and regions, Regional population*,
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/regional-population/latest-release>> (Accessed 2024-1-31).
- NSW Electoral Commission, *2023 NSW State election results*,
<<https://elections.nsw.gov.au/elections/past-results/state-election-results/2023-nsw-state-election-results>> (Accessed 2024-1-31).
- Parliament of Australia, *Current Ministry List (1 June 2022)*,
<https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Parliamentary_Handbook/Current_Ministry_List> (Accessed 2024-1-31).
- Parliament of New South Wales,
<<https://www.parliament.nsw.gov.au/Pages/home.aspx>> (Accessed 2024-1-31).
- Parliament of NSW, *All Members*,
<<https://www.parliament.nsw.gov.au/members/pages/all-members.aspx>> (Accessed 2024-1-31).
- The Parliamentary Education Office (PEO), *Parliamentary statistics*,
<<https://peo.gov.au/understand-our-parliament/how-parliament-works/parliament-at-work/parliamentary-statistics/>> (Accessed 2024-1-31).
- The Parliamentary Education Office (PEO), *Parliamentary statistics*,
<<https://www.peo.gov.au/learning/parliament-now/parliamentary-statistics/composition-of-the-senate.html>> (Accessed 2024-1-31).

- ・The Times, The Index-Gazetter of the World, 1965.
- ・外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 令和5年10月1日現在」
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>> (閲覧日：2024年1月31日)。
- ・気象庁「地点別データ・グラフ (世界の天候データツール) シドニー オーストラリア」<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/graph_mkhtml.php?&n=94767&p=24&s=1&r=1&y=2023&m=12&e=0&k=0&d=0> (閲覧日：2024年1月31日)。
- ・気象庁「東京 (東京都) 年ごとの値 主な要素」
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2024年1月31日)。
- ・気象庁「東京 (東京都) 2023年 (月ごとの値) 主な要素」
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2024年1月31日)。
- ・久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年
- ・国際交流基金「海外の日本語教育の現状 2021年度日本語教育機関調査より」
<<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/survey21.html>> (閲覧日：2024年1月31日)。
- ・シドニー日本商工会議所「オーストラリア概要 2023/2024年版」、2023年
- ・総務省統計局「人口推計 (令和4年 (2022年) 12月確定値 (2023年5月22日公表)」
<<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>> (閲覧日：2024年1月31日)。

<第2章>

- ・ABC News, *NSW councils to merge under State Government plan for forced a amalgamations*; 2016 elections delayed, 2015, 18 December, (Accessed 2024-1-31).
- ・ABS, *Australian Marriage Law Postal Survey Results*, <<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/1800>> (Accessed 2024-1-31).
- ・ABS, *Census data, 2021*,
<<https://abs.gov.au/census/find-census-data/search-by-area>> (Accessed 2024-1-31)
- ・ABS, Land and Environment, LGA, 2015-2022 - *Data by Region, 2015-2022*, <<https://www.abs.gov.au/methodologies/data-region-methodology/2011-23#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31).
- ・ACT Electoral Commission <<https://www.elections.act.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)

- AEC, *Voter turnout - previous events* <https://www.aec.gov.au/elections/federal_elections/voter-turnout.htm> (Accessed 2024-1-31).
- Ausgrid, *ABOUT US*, <<https://www.ausgrid.com.au/About-Us>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Centre of Excellence for Local Government, *Local Government and Community Engagement in Australia, 2011*
- Australian Energy Regulator, *State of the energy market 2023*, (Accessed 2024-1-31).
- Australian Electoral Commission, *1999 Referendum Report and Statistics*, <https://emailfooter.aec.gov.au/Elections/referendums/1999_Referendum_Reports_Statistics/summary_republic.htm> (Accessed 2024-1-31).
- Brisbane City Council, *Organisational chart*, <<https://www.brisbane.qld.gov.au/about-council/governance-strategy/organisational-chart>> (Accessed 2024-1-31)
- Brisbane City Council, *Your Buses*, <https://www.brisbane.qld.gov.au/traffic-and-transport/public-transport/buses/your-buses>(Accessed 2024-1-31).
- City of Sydney Council, *Petition Guidelines*
- Department of the Prime Minister and Cabinet, *National Cabinet Terms of Reference*, <<https://federation.gov.au/national-cabinet/terms-of-reference>> (Accessed 2024-1-31)
- Electoral Commission NSW, *Cumberland Poll* (Accessed 2024-1-31).
- Electoral Commission NSW, *Kiama Municipal Council Poll: 7 May 2016*, (Accessed 2024-1-31).
- Electoral Commission South Australia, *LOCAL GOVERNMENT ELECTION REPORT 2018*, <<https://www.ecsa.sa.gov.au/elections/past-council-election-results>> (Accessed 2024-1-31)
- Electoral Commission QUEENSLAND <<https://www.ecq.qld.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)
- Electoral Commission Queensland, *2016 Fixed Four-Year Terms Referendum Election Report, 2016*.
- Electoral Commission SOUTH AUSTRALIA <<https://www.ecsa.sa.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)
- Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*, <<http://www.ecanz.gov.au/systems/>> (Accessed 2024-1-31).

- Elvin, R., *Local government reform in the Northern Territory: reforming the governance of service delivery and the view from the Barkly*, 2009
- Essential Energy, *About Us*, <<https://www.essentialenergy.com.au/about-us>> (Accessed 2024-1-31).
- Glanville, B. and Stuart, R., *NSW council amalgamations scrapped after Government backflip*, ABC News, 2017, 27 July, (Accessed 2024-1-31).
- Grant, B. and Drew, J., *Local Government in Australia*, 2017,
- Inner West Council, *De-amalgamation*, <<https://www.innerwest.nsw.gov.au/about/the-council/de-amalgamation-poll#:~:text=The%20NSW%20Government%20formed%20Inner,to%20the%20three%20former%20Councils>>, (Accessed 2024-1-31)
- IPART, *Assessment of Council Fit for the Future Proposals Local Government — Final Report October. 2015*.
- Local Government NSW, *'Amalgamations: To Merge or not to Merge?'* 2015
- Local Government Remuneration Tribunal, *Annual Report and Determination under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 20 April 2022 <<https://www.remtribunals.nsw.gov.au/local-government/all-lgrt-determinations>> (Accessed 2024-1-31)
- Northern Territory Electoral Commission <<https://ntec.nt.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Electoral Commission <<https://elections.nsw.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Electoral Commission, *Referendums and polls*, <<https://elections.nsw.gov.au/elections/how-voting-works/voting-in-new-south-wales/referendums-and-polls#whatisapoll>> (Accessed 2024-1-31).
- NSW Government Office of Local Government, *Community Strategic Plan*, (Accessed 2024-1-31).
- NSW Government Office of Local Government, *NSW Candidate and Councillor Diversity Report 2017*, <<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Candidate-and-Councillor-Diversity-Report-2017.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Parliament, *Stronger Communities and New Council Implementation Fund guidelines* <https://www.parliament.nsw.gov.au/tp/files/78252/Stronger%20Communities%20and%20New%20Council%20implementation%20guidelines%20-%202024%20September%202020.pdf> (Accessed 2024-1-31).
- Parliament of Australia, *A quick guide to plebiscites in Australia* <https://www.ap.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Flag_Post/2011/June/A_quick_guide_to_plebiscites_in_Australia> (Accessed 2024-1-31).

- Parliament of Australia, Citizen Initiated Referendum Bill 2013, (Accessed 2024-1-31).
- Parliamentary Education Office, *Referendums and Plebiscites*, <<https://peo.gov.au/understand-our-parliament/having-your-say/elections-and-voting/referendums-and-plebiscites>> (Accessed 2024-1-31).
- Queensland Parliament, *QLD State Election FAQs*, <<https://www.ecq.qld.gov.au/elections/election-events/2020-election-events2/2020-state-general-election>> (Accessed 2024-1-31).
- Shire of East Pilbara, *Our Town*, <<https://www.eastpilbara.wa.gov.au/our-region/our-towns#:~:text=The%20Shire%20of%20East%20Pilbara,than%20the%20state%20of%20Victoria.>> (Accessed 2024-1-31)
- Shire of Peppermint Grove, *Council*, <<https://www.peppermintgrove.wa.gov.au/council/your-council.aspx>> (Accessed 2024-1-31)
- Tasmanian Electoral Commission <<https://www.tec.tas.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)
- Tasmanian Electoral Commission, *2022-Local-government-elections-statewide-report*, <<https://www.tec.tas.gov.au/local-government/reports.html>> (Accessed 2024-1-31).
- The Australian Electoral Commission (AEC), *Turnout by state, House of representatives, 2022 Federal Election* <<https://results.aec.gov.au/27966/Website/HouseTurnoutByState-27966.htm>> (Accessed 2024-1-31).
- The Australian Financial Review, *NSW sells Endeavour Energy stake to Macquarie Group-led consortium*, (Accessed 2024-1-31).
- The SYDNEY MORNING HERALD, *Transgrid lease reaps more than \$10 billion for NSW government*, (Accessed 2024-1-31).
- Tiley, I. and Dollery, B., *Historical Evolution of Local Government Amalgamation in Queensland, the Northern Territory and Western Australia*, 2010
- VIC COUNCILS, *Council responsibilities*, <<https://www.viccouncils.asn.au/what-councils-do/council-responsibilities>> (Accessed 2024-1-31).
- Victorian Electoral Commission <<https://www.vec.vic.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)
- Victoria State Government, Overview of roles of Councils and Council member, <<https://www.vic.gov.au/proposed-determination-allowances-mayors-deputy-mayors-and-councillors-consultation-paper-july-2021/overview-roles>> (Accessed 2024-1-31)
- WESTERN AUSTRALIAN Electoral Commission <<https://www.elections.wa.gov.au/>> (Accessed 2024-1-31)

- Western Australian Electoral Commission, *2021 Local Government Ordinary Elections Election Report April 2022* <<https://www.elections.wa.gov.au/elections/local-government-elections/reports>> (Accessed 2024-1-31)
- 国土交通省国土地理院「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」
<<https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm>> (閲覧日:2024年1月31日)
- 小松俊也「連邦国家における地方自治体の強制合併－2016年ニューサウスウェールズ州自治体強制合併の事例から－」首都東京大学『都市政策研究』、第11号、2017年
- 自治体国際化協会「オーストラリアにおける住民参画」『CLAIR REPORT』第397号、2014年
- 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治 2018年版』
- 総務省自治行政局「【総計】令和5年住民基本台帳人口・世帯数、令和4年人口動態（市区町村別）」
<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html> (閲覧日:2024年1月31日)

<第3章>

- ABS, Labour Force, *Australia* <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/labour-force-australia/jun-2023>> (Accessed 2024-1-31)
- ABS, Loddon, *2021 Census All persons QuickStats* <<https://abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/LGA23940>> (Accessed 2024-1-31)
- ABS, *Parramatta in 2021 Census All persons QuickStats* <<https://abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/LGA16260>> (Accessed 2024-1-31)
- ABS, *Public sector employment and earnings* <<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/latest-release>> (Accessed 2024-1-31)
- ABS, Table 1 All Levels of Government, Operating Statement - General Government in *55120DO001_202122 Government Finance Statistics, Australia, 2021-22* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/government-finance-statistics-annual/latest-release#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31)

- ABS, Table 130, 239, 339 in *Government Finance Statistics, Annual, 2021-22* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/government-finance-statistics-annual/latest-release#data-downloads>> (Accessed 2024-1-31)
- ABS, Tables 1-10, Taxation Revenue, Australia in *Taxation Revenue, Australia* <<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/taxation-revenue-australia/latest-release#:~:text=In%20the%20year%202021%2D22,as%20a%20percentage%20of%20GDP.>> (Accessed 2024-1-31)
- Australia Government The Treasury, *Final Budget Outcome 2017-18* <https://archive.budget.gov.au/2017-18/fbo/FBO_2017-18_Combined.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government The Treasury, *Final Budget Outcome 2022-23* <<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Capital Territory, *2022-23 Budget Outlook* <https://www.treasury.act.gov.au/__data/assets/pdf_file/0014/2051303/2022-23-Budget-Outlook.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government Commonwealth Grants Commission, *Horizontal Fiscal Equalisation in the Australian Federation* <https://www.cgc.gov.au/sites/default/files/2021-11/fs04_horizontal_fiscal_equalisation.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government Commonwealth Grants Commission, *Occasional Paper No. 9: GST distribution to states and territories in 2023-24* <<https://www.cgc.gov.au/sites/default/files/2023-03/Occasional%20Paper%209%20-%20GST%20distribution%20to%20states%20and%20territories%20in%202023-24.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government Department of Finance, *General revenue assistance* <<https://www.finance.gov.au/about-us/glossary/pgpa/term-general-revenue-assistance>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Financial Assistance Grant to Local Government* <<https://www.infrastructure.gov.au/territories-regions-cities/local-government/financial-assistance-grant-local-government#financial2022>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, *Local Government National Report 2020-21* <https://www.infrastructure.gov.au/sites/default/files/documents/lgn_report_2020-21.pdf> (Accessed 2024-1-31)

- Australian Government The Treasurer, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23*<<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government The Treasury, *2000-01 BUDGET PAPER No. 3 FEDERAL FINANCIAL RELATIONS 2000-01*<<https://archive.budget.gov.au/2000-01/bp3/bp3.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government The Treasury, *Federal Financial Relations Budget Paper No. 3 2021-22*<https://archive.budget.gov.au/2021-22/bp3/download/bp3_2021-22.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 1999-2000* <https://archive.budget.gov.au/1999-00/fbo/fbo_1999-00.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2000-01*<<https://archive.budget.gov.au/2000-01/fbo/fbo.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Government The Treasury, *Final Budget Outcome 2017-18*<https://archive.budget.gov.au/2017-18/fbo/FBO_2017-18_Combined.pdf>
- Australian Government The Treasury, *FINAL BUDGET OUTCOME 2022-23*<<https://archive.budget.gov.au/2022-23-october/fbo/download/fbo-2022-23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Australian Local Government Association (ALGA), *Current Financial Challenges*<<https://alga.com.au/policy-centre/financial-sustainability/current-financial-challenges/>> (Accessed 2024-1-31)
- City of Coffs Harbour, *Pensioner rebates for rates and water*<<https://www.coffsharbour.nsw.gov.au/Resident-services/Make-a-payment/Pensioner-rebates-for-rates-and-water>> (Accessed 2024-1-31)
- City of Parramatta, *General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2023*<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/2023-10/Annual_Financial_Statements-GPFS-SPFS-SS-2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- City of Parramatta, *Loan Borrowing Policy*<<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/2023-02/Loan-Borrowing-Policy-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Cobar Shire Council, *GENERAL PURPOSE FINANCIAL STATEMENTS for the year ended 30 June 2022*<https://cobar.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/07/Annual_Financial_Statements-GPFS-2022-1.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Essential Services Commission, *Annual council rate caps*<<https://www.esc.vic.gov.au/local-government/annual-council-rate-caps>> (Accessed 2024-1-31)
- Essential Services Commission, *What we do*<<https://www.esc.vic.gov.au/about-us/what-we-do>> (Accessed 2024-1-31)

- Hunter Water Corporation, *Annual Report 2022* <<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/src/uploads/documents/Annual-Report-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Hunter Water Corporation, *Corporate Governance Statement* <<https://www.hunterwater.com.au/documents/assets/src/uploads/documents/Policy-and-standards/Governance/Corporate-Governance-Statement.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Hunter Water Corporation, *Our Board* <<https://www.hunterwater.com.au/about-us/our-business/the-board>> (Accessed 2024-1-31)
- Hunter Water Corporation, *What we do* <<https://www.hunterwater.com.au/about-us/our-business/what-we-do>> (Accessed 2024-1-31)
- Independent Pricing and Regulatory Tribunal NSW, *The rate peg* <<https://www.ipart.nsw.gov.au/Home/Industries/Local-Government/For-Ratepayers/The-rate-peg>> (Accessed 2024-1-31)
- Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *Fact Sheet - Rate Peg 2020-21 - 12* <https://www.ipart.nsw.gov.au/sites/default/files/documents/fact-sheet-rate-peg-for-nsw-councils-for-2020-21-12-september-2019_0.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *Fact Sheet - Rate peg for NSW councils for 2021-22* <https://www.ipart.nsw.gov.au/sites/default/files/documents/fact-sheet-rate-peg-for-nsw-councils-for-2021-22-8-september-2020_0.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Independent Pricing and Regulatory Tribunal, *2022/2023 Information Paper* <https://www.ipart.nsw.gov.au/sites/default/files/cm9_documents/Information-Paper-Rate-peg-information-paper-2022-23-13-December-2021.PDF> (Accessed 2024-1-31)
- Kempsey Shire Council, *Part A - A Year in Review, Kempsey Shire Council Annual Report 2021-22* <<https://www.kempsey.nsw.gov.au/files/sharedassets/public/v/3/docs/departments/corporate-performance/planning-amp-reporting/annual-report/2021-22/20221208-ksc-ar-21-22-a4-hoz-web.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Kempsey Shire Council, *Part C - Audited Financial Statements, Kempsey Shire Council Annual Report 2021-22* <https://www.kempsey.nsw.gov.au/files/sharedassets/public/v/2/docs/departments/corporate-performance/planning-amp-reporting/annual-report/2021-22/2022-10-31-final-annual_financial_statements-2022-c.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Kempsey Shire Council, *Water supply & quality* <<https://www.kempsey.nsw.gov.au/Residents/Water-sewerage/Water-supply-quality>> (Accessed 2024-1-31)
- Kempsey Shire Council, *Water & sewerage* <<https://www.kempsey.nsw.gov.au/Residents/Water-sewerage>> (Accessed 2024-1-31)
- Loddon Shire Council, *Financial statements Year ending 30 June 2022* <<https://www.loddon.vic.gov.au/Our-Council/Annual-Report>> (Accessed 2024-1-31)

- Municipal Association of Victoria, *Rate capping*< <https://www.viccouncils.asn.au/wh-at-councils-do/council-funding/rate-capping>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Department of Planning and Environment, *Utilities that carry out water supply and sewerage services*< <https://water.dpie.nsw.gov.au/local-water-utilities/entities-that-carry-out-water-supply-functions>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Department of Planning and Environment, *Regulatory and assurance framework for local water utilities July 2022*< https://water.dpie.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/518566/regulatory-and-assurance-framework-for-local-water-utilities.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Office of Local Government, *Integrated Planning and Reporting GUIDELINES NSW Office of Local Government*< <https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/IPR-Guidelines-2021.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Premier's Department, *Contact a Minister*< <https://www.nsw.gov.au/nsw-government/ministers>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Office of Local Government, *Rates, Charges and Pensioner Concession*< <https://www.olg.nsw.gov.au/public/about-councils/laws-and-regulations/rates-charges-and-pensioner-concession/>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Revenue NSW, *Land tax*< <https://www.revenue.nsw.gov.au/taxes-duties-levies-royalties/land-tax#heading3>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Treasury, *NSW Treasury Policy and Guidelines: Ownership and Portfolio Expectations Policy*< https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-02/tpg22-02_ownership-and-portfolio-expectations-policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Treasury, *State Owned Corporations*< <https://www.treasury.nsw.gov.au/information-public-entities/government-businesses/state-owned-corporations>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Treasury, *TPP18-02 Commercial Policy Framework - Performance Reporting and Monitoring Policy for Government Businesses*< https://arp.nsw.gov.au/assets/ars/1c20d3c1db/TPP18-02_Commercial_Policy_Framework_Performance_Reporting_and_Monitoring_Policy_for_Government_Businesses.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Treasury Corporation, *Annual Report 2022*< <https://tcorp.nsw.gov.au/download/annual-report-2022/?wpdmdl=1144&refresh=65cca903cb1651707911427>> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Treasury Corporation, *Annual Report 2023*< https://tcorp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2024/01/TCorp_Annual_Report_2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Treasury Corporation, *Loan Facilities Guidelines for Local Councils*< https://tcorp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/08/Loan_Facilities_Guidelines_Sep_2019.pdf> (Accessed 2024-1-31)

- New South Wales Treasury, 2021-22 The NSW BUDGET HALF-YEARLY REVIEW <https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2021-12/2021-22_Half-Yearly-Budget-Review-Full-Report.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Valuer General, *About us*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/about_us> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Valuer General, *Council rates*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/council_rates> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Valuer General, *Land values*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/land_values> (Accessed 2024-1-31)
- New South Wales Government Valuer General, *NSW Valuer General Policy - Valuation of commercial land*<https://www.valuergeneral.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0009/221679/Valuation_of_commercial_land_policy.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- North Sydney Council, *ANNUAL FINANCIAL STATEMENTS for the year ended 30 June 2022*<<https://www.northsydney.nsw.gov.au/downloads/file/2064/financial-statements-2021-2022>> (Accessed 2024-1-31)
- Northern Territory Treasury Corporation, *Annual report 2022-23*<https://treasury.nt.gov.au/__data/assets/pdf_file/0004/1289587/2022-23-NTTC-AR.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Government Office of Local Government, *Australian Classification of Local Governments and OLG group numbers*<<https://www.yourcouncil.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/05/Australian-Classification-of-Local-Government-and-OLG-group-numbers.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Government Office of Local Government, *Finances*<<https://www.yourcouncil.nsw.gov.au/nsw-overview/finances/>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Government Office of Local Government, *INTEGRATED PLANNING & REPORTING HANDBOOK for Local Councils in NSW SEPTEMBER 2021*<<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2021/11/Integrated-Planning-Reporting-Handbook-for-Local-Councils-in-NSW.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Government Office of Local Government, *LOCAL GOVERNMENT CODE OF ACCOUNTING PRACTICE AND FINANCIAL REPORTING 2023/24*<<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2023/12/A868929-Publishing-of-the-Code-of-Accounting-Practice-and-Financial-Reporting-Update-202324-Briefing-Note-Tab-1-Section-1-General-Purpose-Financial-Statements1.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Government Office of Local Government, *The Resourcing Strategy*<<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/the-resourcing-strategy/#:~:text=Long%20Term%20Financial%20Planning,development%20of%20the%20Operational%20Plan.>> (Accessed 2024-1-31)

- NSW Government Treasury, *Report on State Finances 2016-17* <<https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2017-10/2016-17%20NSW%20Report%20on%20State%20Finances.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- NSW Government Treasury, *Report on the state finances 2021-22* <<https://www.treasury.nsw.gov.au/sites/default/files/2022-12/20221201-2021-2022-report-on-state-finances-final.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Percy Allan, “Reform, Retreat and Relinquishment Lessons from historic state ownership of businesses in NSW”, *Policy Paper*, No. 23, The Centre for Independent Studies, 2019.
- Queensland Treasury Corporation, *2022-23 ANNUAL REPORT* <<https://www.qtc.com.au/wp-content/uploads/2023/10/QTC-Annual-Report-2022-23-FINAL-LOCKED.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- South Australian Government Financing Authority, *2022-23 Annual Report* <https://www.safa.sa.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/984125/SAFA-2022-23-Annual-Report.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Tasmanian Public Finance Corporation, *2022/2023 Annual Report* <https://irp.cdn-website.com/34e29634/files/uploaded/Final%20TASCORP_AnnualReport_2022-23_DIGITAL.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- The Council on Federal Financial Relations, *The Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations* <<https://federalfinancialrelations.gov.au/sites/federalfinancialrelations.gov.au/files/2022-11/intergovernmental-agreement-on-federal-financial-relations.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Treasury Corporation of Victoria, *ANNUAL REPORT 2022-23* <https://www.tcv.vic.gov.au/images/Annual_Reports/2022-2023_TCV_Full_Annual_Report.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Victorian Government Department of Transport and Planning, *The valuation process* <<https://www.land.vic.gov.au/valuations/valuations-for-rate-and-land-tax/the-valuation-processes>> (Accessed 2024-1-31)
- Victorian Government Services, *Council rates and charges* <<https://www.localgovernment.vic.gov.au/our-programs/council-rates-and-charges>> (Accessed 2024-1-31)
- Western Australian Treasury Corporation, *Annual Report 2023* <<https://www.watc.wa.gov.au/media/232a52qn/watc-annual-report-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

<第4章>

- ABS, *National, state and territory population*<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Public sector employment and earnings - Latest release and Previous releases*<<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Public sector employment and earnings (Reference period 2022-23 financial year)*<<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/2022-23>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Public sector employment and earnings (Reference period 2022-23 financial year) Data source comparison, SEE & PSEE Graphs comparing SEE data against PSEE for 2021-22*<<https://www.abs.gov.au/statistics/labour/employment-and-unemployment/public-sector-employment-and-earnings/2022-23>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Table 6a in 6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007*, <<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.001Jun%202007?OpenDocument>> (Accessed 2024-1-31).
- ABS, *Table 6a in 6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17*, <<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument>> (Accessed 2024-1-31).
- Local Government (State) Award 2023 (New South Wales).
- McArthur Talent Architects, *2021-22 Local Government National Remuneration Survey*, <<https://www.mcarthur.com.au/media/wyfovlxd/national-local-government-remuneration-survey-report-abstract-202122.pdf>> (Accessed 2024-1-31).
- NSW Department of Local Government, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers*, 2022.
- NSW Department of Local Government, *Standard Contract For General Managers*, 2022.
- NSW Department of Local Government, *Standard Contract of Employment-Senior Staff (other than General Managers) of Local Councils in New South Wales*, 2006.
- 自治体国際化協会、「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第377号、2013年

【ニュージーランド編】

<第1章>

- Electoral Commission New Zealand, *VOTING SYSTEM*,
<<http://www.elections.org.nz/voting-system>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government, *Maori history*,
<<https://www.govt.nz/browse/history-culture-and-heritage/nz-history/maori-history/>> (Accessed 2024-1-31).
- New Zealand Parliament, *Members of Parliament*,
<<https://www.parliament.nz/en/mps-and-electorates/members-of-parliament/>> (Accessed 2024-1-31).
- New Zealand Parliament, *Our system of government*,
<<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/our-system-of-government/>> (Accessed 2024-1-31).
- Statistics New Zealand, *2018 Census population and dwelling counts*,
<<https://www.stats.govt.nz/information-releases/2018-census-population-and-dwelling-counts>> (Accessed 2024-1-31).
- Statistics New Zealand, *2018 Census ethnic group summaries*,
<<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-ethnic-group-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).
- Statistics New Zealand, *2018 Census ethnic group summaries*,
<<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-ethnic-group-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).
- Statistics New Zealand, *2018 Census place summaries*,
<<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-place-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).
- オークランド日本経済懇談会『ニュージーランド概要 2021-2022』
- 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 令和5年10月1日現在」、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>> (閲覧日：2024年1月31日)。
- 気象庁、「地点別データ・グラフ（世界の天候データツール）
AUCKLAND AERO AWS・クライストチャーチ（国際空港）ニュージーランド、<<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/frame.php>> (閲覧日：2024年1月31日)。
- 気象庁、「東京2023年（月ごとの値）主な要素」
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2024年1月31日)。

- ・気象庁、「東京 年ごとの値 主な要素」
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2024年1月31日)。
- ・総務省統計局、「人口推計（令和4年（2022年）12月確定値）」
<<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>> (閲覧日：2024年1月31日)。

<第2章>

- ・Auckland Council, *About local boards*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/local-boards/Pages/about-local-boards.aspx>> (Accessed 2024-1-31).
- ・Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2022/2023 Volume3, 2023*
- ・Auckland Council, *Auckland Council Fees Framework and Expenses Policy for Appointed Members, 2023*.
- ・Auckland Council, *Elected members' remuneration*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/elected-members-remuneration-declarations-interest/Pages/elected-members-remuneration.aspx>>(Accessed 2024-1-31)
- ・Auckland Council, *Local Governance Statement March 2023, Version 1.0*,<<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/Pages/auckland-council-explained.aspx>> (Accessed 2024-1-31)
- ・Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2022*, <https://www.dia.govt.nz/diawebsite.nsf/wpg_URL/Services-Local-Elections-Local-Authority-Election-Statistics-2022?OpenDocument> (Accessed 2024-1-31).
- ・Department of Internal Affairs, *Online voting*, <<https://www.dia.govt.nz/online-voting>> (Accessed 2024-1-31)
- ・Fire and Emergency New Zealand, *Annual Report for the year ended 30 June 2022*, (Accessed 2024-1-31).
- ・Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2021/22 Annual Report, 2022*
- ・Hamilton City Council, <<http://www.hamilton.govt.nz/Pages/default.aspx>>(Accessed 2024-1-31)
- ・Local Government Members (2023/24) Determination 2023.
- ・Local Government New Zealand, *Benefits of membership*, <<https://www.lgnz.co.nz/about-lgnz/membership/benefits-of-membership/>> (Accessed 2024-1-31)

- Local Government New Zealand, *Candidates Guide*, 2022, <<https://d1pepq1a2249p5.cloudfront.net/media/documents/2022-Candidates-Guide.pdf>> (Accessed 2024-1-31).
- Local Government New Zealand, *Community Boards NZ*, <<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/community-boards/>> (Accessed 2024-1-31)
- Local Government New Zealand, *Council maps and websites*, <<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/councils-in-aotearoa/council-websites-and-maps/>> (Accessed 2024-1-31).
- Local Government New Zealand, *Engaging with central government*, <<https://www.lgnz.co.nz/policy-advocacy/central-government-engagement/>> (Accessed 2024-1-31)
- Local Government New Zealand, *Final Voter Turnout Results*, 2022, <<https://www.votelocal.co.nz/final-voter-turnout-results/>> (Accessed 2024-1-31)
- Local Government New Zealand, *How councils work* <<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/councils-in-aotearoa/how-councils-work/>> (Accessed 2024-1-31)
- Local Government New Zealand, *Our strategy*, <<https://d1pepq1a2249p5.cloudfront.net/media/documents/Strategy23.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government Department of Internal Affairs, *Report of the Local Government Infrastructure Efficiency Expert Advisory Group* <[https://www.dia.govt.nz/pubforms.nsf/URL/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc/\\$file/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc](https://www.dia.govt.nz/pubforms.nsf/URL/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc/$file/LG-Infrastructure-Efficiency-Expert-Advisory-Group-Final-Report.doc)> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Immigration, *Local Government*, <<https://www.live-work.immigration.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/local-government>> (Accessed 2024-1-31).
- Office of the Auditor-General, *Governance and accountability of council-controlled organisations* <<https://oag.parliament.nz/2015/cco-governance/docs/cco-governance.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Office of the Auditor-General, *Local Government: Results of the 2010/11 audits, 2012*
- Statistics New Zealand, *2018 Census place summaries*, <<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-place-summaries/>> (Accessed 2024-1-31).
- Stats NZ Infoshare, *Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), Statistics* (Accessed 2024-1-31).
- Waikato Regional Council, <<https://www.waikatoregion.govt.nz/>> (Accessed 2024-1-31).

- Waikato Regional Council, *2021/22 Annual Report*, 2022
- Waikato Regional Council, *2022/23 Annual Report*, 2023
- 自治体国際化協会 『ニュージーランドの地方行政改革 1987～1996』、1999 年

<第3章>

- Auckland Transport, *Regional Fuel Tax*<<https://at.govt.nz/projects-roadworks/regional-fuel-tax>> (Accessed 2024-1-31)
- Hamilton City Council, *2021-22 Annual Report*<<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Content-Documents/Strategies-Plans-and-Projects/Previous-Annual-Reports/2021/22/Annual-Report-2021-22.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Hamilton City Council, *2022 Hamilton Annual Economic Report*<<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Content-Documents/Your-City/Economic-Development/Economic-Data-and-Reports/A4-HCC-2022-Annual-Economic-Indicator-Report-April-23-DIGITAL-F3.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Hamilton City Council, *2023/24 Annual Plan*<<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads/Documents/Plans/Annual-Plan-2023-24.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Hamilton City Council, *Fees and charges*<<https://hamilton.govt.nz/your-council/fees-and-charges/>> (Accessed 2024-1-31)
- Hamilton City Council, *INVESTMENT AND LIABILITY MANAGEMENT POLICY*<https://storage.googleapis.com/hccproduction-web-assets/public/Uploads-v2/Documents/Policies/Investment-and-Liability-Management-Policy_D-363226_01-July-2021.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- Hamilton City Council, *Understanding your rates*<<https://hamilton.govt.nz/property-rates-and-building/rates/understanding-your-rates/>> (Accessed 2024-1-31)
- Land Information New Zealand, *Audits of rating valuations*<<https://www.linz.govt.nz/guidance/property-valuation/audits-rating-valuations>> (Accessed 2024-1-31)
- Local Government New Zealand, *Local government explained*<<https://www.lgnz.co.nz/local-government-in-nz/local-government-explained/>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government Audit New Zealand, *What an auditor does (and what they don't do)*<<https://www.auditnz.parliament.nz/services/annual-audits/what-auditor-does>> (Accessed 2024-1-31)

- New Zealand Government Stats NZ, *Local Authority Financial Statistics income and expenditure (Annual-Jun) in Local Authority Financial Statistics* <<https://info.share.stats.govt.nz/SelectVariables.aspx?pxID=7e0e7683-0806-4087-8acb-2066089fcb3e>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government Stats NZ, *Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun) in Local Authority Financial Statistics* <<https://info.share.stats.govt.nz/SelectVariables.aspx?pxID=7e0e7683-0806-4087-8acb-2066089fcb3e>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government Stats NZ, Table2.3 Balance sheet (local government) in Government Financial statistics - Local government Balance Sheet, *Liabilities (Annual-Jun) 2021, 2022* <<https://www.stats.govt.nz/information-releases/government-finance-statistics-general-government-year-ended-june-2022/>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2022* <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2022-10/fsgnz-2022_2.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Government The Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2023* <<https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2023-10/fsgnz-2023.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Local Government Funding Agency, *ANNUAL REPORT 30 June 2023* <https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-08/LGFA_AnnualReport_2023.pdf> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Local Government Funding Agency, *Investor Update October 2023* <<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2023-10/LGFA%20Investor%20Update%20-%20Offshore%20October%202023%20MB%20.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- New Zealand Local Government Funding Agency, 「LGFA 概説」、<<https://www.lgfa.co.nz/sites/default/files/2024-02/LGFA-Overview-Jan-24%20%28Japanese%29%20WEB.pdf>> (閲覧日 : 2024 年 1 月 31 日)
- Office of the Auditor-General, *Part 3: Infrastructure strategies* <<https://oag.parliament.nz/2022/ltps/part3.htm>> (Accessed 2024-1-31)
- Office of the Auditor-General, *Part 4: Financial strategies* <<https://oag.parliament.nz/2021/ltp-bulletins/preparing-for-ltps.htm>> (Accessed 2024-1-31)
- Office of the Auditor-General, *Preparing for long-term plans* <<https://oag.parliament.nz/2021/ltp-bulletins/preparing-for-ltps.htm>> (Accessed 2024-1-31)
- Office of the Auditor-General, *What we do* <<https://oag.parliament.nz/about-us/what-we-do#autotoc-item-autotoc-1>> (Accessed 2024-1-31)
- Quotable Value, *About QV* <<https://www.qv.co.nz/about/>> (Accessed 2024-1-31)

- Tauranga City Council, *Financial Strategy* <<https://www.tauranga.govt.nz/council/council-documents/strategies-and-plans/action-investment-plans-aips/financial-strategy>> (Accessed 2024-1-31)
- Waikato Regional Council, *Annual Report 2021/22* <<https://waikatoregion.govt.nz/assets/WRC/PS23-15-2021-2022-Annual-Report-WR.pdf>> (Accessed 2024-1-31)
- Whanganui District Council, *Revenue and Financing Policy* <<https://www.whanganui.govt.nz/files/assets/public/v/4/policies/revenue-and-financing-policy-%e2%80%93-funding-needs-analyses-2022.pdf>> (Accessed 2024-1-31)

<第4章>

- Department of Internal Affairs, New Zealand Government, *Council Profiles A-Z in Local Government in New Zealand – Local Councils*, <http://www.localcouncils.govt.nz/lgip.nsf/wpg_URL/Profiles-Index> (Accessed 2024-1-31).
- Inland Revenue Te Tari Taake, *Employees: how we work out your paid parental leave entitlement*, <<https://www.ird.govt.nz/paid-parental-leave/working-out-your-entitlement/employees>> (Accessed 2024-1-31).
- Ministry of Business, Innovation & Employment, *Current minimum wage rates*, <<https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-rates/>> (Accessed 2024-1-31).
- Ministry of Business, Innovation & Employment, *Minimum rights of employees - other language translations*, <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/rights-and-responsibilities/minimum-rights-of-employees-translations/>> (Accessed 2024-1-31).
- Ministry of Business, Innovation & Employment New Zealand, *Types of employment agreements*, <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/employment-agreements/types-of-employment-agreements/>> (Accessed 2024-1-31).
- Ministry of Business, Innovation & Employment New Zealand, *Unions* <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/unions-and-bargaining/unions/>> (Accessed 2024-1-31).
- Ministry of Social Development, *STUDYLINK Hoto Akoranga*, <<https://www.studylink.govt.nz/products/a-z-products/student-loan/index.html>> (Accessed 2024-1-31).
- New Zealand Government, *Retirement Age* <<https://www.govt.nz/browse/work/retirement/retirement-age/>> (Accessed 2024-1-31).
- PSA, *About the PSA*, <<https://www.psa.org.nz/about-us/about-the-psa/>> (Accessed 2024-1-31).

- Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (RC, constituency), by age and sex, at 30 June 2018-2023(2023 boundaries)*, <<https://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7501>> (Accessed 2024-1-31).
- Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (TA, ward), by age and sex, at 30 June 2018-2023 (2023 boundaries)* <<https://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7501>> (Accessed 2024-1-31).
- Taituarā, *Working in local government*, <<https://taituara.org.nz/working-in-local-government>> (Accessed 2024-1-31).

【執筆・編集】

一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所

所長補佐 井上 史郎

所長補佐 清水 えりか

所長補佐 國崎 麗子

所長補佐 太田 秀明

所長補佐 松本 慎之介

所長補佐 辻脇 佳奈

所長補佐 竹村 智之

調査員 Yuna Saito

調査員 Emily Yamanishi

【監修】

所長 平木 万也

次長 小泉 さよ子

【特別監修】

花井 清人（成城大学経済学部教授）